

経済産業省委託事業

令和 6 年度化学物質規制対策
(化管法 S D S 制度に関する調査)

調 査 報 告 書

令和 7 年 2 月



みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

目次

1. 本事業の背景と目的	4
1.1. 本事業の背景	4
1.1.1. 化管法の制度見直し（政令改正）	4
1.1.2. 化管法対象物質見直し合同会合の報告	4
1.1.3. 安衛法省令改正の概要	5
1.2. 本事業の目的	6
1.3. 本事業の概要	7
1.3.1. 化管法の S D S 制度施行状況調査	7
1.3.2. 化管法物質選定における有害性基準と G H S 分類との整合性等を図るための課題抽出調査	7
1.3.3. 事業者向け G H S 分類ガイダンスの見直し及び令和 7 年度に向けた G H S 分類候補物質の抽出	7
2. 化管法の S D S 制度施行状況調査	9
2.1. SDS 提供への課題の整理・分析	9
2.1.1. R5 年度事業にて把握した SDS 提供に関する課題	9
2.1.2. 「輸入事業者における SDS 提供」パターン別の課題・対応策の整理	12
2.1.3. 事業者規模毎のヒアリング調査	19
2.2. 既存の公表資料の見直し・修正	24
2.2.1. 化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド	24
2.2.2. 輸入者向け SDS 英語版解説資料	24
2.2.3. 国内における SDS 作成・提供の方法に関する情報提供や支援内容の整理	26
2.3. まとめ	28
3. 化管法物質選定における有害性基準と G H S 分類との整合性等を図るための課題抽出調査	33
3.1. 化管法物質選定時の有害性判断の情報源及び結果と G H S 分類における情報源及び結果の比較	33
3.1.1. 作業の目的・方法	33
3.1.2. 有害性基準および分析結果	35
3.1.3. 慢性毒性におけるヒトへの定性的な知見の取扱いに係る考察	47
3.2. 令和 5 年度事業に基づく新たな有害性基準を活用した化管法物質選定の試行	50
3.2.1. 試行の目的・方法	50
3.2.2. 有害性項目ごとの分析結果	51

3.2.3.	変異原性の新基準案に係る考察	63
3.3.	有害性情報に関する最新の海外・国内動向状況調査	67
3.4.	有識者ヒアリング結果の整理	75
3.5.	本章のまとめ	79
4.	事業者向け G H S 分類ガイダンスの見直し及び令和 7 年度に向けた G H S 分類候補物質の抽出	80
4.1.	事業者向け G H S 分類ガイダンスの改訂	80
4.1.1.	事業者向けガイダンスの修正方針	80
4.2.	令和 5 年度分類候補物質の抽出	82
4.2.1.	過年度事業の整理に基づく候補物質	82
4.2.2.	事業者の興味・関心の高い物質	88

付属資料 目次

付属資料 1	化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド（2024 年更新版）
付属資料 2-1	化管法 SDS 制度に基づく輸入事業者における SDS 提供時の留意点
付属資料 2-2	【解説資料 本紙】 Introduction to the SDS System in Japan
付属資料 2-3	【解説資料 別紙 1】 Appendix1 PRTR-SDS Law Chemical List
付属資料 2-4	【解説資料 別紙 2】 Appendix2 SDS format (JIS Z 7253 2019)
付属資料 2-5	【解説資料 別紙 3】 Appendix3 Methods for Verifying Target Substances Using NITE-CHRIP
付属資料 2-6	【解説資料 本紙（日本語版）】 日本における SDS 制度の紹介
付属資料 2-7	【解説資料 別紙 3（日本語版）】 NITE-CHRIP による対象物質の確認方法

1. 本事業の背景と目的

1.1. 本事業の背景

1.1.1. 化管法の制度見直し（政令改正）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、「化管法」という）は、排出量・移動量の届出を行うP R T R制度及び指定化学物質等の情報提供等を行うS D S制度を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。

化管法は平成11年7月に制定、平成12年3月に施行され、平成20年11月に見直しが実施され、化管法施行令が改正となった。前回の平成24年度の見直しから10年を迎えたことから、化管法の課題や見直しの必要性及び方針について検討が行われ、令和元年6月に産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度ワーキンググループ、中央環境審議会保健部会化学物質対策小委員会合同会合（以下、「化管法見直し合同会合」という）において取りまとめがなされ（以下、「令和元年6月取りまとめ」という）、令和2年8月に薬事食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会P R T R対象物質調査会、化学物質審議会安全対策部会化管法物質選定小委員会、中央環境審議会環境保健部会P R T R対象物質等専門委員会合同会合（以下、「物質見直し合同会合」という）において、最新の有害性情報等を踏まえた第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質についての見直し答申（以下、「化学物質審議会答申」という）が取りまとめられた。

答申を踏まえ、対象物質を指定する化管法施行令を改正する改正政令が令和3年10月に公布された。

1.1.2. 化管法対象物質見直し合同会合の報告

薬事・食品衛生審議会 薬事分科会化学物質安全対策部会 P R T R 対象物質調査会、化学物質審議会安全対策部会 化管法物質選定小委員会、中央環境審議会環境保健部会 P R T R 対象物質等専門委員会（化管法対象物質見直し合同会合）は、化管法の対象物質の見直し等について検討を行い、令和2年度5月に報告を取りまとめた。この報告では、以下のように化管法の政令改正に関する課題が整理された。

<化管法の有害性基準の更なるG H S分類との整合性、多くの有用情報の扱いの課題>

今回の見直しにおいては初期リスク評価の一層の活用として、化審法のスクリーニング評価・リスク評価の結果を活用することとした。また、諸外国及び国内での化学物質管理制度における有害性が特に高い物質への閾値の設定を参考に一定以上の「生態毒性」を有する化学物質のうち、難分解性、かつ、高蓄積性があるものを特定第一種指定化学物質の指定要件として検討することとした。

次回の見直しに向けては、人健康影響、生態影響いずれの観点からも、国際的な潮流や最新の科学的知見を踏まえつつ、化管法の第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及び特定第一種指定化学物質いずれの選定基準についても引き続き検討を行うこととする。

具体的には、選定に使用する有害性情報については、近年の化学物質のリスク評価等の進展により多くの有用な情報が得られるようになってきており、例えば1つの物質に対し異なる試験方法による試験結果が複数得られる場合の有害性の証拠の確からしさや、従来とは異なる生物種を用いて行われ、従来の試験生物による試験結果とは影響の度合いが大きく異なった試験結果が得られた場合などの化管法の物質選定における扱いについて検討を進める必要がある。

1.1.3. 安衛法省令改正の概要

今後の安衛法に係る SDS の方針が更新となった。

化管法と同様に SDS の提供義務を課す労働安全衛生法（厚生労働省所管）（以下、「安衛法」という）においては令和3年7月に「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書が取りまとめられ、令和5年度までに対象物質を約3000物質に拡大する安衛法の見直しが行われた。

当該報告書ではGHS分類事業は関係省庁・機関が連携して一体となって進めること、GHS分類結果を安衛法の対象物質選定に活用すること、事業者の自律管理の一環として SDS のさらなる普及が提言されている状況にある。そのため、事業者はこれまで以上に各法令に遵守した SDS の作成が求められることになるとともにGHS分類結果がこれまで以上に重要視されることとなる。

1.2. 本事業の目的

令和 5 年 4 月の改正政令の着実な施行に向けて、サプライチェーン上の全事業者に新規指定化学物質の情報が行き渡るためには、事業者は可能な限り早期に新規指定化学物質に対応した SDS の提供を行う必要がある。そのような中、上述の令和元年 6 月取りまとめにおいて化管法の有害性基準の更なる GHS 分類との整合性、多くの有用情報の扱いの再検討が課題とされた。また、化管法における SDS については法令に規定される項目を遵守のうえ、普及が進んでいるが、化管法の有害性基準と GHS 分類基準が異なるため、実際に提供されている SDS の危険有害性情報（GHS 分類結果の記載内容）と法令における有害性判断結果の乖離があるケースが見受けられる。

他方、1.1.3 で述べたとおり、化管法と同様に SDS の提供義務を課す労働安全衛生法（厚生労働省所管）（以下、「安衛法」という）の見直しにより、事業者はこれまで以上に各法令に遵守した SDS の作成が求められることになるとともに GHS 分類結果がこれまで以上に重要視されることとなる。

本事業の目的
- 改正政令施行後におけるサプライチェーンを通じた SDS の提供状況の実態について把握し、現状の課題及び今後の方向性について整理・検討を行う - 対応可能な課題については、経済産業省化管法ホームページにおける化管法 SDS 制度で公表している既存の資料（化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド等）についての見直し・修正する。
- 化管法物質選定における有害性基準と GHS 分類との整合性等を図るため、化管法の物質選定における有害性基準について国内外の化学物質管理に関する新たな知見に基づき検討する。 - 化管法物質選定時の有害性判断の情報源及び結果と GHS 分類における情報源及び結果の比較として、GHS 分類及び化管法選定における根拠について個別物質毎の比較、課題を抽出する。 - 化管法有害性基準案の提案等を用いて、化学物質審議会答申（令和 2 年 8 月）のとりまとめにおいて活用した有害性情報を有する約 1, 0 0 0 物質について具体的に物質選定を試験的に実施する。 - 有害性情報に関する最新の海外・国内動向状況調査として、国内における化学物質に関する法令動向、EU における CLP の動きを踏まえた有害性（内分 泌攪乱物質、分解性、蓄積性、移動性）の見直しの必要性を整理する。
国連 GHS 分類に対応する JIS の改正動向を踏まえた事業者向け GHS 分類ガイドンスの改訂、令和 7 年度に GHS 分類の必要性が高い物質の抽出を行う。

これらの状況を踏まえ、1.3 に示す調査・検討等を行った。

1.3. 本事業の概要

本業務は、化学物質管理の促進を図るため、下記の調査等を実施した。

1.3.1. 化管法のSDS制度施行状況調査

令和5年度調査で実施した SDS 省令改正及び政令改正による施行状況調査(提供方法の電子化促進による提供状況の変化、新規指定化学物質への対応等)の結果を踏まえ、SDS の記載内容の更なる充実化に向けた検討・対応を行う。具体的には、令和5年度調査で実施した SDS 提供への課題の整理・分析を行うとともに、対応可能な課題については、経済産業省の化管法ホームページにおける「化管法 SDS 制度」で公表している既存の資料(化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド等)についての見直し・修正を行った。

さらに、業界団体ヒアリング(3団体程度)を実施した(WEB 会議にて対応)。

1.3.2. 化管法物質選定における有害性基準とGHS分類との整合性等を図るための課題抽出調査

化管法の物質選定における有害性基準について国内外の化学物質管理に関する新たな知見に基づき検討し、化学物質の危険有害性及びその分類に関する十分な知見を有する有識者等にヒアリングを実施した。

具体的には以下の①②③の調査・検討を実施した。

- ① 化管法物質選定時の有害性判断の情報源及び結果とGHS分類における情報源及び結果の比較として、GHS分類及び化管法選定における根拠について個別物質毎の比較を行うとともに、課題を抽出した。
- ② ①の結果及び令和5年度調査結果(有害性項目ごとの新たな基準案の検討結果等)を用いて、化学物質審議会答申(令和2年8月)のとりまとめにおいて活用した有害性データを有する約1,000物質を対象に、物質選定を試験的に実施した。
- ③ 有害性情報に関する最新の海外・国内動向状況調査として、国内における化学物質に関する法令動向、EUにおけるCLPの動きを踏まえた有害性(内分泌かく乱物質など)を整理した。

1.3.3. 事業者向けGHS分類ガイダンスの見直し及び令和7年度に向けたGHS分類候補物質の抽出

経済産業省ホームページで公表している事業者向けGHS分類ガイダンスについて、政府向けGHS分類ガイダンス、最新の科学的知見、国連GHS分類に対応するJISの改正動向を踏まえた改訂案作成を行った。改訂作業にあたっては、化学物質の危険有害性及びその分類に関する十分な知見を有する有識者にヒアリングを実施した。

また、化管法の既存指定化学物質の一部については最新の有害性情報に基づく GHS 分類結果が提供されていない現状に鑑み、化管法として情報提供が必要な物質として令和 7 年度に優先的に GHS 分類を実施すべき候補物質を 100 物質程度抽出した。

2. 化管法の S D S 制度施行状況調査

2.1. SDS 提供への課題の整理・分析

2.1.1. R5 年度事業にて把握した SDS 提供に関する課題

R5 年度事業にて、化管法改正を踏まえた SDS 制度の対応状況等を把握するべく、日本化学工業協会、日本塗料工業会、化成品工業協会、日本化学品輸出入協会、外資系企業連絡会の会員企業を対象としたアンケート調査や各協会事務局を対象としたヒアリング調査が実施されている。本項では、R5 年度のアンケート・ヒアリング結果のうち、今年度事業で関連する内容を抜粋する。

(1) SDS 制度の理解・対応状況

(a) 共通

R5 年度事業の報告書内では、SDS3 法や化管法 SDS 制度の認知状況について、アンケート結果では「事業者団体加盟企業では、SDS 三法及び化管法の改正状況についてよく認知している。」¹、ヒアリング結果では「SDS について十分理解している。認知度は高い。」「個社の対応状況は完全には把握していないが、おおむね対応している状況である」と分析されており、今回対象となった事業者では十分に対応できていると考えられる。

一方、個社のアンケート回答内容として、以下のような回答が上がっており、今回アンケートの対象となっていない事業者については、SDS 制度の理解や対応が不十分な可能性が考えられる。

【個社のアンケート回答（自由記述）抜粋】

- ✓ 川下側の法令理解が不足している可能性があり、不要や不適格な問い合わせを受ける。
- ✓ SDS を提供して貰える会社とそうでない会社がある。海外からの輸入の為非対応である製品もある。
- ✓ 一部サプライヤーからの SDS 改定が何年もされていない実態がある。
- ✓ 原料販売事業者様に、化管法改正に対応した改訂版 SDS の提供を施行の半年ほど前に依頼したが、「まだ準備できていない」と言われるケースもございました。対象物質追加の法改正がある場合は、川上メーカーは川下メーカーに早めに情報伝達されるよう、ご指導を強化いただきたい。
- ✓ いまだ上場化学企業でも、第一種指定化学物質が 1% 以上入っていても SDS では幅記載になって有効数字 2 桁表示されていない。改訂 SDS 発行をメーカーに依頼するも断られ、別途含有調査書発行いただいたが、やり取りに 1 ヶ月以上かかった。
- ✓ SDS 法の仕組み自体がほとんど意味をなしていないのではないかと思えることがある。化学メーカーが労力、時間、経費をかけて誠意を持って SDS を作成・交付しても、顧客の方がその意味を理解していないし、理解する気もないように見える。

¹ 令和 5 年度化学物質規制対策（化管法 SDS 制度に関する調査）報告書

(b) 輸出入事業者

R5年度報告書にて、「化管法の政令改正に対応したSDSを受け取っていない理由は何ですか。」という設問に対して、約40%（回答数/母数=12/28）が「海外からの輸入のため非対応」回答していたことや「SDS作成依頼への対応において最も困難と感じるのはどんな点ですか」に対して主な回答の例として「海外からの輸入品で成分情報の開示が不十分な場合が多い」が挙げられていることから、調達品に輸出入品が含まれる場合のSDS作成や輸出入事業者における輸入時のSDS作成に課題があると考えられる。また、個社のアンケート回答からも以下のように海外事業者からの輸入時のSDS作成について、課題があると考えられる。

なお、特に輸入時のSDS作成においては、製品とSDSの商流が分かれることもあり、複雑になっていると考えられることから、詳細に整理を行った。整理結果は、2.1.2に示す。また、日本輸出入協会からこの点に関して、海外事業者向けのSDS制度解説資料の要望を受けたことから、今年度事業にて資料の作成を実施した。資料作成の詳細は、2.2.2に示す。

【個社のアンケート回答（自由記述）抜粋】

- ✓ 社内確認で不明の場合、海外原料メーカーに調査依頼。やりとりに非常に時間と労力を要する。問い合わせしても、十分な回答が得られない場合が多い。海外品 SDS において、GHS 分類の危険有害性物質以外で、記載されていない成分についての調査は困難である。
- ✓ 一部、海外向け原材料がある為、その分については、受け取っていない物がある。
- ✓ なお、海外サプライヤーから購入した原料を含む自社製品の輸入の場合は、成分開示情報から自社で判断し、化管法政令改正に対応した SDS を作成している。
- ✓ 輸入代理店に日本版 SDS 対応を依頼。
- ✓ 調達する原料（化学物質）は多岐にわたるため、調達先の国や地域、企業によっては網羅されていない SDS もある
- ✓ 当社購入品は、海外品が大部分をしめている。日本側（輸入） 商社には SDS 交付義務の当事者であることの自覚がないので、当社は、海外メーカーが作成した非日本語の SDS を受け取ることになる。当社が化管法に準拠した SDS を受け取れる状況は想定しにくい。

(c) 中小事業者

R5 年度報告書内では、中小事業者に関して焦点を当てた分析はなかったものの、個社のアンケート回答より、特に中小事業者において SDS 作成が課題となっている可能性が考えられる。

【個社のアンケート回答（自由記述）抜粋】

- ✓ 対象になる物質が増加したことで、中小企業で限られた人数で対応しているため負担が大きくなる。少量多品種の化学工業で製品数が多いため、作成・見直しが必要な SDS の数が増え、負担になっている。

- ✓ 製品数が多い、また、人員不足のため対応出来ていない(改訂中)
- ✓ 従業員が減少する中で、法律や制度が複雑化・より多くの要求が矢継ぎ早にされるので対応が難しい。
(改正案件が1件発生した場合、化学物質管理の専門家だけで全てを対応するわけではなく、営業担当者や顧客などその知識のない方々にも理解して頂く必要があり、非常に時間を要する)

(2) 他法令からの化管法 SDS 制度への影響

現状、SDS を介して情報伝達を行っているのは、SDS3 法のほか、化審法、消防法等多岐にわたる。報告書内では、他法令の影響について特段分析されていなかったが、個社のアンケート結果を考慮すると、特に近年改正のあった安衛法を中心に SDS 制度の理解や対応へ影響を与えている可能性があると考えられる。

【個社のアンケート回答（自由記述）抜粋】

- ✓ SDS の適用 3 法の改正について、足並みを揃えて欲しい。⇒本アンケートは「化管法改正による～」という前提の設問ですが、SDS を作成する側としては、3 法全て網羅するのが前提であり、どれか一法だけに対応するという事はない為。
- ✓ 労働安全衛生法など他の SDS 関連法規においても、同じ物質管理の番号での一元管理（化管法と同じ番号）にしていきたい。（年度ごとに変わる政令番号は非常に扱いにくい。番号の記載は義務ではないが、番号での通知が利用者には検索の面で扱いやすい）
- ✓ 安衛法の政省令改正等の事情は理解しておりますが、法規制・政省令に個別に当たって把握することは事業者にとってやや難しいと感じています。
- ✓ 化管法、安衛法、毒劇法、消防法、高圧ガス保安法、化学兵器禁止法、危規則、その他、多種多様の法令を全てチェックし 1 つの SDS に盛り込むのは、大変な作業が要求されます。監督官庁としては自身が管轄する法令だけに準拠していれば良いのですが、事業者はそれだけは済まされません。GHS 等省庁連絡会議などで話し合い、このようなアンケートも含め、GHS や SDS に関しては 1 本化した発信／要請をお願いしたいです。
- ✓ 化審法優先評価化学物質との役割分担の合理化。化管法と化審法は、物質選抜基準等において重複する部分が多いため、部分的なリストの統合や、改正のタイミング、運用ルールを統一を求める。例えば、化管法では指定化学物質の塩は含まれないが、化審法では含まれるなど不整合があると、ルールが複雑化して法規が遵守できない原因となる。
- ✓ 種々の法改正がより安全を目指しているのは理解できるが、改正が多いため SDS 作成・管理が追い付いておりません。

2.1.2. 「輸入事業者における SDS 提供」パターン別の課題・対応策の整理

SDS 提供が止まってしまうケースが多い輸入事業者関連の課題についてはより精緻な整理と課題解消に向けた方策の検討を行った。具体的には、商流と物流が異なる【輸入事業者】は SDS 提供に関する課題を多く抱えていることから、川上から川下までの SDS の提供フローを詳細に整理し、各フェーズにおける課題を分析し、SDS 提供に関する具体的な注意喚起や補足について検討を行った。

輸入事業者が直接関係する SDS 提供パターンを図 2-1 に示す。課題の整理に当たっては、輸入事業者に対して SDS 作成義務がかかる状況に着目し、令和 5 年度調査も踏まえ、パターンごとに課題を整理した。整理した課題は表 2-1 に示す。

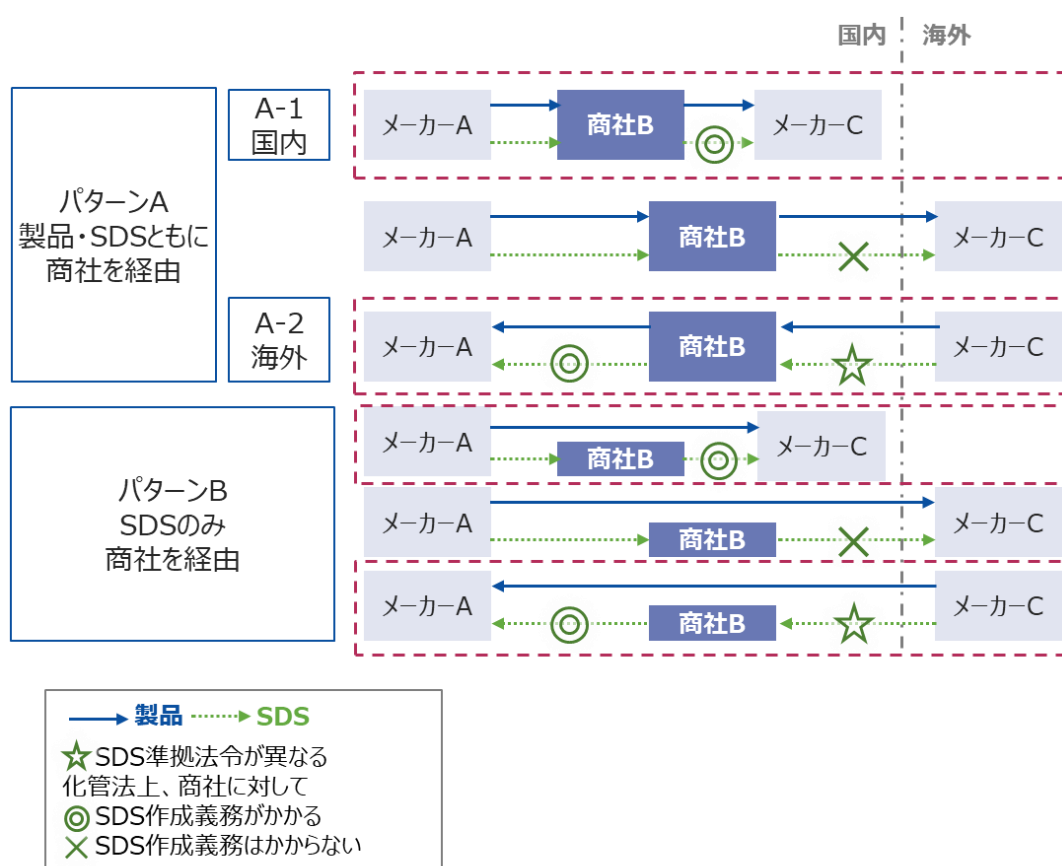


図 2-1 輸入事業者における SDS 提供パターンの一覧

表 2-1 輸入事業者における SDS 提供に関する課題

No.	対象となるパターン	分類	内容
1	A-1 国内で完結	会社情報の編集	輸入事業者 B は基本的にメーカーA が作成した SDS を基に編集するが、少なくとも会社情報については「第 1 項 化学品及び会社情報」に <u>輸入事業者のものを記載</u> する必要がある。
2	A-2 海外から輸入	日本の法令に準拠した SDS の作成	メーカーC から提供された SDS が日本の法令に準拠しているとは限らないため、輸入事業者 B は日本に準拠した SDS を作成する必要がある。 【R5 調査結果より】 ・海外原料メーカーとのやりとり非常に時間と労力を要する。問い合わせしても、十分な回答が得られない場合が多い。海外品 SDS において、記載されていない成分についての調査は困難。 ・海外への情報提供のため、全てにおいて英語版の資料、ツールがあると非常に助かる。
3	A-2 海外から輸入	危険有害性情報の差異	SDS「第 2 項 危険有害性の要約」等で危険有害性情報の記載が政府 GHS 分類と EU CLP 等とで内容が異なる可能性があり、仕向け先国/日本の GHS 分類に準じた記載が必要である。 【R5 調査結果より】 ・グローバルに展開する製品について、例えば、NITE 分類を採用した場合と、CLP 分類を採用した場合とで、分類が異なるケースが生じる。
4	A-2 海外から輸入	SDS 対象物質の差異	SDS に記載しなければならない物質の対象が異なり、仕向け先国/日本の法令に合わせる必要がある。 【R5 調査結果より】 ・PRTR では、条件として数平均分子量や繰り返し単位の繰り返し数、アルキル基の炭素数が 10 のものを主成分とするものに限る等、条件が細かく輸入原料では調査が非常に困難。 ・各企業の CBI の観点から、重量%を幅表示にしていきたい。日本以外の国で重量%を開示しなくてはならない国はないので、幅表示について検討していきたいと思う。 ・UVCB で C の数や分子量が指定されている場合、輸入事業者としては全て海外メーカーに問合せる必要があるため困難を感じるケースがある。(化審法届出不要物質で設定される分子量 1,000 の基準等)

No.	対象となるパターン	分類	内容
5	B SDS のみが 輸入事業者 を経由	ラベルと SDS の記載 内容の差異	輸入事業者 B は SDS を編集する必要があるが、製品に表示されているラベルはメーカー A が作成した内容になっている可能性があり、 <u>SDS とラベルを整合させる必要がある</u> 。
6	B SDS のみが 輸入事業者 を経由	SDS 作成義務の所在	製品を輸入事業者が受け取っていないことで、SDS 作成義務が発生しないという誤解を与える可能性がある。
7	A/B 共通	秘密保持契約を結んでいる場合の対応	上流から秘密保持契約を結んでいる場合、下流側へ提供する場合にも個別に秘密保持契約を結ぶ、上流に確認を取る等の対応が必要である。 【R5 調査結果より】 ・サプライチェーンの<u>川中、川下に位置する事業者</u>は、製造者または輸入者が営業秘密として秘匿している成分に対する改正後の法令該非確認は自ら行う事ができない。 ・業務用用途があることから 2 次・3 次販売先/ユーザー含め、SDS 提供範囲が非常に広く、<u>個社間での秘密保持契約や提供相手の限定が非常に難しい状況</u>。一方で、ユーザーは通常、PRTR の報告義務のある事業者ではなく、必要としていない相手先に企業秘密を広く提供する状況が発生し苦慮。
8	A/B 共通	(参考) 毒劇物ラベルの記載	毒劇物のラベルについては、<u>供給者名として製造者名を記載</u>するように求められている。 【R5 調査結果より】 日本輸出入協会は会員企業に対して製造者名（メーカー）と供給者名（輸入事業者）を併せて記載するように周知

No.	対象となるパターン	分類	内容
9	A/B 共通	(参考) 商法改正に伴う荷送人が運送人に対して危険物の通知義務	商法第 572 条で、「<u>荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない</u>」と規定されており、<u>商法上においても SDS 等で化学物質の危険性等の情報提供が必要になる。</u> 商法は日本国内の陸上、海上、航空運送問わず適用。改正国際海上物品運送法では商法の規定を準用し国際運送に対して同様の義務を課している。 SDS 上では、「第 2 項 危険有害性の要約」や「第 9 項 物理的及び化学的性質」、「第 10 項 安定性及び反応性」、「第 14 項 輸送上の注意」等への記載が必要である。

図 2-1 に示したように、輸入事業者における SDS 提供上の課題については、製品・SDS の両者が輸入事業者を経由するパターン（パターン A）のうち「国内で完結する」ケース（パターン A-1）と「海外から輸入する」ケース（パターン A-2）、「SDS のみが輸入事業者を経由するケース（パターン B）」、「パターン A/B 共通」の大きく 4 種類に大別した。

国内で完結する場合（A-1）については、輸入事業者は上流の SDS をベースとして情報伝達を行うため、大きな問題は発生しない。

海外から輸入する場合（A-2）、仕入れ先国の法令に準拠した SDS を日本の法令に準拠した SDS に修正する必要があることが課題となる。

製品はメーカーを経由して、SDS は輸入事業者を経由して提供される場合（パターン B）では、製品に表示されるラベルと輸入事業者が提供する SDS に差異が生まれる点が課題となる。

最後に、パターン A/B 共通の課題として、参考的な位置づけであるが化管法の責務の外の課題として、秘密保持契約やその他法令対応に関して生じると考えられる課題を整理した。特に課題 9 の「商法改正に伴う（荷送人から運送人に対する）危険物の通知義務」については、(3)にて詳細な制度内容などを後述する。

(1) 【参考】商法における「危険物に関する通知義務」

輸送時の危険物に関する通知について、化学物質に関する情報伝達の誤りが起因となって輸送時に船舶火災が発生し、裁判になった事例が存在する。

NYK NYK Argus 号事件²³

【概要】

2004 年 10 月 19 日、地中海を航行中に火災が発生。

原因は正確な申告をされていなかった自己反応性化学品が本船の燃料油タンクの近くに積まれたことにより加熱され、急激に反応を起こし発熱したことによると認定された。

【判決概要】

荷送人たる商社が危険品を輸出したが、製造業者が商社に提供した MSDS (Material Safety Data Sheet: 化学物質等安全データシート) に誤りがあり、商社はこれを信じ、本来は危険品として取り扱われるべき当該貨物を正しく申告せずに利用運送人を通じ海上運送人に引渡した。その結果、当該危険品に起因する船舶火災が発生した。裁判では、商社の立場において、製造業者から提供された情報を積極的に疑い、その正確性を調査すべきであったかどうかの一つの焦点となったが、裁判所は、荷送人には貨物を適切に分類・判定する義務があるとし、その判定が明らかでない場合には、危険性評価試験に基づいて判定する義務があるとの判断を示した。これは専門知識を持たない荷送人であっても、荷送人という立場にある以上は危険物分類義務があるとの判断であり、注目を集めた。

商法における危険通知義務は、H26 年に法制審議会への諮問があり、部会や分科会を経て、H30 年に成立・公布し、H31 年 4 月から施行された。改正された商法における危険通知義務の条文は以下のとおり。

商法第 572 条

荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有する物品であるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該物品の品名、性質その他の当該危険物の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないこととする。荷送人が通知義務に違反した場合、運送人は、これによって生じた損害の賠償を請求することができるが、その違反が荷送人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

² https://www.ms-ins.com/marine_navi/info/gmt/data/GMT_No73.pdf

³ https://www.jstage.jst.go.jp/article/gijij/81/3/81_141/_pdf

商法第 572 条では、危険物の範囲や具体的な伝達手段、内容については明示していない。商法改正を検討する部会でも具体的に論点として検討されているが、商法が基本法であることにより、具体的な定め記載が困難であると議論されたようである。

商法（運送・海商関係）等の改正に関する論点の補充的な検討（1）

法制審議会商法（運送・海商関係）部会第 6 回会議（平成 26 年 10 月 8 日開催）

危険物の範囲について個別に規定する法令には、消防法、毒物及び劇物取締法、危険物船舶運送及び貯蔵規則、航空法施行規則等があるが、基本法である商法の規律としては、国際海上物品運送法第 11 条第 1 項を参考に、本文 1 のような規定振り※にせざるを得ないと考えられる。ここでいう危険性とは、物理的な危険性を指し、法律的に船舶又は他の積荷に障害を与え得ること（禁制品等）を含まないとされる。

※商法第 572 条に採用された記載振り

このような商法第 572 条の状況に対して、運送会社では表 2-2 のように通知を独自に発出しているが、情報の求め方は各社各様である。中には SDS で危険物の情報を求めている事業者も存在するため、輸出入事業者の SDS 提供の課題の 1 つとなると考えられる。

表 2-2 商法改正に伴う危険物に関する情報要求方法

運送会社	商法改正に伴う危険物に関する情報の求め
A 社	お客様におかれましては、製品の「安全な運送に必要な情報」を「 <u>安全データシート (SDS)</u> 」により出荷の都度、指示書やメール本文への記載等記録に残る方法にて、お知らせくださいますようお願い申し上げます。
B 社	危険物とは、貨物の運送、保管その他取扱いに適用される国内関係法令や国際ルールが定める引火性、爆発性などを有する物品に限らず、その他の危険性を有する物品も含まれます。 ・その他の危険性を有する物品とは、人や生物だけでなく、船舶や航空機及び荷役機器、並びに積み合わせ貨物に対して影響を及ぼす可能性のあるものを指します。 貨物の安全輸送に必要な情報として、「 <u>安全データシート(SDS)</u> 」にて都度出荷指示書や文書にてお知らせください。

運送会社	商法改正に伴う危険物に関する情報の求め
C 社	危険物とは、貨物の国内・国際運送、保管その他取扱いに適用のある国内関係法令や国際ルール（<u>航空法、船舶安全法、危険物船舶運送及び貯蔵規則、消防法、高圧ガス保安法、IATA 航空危険物規則、IMDG コード</u>等がありますが、これらに限り<u>ません</u>）が定める引火性、爆発性等を有する物品のみならず、その他の危険性を有する物品も含まれます。その他の危険性を有する物品とは、人、生物に加え、船舶、航空機、荷役機器等の運送用具、その他積み合わせ貨物に対して影響を及ぼす可能性のあるものと解釈されています。従いまして、例えば国連番号または消防法上の指定が付されていない物品であっても、改正商法がいう危険物に該当する可能性がございます。前述の関係法令やルールに則り荷送人の責任において危険物に該当するか否か等をご判断いただくとともに、その他の危険性を有するか否かをご検討のうえ、運送における取扱注意事項につきましても、必ずご通知ください。
D 社	危険物を航空貨物として輸送する際は、航空法をはじめとする関係法規に定められた要件を順守していることを事前にご申告いただく必要が御座います。
E 社	危険物を航空貨物として輸送する際は、航空法をはじめとする関係法規に定められた性状、容量や梱包などを順守していることを、事前に航空会社に所定の書面でご申告いただくことにより、輸送することが可能となっております。

2.1.3. 事業者規模毎のヒアリング調査

(1) ヒアリングの実施要領

以下に、ヒアリングを実施した企業を表 2-3 に示す。実施企業一覧には、業界団体会員企業も含む形で掲載した。

表 2-3 ヒアリング実施先一覧

属性	件数	実施事項
SDS 作成支援企業	1 件	対面ヒアリング
日本化学品輸出入協会	1 件	Web ヒアリング
化学工業企業 (化成品工業協会会員企業)	13 件	書面ヒアリング

(2) ヒアリングの結果

(a) SDS 制度の状況・全般の課題

SDS 制度の実態関連でのヒアリング結果は表 2-4 のとおり。

表 2-4 SDS 制度の実態関連に関するヒアリング結果

No.	分類	概要
a-1	法令改正の変化	✓ 安衛法で SDS 通知対象義務物質が大幅に増加したことを知らないような事業者が相当程度いるように思われる。また、化管法の改正についても状況としては同様であったと記憶している。化管法や安衛法の改正による弊社サービスへの直接的な影響について、受託作成サービス側への影響はあまり見られなかったものの、SDS 作成ツールサービス側では作成利用が増加したようである。(SDS 作成支援企業) ✓ 顧客からの SDS 問い合わせが増加した。法律改正のたびに SDS を自発的に提供するように要請された。(化学工業企業) ✓ 社内の手順を見直した (SDS 作成手順)。特に適用法令項目について、すべての作成した SDS について見直しを約半年かけて実施した。(化学工業企業)

No.	分類	概要
a-2	SDS の更新	✓ SDS の更新については、安衛法側での 5 年以内での確認と変更の必要がある場合に更新し通知という内容が出ている影響もあつてか、まだ弊社側へ問合せ等はあまりいただいていない。どちらかという、先般の安衛法改正によって、5 年は更新しなくてもよいという認識が広まっているような印象を受けている。事業者にもよると思うが、行政の情報を都合よく解釈している節がみられる。(SDS 作成支援企業) ✓ 危険有害性情報や適用法令等が更新され、SDS の記載内容が変わるタイミング又は前回の更新から 5 年経過するタイミング(化学工業企業) ✓ 顧客から依頼を受けたタイミング又は法改正により SDS 記載内容に変更・更新が必要になったタイミング(化学工業企業) ✓ 法令改正や顧客等から SDS の発行依頼があるタイミング(化学工業企業)
a-3	SDS 制度の理解	✓ 中小事業者については、理解が及んでいない印象がある。また、近年のお問合せで目立つのは、消毒液を輸入したいという事業者からの SDS 作成依頼や成形品への作成を依頼されることがある。特に成形品に関する作成依頼は、リチウムイオン電池を含有するようなものやフロン関連の製品(冷蔵庫等)等が多い。これら作成の背景として、SDS の本来の用途ではなく、輸送上の注意の確認やインターネットショッピングサイトで販売する場合に危険物を含んでいないかの確認することを目的としているようである。一方で、安衛法側で議論されているような保護具の記載に関する問合せはまだいただいていない。(SDS 作成支援企業) ✓ SDS 制度の理解が課題。(化学工業企業)
a-4	対象物質の増加 (主に安衛法)	✓ 年々増加する対象物質の対応に難儀している。(化学工業企業) ✓ 毎年安衛法通知対象物質が増えるので、頻繁に SDS 見直しが必要になり、作業負荷が大きい。(化学工業企業)
a-5	法改正に伴う対応	✓ 法改正の度に SDS 提出の依頼が来るが、法改正の度に原料メーカーに法改正対応後の SDS を依頼し、含有有無の確認を行ってから SDS 作成になるため、手間と時間がとてもかかる。(化学工業企業) ✓ 法律の改正が定期的に行われるので、その都度見直すことに時間を費やしてしまう。(化学工業企業)

No.	分類	概要
a-6	法令対象物質への CAS 登録番号の付与	✓ 官公庁が正式に発表される化学物質リストに CAS 番号が無いことが多く、大きな手間となっている。(化学工業企業)
a-7	SDS3 法の足並み	✓ 3つの法令を常に監視していなくてはならないのは、手間が掛かる。業界の実態としては、三法で SDS 提供が義務付けられている品目だけでなく全ての製品に対して顧客より SDS の提供が求められることを、行政当局は認識いただきたい。(化学工業企業) ✓ 近年、SDS 三法の改正が多く。製品数の多い企業にとって負担となっている。法改正の情報があるとすぐに川下側から情報提供を求められるが、川上側からの情報公開は施行日直前になることもあり川中企業にとって負担である。(化学工業企業)

(b) 輸出入時の SDS 作成に関する課題

輸出入時の SDS 作成に関するヒアリング結果は、表 2-5 のとおり。

表 2-5 輸出入時の SDS 作成に関するヒアリング結果

No.	分類	概要
b-1	海外事業者への説明	✓ 海外事業者に向けて説明、理解いただく上で、SDS3 法をまとめたパンフレットや JIS の英訳を準備いただくことをご検討いただきたい。(輸出入協会) ✓ 受託作成サービスの方では、海外事業者からいただいた SDS を弊社に提供いただき、その情報を基に作成していて、弊社が直接海外事業者とやり取りすることはほとんどない。やりとりとして多いのは、海外事業者に対して SDS3 法の対象物質の情報をもらうように促している。具体的な方法としては、NITE の法令検索で該当する物質がないか確認する方法を案内している。(SDS 作成支援企業) ✓ 日本法規制の対象化学物質の一覧リストを添付し含有調査を行う。(化学工業企業) ✓ 国内法令(安衛法、化管法、化審法など)の該非が確認できないため、弊社独自の調査様式を用いて含有物質調査を行っている。(化学工業企業)

No.	分類	概要
b-2	製品を確認しない/できないことでの課題	✓ 商社が SDS を作成・提供しなければならないが、製品の現物を見ないケースがある。そのため、特に製品の状態やにおい等の物理化学的危険性が分からずに、第 9 項を記載するため作成しづらい部分もあると考える。(輸出入協会)
b-3	SDS の適切性の確認	✓ 当協会に相談に来ている内容として、第 2 項、第 3 項、第 10 項辺りの内容に乖離が生じていても輸入事業者が気づいていないことが多い。また、第 14 項に記載する国連番号が適切なものか、他項目と整合しているかの判断ができないこともある。(輸出入協会) ✓ データの信頼性を裏付ける根拠が記載されていない事が多い。(化学工業企業)
b-4	法規制情報の把握	✓ SDS は JIS を参考に作成されているが、適用法令部分を記入するのが難しいようである。具体的には、NITE-CHRIP は確認しているものの、CHRIP のみでは対応しきれない法令について苦慮しているようである。民間の法令規制該当データベースの利用をすることも考えられるが、そこまでコストをかけられる事業者が多いわけではなく一概に導入することは難しいと思料。(輸出入協会)
b-5	SDS の用途	✓ 特に輸出入が関係する SDS の使われ方として、化審法・安衛法の新規化学物質があるかの確認や通関の際の成分の確認に使用されていることがある。(輸出入協会)
b-6	JIS と国連 GHS 文書最新版の乖離	✓ 日本では GHS 分類を 10 年前の第 6 版で行うように通達されているが、最新版を使用した海外用 SDS と整合しなくなって来ており、両方の言語の SDS の提供先に説明しなければならない。(化学工業企業)
b-7	輸出時の全成分開示	✓ 外国に輸出する際に、成分表示の合計が 100%になっていないといけなく場合が多く、主成分以外の成分や、その成分量が不明の場合の記載の仕方が難しい。(化学工業企業)

No.	分類	概要
b-8	輸入時の成分情報の確認	✓ 年に一度海外メーカーへ SDS 改訂版を提供いただくようにしているが、商社経由でも海外言語のままの SDS である場合があり、日本語訳いただくように依頼するが対応いただけなかったり時間がかかったりする場合がある。(化学工業企業) ✓ 直接海外から入手することは無く、商社を通して入手することが多いので、商社に日本語の SDS を提供いただくように依頼している。ただし、すべてにおいて対応いただけないこともあり、英語版を登録せざるを得ない場合があり、同じ化合物を販売しているメーカーの SDS にてやむを得ず代用運用する場合がある。(化学工業企業)
b-9	JIS や SDS3 法に対応していない海外 SDS	✓ 中国メーカーから主に SDS を取り寄せている。SDS の構成が古い。データが不十分、不正確、GHS 分類が日本や国際基準に合わない。(化学工業企業) ✓ 提供国の現地語での記述が分からず、翻訳に苦勞する。(化学工業企業) ✓ 当社担当者が判読しづらい言語（中国語など）で提供された場合、内容を理解しづらい(化学工業企業) ✓ 日本法規に準じた SDS でない場合がある。(化学工業企業)

(c) 中小事業者のニーズ・ご要望

中小事業者のニーズ・ご要望に関するヒアリング結果は、表 2-6 のとおり。

表 2-6 中小事業者からのニーズ・ご要望に関するヒアリング結果

No.	分類	概要
c-1	支援ニーズが不明確	✓ 中小事業者については、問合せ的にニーズが明確になっているわけではなく、冒頭申し上げた通り、まずは SDS 制度の理解が及んでいないのが一番にあると思われる。(SDS 作成支援企業)
c-2	SDS 作成コスト	✓ SDS 作成状況としては、システム等できちんと対応しているというよりは、SDS にかけるコストがなく、ありものを少し直して提供し、川下側から指摘があれば対応するといったような消極的な対応になっているのが実態であると想像する。(SDS 作成支援企業)
c-3	作成する SDS の適切性の確認	✓ 含有成分に対する法令確認などが最新情報で適切に記載できているかの確認作業が負担(化学工業企業)
c-4	人材育成	✓ SDS 作成に関する人材が不足している。(化学工業企業)

2.2. 既存の公表資料の見直し・修正

2.2.1. 化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド

更新した「化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド」については【付属資料 1】に示す。

2.2.2. 輸入者向け SDS 英語版解説資料

R5 年度事業でのヒアリングにて、日本輸出入協会等から海外事業者向けに日本の SDS 制度を解説する英語版資料の要望を受けたことに伴い、本事業にて作成を行った。

作成手順は以下のとおり。

(1) 原案の作成

事務局にて、日本語で原案を作成した。資料の位置づけや構成は以下のとおり。

(d) 化管法 SDS 制度に基づく輸入事業者における SDS 提供時の留意点

① 位置づけ

輸入事業者が SDS を作成するための留意点を説明する資料

② 構成

- ・ 輸入業者における SDS 提供義務及びラベル表示の努力義務
- ・ 輸入時の SDS 提供時の留意点

(e) 日本における SDS 制度の紹介

① 位置づけ

輸入事業者から海外事業者へ日本で SDS が義務となっていることの説明資料
海外事業者が SDS を作成する際に助けとなる資料

② 構成

- ・ GHS の背景と日本での取り扱い
- ・ 日本における SDS 制度の概要
- ・ SDS 提供対象物質・製品
- ・ SDS 関連法令

別添：

- ・ 化管法対象物質一覧
- ・ SDS フォーマット（NITE のエクセル）
- ・ NITE-CHRIP を用いた SDS 作成対象物質の確認方法

(2) 日本化学品輸出入協会への確認

原案について、日本輸出入協会へヒアリングを行い、内容について確認を行った。
ヒアリング概要は表 2-7 のとおり。

表 2-7 ヒアリング概要

ヒアリング先	実施日	実施方式
日本化学品輸出入協会	2/20 10:00-11:00	Web (Microsoft Teams)

いただいた主なご意見と対応方針は表 2-8 のとおり。

表 2-8 解説資料についていただいたご意見と対応方針

No.	ご意見	対応方針
①	✓ 「努力義務」の文言が海外事業者には分かりづらい可能性があるため、英訳の際に書き下していただきたい。	➤ 仮訳の際に留意
②	✓ SDS3 法について記載いただけるとよい。毒劇物の別を記載いただきたい。(輸出入協会)	➤ 化管法以外の SDS3 法については、概要程度でとどめることを想定。次年度以降、修正を検討。
③	✓ 「GHS 文書第 6 版」とあるが、「改訂 6 版」としていただきたい。(輸出入協会)	➤ 修正
④	✓ JIS は近々更新されると思うが、更新された場合、本資料についても更新いただきたい。	➤ 現時点では公開時期が不明のため、2019 版にて作成。更新があった場合は、該当箇所を更新する必要がある。
⑤	✓ 解説資料中、化管法、安衛法の QA ページを日本語のままで構わないのでリンク先として記載いただきたい。	➤ 法令概要の箇所にリンクを追記。
⑥	✓ SDS のイメージの参考に、職場のあんぜんサイトのモデル SDS へのリンクをつけていただきたい。	➤ 安衛法の法令概要箇所にリンクを記載。

(3) 原案の修正・仮訳

いただいたコメントを踏まえ、原案の修正を行い、資料の仮訳を行った。資料については【付属資料 2】にて示す。

2.2.3. 国内における SDS 作成・提供の方法に関する情報提供や支援内容の整理

国内における SDS 作成・提供方法に関する支援内容の整理結果は表 2-9 のとおり。化管法に関連する内容としては、情報提供が多く、次いでセミナー等の教育機会の提供が多い結果となっている。また、安衛法では法規制対応の相談窓口を設けている。

表 2-9 国内における SDS 作成・提供方法に関する支援内容一覧

大分類	中分類	概要	コンテンツ	URL	機関
情報提供	全般	SDS に関連する解説資料	－GHS 対応－化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS 提供制度	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/GHSpamphlet.pdf	経済産業省
			化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/SDS_guidance.pdf	経済産業省
	法令・制度	SDS3 法の概要	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html	経済産業省
			労働安全衛生法（安衛法）	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000099121_00005.html	厚生労働省
			毒物および劇物取締法（毒劇法）	https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuidex.html	厚生労働省
		SDS に関する Q&A	化学物質対策に関する Q & A（ラベル・SDS 関係）	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html	厚生労働省
			化管法 SDS 制度に関する Q&A	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html	経済産業省
		化学物質管理の新着情報	NITE ケミマガ	https://www.nite.go.jp/chem/chemimaga/chemimaga_index.html	独立行政法人 製品評価技術基盤機構
	SDS	SDS 様式	化管法 SDS 標準的な書式（JIS 対応版）	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html	経済産業省
			JIS に準拠した SDS のテンプレート	https://www.nite.go.jp/chem/ghs/files/sds_format_JISZ7253_2019.xlsx	独立行政法人 製品評価技術基盤機構
		事例	GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/ghs_msd_fn_d.aspx	厚生労働省

大分類	中分類	概要	コンテンツ	URL	機関
			事業者による化学物質の自主管理の取組事例集	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/torikumi.pdf	経済産業省
	各種データ	GHS 分類結果	政府による GHS 分類結果	https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html	独立行政法人 製品評価技術基盤機構
			NITE 統合版 GHS 分類結果	https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html	独立行政法人 製品評価技術基盤機構
		データベース	NITE-CHIRIP(化学物質総合情報提供システム)	https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop	独立行政法人 製品評価技術基盤機構
			chemi COCO(ケミココ)-基準値・指針値	https://www.chemicoco.env.go.jp/reference.html	環境省
	ツール	SDS 作成支援ツール	GHS 混合物分類判定ラベル／SDS 作成支援システム (NITE-Gmiccs)	https://www.ghs.nite.go.jp	独立行政法人 製品評価技術基盤機構
教育支援	セミナー	化管法	化学物質管理セミナー	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info_seminar.html	経済産業省
		全般	NITE 講座	https://www.nite.go.jp/nite/koho/event/kouza/index.html	独立行政法人 製品評価技術基盤機構
相談	相談窓口	安衛法	化学物質管理に関する相談窓口のご案内	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000046255.html	厚生労働省

2.3. まとめ

ヒアリング等で得られた意見のうち、SDS 作成・提供を行う上での課題となっていると考えられる内容を整理し、支援策の方向性について整理を行った。また、他法令の化管法 SDS 制度への影響についても整理を行った。なお、支援策の方向性については、2.2.3 の内容及び分類を踏まえて考えられる方向性を整理した。また、支援策を実現するにあたり、検討すべき事項についても整理している。内容については、表 2-10～表 2-12 に示す。

(1) 現在の SDS 制度の課題と支援策の方向性

(a) 共通

表 2-10 全事業者に共通する課題と考えられる支援策

No.	分類	意見の概要と考えられる課題（カッコ内は 2.1.3 における番号）	考えられる支援策の方向性と検討すべき事項
A-1	法令改正の認知	✓ (a-1)SDS 作成対象物質が更新されたことを知らない事業者が存在。 ➤ 法令に関する資料は既に存在しており、a-1 のような課題は、発信している情報が事業者届けられていない可能性が考えられる。	✓ 【情報提供・教育支援】の工夫（周知方法の工夫）：これまでアクセスできていない事業者に対して法令の更新内容を周知することが考えられる。 ➤ 検討には、実際に法令の更新を知らない事業者へどのような方法でアプローチするとよいか調査を行う必要があると考えられる。
A-2	法令の解釈	✓ (a-2)法令改正に関して、誤った認識・解釈が広まっている可能性。（具体例としては安衛法 QA の内容について言及） ➤ 具体的に言及があったのは、安衛法の QA であるが、化管法 SDS の QA についても同様の事象が発生している可能性があり、法令や発信している情報が意図通り解釈されていない可能性が考えられる。	✓ 【情報提供】の充実化（QA のブラッシュアップ）：事業者が疑問に思う内容を整理している QA について、QA の説明や表現をブラッシュアップすることが考えられる。 ➤ 検討には、これまでのセミナー等での質問等を精査し、事業者の疑問点や解釈を把握する必要があると考えられる。

No.	分類	意見の概要と考えられる課題（カッコ内は 2.1.3 における番号）	考えられる支援策の方向性と検討すべき事項
A-3	SDS の適切性の判断	✓ (b-2、b-3、b-4) 授受した SDS の内容について、項目を確認して適切なものかを確認できていない事業者が存在。 ✓ (c-3) 作成する SDS が適切に作成できているかの確認が難しい事業者が存在。 ➤ SDS は情報が多岐にわたるほか専門的な内容を含むため、着目すべき内容が分からない可能性がある。 ➤ また、SDS の量が多く目視で確認することが難しい可能性も考えられる。	✓ 【情報提供・教育支援】の充実化（SDS 確認時に特化した発信）: 授受した SDS についてどのような箇所に着目すればよいか、必要となる知識の参考情報等を整理し、SDS 確認時に特化した情報提供や教育支援を行うことが考えられる。 ✓ 【相談】の新設（相談窓口の新設）: 安衛法で SDS を含む法令全般について相談窓口を置いているように、化管法 SDS 制度について相談窓口を設置することが考えられる。 ✓ 【情報提供】の充実化（ツールの機能拡充）: 授受した SDS のバリデーションチェックを行うような機能を Gmiccs に搭載する等の対応を行うことが考えられる。 ➤ 検討には、技術的な対応可能性や必要機能等を確認、整理する必要がある。
A-4	法令対象物質の CAS 登録番号の展開	✓ (a-6) 各省庁が展開する法令対象物質一覧に CAS 登録番号が付与されておらず、確認に負担。	✓ 【情報提供】の充実化（NITE-CHRIP の機能紹介）: 今年度、2.2.2 で海外事業者向けに NITE-CHRIP を活用した法令対象物質の CAS 登録番号の確認方法を紹介した資料を作成したが、全事業者向けに展開することが考えられる。

(b) 輸出入事業者

表 2-11 輸出入事業者の課題と考えられる支援策

No.	分類	意見の概要と考えられる課題（カッコ内は 2.1.3 における番号）	考えられる支援策の方向性と検討すべき事項
B-1	海外事業者への説明	✓ (b-1) 海外事業者へ日本の SDS 制度を説明する際の資料（英語版）がなく、対応に苦慮している事業者が存在。 ✓ (b-6) JIS と国連 GHS 文書の最新版に乖離があり、説明や対応が負担。 ✓ (b-8) 海外メーカーへ依頼しても SDS3 法に沿った成分情報をいただけないケースが存在。 ✓ (b-9) 中国のメーカー等日本の SDS 制度に対応していないケースや現地語で理解が難しいケースが存在。 ➤ 今年度海外事業者向けの英語版 SDS 制度解説資料を作成したため、今後ある程度課題は解決できると考えられるが、一方で GHS パンフレットや JIS の英訳版の需要についても確認したところ。 ➤ また、中国等、英語以外の言語圏についても需要が多い地域については現地語での対応が必要になる可能性。	✓ 【情報提供・教育支援】充実化（英訳資料の作成）: 日本語にて作成している GHS パンフレットや JIS 等の SDS 制度解説資料等について、英語版を作成することが考えられる。また、中国語等、英語圏以外の言語でも需要の高い言語については解説資料を作ることも考えられる。

(c) 中小事業者

表 2-12 中小事業者の課題と考えられる支援策

No.	分類	意見の概要と考えられる課題（カッコ内は 2.13 における番号）	考えられる支援策の方向性と検討すべき事項
C-1	SDS 制度の認知・理解	✓ (a-3、c-1) 中小事業者については、そもそもの制度の認知・理解が及んでいない可能性がある。 ✓ (c-4) SDS 作成に関する人材が不足している事業者が存在。 ➤ SDS 制度の理解が及んでいない原因としては、A-1 にあげたような課題のほか、GHS パンフレットやラベル・SDS 作成ガイド以外の初心者向けの分かりやすくシンプルな資料（リーフレット程度）が不足している可能性が考えられる。	✓ 【情報提供】の新規作成（シンプルな解説資料の作成）: SDS 制度の理解が及んでいない事業者に対して、概要を理解いただけるような資料を作成することが考えられる。 ➤ 検討には、実際 SDS 制度について理解が及んでいない事業者の理解度を把握する必要があると考えられる。 ✓ 【情報提供・教育支援】の充実化（SDS 作成実務に特化した発信）: SDS 作成の実務について、必要となる知識の参考情報等を整理し、SDS 確認時に特化した情報提供や教育支援を行うことが考えられる。 ✓ 【相談】の新設（相談窓口の新設）: 安衛法で SDS を含む法令全般について相談窓口を置いているように、化管法 SDS 制度について相談窓口を設置することが考えられる。
C-2	SDS 作成コスト	✓ (c-2) SDS に関して作成コストの観点で消極的な対応となっている可能性がある。 ✓ (b-4) 法規制の確認について、無料のツールでは対応しきれず、対応に苦慮している事業者が存在。 ➤ SDS の作成や法規制該否の確認について、現在の国からの支援サービスでは不十分である可能性が考えられる。	✓ 【情報提供】の充実化（データベース・ツールの機能拡充）: 特に中小事業者が SDS を作成するにあたり必要な情報をデータベースやツールに追加することが考えられる。 ➤ 検討には、最低限どのような情報があるとよいかを具体的に把握する必要があると考えられる。

(2) 他法令の化管法 SDS 制度への影響

他法令の化管法 SDS 制度への影響を以下に記載した。安衛法や化審法、商法等、化管法以外の SDS3 法はもちろん、それ以外の化学物質管理法令も関連しており、事業者の実務的な対応としては影響を与えていると考えられる。今後、事業者に向けて情報を発信する際には他法令と化管法の具体的な差異についても発信していく必要があると考えられる。

(a) 安衛法

安衛法は、近年の政省令改正等があったため、事業者への影響が大きいと考えられる。実際にヒアリングでも a-2、4、5、7 のように安衛法の解釈や対象物質の増加等に伴う見直しで SDS 作成労力をはじめ、化管法の SDS 制度へも影響を与えている可能性が考えられる。また、現在、「化学物質管理に係る専門家検討会」⁴にて、SDS の記載内容等の変更が検討されており、今後更なる影響を与えることが予想される。

(b) その他法令

ヒアリングにて b-5 のように SDS3 法の範囲外でも情報伝達的手段として用いられているほか、2.1.2 で調査したように運送上の危険性情報の通知に用いられていることもある。事業者は SDS3 法への対応のほか、関連する法令への対応を求められており、SDS3 法以外でも相応に対応労力がかかっていると考えられる。

⁴ 厚生労働省「化学物質管理に係る専門家検討会」(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39859.html)

3. 化管法物質選定における有害性基準と G H S 分類との整合性等を図るための課題抽出調査

3.1. 化管法物質選定時の有害性判断の情報源及び結果と G H S 分類における情報源及び結果の比較

3.1.1. 作業の目的・方法

化管法物質選定における有害性基準と GHS 分類との整合性等を図るため、化管法の物質選定における有害性基準について国内外の化学物質管理に関する新たな知見に基づき、化管法有害性基準への GHS 分類基準の適用、活用を検討した。

化管法における有害性基準と GHS の有害性基準は、一致する点、類似する点、差異がある点がそれぞれ存在する。一部、GHS 分類における有害性基準が化管法の法目的に照らし合わせて合致する部分は、GHS に基準を合わせることが可能と考えられるため、GHS の基準を導入できる有害性項目について、GHS 基準の適用可能性を整理した。

具体的には、化管法の有害性基準として令和 2 年 8 月の化学物質審議会答申における物質選定基準、GHS の基準として政府向け GHS ガイダンスの有害性基準を対象に対応する有害性項目毎に現行基準を整理、比較し、相違点を抽出した。

なお、当該作業については、令和 4 年度及び令和 5 年度の本事業においても同様の分析を行っているところであるが、分析対象としている物質の範囲が異なる。これまでの分析対象および今回の対象について、表 3-1 に示す。

表 3-1 化管法・GHS 分類における判断結果の差異の分析範囲

		新指定		
		1 種	2 種	—
旧指定	1 種	令和 4 年度 分析済み	令和 6 年度	令和 6 年度
	2 種	令和 6 年度	令和 6 年度	—
	—	令和 5 年度 分析済み	令和 5 年度 分析済み	—

令和 4 年度業務では、今回の物質改正前（以下「旧指定」）に第一種指定化学物質で、今回の物質改正（以下「新指定」）でも引き続き第一種として指定された物質のみを対象としている。また令和 5 年度業務では、「旧指定」では化管法に指定されていなかったが、「新指定」において新たに化管法に指定（第一種又は第二種）に指定された物質を対象としている。今年度の分析においては、今回の物質選定において有害性データの収集を行った物質のうち、令和 4 年度と令和 5 年度の分析では対象としなかったすべての範

囲に対して分析を行った。物質数としては、政令単位で 164 物質となる。

この分析対象について、付与された化管法クラスと GHS 分類結果を有害性項目ごとに比較し、判断に違いが見られた事例を整理した。

化管法クラスと GHS 分類結果を対応付けるにあたっては、化管法政令番号（化学物質審議会答申時点）に含まれることが想定される CAS 登録番号は NITE-CHRIP を、GHS 分類情報は NITE 統合版 GHS 分類結果をそれぞれ参考とした。

なお、1 つの化管法政令番号に複数の GHS 分類情報が紐づいた場合、有害性項目ごとに最も厳しい区分を採用して比較した。

以下、分析に用いた化管法の有害性基準や GHS 分類基準、および分析結果を有害性項目ごとに詳述する。

3.1.2. 有害性基準および分析結果

(1) 発がん性

発がん性について、化管法の有害性基準を表 3-2 に、GHS の有害性基準を表 3-3 に示す。

表 3-2 化管法の有害性基準（発がん性）

化管法クラス	評価方法	IARC	EPA	EU (CLP)	NTP	ACGIH	日産衛
1	ヒト発がん性あり（1 機関以上）	1	A、CaH、K	1A	K	A1	1
2	ヒト発がん性の疑いが強い (IARC で 2A 又は 2B 又は複数機関)	2A、2B	B1、B2、L	1B	R	A2、A3	2A、2B

表 3-3 GHS の有害性基準（発がん性）

GHS	IARC	EPA 1986	EPA 1996	EPA 2005	EU (ID)	EU (CLP)	NTP	ACGIH	日産衛
1A	1	A	K/L	CaH	1	1A	K	A1	1
1B	2A	B1、B2		L	2	1B	R	A2	2A
2	2B	C		S	3	2		A3	2B
分類できない		D	CBD	I				A4	
区分に該当しない		E	NL	NL				A5	

化管法では IARC の判定を最優先とし、各国機関の判定結果を活用している。GHS ではヒト及び動物の発がん性証拠の確からしさにより判断している。そのため、現在の政府による GHS 分類では、IARC と GHS の発がん性の判断基準の差により、IARC で 2B であっても、バイオアッセイ試験及びがん原生指針指定の場合は GHS 区分 1B と評価をしている。

化管法では、IARC を最優先し、IARC 以外の各国機関の評価結果が 1 件で区分 2 相当のものには化管法クラスがつかない。現在の政府による GHS 分類では各国機関の評価は同等に扱い（例えば、CLH の区分とデータ等は IARC 同等の信頼性で扱われている）、各国評価結果を参照しつつ、個別データを確認して区分を付与している。

各国評価機関の活用状況の大きな差は、化管法では、EU CLP の 2（GHS 区分 2 相当）、EPA の C と S（GHS 区分 2 相当）を参照していないが、一方、GHS では参照しており、区分 2 となる可能性がある。

発がん性における結果を表 3-4 に示す。

分析対象とした 164 物質のうち、比較可能なデータが得られた物質は 149 物質で、うち 136 物質では判断が一致、残りの 13 物質が不一致であった。

表 3-4 化管法・GHS 分類における判断結果の差異（発がん性）

		GHS						計
		区分1A	区分1B	区分2	分類できない	区分に該当しない	既存分類なし	
化管法 クラス	1	1	0	0	0	0	0	1
	2	0	17	13	1	1	0	32
	外	0	2	9	81	24	0	116
	計	1	19	22	82	25	0	149

一致：136物質

不一致：13物質

不一致の理由としては主に以下の事例が挙げられた。過年度事業での分析結果と同様に、各国機関の評価結果の取扱いにおける細かい差異や、GHS 分類では動物実験の結果も活用できる点などが挙がり、新たな知見は得られなかった。

- 諸機関の陽性判定数が 1 機関のみの場合（化管法では 2 機関以上でクラスを付与し、GHS では 1 機関以上でクラスを付与する場合がある）
- 諸機関の陽性判定がなく、動物実験の陽性知見がある場合
- GHS 分類が古いルールに沿っている場合（複数機関の分類がある中で IARC の判断を優先）
- エキスパートジャッジ
- 化管法物質選定の情報収集後（2019 年度以降）に GHS 分類を実施している場合

(2) 変異原性

変異原性について、化管法・GHSの有害性基準を表3-5に示す。

表 3-5 化管法・GHSの有害性基準（変異原性）

化管法	GHS ガイダンス（GHS 第6版準拠=JIS）
【特定第一種指定化学物質】 ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する 【化管法クラス1】 (1) in vivo 試験で陽性 (2) 細菌復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつほ乳類培養細胞染色体異常試験が陽性 (3) ほ乳類培養細胞染色体異常試験の D20 値が 0.01 mg/ml 以下であり、かつ、細菌復帰突然変異試験が陽性 (4) 細菌復帰突然変異試験の比活性値が 100 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞染色体異常試験の D20 値が 0.1 mg/ml 以下。なお、気体または揮発性物質については低濃度において陽性を示すもの。 (5) 異なるエンドポイント（遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA 損傷性）の in vitro 試験のいくつかにおいて明確に（低濃度での陽性や多数の試験での陽性など）陽性の結果が得られている等により、(1)～(4)と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの	【GHS ガイダンス区分 1A】 ヒトの疫学調査により、生殖細胞に経世代突然変異を示す情報がある場合に区分 1A に分類する。ただし、現時点では、このような物質の存在は確認されていない。 【GHS ガイダンス区分 1B】 ほ乳類を用いる in vivo 生殖細胞変異原性試験を含む複数の試験法において陽性の結果が得られており、ヒトにおいて経世代変異原性を示すとみなすべき物質を区分 1B とする。 1) 次世代に影響を及ぼす証拠はないが、ヒト生殖細胞に変異原性を示す陽性結果がある場合。例えば、ばく露されたヒトの精子における異数性発生頻度の増加等。 2) ほ乳類を用いる in vivo 生殖細胞経世代変異原性試験（げっ歯類を用いる優性致死試験、マウスを用いる相互転座試験、マウスを用いる特定座位試験等）での陽性結果の場合。 3) ほ乳類を用いる in vivo 体細胞変異原性試験（ほ乳類の骨髄を用いる染色体異常試験、マウススポット試験、ほ乳類赤血球を用いる小核試験等）において陽性であり、かつ、当該物質がほ乳類の生殖細胞に突然変異原性を示す可能性についての何らかの証拠がある場合。例えば、ほ乳類を用いる in vivo 生殖細胞変異原性試験（ほ乳類精原細胞を用いる染色体異常試験、ほ乳類精子細胞を用いる小核試験等）、又は、ほ乳類を用いる in vivo 生殖細胞遺伝毒性試験（ほ乳類精原細胞を用いる姉妹染色分体交換（SCE）試験、ほ乳類精巣細胞を用いる不定期 DNA 合成（UDS）試験等）での陽性結果や、活性を示す当該物質あるいはその代謝物質の生殖細胞へのばく露の証拠等。 【GHS ガイダンス区分 2】 ヒトに経世代変異原性を誘発する疑いのある物質を区分 2 とする。 1) ほ乳類を用いる in vivo 体細胞変異原性試験（ほ乳類骨髄を用いる染色体異常試験、マウススポット試験、ほ乳類赤血球を用いる小核試験等）で陽性であるが、当該物質がほ乳類の生殖細胞に突然変異原性を示すデータは得られていない場合。 2) ほ乳類を用いる in vivo 体細胞遺伝毒性試験（ほ乳類の肝臓を用いる不定期 DNA 合成（UDS）試験、ほ乳類骨髄を用いる姉妹染色分体交換（SCE）試験等）において陽性であり、かつ、in vitro 変異原性試験（ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験、ほ乳類培養細胞を用いる遺伝子突然変異試験、細菌を用いる復帰突然変異試験等）で陽性の場合。ただし、必要に応じて専門家判断をおおぐこと。 3) in vivo 試験データがないものの、哺乳類培養細胞を用いる in vitro 変異原性試験において陽性であり、かつ、細菌を用いる復帰突然変異試験による陽性の結果ならびに既知の生殖細胞変異原性物質（区分 1、すなわち経世代変異原性物質）と化学的構造活性相関がある場合。ただし、分類区分の判断には専門家判断をおおぐこと。なお、国連 GHS 改訂 6 版による“哺乳類 in vitro 変異原性試験陽性”とは“Ames 陽性かつ哺乳類 in vitro 変異原性試験（多くは in vitro 染色体異常/小核試験やマウスリンフォーマ試験）陽性”と解釈される。

化管法の有害性基準では、in vivo 試験で1件でも陽性の場合は、クラス1を付与する。また、in vivo 試験で陰性の場合であっても、in vitro 変異原性試験が強陽性等の場合にはクラス1が付与される。これは令和4年以前の化審法のスクリーニング評価における変異原性クラス2の付与の考え方と整合する。

GHSの有害性基準では、in vivo 試験で経世代生殖細胞変異原性試験で陽性の場合は、区分1Bを付与する。in vivo 試験で体細胞を対象とした変異原性試験で陽性の場合は、一段下の区分の区分2が付与される。また、in vivo 試験で陰性の場合であっても、in vitro 変異原性試験で異なる指標（Ames、染色体異常、MLAなど）ですべて陽性の結果が得られている場合には専門家判断により、区分2を付与する場合がある。

以上のように、化管法では、in vivo 試験が1つでも陽性であればクラス1となるが、GHSではin vivoの生殖細胞か体細胞か、変異原性試験か遺伝毒性試験かによって、区分の判断が異なる。

変異原性における結果を表3-6に示す。

分析対象とした164物質のうち、比較可能なデータが得られた物質は148物質で、うち126物質では判断が一致、残りの22物質が不一致であった。

表 3-6 化管法・GHS分類における判断結果の差異（変異原性）

		GHS					
		区分1B	区分2	分類できない	区分に該当しない	既存分類なし	計
化管法 クラス	1	3	19	17	2	0	41
	外	0	3	58	43	3	107
	計	3	22	75	45	3	148

一致：126物質

不一致：22物質

不一致の理由としては主に以下の事例が挙げられた。過年度事業での分析結果と同様に、化管法では変異原性全般を対象にしているのに対し、GHS分類では生殖細胞変異原性のみを対象にしている点や、また化管法のみで重視する化審法試験の取扱いに基づく点などであり、新たな知見は得られなかった。

- In vitro 試験で複数の陽性知見が得られている場合（化管法ではクラスを付与し、GHSでは分類しない）
- In vivo 体細胞遺伝毒性試験で陽性知見が得られている場合（化管法ではクラスを付与し、GHSでは分類しない）
- 強陽性知見が得られている場合（化管法ではクラスを付与し、GHSでは分類しない）
- エキスパートジャッジ
- 化管法物質選定の情報収集後（2019年度以降）にGHS分類を実施している場合

(3) 生殖発生毒性

変異原性について、化管法・GHSの有害性基準を表 3-7 に示す。

表 3-7 化管法・GHSの有害性基準（生殖発生毒性）

化管法クラス	1	2	3	外
CLP 分類結果	Repr.1A	Repr.1B	Repr.2	-
GHS の分類基準	区分 1A	区分 1B	区分 2	-
定義	ヒトに対して生殖毒性があることが知られている化学物質 ※主としてヒトのデータによるもの	ヒトに対して生殖毒性があるとみなせる化学物質 ※主として動物のデータによるもの	ヒトに対する生殖毒性が疑われる物質	-

化管法では、過去には EU リスク警句、現在は CLP 規則を根拠とし、更に定量データによる裏付けがあった場合に有害性クラス付与をしている。具体的に、EU CLP で Repr.1A,1B,2 に分類される物質について GHS 分類事業の priority1,2 の情報源を利用し、根拠となる定量的データがある場合、判定に用いている。

GHS 分類では、同様に定性指標（CLP 規則）も考慮するが当該指標に限定せず、定性的な人に対する知見、定量値に基づく動物実験の結果から区分を判断する。生殖毒性試験データから分類する場合、ヒトに対する生殖毒性が既知である物質を区分 1A とする。主に動物実験の証拠から人に対する生殖毒性が推定される物質を区分 1B とする。その他、ヒトに対する生殖毒性が疑われる物質を区分 2 と判断をしている。この考え方については EU の CLP 規則におけるクラス判断の考えと一致する。

生殖発生毒性における結果を表 3-8 に示す。

分析対象とした 164 物質のうち、比較可能なデータが得られた物質は 145 物質で、うち 99 物質では判断が一致、残りの 46 物質が不一致であった。

表 3-8 化管法・GHS 分類における判断結果の差異（生殖発生毒性）

		GHS						
		区分1A	区分1B	区分2	分類 できない	区分に該 当しない	既存分類 なし	計
化管法 クラス	1	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	5	1	0	0	0	6
	3	0	1	6	1	1	0	9
	外	0	5	39	71	15	0	130
	計	0	11	46	72	16	0	145

一致：99物質

不一致：46物質

不一致の理由としては主に以下の事例が挙げられた。過年度事業での分析結果と同様に、根拠データとして CLP 分類に依存するかどうか、また GHS 分類では動物実験の結果も活用できる点などが挙がり、新たな知見は得られなかった。

- CLP の扱い（化管法では CLP 分類だけでクラスを付与し、GHS では CLP 分類だけで分類しない）
- CLP 分類がなく、動物知見がある場合（化管法ではクラスは付与されず、GHS では分類する）
- 化管法物質選定の情報収集後（2019 年度以降）に GHS 分類を実施している場合

(4) 慢性毒性

慢性毒性について、化管法・GHSの有害性基準を表 3-9 および表 3-10 に示す。

表 3-9 化管法・GHSの有害性基準（慢性毒性・経口）

化管法有害性クラス（経口）		クラス 1	クラス 2	クラス 3	（クラス外）			
ADI	mg/kg/day	0.0001		0.001		0.01		
NO(A)EL	mg/kg/day	0.01		0.1		1		
LO(A)EL	mg/kg/day	0.1		1		10		
GHSの区分（経口）		区分 1			区分 2		区分外	
ガイダンス値	mg/kg/day			10			100	

表 3-10 化管法・GHSの有害性基準（慢性毒性・吸入）

化管法有害性クラス（吸入）		クラス 1	クラス 2	クラス 3	（クラス外）			
NO(A)EL(HEC)	mg/m ³		0.1	1			10	
LO(A)EL(HEC)	mg/m ³		1	10			100	
TWA（気体または蒸気）	mg/m ³		0.1	1			10	
GHSの区分（吸入[気体]）		区分 1			区分 2		区分外	
ガイダンス値	mg/m ³			200		1000		
GHSの区分（吸入[蒸気]）		区分 1			区分 2		区分外	
ガイダンス値	mg/m ³			20		200		

化管法は原則として、投与期間 1 年以上の試験結果を対象にし、一部、十分信頼できる NOAEL 等が確認された場合、試験期間が短い結果も活用している。一方、GHS では 90 日間試験を基準に分類を行っている。

化管法は動物実験に基づく NOAEL 等の数値に基づき判断をしているが、GHS では動物実験の結果をガイダンス値に補正した上で判断を行っているためそれぞれの判断方法が異なる。

また、化管法では大気環境基準や ADI など、人への影響を考慮した基準値等についてもクラス付与基準を設定しており、GHS に整合をさせると GHS が有害とする影響の範囲とは異なる。

慢性毒性における結果を表 3-11 に示す。

分析対象とした 164 物質のうち、比較可能なデータが得られた物質は 150 物質で、うち 81 物質では判断が一致、残りの 69 物質が不一致であった。

表 3-11 化管法・GHS 分類における判断結果の差異（慢性毒性）

		GHS						
		区分1	区分2	区分3	分類 できない	区分に該 当しない	既存分類 なし	計
化管法 クラス	1	1	0	0	0	0	0	1
	2	7	3	0	0	0	0	10
	3	17	6	0	1	0	0	24
	外	35	33	0	43	4	0	115
	計	60	42	0	44	4	0	150

一致：81物質

不一致：69物質

不一致の理由としては主に以下の事例が挙げられた。基本的には過年度事業での分析結果と同様に、試験期間に基づくデータ採用の差異や、化管法でクラス付与を行うべく露濃度の最低ラインと GHS 分類で区分を付与する最低ラインが異なる点などが挙げられた。

- GHS 分類根拠が 1 年間未満の試験による場合（化管法ではクラスを付与せず、GHS では分類する）
- 化管法物質選定の情報収集後（2019 年度以降）に GHS 分類を実施している場合
- 有害性基準の違い（化管法の方が基準の濃度が厳しい）
- ヒト知見がある場合（化管法ではクラスを付与せず、GHS では分類する）

一方で、GHS 分類と化管法の両者の判断において大きなギャップに繋がっているみられる事例も見られた。GHS 分類では、症例データなどのヒトに対する知見に基づいて、定量的な有害性データを根拠とせずに Weight of Evidence の観点から「区分 1」を付与する場合がある。そのような物質に対して、化管法ではヒトへの症例データに基づく定性的なクラス付与基準が存在しないことにより、「クラス外」と判断している事例があった。当該ケースに対して、化管法の有害性基準としては何らかの措置を講じる必要があると考えられ、検討を実施した。具体的な検討内容は 3.1.3 項にて後述する。

(5) 呼吸器感作性

呼吸器感作性について、化管法の有害性基準を表 3-12 に、GHS の有害性基準を表 3-13 に示す。

表 3-12 化管法の有害性基準（呼吸器感作性）

化管法 クラス	日本産業衛生学会の 気道感作性物質	ACGIH (根拠となるデータがある場合)	EU CLP 規則 (根拠となるデータがある場合)
1	第 1 群及び第 2 群	SEN、Sensitization 表示	H334

表 3-13 GHS の有害性基準（呼吸器感作性）

GHS 区分	呼吸器感作性物質
1	次のいずれかの場合、呼吸器感作性物質と分類する。 a) ヒトに対し当該物質が特異的な呼吸器過敏症を引き起こす証拠がある b) 適切な動物試験により陽性結果が得られている場合
1A	ヒトで高頻度に症例が見られる；または動物や他の試験に基づいたヒトでの高い感作率の可能性がある。反応の重篤性についても考慮する。
1B	ヒトで低～中頻度に症例が見られる；または動物や他の試験に基づいたヒトでの低～中の感作率の可能性がある。反応の重篤性についても考慮する。

化管法及び GHS の有害性の判断に関して、「日本産業衛生学会許容濃度勧告の気道感作性・皮膚感作性物質」の評価結果をそのまま判断に用いる点は一致している。化管法では「ACGIH」、「CLP 規則」の結果について、定量データに基づく裏付けは確認するが、そのまま化管法クラス 1 に割り当てる。一方、GHS では、「ACGIH」、「DFG MAK」の原典を確認したうえで分類に用いることとなっている。

感作性における結果を表 3-14 に示す。

分析対象とした 164 物質のうち、比較可能なデータが得られた物質は 142 物質で、うち 140 物質では判断が一致、残りの 2 物質が不一致であった。

表 3-14 化管法・GHS 分類における判断結果の差異（呼吸器感作性）

		GHS						計
		区分1A	区分1B	区分1	分類 できない	区分に該 当しない	既存分類 なし	
化管法 クラス	1	0	0	3	0	0	0	3
	外	0	0	2	137	0	0	139
	計	0	0	5	137	0	0	142

一致：140物質

不一致：2物質

不一致の理由としては以下の事例のみが挙げられた。有害性基準に基づく差異ではなく、分類時期に関するものであった。

- 化管法物質選定の情報収集後（2019 年度以降）に GHS 分類を実施している場合

(6) 生態毒性

生態毒性について、化管法の有害性基準および GHS の有害性基準を表 3-15～表 3-18 に示す。

表 3-15 化管法の有害性基準（生態毒性・短期）

化管法現行基準 (L(E)C ₅₀)	【クラス 1】	【クラス 2】	【クラス外】
	1mg/L 以下	10mg/L 以下	－

表 3-16 GHS の有害性基準（生態毒性・短期）

GHS の分類基準	区分 1	区分 2	区分 3
改訂 7 版	L(E)C ₅₀ ≤ 1 mg/L	L(E)C ₅₀ ≤ 10mg/L	L(E)C ₅₀ ≤ 100mg/L

表 3-17 化管法の有害性基準（生態毒性・長期）

	【クラス 1】	【クラス 2】	【クラス外】
	0.1mg/L 以下	1mg/L 以下	
化管法現行基準 (NOEC)	<分解性の考慮> 加水分解・光分解及び生分解性物質（半減期が目安として概ね 1 日以下（25℃、pH=7）の物質）については、分解生成物の毒性が選定基準に合致しない場合は対象外としている。分解生成物の毒性がある場合には、親物質その物のどちらの毒性ではなく加水分解生成物によるものであることを明確にしたうえで親化合物を対象としている。		

表 3-18 GHS の有害性基準（生態毒性・長期）

GHS の分類基準		区分 1	区分 2	区分 3
改訂 7 版	急速分解性なし	NOEC または ECx ≤ 0.1	0.1 < NOEC または ECx ≤ 1	
	急速分解性あり	NOEC または ECx ≤ 0.01	0.01 < NOEC または ECx ≤ 0.1	0.1 < NOEC または ECx ≤ 1

化管法の有害性基準と GHS の有害性基準を比較すると、「急速分解性なし」の場合、化管法と GHS 分類において NOEC の有害性基準は共通している。「急速分解性あり」の場合、GHS 分類の方が化管法よりも一段下の基準となる。

生態毒性における結果を表 3-19 に示す。

分析対象とした 164 物質のうち、比較可能なデータが得られた物質は 161 物質で、うち 131 物質では判断が一致、残りの 30 物質が不一致であった。

表 3-19 化管法・GHS 分類における判断結果の差異（生態毒性）

		GHS						計
		区分1	区分2	区分3	分類 できない	区分に該 当しない	既存分類 なし	
化管法 クラス	1	68	6	1	3	0	0	78
	2	0	33	2	4	2	0	41
	外	4	2	17	11	8	0	42
	計	72	41	20	18	10	0	161

一致：131物質

不一致：30物質

不一致の理由としては主に以下の事例が挙げられた。過年度事業での分析結果と同様に、GHS 分類では区分 3 としてより高濃度の試験結果も範囲に含めている点や、対象とする生物種が GHS 分類の方が広い点などが挙げられ、新たな知見は得られなかった。

- GHS 分類で区分 3 が付与されている場合
- GHS の分類根拠がミジンコ類以外の甲殻類の場合

3.1.3. 慢性毒性におけるヒトへの定性的な知見の取扱いに係る考察

3.1.2 項で示した慢性毒性の比較結果において、政府 GHS 分類においては症例データなどのヒトに対する定性的な知見に基づき Weight of Evidence の観点から「区分 1」を付与しているが、化管法ではヒトへの有害性データに基づく定性的なクラス付与基準が存在しないことにより「クラス外」と判断していることで、両者の判断の大きなギャップに繋がっている事例が見られた。

例えば表 3-20 に示した事例では、ヒトへの定性的な症例報告を根拠に GHS 区分 1 が付与されている。一方で、ラット及びマウスの試験では区分外の高濃度において影響が出るレベルと説明されていて、このレベルでの定量的な試験データを化管法のクラス付与基準に当てはめるとクラス外との結論となる。

表 3-20 化管法・GHS 分類における判断結果の差異（ヒト知見に基づく慢性毒性の事例）

分類事業	番号 (管理番号 /CAS 番号)	物質名称 (政令名称/CAS 名称)	化管法クラス/GHS 区分 (分類根拠・分類年度)		
化管法	57	エチレングリコールモノエチルエーテル	外		
政府 GHS 分類	110-80-5	2-エトキシエタノール ※当該政令名称に該当する物質のうち、慢性毒性の GHS 分類が最も厳しい物質	区分 1 (血液系、精巣)	ヒトでは本物質の吸入による職業ばく露に関する報告で、血液系、造血組織への影響(貧血、ヘモグロビン濃度及びヘマトクリット値の低下、顆粒球減少症、骨髓抑制)、並びに精子産生への影響(乏精子症、無精子症、受精能の低下)が複数報告されている(CICAD 67 (2010))。これらの疫学研究結果から、ヒトでの本物質ばく露濃度と血液毒性、精子形成阻害との相関性が高いことから、CICAD 67 (2010) では血液系と生殖器官が本物質のヒトにおける標的臓器として重要であるとの見解を示している。 実験動物でも、区分外の高濃度を吸入ばく露又は高用量を経口ばく露したラット及びマウスの試験で、血液系、精巣等雄性生殖系への毒性影響がみられており(ECETOC TR 64 (1995)、CEPA (2002)、CICAD 67 (2010))、ヒトでの影響を支持する知見とされている(CICAD 67 (2010))。よって、区分 1 (血液系、精巣) に分類した。	2014

もしも、同様の事例が数多く存在する場合は、化管法においてもヒト知見に基づく定性的なクラス付与基準の必要性を議論するべきと考えられた。そこでまずは同様の事例がどのくらい存在し得るのか、簡単なスタディを行って概観を把握した。

具体的には、まず以下の要件すべてに合致する物質を抽出した。

- 化管法クラス付与結果と政府 GHS 分類結果の両方が得られる、かつ慢性毒性における化管法クラスと政府 GHS 分類との付与結果が整合しない

- 政府 GHS 分類の慢性毒性の分類根拠が、ヒトに対する定性的な知見である
- 大気環境基準、水質環境基準、農薬 ADI、作業環境濃度に基づく化管法クラスも付与されていない

この一次絞り込み結果に対して、図 3-1 に示すフローに基づいて、「ヒトに対する定性的な知見に基づき GHS 区分付与」かつ「動物実験に基づき GHS 区分されない」というケースに限定して二次絞り込みを行った。

たとえば、「ヒトに対する定性的な知見で区分 1 が付与されているが、動物実験を根拠にしても GHS 区分（化管法の慢性毒性クラス）が付与される」場合は、本来であれば従来の定量的な基準に基づいて化管法でも慢性毒性クラスが付与されるため、化管法にて定性的な有害性基準を検討する必要はない。なお GHS 分類根拠上では動物実験の結果にまったく言及されていないものの、他のリスク評価書等では動物実験データの存在に言及しているような物質も見られるため、GHS 分類根拠だけで定量的なデータの有無を判断しないように慎重に分析した。

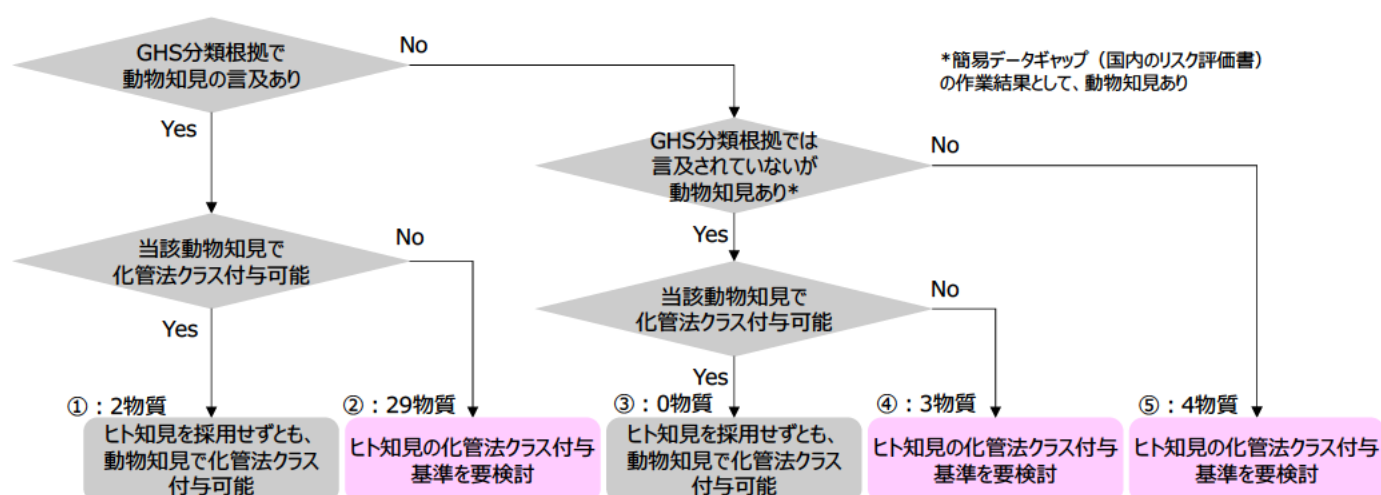


図 3-1 「ヒトへの定性的な知見に基づき GHS 区分付与」かつ「動物実験に基づき GHS 区分されない」物質の絞り込み

二次絞り込みの結果は図 3-1 に示すように、「ヒトに対する定性的な知見に基づき GHS 区分付与しているが、動物実験に基づき GHS 区分されない（毒性が弱い）」と整理される物質が、図中の②④をあわせて 32 物質みられた。また、そもそも「ヒトに対する定性的な知見に基づき GHS 区分付与しているが、動物実験データ自体が見られない」と整理される物質が、図中の⑤として 4 物質みられた。

現行の化管法における第一種指定化学物質および第二種指定化学物質の合計のうち 36 物質ということで、それなりの規模感があると考えられ、化管法においてもヒトへの定性的な

知見に基づくクラス付与基準の必要性を議論すべきとの結論に達した。

一方で、GHS 分類根拠でのヒトへの定性的な知見の内容・記載ぶりは様々であり、例えば職業ばく露に関する症例報告の場合もあれば、医薬品の副作用に関する報告の場合もあり、化管法の物質選定に向けて、ヒトへの定性的な知見について一般的なクラス付与基準を設けて判定することは困難であると考えられた。

またクラス付与基準を設定できたとしても、物質選定に際して事務局ではクラス付与判断が難しく専門家によるエキスパートジャッジに頼らざるを得ない点や、化管法の物質選定における候補物質の数に鑑みると、ヒトへの定性的な知見に対する有害性基準を設けて、全物質に対して網羅的にエキスパートジャッジを経て「ヒトへの定性的な知見」のクラス付与を行うことは非現実であると考えられた。

そこでヒトへの定性的な知見の取扱いについては、「ヒトへの定性的な知見に基づくクラス付与が行われなければ、有害性の観点において化管法の指定要件を満たさない」ような物質に限定し、下記 4 条件のすべてを満たす必要最低限に絞る方針を提案する。

- ばく露要件を満たしている
- 有害性要件ですべて化管法クラスがつかない
- GHS 分類済み物質である
- GHS 分類根拠にヒトへの定性的な知見がある

なお、この運用の場合は、ヒトへの定性的な知見に基づく有害性基準の設定ではなく専門家判断による特別対応になると考えられることから、例えば物質選定に係る答申（有害性の観点からの選定基準の詳細）では、以下のような記述となると考えられる。

例）疫学調査などによってヒトに対する十分信頼できる慢性毒性が確認された場合、化管法クラス 1 を付与することとした。

上記の案については、専門家ヒアリングを実施して、妥当性などについてご意見を頂戴した。ヒアリングを実施した有識者、ヒアリング結果については 3.4 節に示す。絞り込みに用いる 4 条件に付いては、更なる絞り込みに向けて指摘を頂いたものの（例：「医薬品の副作用は、化管法の目的を踏まえると考慮する必要はないのでは」）、ヒトへの定性的な知見に基づくクラス付与の方針自体は賛同いただいた。今後の課題としては、より具体的な運用、判断基準について検討していく必要があると考えられる。

3.2. 令和 5 年度事業に基づく新たな有害性基準を活用した化管法物質選定の試行

3.2.1. 試行の目的・方法

令和 5 年度事業では、化管法における有害性クラス付与基準として、GHS との整合等を踏まえた有害性項目ごとの基準が提案されている（以下「新基準案」と呼ぶ）。この基準案の検証の一環として、化学物質審議会答申（令和 2 年 8 月）のとりまとめにおいて活用された有害性情報（以下「R2 根拠データ」と呼ぶ）を活用し、新基準案に基づく物質選定がどのような結果となるか試行を実施した。

「R2 根拠データ」は、令和 2 年度物質選定に基づく第一種指定化学物質（515 物質）と第二種指定化学物質（134 物質）に加え、令和 2 年物質選定に伴って旧第一種指定化学物質から除外された 86 物質のデータが含まれる。この 735 物質分のデータを対象に試行を実施した。

物質選定の試行の目的を明確にするため、「活用データ」と「適用する有害性基準」の種類と組合せを表 3-21 のように整理した。

表 3-21 物質選定の試行の考え方

		適用する基準	
		R2 基準	新基準案
活用データ	R2 根拠データ	○ (基準値)	○
	R2 根拠データ +追加有害性データ (MAK など)		○
	R2 根拠データ +追加有害性データ (MAK など) +政府 GHS 分類結果		○

基本的に、試行はこの「R2 根拠データ」に基づいて実施した。一方で、一部の有害性項目における新基準案では、MAK など「R2 根拠データ」に含まれない情報源を参照しているため、MAK などの定性データについては試行用に新たにデータ収集を実施し、令和 2 年度の物質選定時点までに公表されたデータのみを試行に活用した。

また、一部の有害性項目では新基準案において「政府 GHS 分類結果」をスクリーニング的に活用しているため、政府 GHS 分類結果についても、新たにデータ収集を実施して試行に活用した。政府 GHS 分類結果についても、令和 2 年度の物質選定時点までに公表されたデータのみを試行に活用した。

3.2.2. 有害性項目ごとの分析結果

(1) 発がん性

発がん性について、令和 5 年度事業に基づく新基準案を表 3-22 に示す。

表 3-22 令和 5 年度事業に基づく新基準案（発がん性）

化管法	IARC	産衛学会	ACGIH	EPA 1986	EPA 1996	EPA 1999/2005	NTP	EU CLP	MAK (DFG)
1	1	1	A1	A	K/L	CaH	K	1A	1
2	2A	2A	A2	B1, B2		L	R	1B	2
	2B	2B	A3	—		—		—	—

- ・化管法クラス1：1機関以上。CLP及びEPAは根拠不明の場合は精査が必要
- ・化管法クラス2：複数機関の結果がある場合、EPA及びCLPは他機関との組合せによる
- ・厚労省有害性評価及び政府GHS分類については、情報として活用する

現行の化管法基準と比べると、以下のような特徴を有する。

- 新たな情報源（評価機関）として MAK（DFG）を追加
- 一部の評価機関（情報源）については、化管法クラスを付与する範囲をより広くする
- IARC を優先する方針ではなく、すべての評価機関を横並びに扱う方針にする
- 厚労省有害性評価・政府 GHS 分類結果を情報として活用する

この新基準案に基づく物質選定の試行においては、MAK や政府 GHS 分類の活用など、「R2 根拠データ」では収集していないデータの活用が求められる。そこで上述のように、MAK については試行用に新たにデータ収集を実施し、令和 2 年度の物質選定時点までに公表されたデータのみを試行に活用した。また政府 GHS 分類結果についても、新たにデータ収集を実施して、令和 2 年度の物質選定時点までに公表されたデータのみを試行に活用した。

発がん性に対する物質選定の試行結果を表 3-23 に示す。

表 3-23 物質選定の試行結果（発がん性）

		適用する基準	
		R2 基準	新基準案
活用データ	R2 根拠データ	138 (基準値)	156
	R2 根拠データ +追加有害性データ (MAK)		159
	R2 根拠データ +追加有害性データ (MAK) +政府 GHS 分類結果		225

新基準案では、現行の R2 基準と比べて「IARC を優先する方針を撤廃」等を行っており、その影響で 18 物質が増加することとなる。

また新基準案では、新たな情報源として MAK を採用するが、この影響は 3 物質分と軽微と言える。

政府 GHS 分類結果をスクリーニング的に活用した場合は、86 物質分の増加につながると考えられる。この要因は、3.1.2 項の分析・考察でも触れたように、GHS 分類では動物実験の結果も活用できるために、これまでの化管法の基準ではクラスが付与されなかった物質は幅広く拾われる可能性がある（なお実際の物質選定では、専門家判断に基づいて化管法の基準を満たすかを物質ごとに判断することになるため、最も安全側に考慮した「上限値」としてのカウントとなる）。

(2) 変異原性

変異原性について、令和 5 年度事業に基づく新基準案を表 3-24 に示す。

表 3-24 令和 5 年度事業に基づく新基準案（変異原性）

化管法	基準
1	in vivo 試験で陽性。具体的な試験は以下のものが考えられる。 - 哺乳類におけるインビボ（in vivo）生殖細胞経世代変異原性試験（げっ歯類を用いる優性致死試験、マウスを用いる相互転座試験、マウスを用いる特定座位試験等）による陽性結果。 - 哺乳類におけるインビボ（in vivo）体細胞変異原性試験（ほ乳類骨髓を用いる染色体異常試験、ほ乳類赤血球を用いる小核試験、トランスジェニックげっ歯類を用いる体細胞および生殖細胞を用いた遺伝子突然変異試験等）による陽性結果に加えて、当該化学物質が生殖細胞に突然変異を誘発する可能性についての何らかの証拠※。 - 次世代に受け継がれる証拠はないがヒト生殖細胞に変異原性を示す陽性結果、例えば、ばく露されたヒトの精子中の異数性発生頻度の増加など。哺乳類を用いるインビボ（in vivo）体細胞変異原性試験（ほ乳類の肝臓を用いる不定期 DNA 合成（UDS）試験、In vivo ほ乳類アルカリコメットアッセイ等）の陽性結果。
2	異なるエンドポイント（遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA 損傷性）の in vitro 試験の幾つかにおいて明確に（低濃度での陽性や多数の試験での陽性など）陽性の結果が得られている等により、クラス 1 と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの。 以下の試験結果については、既知の変異原性物質との化学的構造活性相関を示す以下の化学物質は、クラス 2 とする - 復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつ哺乳類培養細胞染色体異常試験が陽性 - 哺乳類培養細胞染色体異常試験の D20 値が 0.01 mg/mL 以下であり、かつ、細胞復帰突然変異試験が陽性 - 細胞復帰突然変異試験の比活性値が 100 rev/mg 以上であり、かつ、哺乳類培養細胞染色体異常試験の D20 値が 0.1 mg/mL 以下。なお、気体または揮発性物質については低濃度において陽性を示すもの。

現行の化管法基準と比べると、以下のような特徴を有する。

- クラス 2 を新設し、「in vivo 試験による陽性」をクラス 1、「in vitro 試験による陽性」をクラス 2 として明確に区別。
- クラス 1 の根拠とする in vivo 試験結果は、GHS 分類の区分 1B 要件に該当するもののみを採用。
- D20 値等を用いる強陽性判定結果の活用は「既知の変異原性物質との化学的構造活性相関を示す物質」のみに限定（GHS 分類の区分 2 要件における in vitro 試験結果の取扱いと整合）。

上記のように、新基準案は、これまでの化管法の変異原性クラス付与基準に、GHS 分類における「生殖細胞変異原性」の分類基準を取り入れた案となっている。

一方で、新基準案は、細部としては GHS 分類の「生殖細胞変異原性」の分類基準と異なる点が見られている。政府 GHS 分類における生殖発生毒性の分類基準を表 3-25 に示す。

たとえば新基準案における in vitro 試験の要件は、GHS 分類では末尾の注記に記載されている、in vitro 試験に基づく区分 2 判定の考え方を参照している。一方で、同じく GHS 分類における区分 2 要件である「哺乳類を用いるインビボ (in vivo) 体細胞変異原性試験の陽性結果 (※裏付け証拠なし)」や「インビトロ (in vitro) 変異原性試験の陽性結果によって裏付けられたその他のインビボ (in vivo) 体細胞遺伝毒性試験の陽性結果」は、新基準案では採用されておらず、同じ GHS 分類上の区分 2 要件でも、新基準案での採用状況としては差異が生じている。

表 3-25 生殖細胞変異原性の有害性区分 (国連 GHS)

区分	判定分類基準
区分 1	ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質、又は経世代突然変異を誘発するとみなされる化学物質
区分 1A	ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質。区分 1A への化学物質の分類は、ヒトの疫学的調査による陽性の証拠による。
区分 1B	ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発するとみなされる化学物質。区分 1B への化学物質の分類は、次のいずれかによる。 a) 哺乳類におけるインビボ (in vivo) 生殖細胞経世代変異原性試験による陽性結果。 b) 哺乳類におけるインビボ (in vivo) 体細胞変異原性試験による陽性結果に加えて、当該化学物質が生殖細胞に突然変異を誘発する可能性についての何らかの証拠。この裏付け証拠は、例えば、生殖細胞を用いるインビボ (in vivo) 変異原性若しくは遺伝毒性試験によって、又は当該化学物質若しくはその代謝物が生殖細胞の遺伝物質と相互作用する機能があることの実証によって導かれる。 c) 次世代に受け継がれる証拠はないがヒト生殖細胞に変異原性を示す陽性結果、例えば、ばく露されたヒトの精子中の異数性発生頻度の増加など。
区分 2	ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発する可能性がある化学物質。化学物質の区分 2 への分類は、次のいずれかによる。 a) 哺乳類を用いるインビボ (in vivo) 体細胞変異原性試験の陽性結果。 b) インビトロ (in vitro) 変異原性試験の陽性結果によって裏付けられたその他のインビボ (in vivo) 体細胞遺伝毒性試験の陽性結果。
注) 哺乳類を用いるインビトロ (in vitro) 変異原性試験で陽性となり、さらに、既知の生殖細胞変異原性物質との化学的構造活性相関を示す化学物質は、区分 2 として分類する。	

また、新基準案のクラス 1 における 3 ポツでは「哺乳類を用いるインビボ（in vivo）体細胞変異原性試験（ほ乳類の肝臓を用いる不定期 DNA 合成（UDS）試験、In vivo ほ乳類アルカリコメットアッセイ等）の陽性結果」という要件が示されているが、例示されている UDS 試験、アルカリコメットアッセイなどは、国連 GHS によると「体細胞変異原性試験」ではなく「体細胞遺伝毒性試験」に該当する試験法である。

これら体細胞遺伝毒性試験は、国連 GHS では区分 2 の根拠として、かつ in vitro 変異原性結果による裏付けがあって初めて区分 2 が付与される位置づけであるため、新基準案のクラス 1 要件として例示されている点については微修正が必要と考えられる。

以上のように、変異原性の新基準案については再度の検討余地があると考えられたことから、他の有害性とは異なり物質選定の試行は行わず、まずは有害性基準案の再検討を実施した。再検討の結果等については、3.2.3 項にて後述する。

(3) 生殖発生毒性

生殖発生毒性について、令和5年度事業に基づく新基準案を表3-26に示す。

表 3-26 令和5年度事業に基づく新基準案（生殖発生毒性）

化管法	CLP規則	産衛学会	MAK
1	Repr. 1A	第1群	A
2	Repr. 1B	第2群	—
3	Repr. 2	第3群	—

- ・政府GHS分類及びMAKのA以外の生殖毒性分類 (B,C及びD) については、スクリーニング材料として活用する
- ・CLPは根拠データを確認できる場合に限る

現行の化管法基準と比べると、以下のような特徴を有する。

- 新たな情報源（評価機関）として、産業衛生学会および MAK（DFG）を追加
- 政府 GHS 分類結果や MAK（A 以外の結果）を情報として活用する

この新基準案に基づく物質選定の試行においては、産業衛生学会・MAK や政府 GHS 分類の活用など、「R2 根拠データ」では収集していないデータの活用が求められる。そこで上述のように、産業衛生学会・MAK については試行用に新たにデータ収集を実施し、令和2年度の物質選定時点までに公表されたデータのみを試行に活用した。また政府 GHS 分類結果についても、新たにデータ収集を実施して、令和2年度の物質選定時点までに公表されたデータのみを試行に活用した。

生殖発生毒性に対する物質選定の試行結果を表3-27に示す。

表 3-27 物質選定の試行結果（生殖発生毒性）

		適用する基準	
		R2 基準	新基準案
活用データ	R2 根拠データ	79 (基準値)	79
	R2 根拠データ +追加有害性データ (MAK/産衛学会)		101
	R2 根拠データ +追加有害性データ (MAK/産衛学会) +政府 GHS 分類結果		295

CLP 規則のみを根拠にする場合は、現行基準と新基準案での差異がないため、物質数には影響しない。

一方、新基準案では、新たな情報源として産衛学会/MAK を採用するため、この影響は 22 物質分と大きい。

さらに政府 GHS 分類結果をスクリーニング的に活用した場合は、194 物質分の増加につながると考えられる。この要因は、3.1.2 項の分析・考察でも触れたように、GHS 分類では諸機関の分類結果だけを重視せず、動物実験の結果も活用するために、これまでの化管法の基準ではクラスが付与されなかった物質は幅広く拾われる可能性がある（なお実際の物質選定では、専門家判断に基づいて化管法の基準を満たすかを物質ごとに判断することになるため、最も安全側に考慮した「上限値」としてのカウントとなる）。

(4) 慢性毒性

発がん性について、令和5年度事業に基づく新基準案を表3-28に示す。

表 3-28 令和5年度事業に基づく新基準案（慢性毒性）

経口慢性毒性 クラス	経口慢性毒性			
	水質基準値 (WHO、EPA、日本)	IRIS等		農業
	(mg/L)	NOAEL(NOEL) (mg/kg/day)	LOAEL(LOEL) (mg/kg/day)	ADI (mg/kg/day)
1	0.001以下	0.01以下	0.1以下	0.0001以下
2	0.01以下	0.1以下	1以下	0.001以下
3	0.1以下	1以下	10以下	0.01以下

吸入慢性毒性

クラス	吸入慢性毒性		
	大気基準	IRIS等	
	(mg/m ³)	NOAEL(NOEL) (mg/m ³)	LOAEL(LOEL) (mg/m ³)
1	0.001以下	0.1以下	1以下
2	0.01以下	1以下	10以下
3	0.1以下	10以下	100以下

作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性

クラス	ACGIHまたは日本産業衛生学会（急性毒性除く）	
	TWA(mg/m ³) (気体または蒸気)	TWA(mg/m ³) (粒子状物質等)
1	0.1以下	0.01以下
2	1以下	0.1以下
3	10以下	1以下

- ・ NOAEL (NOEL) 及び LOAEL (LOEL) については、原則として投与期間1年以上の試験結果を活用する。
- ・ 十分信頼できる NOAEL 等が確認された場合、政府 GHS 分類の特定標的臓器毒性（反復）の根拠情報など、投与期間1年未満の試験についても、化審法の不確実係数（UF）を適用し活用する。
- ・ 優先すべき情報源
（経口慢性毒性）WHO 水道水質ガイドライン、EPA 水質クライテリア及び日本の水質汚濁防止法にかかる環境基準値と要監視項目指針値
（吸入慢性毒性）WHO 欧州地域事務局大気質ガイドライン及び日本の大気汚染に係る環境基準値

現行の化審法基準と比べると、以下のような特徴を有する。

- 投与期間1年以上という試験に限定せず、十分信頼できる NOAEL 等が確認された場合の活用方法を具体化。
⇒「政府 GHS 分類の特定標的臓器毒性（反復）の根拠情報など、投与期間1年未満の試験についても、化審法の不確実係数（UF）を適用し活用」

この新基準案に基づく物質選定の試行においては、「R2 根拠データ」のうち、有識者によるレビューを経ている有害性（キーデータ）については「十分信頼できる NOAEL 等」と見なす。例えば以下の情報源は有識者によるレビューを経ているとして扱った。

- 化審法スクリーニング/リスク評価
- MOE 環境リスク初期評価
- NITE 初期リスク評価書
- 政府 GHS 分類
- 食品健康影響評価
- EU-RAR/SIAR/EHC/NINCAS …

また投与期間 1 年未満のデータに対して考慮する、試験期間の不確実係数としては、
化審法スクリーニング評価・リスク評価で活用されている下記の係数を使用した。

【一般毒性の場合】	
種間差：.....	10
個体差：.....	10
試験期間 90 日未満：.....	6
90 日以上 12 ヶ月未満：.....	2
12 ヶ月以上の試験期間：.....	1
LO(A)EL 採用：.....	10
影響の重大性(※1)：.....	1～10

慢性毒性に対する物質選定の試行結果を表 3-29 に示す。

表 3-29 物質選定の試行結果（慢性毒性）

		適用する基準	
		R2 基準	新基準案
活用データ	R2 根拠データ	138 (基準値)	237
	R2 根拠データ +追加有害性データ		—
	R2 根拠データ +追加有害性データ +政府 GHS 分類結果		—

現行の基準では、原則として「投与期間 1 年以上」のデータのみ採用しているのに対して、新基準案では「投与期間 1 年未満の試験に、UF を適用して採用」することで、物質数が 99 物質と大きく増えることが見込まれる。

なお、本試行に向けて定量データについては追加収集を行っていないため、以降の分析は実施していない。

(5) 呼吸器感作性

発がん性について、令和 5 年度事業に基づく新基準案を表 3-30 に示す。

表 3-30 令和 5 年度事業に基づく新基準案（呼吸器感作性）

化管法	日本産業衛生学会の気道感作性物質	ACGIH (根拠となるデータがある場合)	CLP規則 (根拠となるデータがある場合)	MAK (DFG)
1	第 1 群及び第 2 群	SEN、Sensitization 表示	H334	Sa/気道感作性、 Sah/気道皮膚感作性物質、 Sensitization表示

- ・根拠データが確認出来る場合に限る
- ・政府GHS分類データはスクリーニング材料とする

現行の化管法基準と比べると、以下のような特徴を有する。

- 新たな情報源（評価機関）として、MAK（DFG）を追加
- 政府 GHS 分類結果を情報として活用する

この新基準案に基づく物質選定の試行においては、MAK や政府 GHS 分類の活用など、「R2 根拠データ」では収集していないデータの活用が求められる。そこで上述のように、MAK については試行用に新たにデータ収集を実施し、令和 2 年度の物質選定時点までに公表されたデータのみを試行に活用した。また政府 GHS 分類結果についても、新たにデータ収集を実施して、令和 2 年度の物質選定時点までに公表されたデータのみを試行に活用した。

呼吸器感作性に対する物質選定の試行結果を表 3-31 に示す。

表 3-31 物質選定の試行結果（呼吸器感作性）

		適用する基準	
		R2 基準	新基準案
活用データ	R2 根拠データ	25 (基準値)	25
	R2 根拠データ +追加有害性データ (MAK など)		26
	R2 根拠データ +追加有害性データ (MAK など) +政府 GHS 分類結果		32

従来同様に、産衛学会/ACGIH/CLP 規則の分類結果を根拠にする場合は、現行基準と新基準案での差異がないため、物質数には影響しない。

また新基準案では、新たな情報源として MAK を採用するが、この影響は 1 物質分と軽微と言える。

政府 GHS 分類結果をスクリーニング的に活用した場合は、6 物質分の増加につながると考えられる。この要因は、3.1.2 節の分析・考察でも触れたように、GHS 分類では動物実験の結果も活用できるために、これまでの化管法の基準ではクラスが付与されなかった物質は幅広く拾われる可能性がある（なお実際の物質選定では、専門家判断に基づいて化管法の基準を満たすかを物質ごとに判断することになるため、最も安全側に考慮した「上限値」としてのカウントとなる）。

(6) 生態毒性

生態毒性について、令和5年度事業に基づく新基準案は現行の基準と変わりがないため、掲載は省略する。なお、政府 GHS 分類結果を情報として活用する点が新たに付記された。

生態毒性に対する物質選定の試行結果を表 3-32 に示す。

表 3-32 物質選定の試行結果（生態毒性）

		適用する基準	
		R2 基準	新基準案
活用データ	R2 根拠データ	597 (基準値)	597
	R2 根拠データ +追加有害性データ		—
	R2 根拠データ +追加有害性データ +政府 GHS 分類結果		609

上述のように有害性基準としては更新がないため、政府 GHS 分類結果をスクリーニング的に活用したパターンのみ物質数が増加方向に変わり得る。

政府 GHS 分類結果をスクリーニング的に活用した場合は、12 物質分の増加につながると考えられる。この要因は、3.1.2 節の分析・考察でも触れたように、GHS 分類の方が対象とする動物実験の範囲（対象とする生物種）が広く、たとえば化管法では採用していないアミ類・エビ類の試験結果も活用できることなどに起因している。

3.2.3. 変異原性の新基準案に係る考察

■令和 5 年度の新基準案の補正

3.2.2 項で示したように、変異原性の新基準案については、in vitro 試験に基づく GHS 区分 2 判定の考え方を採用しているにも係らず、同じく GHS 分類における区分 2 要件である in vivo 試験の判定の考え方は採用しないなど、再検討の余地があると考えられた。

そこで変異原性に関する考察結果については有識者ヒアリングを実施して、妥当性などについてご意見を頂戴した（ヒアリングを実施した有識者、ヒアリング結果については 3.4 節に示す。）。

ヒアリング結果を踏まえた、変異原性の基準案（令和 6 年度：案①）を表 3-33 に示す。令和 5 年度の新基準案では、クラス 1 の要件として in vivo 試験のうち GHS 区分 1B 要件に該当する試験結果のみを採用していたが、現行の化管法クラス付与基準と同様に in vivo 試験であればエンドポイントを問わずクラス 1 を付与する基準とした。令和 5 年度の新基準案において、GHS 分類における区分 2 要件である in vivo 試験の判定の考え方は採用していなかった点は解消されたが、現行の GHS 分類よりは広い安全側の基準となっている。

表 3-33 令和 6 年度事業に基づく新基準案（変異原性：案①）

化管法	基準
1	in vivo 試験で陽性。
2	異なるエンドポイント（遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA 損傷性）の in vitro 試験の幾つかにおいて明確に（低濃度での陽性や多数の試験での陽性など）陽性の結果が得られている等により、クラス 1 と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの。 以下の試験結果については、既知の変異原性物質との化学的構造活性相関を示す以下の化学物質は、クラス 2 とする ・ 復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつ哺乳類培養細胞染色体異常試験が陽性 ・ 哺乳類培養細胞染色体異常試験の D20 値が 0.01 mg/mL 以下であり、かつ、細胞復帰突然変異試験が陽性 ・ 細胞復帰突然変異試験の比活性値が 100 rev/mg 以上であり、かつ、哺乳類培養細胞染色体異常試験の D20 値が 0.1 mg/mL 以下。なお、気体または揮発性物質については低濃度において陽性を示すもの。

■新たな論点：特定第一種指定化学物質の指定要件の考慮

また別の論点として、特定第一種指定化学物質（特一）の指定要件の新設について検討を行った。すなわち CMR（発がん性、変異原性、生殖発生毒性）の特一要件のうち、変異原性だけが化管法クラスに基づく指定要件がなく CMR 間のバランスが崩れている点について手当てが必要と考えられた。

- 発がん性 人に対して発がん性あり（現行基準：クラス 1、GHS：区分 1A）
- 生殖細胞変異原性 ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する（GHS：区分 1A）
- 生殖発生毒性 人の生殖能力を害する又は人に対する発生毒性を引き起こす（現行基準：クラス 1、GHS：区分 1A）

特一要件を考慮した変異原性の基準案（令和 6 年度：案②）を表 3-34 に示す。案①との差異を赤字で示した。案①のクラス 1 をクラス 2 に、クラス 2 をクラス 3 に移行し、クラス 1 として GHS 分類における区分 1A 要件を設定した。実態として、GHS 区分 1A に分類された物質は例がないため、当該要件を設けても変異原性を根拠とする特一は依然として存在しない見込みであるが、CMR 全体のバランスは図ることが出来ている。

表 3-34 令和 6 年度事業に基づく新基準案（変異原性：案②）

化管法	基準
1	ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発することが知られている化学物質、又は経世代突然変異を誘発するとみなされる化学物質（GHS 区分 1A 要件）
2	in vivo 試験で陽性（ただし区分 1A に該当する物質を除く）
3	異なるエンドポイント（遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA 損傷性）の in vitro 試験の幾つかにおいて明確に（低濃度での陽性や多数の試験での陽性など）陽性の結果が得られている等により、クラス 1 と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの。 以下の試験結果については、既知の変異原性物質との化学的構造活性相関を示す以下の化学物質は、クラス 2 とする ・ 復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつ哺乳類培養細胞染色体異常試験が陽性 ・ 哺乳類培養細胞染色体異常試験の D20 値が 0.01 mg/mL 以下であり、かつ、細胞復帰突然変異試験が陽性 ・ 細胞復帰突然変異試験の比活性値が 100 rev/mg 以上であり、かつ、哺乳類培養細胞染色体異常試験の D20 値が 0.1 mg/mL 以下。なお、気体または揮発性物質については低濃度において陽性を示すもの。

■国連 GHS との整合の観点における考察

ただし、ここまで論じた令和 6 年度：案①も案②も GHS 分類の基準とは十分に整合していないため、当初の課題意識であった「化管法では変異原性クラスが付与されても、GHS 分類としては区分が付かない」というギャップ自体は解消されていない。

この観点に対応する形で検討した、変異原性の基準案（令和 6 年度：案③）を表 3-35 に示す。GHS 分類との整合を最優先としつつ、従来の従来の化管法（および国内関連法令としての化審法）との連続性を維持するためにクラス 3 を残すことにより、GHS 分類との完全な整合は果たされていない。GHS 分類では注目している有害性項目が変異原性ではなく「生殖細胞変異原性」であるため（3.1.2 項の、化管法と GHS の判断結果の差異の分析でも言及）、「変異原性」全般を対象としてきた現行基準との連続性と、どちらを重視するかが問われることになる。

表 3-35 令和 6 年度事業に基づく新基準案（変異原性：案③）

化管法	基準
1	ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発するとみなされる化学物質。（GHS 区分 1B 要件）
2	ヒト生殖細胞に経世代突然変異を誘発する可能性がある化学物質。（GHS 区分 2 要件）
3	現行化管法のクラス付与基準に基づく「クラス 1」 （ただし案③クラス 1 又はクラス 2 に該当する物質は除く）

■総括

このように、化管法の有害性基準案に対する妥当性の検討においては、様々な論点を考慮する必要がある。即ち、令和 2 年の化管法物質見直し時の答申で「国際的な潮流や最新の科学的知見を踏まえ」として指摘されている「GHS との整合」に加え、「現行の化管法の有害性基準との整合」や、国内の関連法規制として「化審法における有害性基準との整合」の観点がある。また、化管法の特有の課題として、物質選定の観点としては大量の物質を短期間で判断することに伴う「物質選定作業の効率性・実現可能性」や、また指定化学物質の適正管理や排出量・移動量の届出を事業者を求める制度の観点としては「指定物質数の適切性」も考慮する必要がある。

また GHS の動向として、国連 GHS では「生殖細胞変異原性」だけではなく変異原性全般を対象とすることも視野に議論が進められている（⇒3.4 節 ヒアリング結果を参照）。現在の GHS 分類との整合に向けた検討を進めることで、国連 GHS 側が更新されることにより再度の検討を要する可能性も考える必要がある。

引き続き、上記の様々な論点を踏まえて議論を続ける必要があるが、今年度事業として整理した案①～案③については、それぞれの論点に関する特徴を表 3-36 に整理した。

表 3-36 令和 6 年度事業に基づく新基準案の比較

		案①	案②	案③
基準案	クラス 1	<u>In vivo (以下のいずれか)</u> <u>試験の陽性</u> ・ GHS 区分 1B 相当 ・ GHS 区分 2 相当 ・ その他すべての vivo 陽性	<u>GHS 区分 1A</u>	<u>GHS 区分 1B</u>
	クラス 2	<u>In vitro (以下のいずれか)</u> <u>試験の陽性</u> ・ 区分 2 相当 ・ 化審法の強陽性 ^{*1} ・ 3 種類の異なるエンドポイント (化管法独自要素)	<u>In vivo (以下のいずれか)</u> <u>試験の陽性</u> ・ GHS 区分 1B 相当 ・ GHS 区分 2 相当 ・ その他すべての vivo 陽性	<u>GHS 区分 2</u>
	クラス 3		<u>In vitro (以下のいずれか)</u> <u>試験の陽性</u> ・ 区分 2 相当 ・ 化審法の強陽性 ^{*1} ・ 3 種類の異なるエンドポイント (化管法独自要素)	<u>上記以外の現行クラス 1</u> ・ すべての in vivo 陽性 ・ in vitro 化審法の強陽性 ・ in vitro 3 種類の異なるエンドポイント (化管法独自要素)
論点への対応	現行化管法基準との整合	○ 概ね、現行基準をクラス 1 とクラス 2 に分割	○ 概ね、現行基準をクラス 2 とクラス 3 に分割	△ クラス 1 又は 2 に該当するものを除き、クラス 3 として継続
	現行 GHS との整合	△ 整合は意識しているが、区分 2 をクラス 1 とクラス 2 に分割したり、化管法の独自基準を継続させたりしているため、整合は十分ではない	△ 整合は意識しているが、区分 2 をクラス 1 とクラス 2 に分割したり、化管法の独自基準を継続させたりしているため、整合は十分ではない	○ クラス 2 までは GHS と完全に整合。 ただしクラス 3 については現行化管法基準を踏襲しているため整合は十分ではない。
	化審法との整合	△ 化審法強陽性の要件は残している (ただし*1 のような裏付けを要する)	△ 化審法強陽性の要件は残している (ただし*1 のような裏付けを要する)	○ 化審法強陽性の要件は残している
	特一要件の CMR バランス	×	○	×

*1 「既知の変異原性物質との化学的構造活性相関を示す」場合のみに限定。

3.3. 有害性情報に関する最新の海外・国内動向状況調査

(1) 国内：化審法における変異原性基準の改訂経緯

2022 年（令和 4 年）7 月に、化審法における「スクリーニング評価手法について」などの文書が改訂され、変異原性クラス付与の基準が更新された。具体的な更新内容を表 3-37 に示す。

表 3-37 化審法における変異原性クラス付与基準の改訂内容（令和 4 年 7 月）

	クラス 1	クラス 2	クラス 3	クラス 4	クラス外
旧	GHS 区分 1A	以下のいずれか ・ GHS 区分 1B,2 ・ 化管法の変異原性クラス 1 ・ 化審法判定における強い陽性 ・ 強弱不明の陽性結果	化審法の変異原性試験のいずれも陽性	化審法の変異原性試験のいずれかで陽性	以下のいずれか ・ in vivo 試験で陰性 ^{※1} ・ 化審法の変異原性試験のいずれも陰性 ・ GHS 区分外
新 (22 年 7 月~)	GHS 区分 1A	以下のいずれか ・ GHS 区分 1B,2 ・ 化管法の変異原性クラス 1 ・ in vitro 試験で強い陽性 ^{※2} ・ in vivo 試験で陽性 ^{※3}	化審法の変異原性試験のいずれも陽性 ^{※1} (in vivo 試験が利用できない場合)	化審法の変異原性試験のいずれかで陽性 ^{※1} (in vivo 試験が利用できない場合)	以下のいずれか ^{※1} ・ in vivo 試験ですべて陰性 ^{※1} ・ 化審法の変異原性試験のいずれも陰性 (in vivo 試験が利用できない場合)

※1 in vitro の変異原性試験で陽性の結果がある場合、「クラス外」とするかは専門家判断

※2 試験もしくは評価の結果、又は、結論が「強い陽性」とされた場合

※3 in vivo 変異原性試験で陽性の結果がある場合、原則として「クラス 2」とし、加えて、in vitro 化審法変異原性試験のすべてで陰性の場合には個別に専門家判断

※4 軽微な陽性、強い陽性を除く

主な改訂箇所はクラス 2 とクラス外であり更新内容はそれぞれ軽微な修正とみられた。しかしながら改訂の背景を詳細に把握することで、化審法との整合の観点から化管法における変異原性の基準案の検討に資すると考え、有識者ヒアリングを実施して、経緯などについて調査を行った。結果としては、既存化学物質に対するスクリーニング評価である点を踏まえた実務的な更新であり、科学的知見に基づく議論や最新の研究などを反映したものではないとの意見を頂戴した。ヒアリングを実施した有識者、ヒアリング結果については 3.4 節に示す。

(2) 国連 GHS 小委員会・PHI-IWG における変異原性に関する議論の動向

変異原性の有害性基準の検討に当たっては、現在検討中の国連 GHS の動向が重要になることから、国連 GHS 小委員会（および PHI-IWG）における変異原性の議論の動向を確認した。国連での論点としては、カテゴリー1B の分類基準の明確化（それに伴い「カテゴリー1A」と「カテゴリー2」も更新予定）に向け、第 39 回委員会にて WG を設置している。以降の経緯について表 3-38 に示す。定期的に議論は進められているが、現時点で結論は出ず、直近の第 47 回委員会（2025 年 11 月 19 日公表資料）にて、2025-2026 年にかけての 2 年間の作業プログラムへの持越しが確定している。

表 3-38 国連 GHS における変異原性に関する議論の経緯

GHS 小委員会	変異原性関連の ドキュメント	公表日	タイトル
39	—	2020 年 4 月 16 日	ST/SG/AC.10/C.4/2020/13「生殖細胞変異原性区分 1B の分類基準の明確化」
	INF.7	2020 年 6 月 11 日	ST/SG/AC.10/C.4/2020/13「生殖細胞変異原性区分 1B の分類基準の明確化」に対するコメント
	INF.39	2020 年 12 月 8 日	カテゴリー1B における生殖細胞変異原性の分類基準の明確化に関する非公式 WG の設置と付託事項の設定に関する提案
40	INF.24	2021 年 7 月 6 日	生殖細胞変異原性の分類基準に関する非公式 WG の付託条項および作業計画の修正案
41	INF.14	2021 年 12 月 3 日	生殖細胞変異原性の分類基準の明確化に関する非公式 WG の作業状況
42	INF.15	2022 年 6 月 22 日	生殖細胞変異原性の分類基準の明確化に関する非公式 WG の作業状況
43	INF.26	2022 年 11 月 30 日	生殖細胞変異原性の分類基準の明確化に関する非公式 WG の作業状況
44	INF.17	2023 年 6 月 30 日	生殖細胞変異原性の分類基準の明確化に関する非公式 WG 作業状況
45	INF.16	2023 年 11 月 22 日	生殖細胞変異原性の分類基準の明確化に関する非公式 WG の作業状況
46	INF.12	2024 年 6 月 18 日	健康と環境への危害を分類するための非動物検査法の使用：進捗報告書
	INF.15	2024 年 6 月 24 日	生殖細胞変異原性の分類基準の明確化に関する非公式 WG の作業状況
47	INF.19	2024 年 11 月 19 日	生殖細胞変異原性の分類基準の明確化に関する現在の活動と 2025 年から 2026 年の 2 年間の作業プログラム草案に関する短い報告書

国連 GHS 小委員会における変異原性の議論を確認すると、「区分 1B 要件の見直し（それに伴う区分 1A・区分 2 の見直し）」に加え、採用する OECD テストガイドラインの精査・再構成や、「生殖細胞変異原性」と「変異原性」の取扱い方などが論点となっているように見受けられる。

なお、2024 年 11 月 19 日に示された第 47 回 INF.19 では今後 2 年の作業計画案も示されていて、まだ議論の収束までに時間を要しそうな見通しである。

表 3-39 国連 GHS における変異原性に関する主な論点

	内容
主な論点	✓ 「物質又はその代謝物が生殖細胞の遺伝物質と相互作用する能力を示す」という要件は、1B への分類を困難にしている。生殖細胞との相互作用の間接的証拠として他のタイプのデータの使用を認めるために、区分 1B の分類基準を定義する文言を改訂することを提案（ST/SG/AC.10/C.4/2020/13） ➤ 例えば、現在受け入れられている in vivo 試験からのトキシコキネティクスデータや他の利用可能な試験からの裏づけ証拠、例えば生殖毒性試験における生殖腺への影響などは、物質が生殖細胞に到達したことを示すことがある。 ➤ ヒトの証拠を参照して、基準 1B を 1A に移動することによってカテゴリー 1A を拡大すべきかどうかも検討 ✓ 突然変異、変異原性、遺伝子突然変異および遺伝毒性の定義を改訂（第 46 回 INF15 ステータスレポートより）。遺伝毒性については、脚注「エピジェネティックな変化は遺伝毒性の定義に含まれない」を追加。 さらなる明確化のため、染色体異常誘発性、異数性、遺伝毒性、一次 DNA 損傷、遺伝性突然変異という新しい定義を導入。 ✓ 試験の一覧を更新し、最近採用された OECD 試験ガイドラインを追加。それに際し、明確性を高めるためにテストのグループ化を再編成（第 46 回 INF15 ステータスレポートより） ✓ 現行の有害性クラス「生殖細胞変異原性」の範囲を「変異原性」に変更する検討に関する議論（第 45 回～） ➤ 「生殖細胞変異原性」と「変異原性」を同じ危険有害性クラスに維持するが、異なる危険有害性情報によって 2 つの影響を分離する。 ➤ 「生殖細胞変異原性」と「変異原性」の 2 つの別々の有害性クラスを特定する
2025-2026 の作業計画（抜粋）	✓ 現在の付託事項および作業計画について、生殖細胞変異原性区分 1A、区分 1B および区分 2 の判定基準の改訂を最終決定する。 非公式作業部会は、その後、小委員会に修正案を提出する前に、合意された改訂が遺伝毒性に関する OECD 専門家グループによるレビューを引き起こすかどうかを決定する。 ✓ 非公式作業部会は、第 3.5 章のどのトピックが同章のガイダンス部分でさらなる説明を必要とするかについて合意し、対応する本文提案を締結する。 最後に、改訂された第 3.5 章は、検討と承認のために小委員会に提出される。 ✓ 以上の作業が終了した時点で、非公式作業部会は、GHS における変異原性分類の範囲を拡大するか否かに関する議論を再検討し、小委員会に対し、この新しい項目を作業計画に追加することを検討するよう要請する。

なお、国連 GHS における変異原性の議論については、有識者ヒアリングも実施して、経緯、動向などに関する調査を行った。ヒアリングを実施した有識者、ヒアリング結果については 3.4 節に詳述するが、現行の「生殖細胞変異原性に関する区分 1A/1B の基準改訂」の議論と「GHS 分類が対象とするスコープ（変異原性か生殖細胞変異原性か）」の議論として、主に以下の点を解説頂いた。

【生殖細胞変異原性の区分見直し】

- ・ 現在の生殖細胞変異原性の基準では、区分 1A に分類される物質が存在しないため、区分 1A の要件を緩めようという意見がある。
 - ✓ 例) 実際に疫学上の懸念が生じた場合だけではなく、たとえばヒトの生殖細胞に影響が認められれば子孫に影響が伝わるかどうかを問わず区分 1A にする。
 - ✓ 例) ヒトの体細胞で変異原性が示されていて、かつ動物の生殖細胞変異原性で陽性であれば、区分 1A にする。
- ・ 動物の体細胞変異原性が陽性の場合に、これが生殖細胞と interactive であれば区分 1B とするのが現行の GHS の考え方であるが、検証が難しいこの要件も緩めようとする意見がある。
 - ✓ 例) 生殖細胞ではなく性腺に到達していれば生殖細胞変異原性と見なす

【変異原性と生殖細胞変異原性のスコープ】

- ・ GHS 文書での整理が不明瞭であるため、「Germ Cell Mutagenicity（生殖細胞変異原性）」から「Mutagenicity」に変えた方が良いという議論もある。
- ・ 「Germ Cell Mutagenicity（生殖細胞変異原性）」から「Mutagenicity」の両方を有害性項目として掲げる案も出されている。
 - ✓ ただ体細胞変異原性物質は、多くが発がん性や生殖毒性にカバーされる可能性が高く既に存在する「発がん性」や「生殖毒性」と二重にカバーする必要があるのかとの反論もある

(3) CLP 規則における内分泌かく乱物質の分類ガイダンス

2022 年 12 月 19 日、欧州委員会は、CLP 規則改訂の最終提案、ならびに内分泌かく乱物質およびその他の有害物質の新しい有害性クラスを追加する委任規則と附属書を発表した。2023 年 4 月 20 日にはこれが採択され、「内分泌かく乱作用」が新たな危険有害性クラスとして CLP に導入された。

2024 年には、新しい CLP 基準に関する利用可能な最新のガイダンスが公表された。新たな基準についての記載は以下の通りである。

○Application of the CLP criteria guidance series overview

○Part 1: General principles for classification and labelling

○Part 2: Physical hazards

○Part 3: Health hazards

○Part 4/5: Environmental hazards and additional hazards

このうち、新たな有害性項目としては「パート 3.11：内分泌かく乱性（人健康影響）」、「パート 4.2 内分泌かく乱性（生態）」「パート 4.3：PBT/vPvB および PMT/vPvM」となる。この 3.11 および 4.2 の内容を調査した。

■内分泌かく乱性（人健康影響・生態）共通

CLP ガイダンスと内分泌かく乱性に関する既存のガイダンスとの関連性は以下の通り。

- 内分泌かく乱性（ED）の評価に関する既存のガイダンスとして、ECHA/EFSA が採択している「Guidance for the identification of endocrine disruptors in the context of Regulations (EU) No 528/2012 and (EC) No 1107/2009」が存在する（以下、「ECHA/EFSA ED ガイダンス」）。
ECHA/EFSA ED ガイダンスは物質が殺生物剤（BP）及び植物防疫製品（PPP）の承認基準を満たすかどうかを確立するのに役立つように、評価のための全ての関連情報の収集、評価及び検討、証拠の重み（WoE）アプローチの適用、並びに作用機序（MoA）分析の実施方法を記述している。
- 規制の枠組みの違いはあるが、BP/PPP に対する ECHA/EFSA ED ガイダンスは、CLP 基準のヒトの健康に対する区分 1 の ED 有害性（ED HH 1）または環境に対する ED 有害性（ED ENV 1）と同じ基準に基づいて導出されている。
- CLP ガイダンスと ECHA/EFSA ED ガイダンスの書式は、適用される法律の範囲の違いにより異なる可能性があるが、カテゴリ 1 の ED 有害性について結論付けるガイダンスはほぼ同等であり、両文書とも同様の科学的評価に基づいている。

用語の定義は以下の通り。

用語	定義
内分泌かく乱物質 (endocrine disruptor)	内分泌系の1つ以上の機能を変化させ、その結果、無傷の生物、その子孫、集団または亜集団に悪影響を及ぼす物質または混合物
内分泌かく乱作用 (endocrine disruption)	内分泌かく乱物質によって引き起こされる、内分泌系の1つ以上の機能（例えばホルモン合成、輸送、シグナル伝達、調節、代謝）の変化
内分泌活性 (endocrine activity)	内分泌系、標的器官または標的組織の反応において、物質または混合物に内分泌系の1つ以上の機能を変化させる可能性を与える内分泌系との相互作用
有害影響 (adverse effect)	生物、系、集団又は亜集団の形態、生理学、成長、発達、生殖又は寿命の変化であって、機能的能力の障害、追加的なストレスを補償する能力の障害又は他の影響に対する感受性の増加をもたらすもの
生物学的に妥当な関連性 (biologically plausible link)	生物学的プロセスに基づく内分泌活性と有害作用との間の相関関係であって、その相関関係が既存の科学的知識と一致するもの

■ 内分泌かく乱性（人健康影響）

表 3-40 内分泌かく乱性の有害性基準（ヒト健康）

	分類基準
区分 1	<u>ヒトの健康に対する既知または推定の内分泌かく乱物質</u> 区分 1 の分類は、主として次の少なくとも 1 つの証拠に基づくものとする。 a) ヒトデータ b) 動物データ c) a 項または b 項のデータと同等の予測能力を提供する非動物データ。 そのようなデータは、物質が次のすべての基準を満たすことの証拠を提供しなければならない。 (a) 内分泌活性; (b) 無傷の有機体、その子孫または将来の世代における悪影響; (c) 内分泌活性と有害作用の間の生物学的にもっともらしい関連。 しかし、ヒトに対する有害作用の妥当性について重大な疑問を提起する情報がある場合には、区分 2 に分類する方が適切であろう。
区分 2	<u>ヒトの健康に対する内分泌かく乱物質の疑い</u> 以下のすべての基準を満たす場合、物質は区分 2 に分類される。 (a) 以下の証拠がある。 i. 内分泌活動 ii. 無傷の有機体やその子孫または将来の世代における悪影響 (b) (a) で言及された証拠が、物質を区分 1 に分類するのに十分な説得力がない (c) 内分泌活性と有害作用の間に生物学的にもっともらしい関係があるという証拠がある。

- ヒトの健康に対する内分泌かく乱物質としての分類には、他の人健康影響への有害性項目の分類において考慮すべき証拠を用いることができる
 - 内分泌かく乱性の評価に用いられるデータは、他の危険有害性クラスに用いられるデータと重複する可能性がある。多くの場合、有害性に関するデータは他の有害性と同じである。
 - 具体的には、生殖発生毒性、発がん性、特定標的臓器毒性の分類基準に該当する物質は、この影響は内分泌かく乱性の分類にも関連する可能性があると考えられる。
 - 内分泌かく乱性（人健康）の分類は、有害作用と内分泌活性との関連性に関する証拠の総合的な強さに依存する。
- ヒトの健康に対する内分泌かく乱物質としての分類は、専門家の判断を用いた証拠の総合的な重みの評価に基づいて行われる。ガイドラインや調査研究のほか、read-across や in silico 予測などの代替法なども考慮することができる。
- ヒトの健康に対する内分泌かく乱物質として特定する際には、他の毒性作用の非特異的な結果のみである有害作用を考慮してはならない。
- 証拠の重み付けの決定及び専門家の判断を適用するに当たり、科学的証拠の評価は、特に、次のすべての要素を考慮しなければならない
 - (a)陽性と陰性の両方の結果
 - (b)有害作用及び内分泌活性の評価に対する試験デザインの妥当性
 - (c)データの質と一貫性。類似したデザインの試験内および試験間の結果のパターンと一貫性を考慮し、異なる動物種間での一貫性を考慮する
 - (d)ばく露経路、トキシコキネティクス及び代謝試験
 - (e)限界用量（濃度）の概念、及び最大推奨用量（濃度）に関する国際ガイドライン、並びに過剰毒性の交絡作用を評価するための国際ガイドライン

■内分泌かく乱性（生態）

表 3-41 内分泌かく乱性の有害性基準（生態）

	分類基準
区分 1	<u>環境に対して既知または推定の内分泌かく乱物質</u> 区分 1 の分類は、主として次の少なくとも 1 つの証拠に基づくものとする。 a) ヒトデータ b) a 項のデータと同等の予測能力を提供する非動物データ。 そのようなデータは、物質が次のすべての基準を満たすことの証拠を提供しなければならない。 (a) 内分泌活性; (b) 無傷の有機体、その子孫または将来の世代における悪影響;

	(c) 内分泌活性と有害作用の間の生物学的にもっともらしい関連。 しかし、ヒトに対する有害作用の妥当性について重大な疑問を提起する情報がある場合には、区分2に分類する方が適切であろう。
区分2	<u>環境に対する内分泌かく乱物質の疑い</u> 以下のすべての基準を満たす場合、物質は区分2に分類される。 (a) 以下の証拠がある。 i. 内分泌活動 ii. 無傷の有機体やその子孫または将来の世代における悪影響 (b) (a) で言及された証拠が、物質を区分1に分類するのに十分な説得力がない (c) 内分泌活性と有害作用の間に生物学的にもっともらしい関係があるという証拠がある。

- 環境に対する内分泌かく乱物質としての分類には、他の環境への有害性項目の分類において考慮すべき証拠を用いることができる
- 環境に対する内分泌かく乱物質としての分類は、専門家の判断を用いた証拠の総合的な重みの評価に基づいて行われる。ガイドラインや調査研究のほか、read-across や in siico 予測などの代替法なども考慮することができる。
- 環境の健康に対する内分泌かく乱物質として特定する際には、他の毒性作用の非特異的な結果のみである有害作用を考慮してはならない。
- 証拠の重み付けの決定及び専門家の判断を適用するに当たり、科学的証拠の評価は、特に、次のすべての要素を考慮しなければならない
 - (a)陽性と陰性の両方の結果
 - (b)有害作用の評価及び集団又は亜集団レベルでのその関連性、並びに内分泌活性の評価に対する試験デザインの関連性
 - (c)個体群又は亜個体群に影響を及ぼすおそれのある生殖、成長/発達への悪影響及びその他の関連する悪影響
 - (d)データの質と一貫性。類似したデザインの試験内および試験間の結果のパターンと一貫性を考慮し、異なる動物種間での一貫性を考慮する。
 - (e)ばく露経路、トキシコキネティクス及び代謝試験;
 - (f)限界用量（濃度）の概念、最大推奨用量（濃度）および過剰毒性の交絡影響評価に関する国際ガイドライン
 - (g)利用可能な場合には、適切で、信頼性があり、かつ、代表的な野外又はモニタリングのデータ又は集団モデルからの結果。

3.4. 有識者ヒアリング結果の整理

本書 3.1.3 項で整理した「慢性毒性におけるヒトへの定性的な知見の取扱い案」や、3.2 節で整理した「令和 5 年度事業に基づく新たな有害性基準を活用した化管法物質選定の試行」の結果、また 3.2.3 項で整理した「変異原性の新基準の考察」（かつ、関連しての化審法における変異原性基準の更新経緯）について、表 3-42 に示す有害性及び/又は GHS に関する有識者にヒアリングを行った。ヒアリング実施内容については表 3-43 に示す。

ヒアリング事項及び有識者からの指摘については、概要を表 3-44 に整理した。ヒアリング結果を踏まえた対応・整理については、該当する各章節において言及しているため、あわせてご確認いただきたい。

表 3-42 有識者ヒアリング一覧（五十音順）

氏名	所属・役職等
井上 薫	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター 室長
広瀬 明彦	一般財団法人化学物質評価研究機構 安全性評価技術研究所 技術顧問
宮川 宗之	帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科 非常勤講師
森田 健	製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター 上席技術専門官

表 3-43 有識者ヒアリング実施日およびヒアリング概要

氏名	ヒアリング実施日	ヒアリング概要
井上 薫	令和 7 年 1 月 20 日	・化審法における変異原性基準の更新経緯について ・変異原性の新基準の考察について
広瀬 明彦	令和 7 年 1 月 23 日	・化審法における変異原性基準の更新経緯について ・変異原性の新基準の考察について
宮川 宗之	令和 7 年 2 月 19 日	・慢性毒性におけるヒトへの定性的な知見の取扱い案について ・新たな有害性基準を活用した化管法物質選定の試行結果について ・変異原性の新基準の考察について ・国連 GHS の検討状況について
森田 健	令和 7 年 2 月 19 日	・慢性毒性におけるヒトへの定性的な知見の取扱い案について ・新たな有害性基準を活用した化管法物質選定の試行結果について ・変異原性の新基準の考察について ・国連 GHS の検討状況について

表 3-44 ヒアリング結果一覧

ヒアリング事項	有識者ヒアリング結果
慢性毒性におけるヒトへの定性的な知見の取扱い案	・ 事務局案の通り、ヒトへの定性的な知見だけしか存在しないような物質は、その知見に基づいて化管法物質として選定されるべき。 ・ 動物実験の結果に基づいて判断する場合は、NOAEL 等に対して大きな UF を乗じて議論しているが、ヒトへの症例報告等のデータの場合は定量的な基準は設定しづらく今後の議論が必要だろう。 ・ 化管法が環境経由のばく露に着目している点を踏まえると、たとえば医薬品の副作用は考慮しなくてよいのでは。すべてエキスパートジャッジを経る必要はなく、ある程度の絞り込みを考える必要はあるだろう。
新たな有害性基準を活用した化管法物質選定の試行	・ 化管法の物質選定がリスクベースで物質を選定するという認識でよければ、GHS 分類結果をスクリーニングに活用する際は区分 1、2 で分けて考えることも検討した方が良いのでは ・ 新基準案では専門家としてもチェックする物質数が増えることになりそうだが、実質的に意味のある物質が増えているのかが重要。区分 1、2 を分けて、作業量対比の効果を見るのがよいのではないか。ただし有害性項目ごとにクラス数が異なっているため、有害性ごとに GHS 区分のどこまでを考慮するかは考える必要がある。
変異原性の新基準の考察	・ GHS では「生殖細胞変異原性」という有害性を対象としているが、実態としては体細胞変異原性も考慮しており、生殖細胞変異原性の区分 2 として対応。体細胞変異原性は、生殖細胞変異原性につながる可能性があるため。 ・ GHS の議論の状況はさておき、in vivo 陽性知見は生殖細胞、体細胞問わずハザードとして考えるのは重要であり、化管法としては in vivo 陽性の結果は化管法ではすべてクラス 1 にしてはどうか ・ 変異原性試験もさらに様々なエンドポイント (EP) が存在する中、化管法として、どの EP に着目したいかで基準が変わるのでは。現状では in vivo 試験結果に基づく遺伝毒性 (突然変異以外の EP) を重視しているように見える。 ・ 化審法スクリーニング試験・リスク評価の発がん性について、スクリーニング評価では国際機関による発がん性区分を踏まえて定性的に有害性クラスを付与するが、優先評価化学物質の評価Ⅰに進むと、突然変異誘発性があるかどうかにより発がん性に関する定量的な有害性評価値の算出アプローチ (閾値があるかどうか) が左右されることから、全ての in vivo 試験の試験条件や結果を精査する。発がん性の閾値の有無を判断するために突然変異誘発性を可能な限り厳密に評価する必要があることから、in vivo 試験結果があっても、突然変異以外を EP とする試験については、その存在意義が異なる。 ・ 比活性値や D20 値は主に新規審査で活用し、化審法のスクリーニング評価ではほぼ活用することのない指標。化管法でも必要性が小さいようであれば削除することもありうる。

ヒアリング事項	有識者ヒアリング結果
変異原性関連： 国連 GHS の検討状況	【生殖細胞変異原性の区分見直し】 - 現在の GHS における生殖細胞変異原性の基準では、区分 1A に分類される物質が存在しないため、区分 1A の要件を緩めて手当てしようという意見がある。現在の定義では、実際に疫学上の懸念が生じた場合は 1A に分類するが、たとえばヒトの生殖細胞に影響が認められれば子孫に影響が伝わるかどうかを問わず区分 1A にするという意見がある。 - 同じく、ヒトの体細胞で変異原性が示されていて、かつ動物の生殖細胞変異原性で陽性であれば、区分 1A とする考え方も示されている。 - 動物の体細胞変異原性が陽性の場合に、これが生殖細胞と interactive であれば区分 1B とするのが現行の GHS の考え方であるが、検証が難しくこのアプローチで区分 1B と分類された物質がほとんどない。この要件も緩めるような議論が起きている。たとえば生殖細胞ではなくとも性腺に到達していれば生殖細胞変異原性となすという考え方になる。現時点ではどう決着するかは分からない。 - 次の 2 年間で議論が進むと考えられる。難しい論点であり、2026 年に本当に決着できるか断言はできないが、そろそろ結論を出さざるを得ないタイミングだと個人的には思っている。 【変異原性と生殖細胞変異原性のスコープ】 - GHS 文書などでは、その整理が明確になっていない面があり、タイトル自体を「Germ Cell Mutagenicity (生殖細胞変異原性)」から「Mutagenicity」に変えた方が良いという議論もある。ただ、現在の IWG では、この論点は Terms of Reference から外れるので、一旦今の 1A/1B の範囲・対象に関する議論が終わってから議論すべきとして先延ばしされている現状。 「Germ Cell Mutagenicity (生殖細胞変異原性)」から「Mutagenicity」の両方を有害性項目として掲げる案も出されている。「Mutagenicity」については、ヒトや動物にかかわらず体細胞に対する変異原性を示せば区分 1 (A、B の細区分はなし) とするような整理。ただ体細胞変異原性物質は、多くが発がん性や生殖毒性にカバーされる可能性が高いので、既に「発がん性」や「生殖毒性」として項目が出来ているため、二重にカバーする必要があるのかとの反論があり、議論が決着していない。
変異原性関連： 化審法における 変異原性基準 の更新経緯	- 実際の運用（遺伝毒性専門家による多数の物質のスクリーニング評価結果）を踏まえた変更であり、専門家を交えた議論や国際動向などを踏まえて改訂したわけではない。 - 既存化学物質に対するスクリーニング評価であるにもかかわらず、「化審法判定における強い陽性」など新規化学物質のスクリーニングに用いているクライテリアが記載されている点のやりづらさを解消するために実施したと理解。

ヒアリング事項	有識者ヒアリング結果
その他 (有害性基準関連)	【有害性基準全般】 ・ SDS 制度については GHS との整合は理解できるが、PRTR に関しては選定基準を GHS と整合させる必要があるのか疑問。SDS の作成・提供の義務であれば「有害性の疑いのあるもの」レベルでも対象とすることが必要と思うが、PRTR のように事業者負担がより大きい物質が「有害性の疑いのあるもの」を根拠としてよいか。 ・ 化管法で届出される排出量データや指定根拠となる有害性データを化審法で活用するという相互運用的な観点で考えると、化管法の対象範囲が広めであることが望ましい。両者の連携の在り方を踏まえて、選定基準を考えることが重要では。 【変異原性】 ・ 化審法のスクリーニング段階では、他の機関（化管法のクラス付与結果も含む）が「陽性」判定していれば、その判定はそのまま受け入れる運用。化管法の変異原性を根拠に優先評価化学物質に指定したケースで、化審法評価Ⅰ段階で in vivo 試験を精査した結果、妥当性に欠ける条件に基づく結果であることが複数例あった。相互運用を考えると、化管法のクラス付与にあたっては有識者のレビューがあるのが理想。一度きりの評価ではなく、定期的な見直しも欠かせない。 【慢性毒性】 ・ 投与期間が 1 年以上の試験データが存在する物質は少数であるため、短い試験（28 日以上可能な限り長い試験が望ましい）も採用することは良い。 ・ 慢性毒性は化審法の UF の取り方が ECHA とずれているのでは。 ・ 「十分信頼できる NOAEL」の考え方は、化審法の評価では、信頼できる情報機関としてガイダンスにリストアップした機関がキーデータとして採用した NOAEL を採用している。 ・ 有害性評価値で評価するか、NOAEL/LOAEL（動物試験の結果そのもの）で評価するか。現行ではどちらも採用しているのは気になる。化管法で NOAEL の基準を残し続けるなら、各情報源で求めた ADI/RfD などの有害性評価値から、根拠となった NOAEL/LOAEL 等を逆算して活用するという考え方もある。
その他（化管法全般）	・ 安衛法では、SDS の有害性情報記載に欠落があると、適切な作業管理ができず労災事故が生じた場合などに安全配慮義務違反で民事訴訟を受ける可能性がある。化管法とは SDS の重みが異なることから、適宜、他の SDS 制度との違いも考える必要があるのでは。

3.5. 本章のまとめ

本章では、化管法物質選定における有害性基準と GHS 分類との整合に向けた検討として、以下の整理・検討を行った。

- 化管法物質選定時の有害性判断の情報源及び結果と GHS 分類における情報源及び結果の比較
- 令和 5 年度事業に基づく新たな有害性基準を活用した化管法物質選定の試行
- 有害性情報に関する最新の海外・国内動向状況調査

1 つ目の「化管法物質選定時の有害性判断の情報源及び結果と GHS 分類における情報源及び結果の比較」については、既に前年度、一昨年度に同様の分析を行っており、新たな示唆はほとんど得られなかった。

ただし、慢性毒性については、政府 GHS 分類においては症例データなどのヒトへの定性的な知見に基づき「区分 1」を付与しているが、化管法ではヒトへの定性的な知見に基づくクラス付与基準が存在せずに「クラス外」と判断されていることで、両者の判断の大きなギャップに繋がっている事例が見られた。そこで新たに、化管法におけるヒトへの定性的な知見に基づく慢性毒性クラス付与の考え方、運用についての案を検討し、有識者ヒアリングにおいても方向性について賛同を得た。

2 つ目の「令和 5 年度事業に基づく新たな有害性基準を活用した化管法物質選定の試行」については、物質選定の試行を有害性項目ごとに行い、令和 5 年度事業にて検討した新たな基準案についての感度解析を物質数の増減の観点から実施した。

また変異原性については、令和 5 年度事業で策定した新基準案において in vitro 試験に基づく GHS 区分 2 判定の考え方を採用しているにも係らず、同じく GHS 分類における区分 2 要件である in vivo 試験の判定の考え方は採用しないなど、再検討の余地があると考えられた。そこで有識者ヒアリングを経て、基準案の補正を行った。

また変異原性の基準案における論点として、「GHS との整合」に加え、「現行の化管法の有害性基準との整合」や、国内の関連法規制として「化審法における有害性基準との整合」の観点を、また化管法の特有の課題として「物質選定作業の効率性・実現可能性」「指定物質数の適切性」を整理した。様々な論点を踏まえて、複数の基準案を提示するとともに、それぞれの論点に対する対応状況などを星取表形式で整理した。

3 つ目の「有害性情報に関する最新の海外・国内動向状況調査」については、主に変異原性の検討に向けて「化審法における変異原性基準の改訂動向」や「国連 GHS における変異原性見直しに向けた議論の動向」について調査等を行った。また欧州 CLP 規則の動向を踏まえ、新たに発行された CLP 分類ガイダンスから内分泌かく乱作用の分類手順等を調査した。

4. 事業者向けGHS分類ガイダンスの見直し及び令和7年度に向けたGHS分類候補物質の抽出

4.1. 事業者向けGHS分類ガイダンスの改訂

経済産業省ホームページで公表している事業者向けGHS分類ガイダンスについて、政府向けGHS分類ガイダンス、最新の科学的知見、国連GHS分類に対応するJISの改正動向を踏まえた改訂案作成を行った。改訂作業にあたっては、化学物質の危険有害性及びその分類に関する十分な知見を有する有識者にヒアリングを実施した。

4.1.1. 事業者向けガイダンスの修正方針

事業者向けGHS分類ガイダンスの改定案作成に当たっては、最新の科学的知見、国連GHS分類に対応するJISの改正動向として、以下の内容を考慮し、現行の事業者向けGHS分類ガイダンスに対してアップデートを行った。

- 国連GHS文書の改訂6版～9版+10版までの改訂点
- 政府GHS分類等におけるローカルルール

表 4-1 ヒアリング開催形式

実施日	実施方式
2/26 16:00-18:15	対面+Web (Microsoft Teams) のハイブリッド形式

表 4-2 政府向けGHS分類ガイダンス ヒアリング有識者

氏名(敬称略)	組織・役職等
宮川 宗之	学校法人帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科 非常勤講師
森田 健	独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター 上席技術専門官
中村 るりこ	独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター 専門官
刀祢 英	一般社団法人日本化学工業協会 化学品管理部 部長
長野 嘉介	長野毒性病理コンサルティング

具体的には、本事業においては特に下記に留意し、事業者向けGHS分類ガイダンスの改定案を検討し、検討案についてご意見を頂くために表4-1及び表4-2のとおりヒアリングを実施した。

- 皮膚腐食性／刺激性、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性におけるin vitro／ex vivo試験の分類手順の追加

有識者ヒアリングにおいては、検討案に対する修正方針についてご意見を頂戴するとともに、以下3点については、JISの改正動向を確認する必要があるとの意見が出された。

- 特定標的臓器毒性（反復暴露）の非致死性について
- 誤えん有害性の区分 1 に含まれる化学物質の例について（「ある種の炭化水素であるテレピン油及びパイン油」の表記）
- つなぎの原則を適用できる有害性項目の範囲について

また、従来の事業者向け GHS 分類ガイダンスの記載の妥当性について確認を行ったところ、以下の指摘があった。

- 発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性に対するつなぎの原則の適用を推奨すべきか否かについて実際には利用している事業者はないのではないかとコメントがあった。
- 発がん性における国際機関、各国・地域における評価結果の比較表については GHS と必ずしも 1 対 1 対応となるわけではないため、参考とした方がよい。

さらに、皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性における in vitro/ex vivo 評価手法については、事業者向けガイダンスでは JIS 又は GHS に記載されている試験方法を列挙し、補完的な文書を業界団体等にて作成するのがよいのではないかと。

上記については改定 JIS の発行が来年度になることから、改定 JIS の進捗状況（パブリックコメントや TBT 通報等の結果など）を踏まえつつ、さらなる検討を行う必要があるとの結論となった。

4.2. 令和 5 年度分類候補物質の抽出

化管法の既存指定化学物質の一部については最新の有害性情報に基づく GHS 分類結果が提供されていない現状に鑑み、以下の観点を踏まえ、化管法として情報提供が必要な物質として令和 7 年度に優先的に GHS 分類を実施すべき候補物質を 100 物質程度抽出した。

- 化管法における有害性クラスの高い物質（特に発がん性、変異原性、生殖毒性）
- 化管法と GHS における有害性基準が一致していない有害性項目（変異原性、生殖毒性、慢性毒性）に対し、追加の情報収集が必要な物質
- 排出量が多いと想定される物質
- NITE-CHRIP にてアクセス数が多い化管法対象物質
- その他（対象物質に紐付けられる CAS 登録番号が複雑でない物質 等）

実際の抽出作業に当たっては、令和 5 年度事業における抽出プロセスや結果を踏襲して「過年度事業の整理に基づく候補物質」を採用しつつ、それだけでは 100 物質に満たない分については、独自に提案を行った「事業者の興味・関心の高い物質」からの抽出を行った。

「過年度事業の整理に基づく候補物質」として、昨年度の積み残し物質としては 68 物質、また「CLP 調和分類」「IARC」「DFG MAK」から新たな知見が得られた物質として 4 物質を追加で選定した。また「事業者の興味・関心の高い物質」として 16 物質を選定した。合計で 88 物質が選定された。

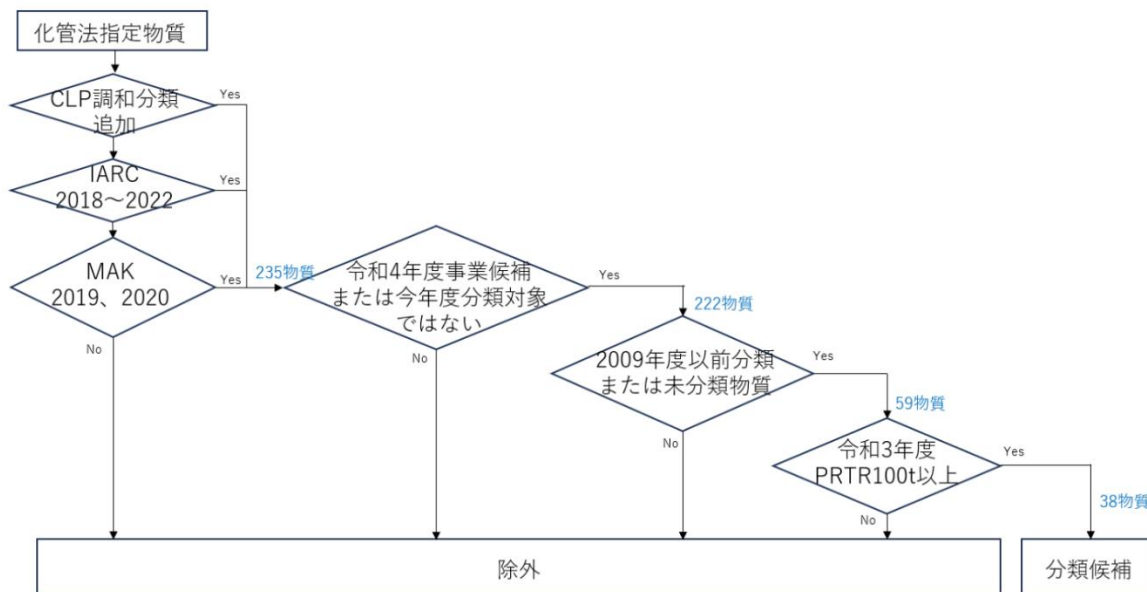
それぞれの具体的な抽出プロセスと結果について、以下に詳述する。

4.2.1. 過年度事業の整理に基づく候補物質

令和 5 年度業務においては、図 4-1 に示すフローに基づき、ヒト健康影響の観点で CMR に関する更新情報が確認できる物質を抽出し、政府 GHS 分類において未分類かどうか、化管法の暴露要件を満たすかどうかの判定を加えて、「令和 6 年度用の分類候補物質」の抽出を行っている。また令和 4 年度事業の調査報告書で提示されている「令和 5 年度用の GHS 分類候補物質」のうち、実際に政府 GHS 分類が行われた物質等を除外して、積み残しとなっている物質を抽出している。

前者としては 38 物質、後者の積み残しとしては 56 物質、合計 94 物質を抽出している。

この 94 物質のうち、令和 6 年度の政府 GHS 分類事業の対象物質となったのは 26 物質であり、残りの 68 物質は「令和 6 年度用の分類候補物質」の積み残しとして、引き続き「令和 7 年度用の分類候補物質」として採用した。当該 68 物質の一覧を表 4-3 に示す。



選定判断	選定判断の説明
CLP 調和分類追加	ATP9 と ATP18 で発がん、変異原性、生殖毒性、特定標的臓器反復毒性の 4 エンドポイントにて追加のあった物質。
IARC 2018～2022	IARC 2018～2022 年に発がん性分類について更新を含む公表がなされた物質。
MAK (DFG) 2019、2020	MAK (DFG) 2019、2020 年に記載の物質で発がん、変異原性、生殖毒性について公表がなされた物質。
令和 4 年度事業候補または今年度分類対象ではない	令和 4 年度事業候補または令和 5 年度政府 GHS 分類対象ではない物質。
2009 年度以前分類または未分類物質	GHS 分類年度が 2009 年度以前に行われているか、GHS 分類がされていない物質。
令和 3 年度 PRTR100 t 以上	令和 3 年度の PRTR 公開データより、排出・移動量 100 t 以上の物質。

図 4-1 令和 5 年度業務における「化管法物質に係る令和 6 年度分類候補物質抽出フロー」⁵

⁵ 経済産業省「令和 5 年度化学物質規制対策（化管法 SDS 制度に関する調査）報告書」

表 4-3 「令和 7 年度用の分類候補物質」(令和 6 年度積み残し分)

CAS 番号	物質名 (令和 5 年度業務における整理を踏襲)	管理番号
1317-42-6	硫化コバルト (I I)	132
89-61-2	1, 4 -ジクロロ - 2 -ニトロベンゼン	167
90-04-0	2 -メトキシアニリン	17
100-44-7	(クロロメチル) ベンゼン	398
7440-43-9	カドミウム	75
7440-22-4	銀	82
95-68-1	2, 4 -ジメチルアニリン	214
87-62-7	2, 6 -ジメチルアニリン	215
16083-14-0	ニッケル (2 +) =ピス (トリフルオロアセタート)	309
10325-94-7	硝酸カドミウム (I I)	75
115-09-3	クロリド (メチル) 水銀	237
1166-46-7	(1, 3 -ジオキソ - 1, 3, 4, 5, 6, 7 -ヘキサヒドロ - 2 H -イソインドール - 2 -イル) メチル = (1 R, 3 R) - 2, 2 -ジメチル - 3 - (2 -メチルプロパ - 1 -エン - 1 -イル) シクロプロパンカルボキシラート	153
80-43-3	2 -フェニル - 2 - [(2 -フェニルプロパン - 2 -イル) ペルオキシ] プロパン	330
127-18-4	ペルクロロエテン	262
75-01-4	クロロエチレン	94
92-52-4	ビフェニル	340
74-83-9	プロモメタン	386
556-52-5	オキシラン - 2 -イルメタノール	67
75-83-2	2, 2 -ジメチルブタン	392
91-20-3	ナフタレン	302
78-79-5	イソブレン	36
1330-78-5	トリトリル =ホスファート	460
75-43-4	ジクロロ (フルオロ) メタン	177
1087-02-1	水素化テルフェニル	238
1973-15-5	3 -シクロヘキサン - 1 -イル - 1, 1' -ビフェニル	238
3842-58-8	4 -シクロヘキサン - 1 -イル - 1, 1' -ビフェニル	238
10470-01-6	2 -シクロヘキシルビフェニル	238
20273-27-2	水素化テルフェニル	238
27985-87-1	水素化テルフェニル	238
35860-22-1	水素化テルフェニル	238
61788-32-7	水素化テルフェニル	238
75-88-7	2 -クロロ - 1, 1, 1 -トリフルオロエタン	106

CAS 番号	物質名（令和 5 年度業務における整理を踏襲）	管理番号
306-83-2	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	164
793-24-8	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-1, 4-フェニレンジアミン	230
112-57-2	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジイルジアミン	276
80443-41-0	1-(4-クロロフェニル)-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	117
95-31-8	N-(1, 3-ベンゾチアゾール-2-イルスルファニル)-tert-ブチルアミン	372
143-08-8	ノナン-1-オール	319
9004-82-4	ナトリウム=α-ドデカン-1-イル-ω-(スルホナトオキシ)ポリ(オキシエチレン)	409
9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェニル=エーテル	408
69327-76-0	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジン-4-オン	357
1322-98-1	デシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	30
2211-98-5	p-ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	30
25155-30-0	ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	30
25496-01-9	トリデシルベンゼンスルホン酸	30
26248-24-8	トリデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	30
27636-75-5	ウンデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	30
28348-61-0	テトラデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム	30
30776-59-1	テトラデシルベンゼンスルホン酸	30
31093-47-7	デシルベンゼンスルホン酸	30
50854-94-9	ウンデシルベンゼンスルホン酸	30
3425-89-6	1, 2, 3, 6-テトラヒドロ-4-メチル無水フタル酸	265
5333-84-6	1, 2, 3, 6-テトラヒドロ-3-メチル無水フタル酸	265
26590-20-5	1, 2, 3, 6-テトラヒドロメチル無水フタル酸	265
42498-58-8	1, 2, 3, 6-テトラヒドロ-2-メチル無水フタル酸	265
17404-66-9	4-(ノナン-2-イル)フェノール	320
26543-97-5	4-イソノニルフェノール	320
30784-30-6	4-(2-メチルオクタン-2-イル)フェノール	320
52427-13-1	4-(3-メチルオクタン-3-イル)フェノール	320
21087-64-9	4-アミノ-6-tert-ブチル-3-(メチルスルファニル)-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	25
75-86-5	2-ヒドロキシ-2-メチルプロパンニトリル	14
2597-03-7	エチル=[(ジメトキシホスホロチオイル)スルファニル](フェニル)アセタート	233
39515-41-8	シアノ(3-フェノキシフェニル)メチル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-カルボキシラート	140

CAS 番号	物質名（令和 5 年度業務における整理を踏襲）	管理番号
36734-19-7	3 - (3, 5 - ジクロロフェニル) - N - イソプロピル - 2, 4 - ジオキソイミダゾリジン - 1 - カルボキサミド	168
143390-89-0	メチル = (E) - 2 - (メトキシイミノ) - 2 - {2 - [(2 - トリルオキシ) メチル] フェニル} アセタート	445
1698-60-8	5 - アミノ - 4 - クロロ - 2 - フェニルピリダジン - 3 (2 H) - オン	21
98886-44-3	S - s e c - プチル = O - エチル = (2 - オキソ - 1, 3 - チアゾリジン - 3 - イル) ホスホノチオアート	54
134098-61-6	t e r t - プチル = 4 - ({ [(1, 3 - ジメチル - 5 - フェノキシ - 4 - ピラゾリル) メチリデン] アミノオキシ } メチル) ペンゾアート	364

また、令和 5 年度業務における選定の考え方を踏襲し、令和 5 年度業務で参照している「CLP 調和分類」「IARC」「DFG MAK」については、直近の新着情報を確認し、有害性情報が追加されている物質を抽出した。このうち、政府 GHS 分類において未分類かどうか、化学法の暴露要件を満たすかどうかの判定を加えて、新規に「令和 7 年度用の分類候補物質」の抽出を行った。

表 4-4 今年度事業における「CMR に関する更新情報が確認できる物質」の選定方法

情報源	情報源の説明	該当数	うち、候補物質数※
CLP 調和分類	ATP20、ATP21、ATP22 で発がん性、変異原性、生殖毒性、特定標的臓器毒性（反復暴露）で追加・更新されたもの	50	0
IARC	2023 年、2024 年に発がん性分類が追加・更新されたもの	17	2
DFG MAK	2021 年～2024 年に発がん性、変異原性、生殖毒性で追加・更新されたもの	31	2

※以下の観点で候補物質を絞り込み。

- ・化学法の指定対象物質ではない場合は除外
- ・直近で政府 GHS 分類が行われている物質は除外
- ・評価困難物質の場合は除外
- ・他の観点で次年度候補物質の場合は除外

表 4-5 IARC 調和分類に基づく候補物質案

CAS 番号	物質名	管理番号
1308-06-1	Cobalt(II,III) oxide	132
97-88-1	Butyl methacrylate	419

表 4-6 DFG MAK に基づく候補物質案

CAS 番号	物質名	管理番号
120-82-1	1,2,4-Trichlorobenzene	290
1306-38-3	Cerium dioxide	665

4.2.2. 事業者の興味・関心の高い物質

事業者の興味・関心の高いと考えられる物質については、優先して政府による GHS 分類が実施されるべきと考え、そのような物質について経済産業省担当官と相談のうえ、以下の観点で 16 物質を候補として選定した（表 4-7）。

- ・ 化管法政令番号単位の中で、最新の GHS 分類年度が 2006～2008 年度のもの
- ・ 金属や PCB 類など、分類困難物質でないもの
- ・ 令和 6 年度分類事業における対象物質でないもの
- ・ 他の観点で次年度候補物質になっていないもの

表 4-7 事業者の興味・関心に基づく候補物質案

CAS 番号	物質名	管理番号
112-24-3	N, N'-ビス（2-アミノエチル）エタン-1, 2-ジアミン	278
13048-33-4	ヘキサ-1, 6-ジイル=ジアクリラート	306
102-06-7	1, 3-ジフェニルグアニジン	205
108-90-7	クロロベンゼン	125
120-51-4	安息香酸ベンジル	583
101-83-7	ジシクロヘキシルアミン	188
84-66-2	ジエチル=フタラート	353
102-82-9	トリブタン-1-イルアミン	292
122-20-3	トリス（2-ヒドロキシプロピル）アミン [別名：トリイソプロパノールアミン]	683
4979-32-2	N, N-ジシクロヘキサ-1-イル（1, 3-ベンゾチアゾール-2-イルスルファニル）アミン	189
17796-82-6	N-（シクロヘキサ-1-イルスルファニル）フタルイミド	155
103-50-4	ジベンジルエーテル	511
101-84-8	フェノキシベンゼン	204
23950-58-5	3, 5-ジクロロ-N-（1, 1-ジメチル-2-プロピニル）ベンズアミド	162
106-93-4	1, 2-ジプロモエタン	507
3766-81-2	N-メチルカルバミン酸 2-sec-ブチルフェニル	428

付属資料 一覧

付属資料 1	化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド（2024 年更新版）
付属資料 2-1	化管法 SDS 制度に基づく輸入事業者における SDS 提供時の留意点
付属資料 2-2	【解説資料 本紙】 Introduction to the SDS System in Japan
付属資料 2-3	【解説資料 別紙 1】 Appendix1 PRTR-SDS Law Chemical List
付属資料 2-4	【解説資料 別紙 2】 Appendix2 SDS format (JIS Z 7253 2019)
付属資料 2-5	【解説資料 別紙 3】 Appendix3 Methods for Verifying Target Substances Using NITE-CHRIP
付属資料 2-6	【解説資料 本紙（日本語版）】 日本における SDS 制度の紹介
付属資料 2-7	【解説資料 別紙 3（日本語版）】 NITE-CHRIP による対象物質の確認方法

付属資料

付属資料 1	化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド（2024 年更新版）
付属資料 2-1	化管法 SDS 制度に基づく輸入事業者における SDS 提供時の留意点
付属資料 2-2	【解説資料 本紙】 Introduction to the SDS System in Japan
付属資料 2-3	【解説資料 別紙 1】 Appendix1 PRTR-SDS Law Chemical List
付属資料 2-4	【解説資料 別紙 2】 Appendix2 SDS format (JIS Z 7253 2019)
付属資料 2-5	【解説資料 別紙 3】 Appendix3 Methods for Verifying Target Substances Using NITE-CHRIP
付属資料 2-6	【解説資料 本紙（日本語版）】 日本における SDS 制度の紹介
付属資料 2-7	【解説資料 別紙 3（日本語版）】 NITE-CHRIP による対象物質の確認方法

2024

化管法に基づくSDS・ ラベル作成ガイド



経済産業省

目次

パート A リスク評価の概要	1
1 はじめに	1
2 化学物質のリスクとは	2
3 リスク評価について	4
3.1 シナリオ設定（ステップ 1）	5
3.2 化学物質の有害性評価（ステップ 2）	5
3.3 化学物質のばく露評価（ステップ 3）	7
3.4 リスク判定（ステップ 4）	8
4 リスクに基づく適切な化学物質管理	9
4.1 リスクの管理	9
4.2 リスク評価結果の活用	10
5 化学物質のリスク評価関連ツール	11
パート B 化管法に基づく SDS 制度	13
1 化管法の概要	13
1.1 化管法とは	13
1.2 化管法の構成	13
1.3 化管法に基づく SDS 制度の概要	14
1.4 SDS 制度の経緯	15
2 GHS とは	19
2.1 国連 GHS 制定の背景	19
2.2 国連 GHS の概要	19
2.3 GHS の危険有害性クラス及び GHS で使用する絵表示	20
3 化管法に基づく SDS 制度について	22
3.1 化管法に基づく SDS 制度の対象となる事業者	22
3.2 化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質	24
3.3 化管法に基づく SDS 制度の対象製品	25
3.4 化管法に基づく SDS の提供について	26
3.5 化管法に基づく SDS 及びラベルの記載項目	27
3.5.1 化管法に基づく SDS の記載項目	27
3.5.2 化管法に基づくラベルの記載項目	28
4 化管法に基づく GHS 分類と SDS 及びラベルの作成	29
4.1 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成にあたり確認・準備すべきこと	29
4.2 化管法に基づく GHS 分類について	31
4.2.1 事業者向け GHS 分類ガイダンス	31
4.2.2 GHS 分類判定に利用可能な情報源	32
4.2.3 GHS 分類ガイダンスにおける区分が決定しない場合の考え方	33
4.3 化管法に基づく SDS の作成方法	34
4.4 化管法に基づくラベルの作成方法	52
4.5 GHS 混合物分類判定システム／SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs）	55
4.5.1 システムの概要	55
4.5.2 システム利用にあたっての留意点	58
参考：指定化学物質リスト（新旧対照表）	59
参考：化管法関連の参考資料一覧	88

このガイドについて

このガイドは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法、以下「化管法」）に基づく安全データシート（以下「SDS」）及びラベルの作成についての理解及び推進を目的に作成されました。

パート A では、化学物質のリスク評価の概要について解説し、化学物質管理についての理解を深める内容となっています。

パート B では、化管法及び化管法に基づく SDS 制度について説明し、「事業者向け GHS 分類ガイダンス」を用いた GHS 分類について解説しています。また、混合物の GHS 分類の実施を支援するためのツール「GHS 混合物分類判定システム」についても紹介しています。

パート A リスク評価の概要

1 はじめに

私たちの身の回りには様々な化学物質があり、暮らしを豊かにしています。しかし、事業活動における製造や使用等の段階で、化学物質の適切な管理がなされずに、事業所から化学物質が大気や水などの周辺環境に排出された場合、人の健康や環境中の生物に望ましくない影響を及ぼす可能性（リスク）があります。

このため、化管法では、事業者に対し、法で指定された化学物質の自主的な管理の改善の促進を求めています。また、事業者が自らの化学物質管理の状況を周辺住民等にわかりやすく伝え、理解を深めるように努める（リスクコミュニケーションを行う）ことも求めています。

これらの化学物質の自主的な管理やリスクコミュニケーションを行っていくためには、事業所から排出された化学物質の周辺環境における人の健康や環境中の生物に対するリスクを把握し、リスクの大きいものは優先してそのリスクを削減していくことが重要です。

本パートは、化学物質を取り扱う事業者に、リスクを把握するためのリスク評価のイメージを掴んでもらうことを目的に、簡単にリスク評価の概要を紹介するものです。

さらに詳しくリスク評価の方法等について理解したい方は、以下に例示する資料を適宜ご参照ください。

「化学物質のリスク評価について（よりよく理解するために）¹」

¹化学物質のリスク評価について（よりよく理解するために）（独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）） <https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/yoriyoku.html>

2 化学物質のリスクとは

化学物質のリスクは、その化学物質の有害性の強さと人や環境中の生物がその化学物質にさらされる量（ばく露量）により決まります。

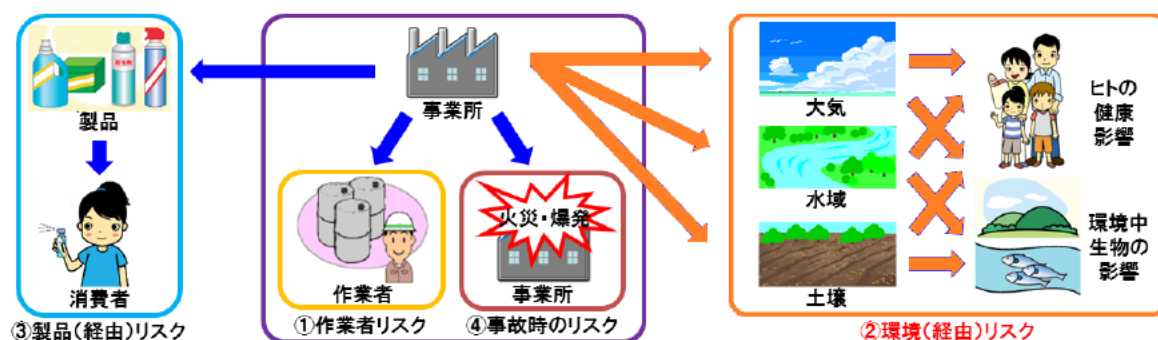
化学物質の有害性は、化学物質固有の性質で、化学物質を安全なものと有害なものに分けることはできません。例えば、有害性の強い化学物質であっても、ばく露量が十分に少なければリスクは小さく、逆に有害性の弱い化学物質であってもばく露量が多ければリスクは大きくなります。

リスク = 「有害性(ハザード)」と「ばく露量」の比較

化学物質の環境リスクについて

化学物質にさらされる（ばく露）経路には、呼吸による吸入、飲食等による摂取、皮膚への直接的接触などがあります。

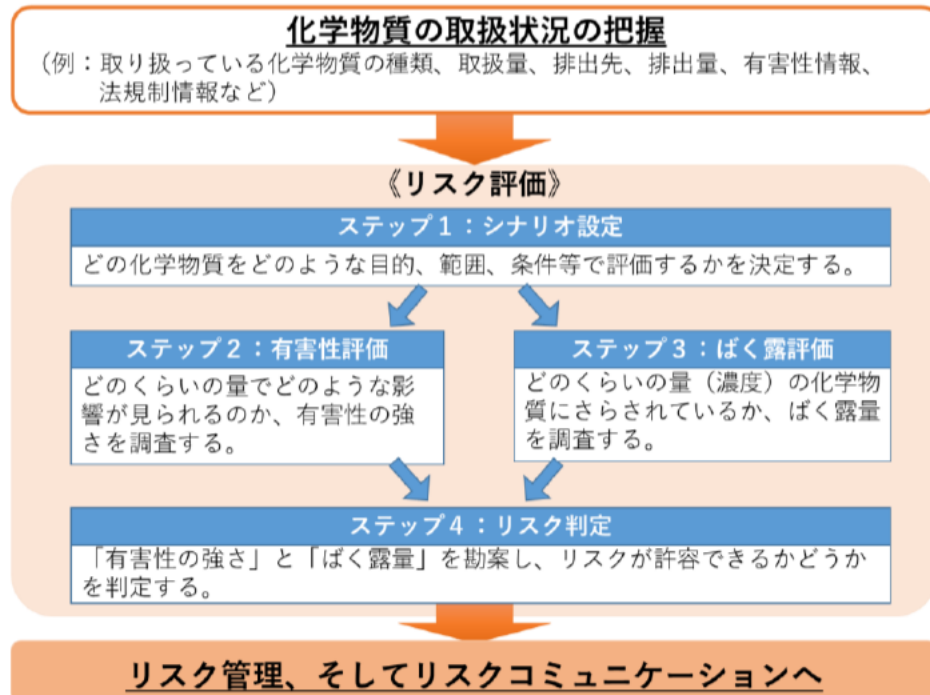
このガイドでは、事業所から環境中（大気、水など）に排出された化学物質によって、人の健康及び環境中の生物に生じるリスク（以下「環境リスク」）を考えます。



①作業員へのリスク	作業員が、取り扱っている化学物質を吸い込んだり、接触したりすることで、作業員の健康に生じるリスク
②環境（経由）リスク	大気や水域などの環境中に排出された化学物質によって、周辺環境における人の健康及び環境中の生物に生じるリスク
③製品（経由）リスク	製品に含まれる化学物質によって、人（消費者）の健康及び環境中の生物に生じるリスク
④事故時のリスク （フィジカルリスク）	爆発や火災などの事故によって、設備や建物などの物（財）、及び人の健康（人命）や環境中の生物に生じるリスク

3 リスク評価について

化学物質の有害性とばく露量の両方を調べて、人の健康や環境中の生物に影響が生じるかどうかを明らかにすることを「化学物質のリスク評価」といいます。このガイドブックでは事業者が導入しやすい化学物質の環境リスク評価の基本的な考え方や手順の例として、以下のステップ1～4の4つのステップで実施する方法を紹介します。



化管法におけるリスク評価と安衛法におけるリスクアセスメントの違い

化管法におけるリスク評価と安衛法におけるリスクアセスメントは言葉としては類似しているものの、法令で求められる内容は大きく異なるため注意が必要である。

リスク評価とリスクアセスメントの比較は以下のとおり。

	化管法における リスク評価	安衛法における リスクアセスメント
リスクの考え方	一般環境中における有害性とばく露量を比較	労働現場における有害性とばく露量を比較
位置づけ	自主管理の一環として、事業所から排出される化学物質の周辺環境における人健康や生物へ影響を把握するためのもの	自律的管理の一環として、作業中に取扱う化学物質の労働者の健康への影響を把握するためのもの（リスクアセスメント対象物については義務）
リスクへの対処方法	✓ 主に設備（大気：スクラバー、活性炭、フィルター、排水：活性炭、凝集沈殿、活性汚泥、土壌：コンクリート、防水壁・・・）による除去	✓ 労働者がばく露される程度を最小限度とする（代替物等の使用、発散源を密閉する設備・局所排気装置・全体換気装置の設置・稼働、作業方法の改善、有効な保護具の使用等） ✓ 濃度基準値設定物質は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とする
国が提供するリスク評価ツール	✓ 経済産業省一低煙源工場拡散モデル（METI-LIS） ✓ PRTR けんさくん	✓ CREATE-SIMPLE

3.1 シナリオ設定（ステップ1）

化学物質の環境リスクを評価する方法は事業所のおかれた状況によって様々です。まず、その状況に応じてリスク評価の目的を明確にします。また、有害性やばく露量は、化学物質ごとに異なるため、リスク評価の前提となる条件を整理する必要があります。シナリオ設定では、以下の①～④について検討します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① リスク評価の対象とする化学物質の選定② 影響を受ける対象の選定（評価する地域、ヒト、生物の選定）③ 化学物質の排出条件と排出先の把握④ ばく露の道筋と経路の検討 |
|---|

3.2 化学物質の有害性評価（ステップ2）

対象とする化学物質について、「どのような有害性を示すか、有害な影響がどのくらいのばく露量で生じるか」を調べることを「有害性評価」といいます。

まず、既存情報からその化学物質がどのような有害性（例えば、慢性毒性、発がん性など）を示すかについて調べます。有害性を示すかといった有害性情報については、以下の①～③の情報源から入手することが可能です。

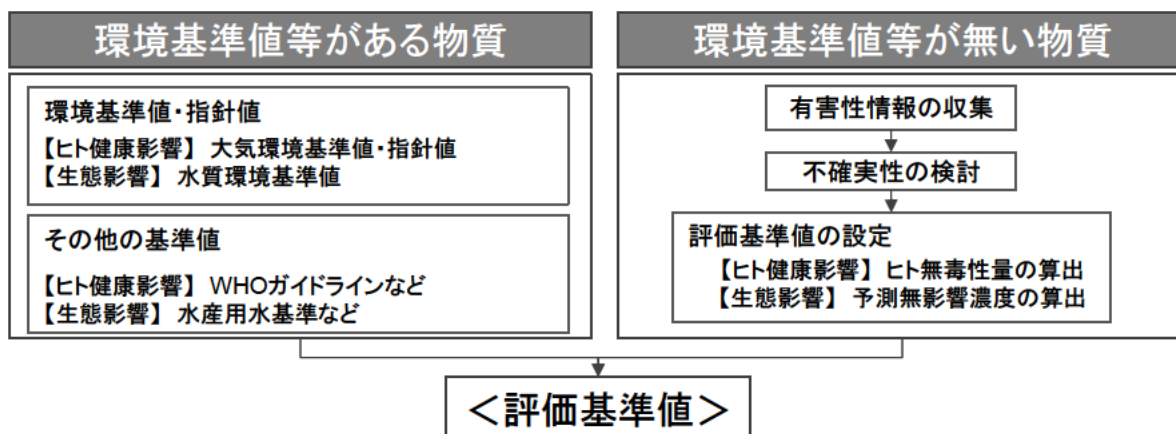
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① SDS（Safety Data Sheet）② 既存の有害性評価書及びリスク評価書③ 有害性情報に関するデータベース |
|--|

次に、有害な影響がどのくらいのばく露量で生じるかを調べます。

動物試験等のデータなどから、「動物に対して有害な影響を示さない量（NOAEL 等）」を求め、この結果をヒトに適用する場合の不確実性など（ヒトとの種差、個人差など）を考慮して、「ヒトに対して有害な影響を示さない量」を求めます。

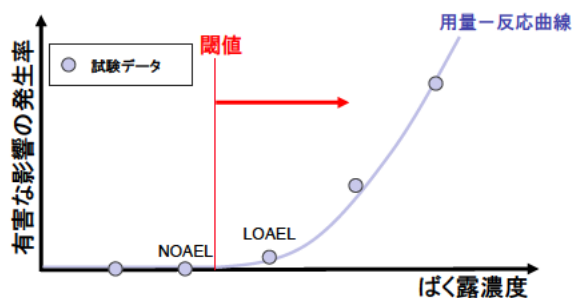
ヒトや生物に対して有害な影響を示さない化学物質の量を「評価基準値」といいます。「評価基準値」として設定することができるデータは、動物試験の結果をヒトに適用した量、大気的环境基準や指針値となります。例えば、環境基準値等がある物質については、基準値を評価基準値に設定することが可能です。国内で基準値などが設定されていない場合は、世界保健機関（WHO）のガイドライン値などを参考にすることもできます。

また、環境基準値等が無いような物質については、有害性情報の収集等を実施し、評価基準値を設定します。



最小毒性量（LOAEL）と無毒性量（NOAEL）

最小毒性量（LOAEL）とは、複数の用量を投与した毒性試験において有害な影響がみられた最小の用量です。無毒性量（NOAEL）とは複数の用量を投与した毒性試験において有害な影響が認められない最大の用量です。基本的に、NOAEL を評価基準値に設定しますが、試験が動物試験であったり、試験結果が LOAEL であったりする場合は、不確実係数をかけた値を評価基準値とします。



出典：経済産業省 化学物質のリスク評価のためのガイドブック(実践編)

3.3 化学物質のばく露評価（ステップ3）

「実際にどのくらいの量（濃度）の化学物質にさらされているのか」を推定することを「ばく露評価」といいます。「ばく露評価」では、対象とした化学物質が影響を受ける対象へ至る道筋（ばく露経路）とばく露する量（濃度）を求めます。例えば、大気中へ排出された化学物質による健康影響のリスク評価では、比較的低濃度の化学物質に長期間さらされる場合に生じる影響を評価します。そこで、「1年間を通じて、人が平均的に吸い込む濃度」をばく露量として求めます。

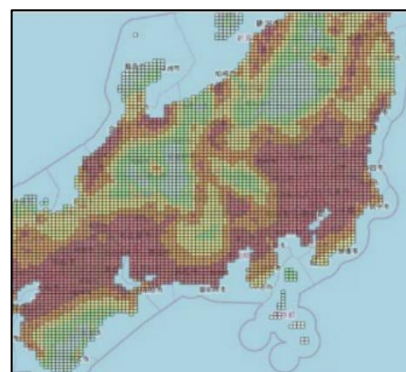
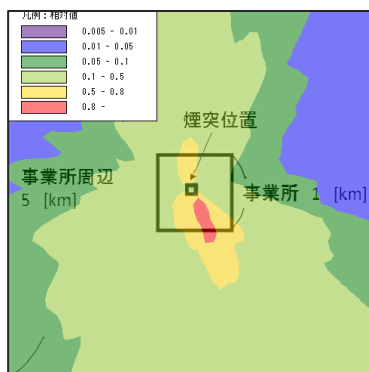


ばく露量は、実測値あるいは数理モデル（PRTR データの活用、経済産業省低煙源工場拡散モデル（以下「METI-LIS」）の活用等）を用いて推計します。数理モデルでは、拡散方程式等に基づいて環境媒体間の分配や媒体中の物質の移動、拡散、分解等を考慮して環境中濃度を推計します。例えば、事業所周辺の大気中濃度を推計する際には、大気中濃度を推計するプルーム（有風）・パフ（無風、微風）モデルである METI-LIS は、事業所周辺の濃度を推計するとともに、計算結果の濃度分布を視覚的に表示することが可能です。他にも地図情報システム（GIS）ソフトに PRTR データを取り込むことによって視覚的に大気中濃度等を閲覧することが可能です。

<イメージ>

METI-LIS の計算結果（濃度分布図）

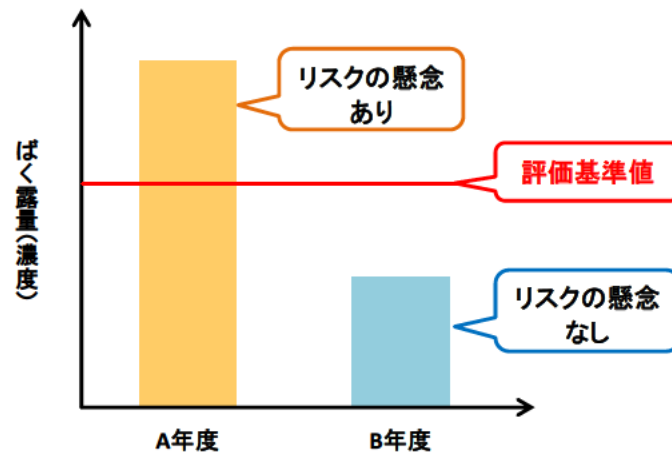
GIS を利用した PRTR データの地図上表示



3.4 リスク判定（ステップ4）

リスクの判定は、ステップ2で設定した評価基準値と、ステップ3で推定したばく露量（濃度）を比較して行います。推定されたばく露量（濃度）が評価基準値より高いかどうかをみることにより、環境リスクが懸念されるかどうかを判定します。リスク判定の結果をリスク管理の優先順位を考えるときの参考として活用することができます。

リスク判定の基準	
評価基準値 ≤ 推定ばく露量(濃度)	⇒ リスクの懸念あり
評価基準値 > 推定ばく露量(濃度)	⇒ リスクの懸念なし



4 リスクに基づく適切な化学物質管理

4.1 リスクの管理

＜リスクに基づく適切な化学物質管理＞

- 化学物質による人の健康や環境中の生物への影響を科学的手法により明らかにする。(リスク評価)
- 得られたリスク評価結果からリスクの内容を分析して、リスクが許容できるかどうかのレベル設定を行い、そのリスクを超えないように管理する。(リスク管理)
- リスク評価及びリスク管理の一連の情報の根拠を付して、社会に向けてわかりやすく提示する。(リスクコミュニケーション)

まず知ることが大切

【リスク評価】

化学物質の有害性やばく露の条件に基づいた評価を行い、優先的にリスクを管理すべき対象（物質、地域）を洗い出す。

✓ リスクが大きい可能性がある化学物質や地域の把握

相談しながら
みんなの納得のいく管理を

【リスク管理】

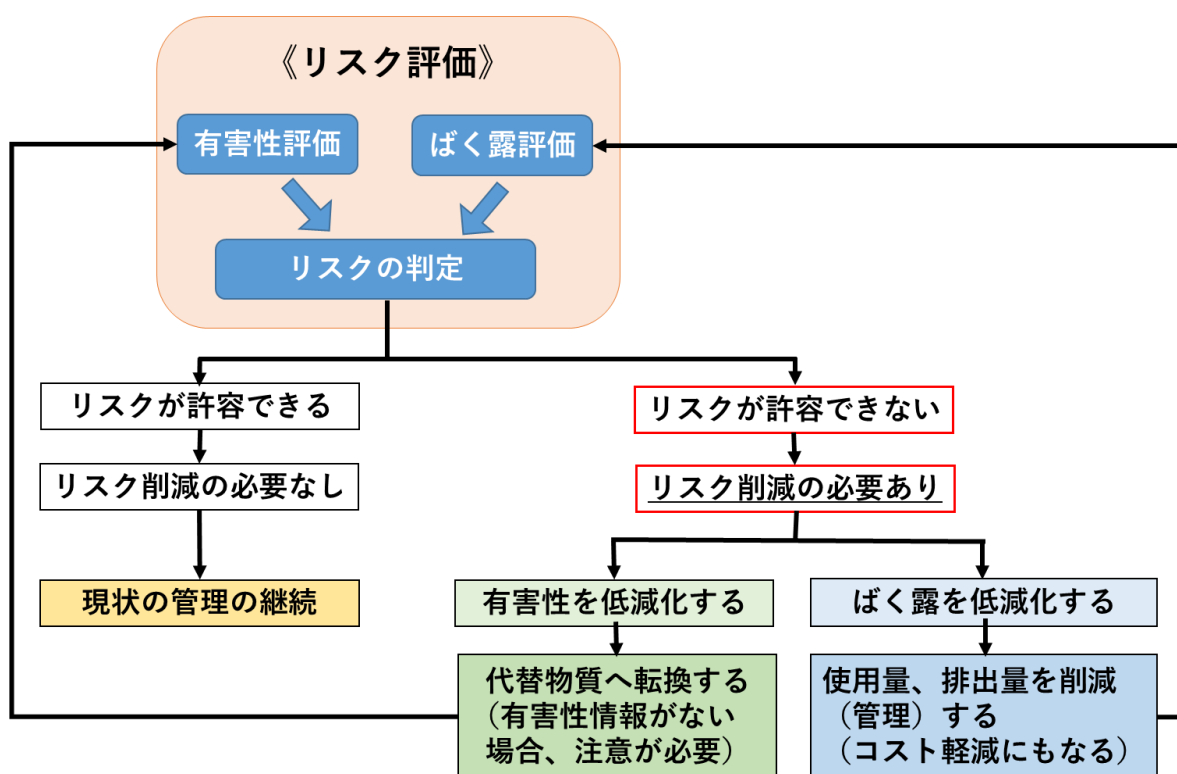
リスク評価による管理の優先度に基づき、適切な取扱い（削減や管理）をすることが必要。

【リスクコミュニケーション】

管理の必要性や方法などについて、リスク情報に基づく関係者間の情報共有や対話（コミュニケーション）をすることが大切。

4.2 リスク評価結果の活用

リスク評価の結果を判断材料に、化学物質の適切な扱いについて検討し、リスクを削減することが必要です。その際、リスクを削減するために、有害性（ハザード）を低減したり、ばく露を低減させたりすることが手段としてあります。また、削減したリスクについて、再び評価を行い、リスクが削減されたことを確認することが重要です。



5 化学物質のリスク評価関連ツール

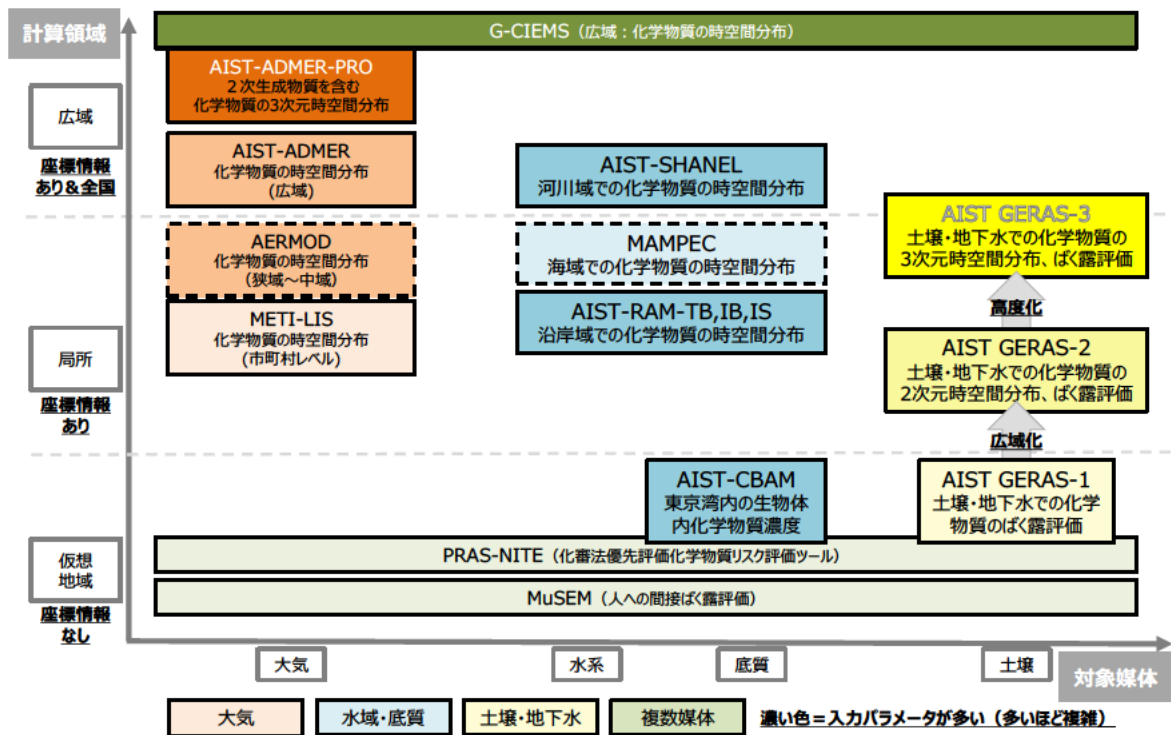
ばく露評価に活用可能な化学物質の大気中の濃度を推定するツールなど、簡易にばく露評価、リスク評価が実施できる既存の環境モデルを以下に紹介します。

モデル	活用例
METI-LIS（経済産業省-低煙源工場拡散モデル）	事業所などの点源（煙突など）から排出される化学物質がその地域の気象条件に応じて周辺に拡散する状況を解析するもので、対象範囲は10km以内（半径5km）が目安とされているモデル。なお、高煙突ばかりでなく、低い位置にある排出源からの化学物質を、実際の気象状況や事業場における建物の配置に即して、濃度の分布をコンター図として表示し、把握することが可能。 https://www.jemai.or.jp/tech/medi-lis/download.html
PRAS-NITE	仮想的排出源を中心とした半径1～10km（1km刻み）のエリア（ただし半径100m内は除く）を対象に、大気中濃度・土壌中濃度・農作物中濃度等を推計するモデル。 https://www.nite.go.jp/chem/risk/pras-nite.html
G-CIEMS	GIS（地理情報システム）データに基づき、多媒体間の輸送と、大気、河川等媒体内での輸送との両方を同時に計算して、各地点・各媒体における物質の濃度を推定するモデル。 https://www.nies.go.jp/rcer_expoass/gciems/gciems.html
MuSEM	1994年にオランダの国立公衆衛生・環境保護研究所（RIVM）の化学物質評価グループが開発したUSES（Uniform System for the Evaluation of Substances）を基にして開発した環境リスクの統合アセスメントツール。 https://www.nies.go.jp/rcer_expoass/musem/musem.html
AIST-ADMER	化学物質の大気環境濃度推定及びばく露評価を行なうモデルと一連のシステムで大気中の濃度を、排出量と気象条件から計算できる。日本全国の任意の地域において、5km×5kmグリッド（局所的に最高100m×100mまで可能）の高い空間解像度で、月平均濃度や年平均濃度を推定することができる。 https://riss.aist.go.jp/admer/
AIST-ADMER-PRO	モデルによる大気中濃度分布推定、前処理（モデルへの入力データ作成など）、後処理（結果の描画など）を行う一連のシステムで、広域大気モデルAIST-ADMERの発展版として開発したもの。 https://riss.aist.go.jp/admer-pro/
AIST-SHANEL	気象データ、化学物質の排出量、基本的な物性（分子量、蒸気圧、水溶解度、Koc、半減期）を入力し、1kmメッシュ単位の月ごとの河川流量、河川水中濃度、河川底泥濃度を推定するモデル。 https://riss.aist.go.jp/shanel/
AIST-RAM-TB	東京湾リスク評価モデルで、化学物質の海水中濃度及び底泥中濃度を算定し、生物へのリスク評価を行うモデル。 https://riss.aist.go.jp/ramtb/
AIST-CBAM	海域での食物連鎖を考慮し生物（魚類）に蓄積される化学物質濃度を推定することができるモデル。 https://riss.aist.go.jp/cbam/
AIST GERAS-1, AIST GERAS-2, AIST GERAS-3	重金属類や揮発性有機化合物、農薬類及び鉱物油などによる土壌・地下水汚染や廃棄物の埋立処分などに係る各種リスクを定量的に評価するために、地圏環境リスク評価システムの開発・改良されたモデル。 https://unit.aist.go.jp/georesenv/georisk/japanese/home/home_geras.html

また、既存のばく露評価モデルのマッピングは以下となります。ばく露評価モデルが計算可能な範囲（広さ）を縦軸に、各環境媒体を横軸としています。

大気中濃度については、広域、局所、仮想地域を対象にしたモデルが充実しています。仮想地域を想定したモデル、全国など広域を対象とするモデルは複数媒体を計算することができるモデルが多く存在しています。

各ばく露評価モデルの適用可能な物質、地域等を考慮し活用することが考えられます。



パート B 化管法に基づく SDS 制度

1 化管法の概要

1.1 化管法とは

化管法は、PRTR 制度及び SDS 制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。化管法は、平成 11 年 7 月 13 日に制定されました。

1.2 化管法の構成

化管法は以下のように構成されています。

法律
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 第 1 章 総則 第 2 章 第一種指定化学物質の排出量等の把握等 （→PRTR 制度） 第 3 章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等 （→SDS 制度） 第 4 章 雑則 第 5 章 罰則 附 則
政令
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令
省令
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則 第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令 指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（化管法 SDS 省令）

法令の詳細については、化管法の法令集²をご参照ください。

² 化管法の法令集 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info1.html

1.3 化管法に基づく SDS 制度の概要

化管法では、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、化管法で指定された化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する場合、SDS により、その指定化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品の特性及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務づけるとともに、ラベルによる表示に努めるよう規定しています。

事業者間で化管法に基づく SDS の提供及びラベルによる表示を行って頂くことにより、自らが使用する指定化学物質又はそれを規定含有率以上含有する製品について必要な情報を入手し、適切な管理に役立てていただくことを目的としています。

平成 24 年に、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）の導入の促進を目的として化管法 SDS 省令等の改正が行われました。化管法 SDS 省令の改正により、SDS の記載項目を GHS に対応した 16 項目に拡大、指定化学物質について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加、また、SDS 及びラベルの作成・提供に際しては、JIS Z 7253（「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」）に適合する方法で行うことを努力義務としました。

MSDS から SDS へ

平成 24 年 3 月に、従来の JIS Z 7250（「化学物質等安全データシート（MSDS）ー内容及び項目の順序」）と JIS Z 7251（「GHS に基づく化学物質等の表示」）を統合して GHS に対応する JIS Z 7253（「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル，作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」）が制定されました。この際、安全データシートの名称も「MSDS」から国連 GHS 文書で定義されている「SDS」に変更されました。

1.4 SDS 制度の経緯

		平成20 (2008) 年度以前	平成21 (2009) 年度	平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	令和元 (2019) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
国内法令	化管法	平成12年 SDS提供義務				平成24年4月 化管法省 令・指針改 正公布	平成24年6月 指定化学 物質(純物質) について施行 ^①						令和3年10月 化管法政令 改正(対象化学物 質追加)公布 ^④		令和5年4月 化管法政令 改正(対象化学物 質追加)施行 ^④	
	安衛法	昭和47年 ラベル表示義務 平成12年 SDS交付義務			安衛則・指針 改正公布	平成24年4月 安衛則・指針改正 (SDS・ラベル努力 義務)施行		安衛法 改正	安衛則・ 指針改 正公布	平成28年6月 ^② 安衛則・指針改正 (ラベル義務拡大・ リスクアセスメント 義務)施行		令和4年2月 ^⑤ 安衛令・安衛 則改正公布	令和4年5月 ^⑥ 安衛則改正 公布・一部施 行	令和5年4月 ^⑥ 安衛則改正一部 施行 令和5年8、9月 安衛令・安衛則改 正公布 ^⑤	令和6年4月 安衛令・安衛則 改正一部施行 ^⑤	
	毒劇法	昭和25年 容器・被包への表示義務 平成13年 情報提供義務			平成24年3月 通知 ^③								令和4年6月 毒劇法省令 改正公布・ 施行 ^⑦			
国際調和	GHS	平成15年7月 国連欧州経済 委員会 (UNECE)がGHS を策定、発行	改訂 3版		改訂 4版		改訂 5版		改訂 6版		改訂 7版	改訂 8版	改訂 9版		改訂 10版	
国内規格	JIS Z 7252 (GHS分類 方法)		JISZ7252:2009制定 「GHSに基づく化学 物質等の分類方法」			平成26年3月 JISZ7252:2014 改訂(令和4年5月24 日暫定期間終了)			改訂	令和元年5月 JISZ 7252: 2019						
	JIS Z 7250 (MSDS)	JISZ7250: 2000制定		JISZ7250: 2010改訂		JISZ7250:2005(廃止:平成27年12月31日暫定期間終了)		JISZ7250:2010(廃止:平成28年12月31日暫定期間終了)								
	JIS Z 7251 (表示)	JISZ7251: 2006制定		JISZ7251: 2010改訂		JISZ7251:2006(廃止:平成27年12月31日暫定期間終了)		JISZ7251:2010(廃止:平成28年12月31日暫定期間終了)								
	JIS Z 7253 (情報伝 達)				平成24年3月 統合	JISZ7253:2012制定 (令和4年5月24日暫定期間終了) 「GHSに基づく化学品の危険有害性情 報の伝達方法ーラベル、作業場内の表 示及び安全データシート(SDS)」			改訂	令和元年5月 JISZ 7253: 2019						

SDS 制度の経緯（補足）

①

「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令」等の改正（平成 24 年 4 月 20 日公布）

【省令改正関連】（化管法指定化学物質）

SDS の記載項目を GHS に対応した 16 項目に拡大（第 3 条）

SDS の記載方法について、JIS Z 7253 に適合するよう行うことを努力義務化（第 4 条第 1 項）

JIS Z 7253 に適合するラベル表示を努力義務化（第 5 条）

※指定化学物質（純物質）：平成 24 年 6 月に施行、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品：平成 27 年 4 月に施行

【指針改正関連】

指定化学物質等取扱事業者は、JIS Z 7252 及び Z 7253 に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定（第 4）

②

【法律改正関連】（安衛法） SDS 交付義務対象物質について、リスクアセスメントの実施を義務化（法第 57 条の 3）

【政省令改正関連】（安衛法施行令） ラベル表示義務の対象を、SDS 交付対象物質まで拡大（施行令第 18 条）

③

【通知】 「毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の容器及び被包への表示等に係る留意事項について（通知）」

（平成 24 年 3 月 26 日通知、薬食化発 0326 第 1 号）

④

化管法政令改正（令和 3 年 10 月 20 日公布、令和 5 年 4 月 1 日施行）による対象物質の見直し

- 令和 3 年 10 月に化管法政令が改正され³、最新の有害性に関する知見や環境中での検出状況、排出量、製造・輸入量等に応じて、化管法対象の指定化学物質の追加、包括範囲の変更及び削除が行われました⁴。改正政令は、令和 5 年 4 月 1 日に施行されました。

<政令改正後の対象化学物質数>

	対象制度	政令改正後	政令改正前
第一種指定化学物質 （特定第一種指定化学物質を含む）	PRTR制度及び SDS制度	515物質（特定第一種指定 化学物質は23物質）	462物質（特定第一種指定 化学物質は15物質）
第二種指定化学物質	SDS制度	134物質	100物質
合計	—	649物質	562物質

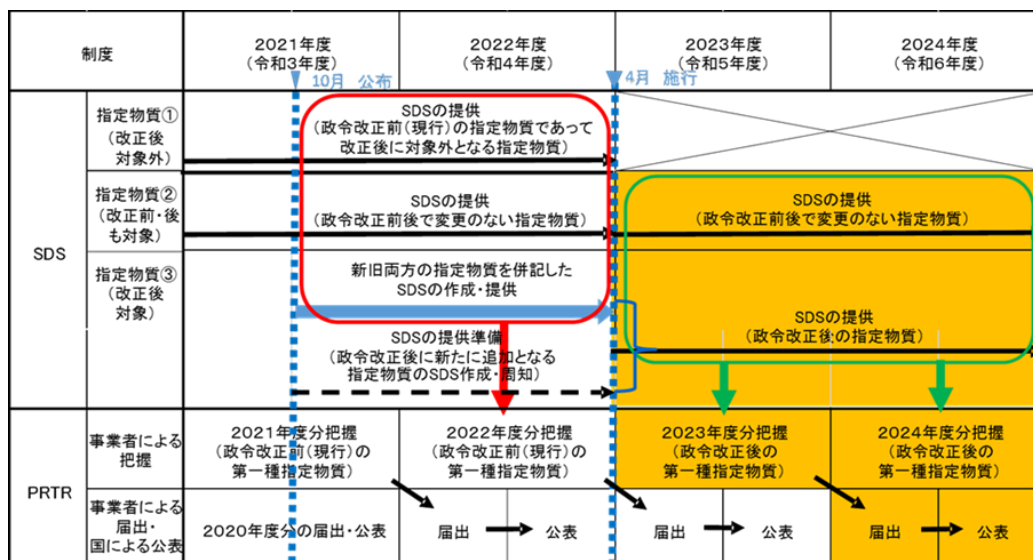
- 今回の改正において新たに追加された指定化学物質や種別変更、名称が変更された指定化学物質やそれらを含有する製品に関する SDS を提供する場合は、令和 5 年 4 月 1

³ 化管法の政令改正について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

⁴ 対象化学物質について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

日以降、それらに関する情報が記載された SDS を新たに作成、または改訂した SDS を提供しなければなりません。

< 化管法政令改正に関する新旧対象物質の切り替えの流れ >



SDS 省令改正（令和4年3月31日公布・施行）による情報提供方法の柔軟化

- SDS 省令は、昨今のデジタル化進展を踏まえた、情報の提供方法等の見直しを実施しました。
- これまでの、原則、文書又は磁気ディスクの交付に、相手方の承諾を要件とせずにメールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できる方法を追加しました。詳細は 26 ページをご参照ください⁵。

⑤

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」（令和4年5月31日公布）

- 国による GHS 分類で物理化学的危険性又は健康有害性が確認された全ての物質について、順次、安衛法に基づくラベル表示・SDS 交付が義務づけられる予定です。
- 令和4年2月24日公布の安衛法施行令改正により、令和2年度までに国が GHS 分類を行った物質のうち、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のいずれかで区分1とされた物質（234 物質）について、ラベル表示・SDS 交付が新たに義務付けられました（令和6年4月1日施行）。
- 令和5年8月30日公布の安衛法施行令改正及び同年9月29日公布の安衛則改正により、令和2年度までに国が GHS 分類を行った物質のうち以下の物質について、ラベル表示・SDS 交付が新たに義務付けられます。

上記以外のいずれかの健康有害性が区分1とされた物質 令和7年4月1日施行

健康有害性が区分2以下又は物理化学的危険性の区分のみある物質 令和8年4月1日

施行

- 改正政省令施行時に、サプライチェーン全体において SDS の提供を円滑に開始して頂くため、事業者の皆様には、施行日より早い段階から追加対象物質に対応した SDS を作成し、提供を行っていただくようお願いします。

⁵ SDS 省令改正について https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/5_2.html

※ 新たに義務化される物質一覧は、厚生労働省ホームページ（下記 URL の「対象物質の一覧」）を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

- 改正政省令施行前における SDS「項目 15 適用法令」の記載方法として以下のような方法があります。

【適用法令欄の記載例】※この趣旨を踏まえた内容であれば異なる表現でも構いません

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条）（○年○月○日以降）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2）（○年○月○日以降）

危険性又は有害性等を調査すべき物（法第 57 条の 3）（○年○月○日以降） ※「○年○月○日」には施行予定日を記載

安衛則改正による SDS による情報伝達の強化

⑥

(1) SDS による通知方法の柔軟化（令和 4 年 5 月 31 日施行）

(2) SDS の通知事項である「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新（令和 5 年 4 月 1 日施行）

- SDS 交付の方法及び記載事項等について、詳細は「安衛法に基づく表示・文書交付制度」のページをご覧ください。

(3) 通知事項の追加と含有量表示の適正化（令和 6 年 4 月 1 日施行）

- SDS の通知事項に「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」（JISZ7253 における「推奨用途と使用上の制限」に相当）が追加されました。
- 成分の含有量の記載について、原則として重量パーセントの記載が必要となりました。

※ 上記について、成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合は引き続き 10%刻みとすることが可能です。

ただし、譲渡提供する相手方の求めがあるときは、秘密が保全されることを条件に、リスクアセスメントに必要な範囲内において、より詳細な含有量について通知しなければなりません。

毒劇法改正省令の公布（令和 4 年 6 月 3 日）- SDS 等による通知方法の柔軟化-

⑦

- 令第 40 条の 9 の規定による通知の方法として、相手方の承諾を要件とせず、電子メールの送信や、通知事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を伝達し閲覧を求めること等による方法を新たに認めることとしました。SDS 等による通知方法の柔軟化（規則第 13 条の 11 関係）

2 GHS とは

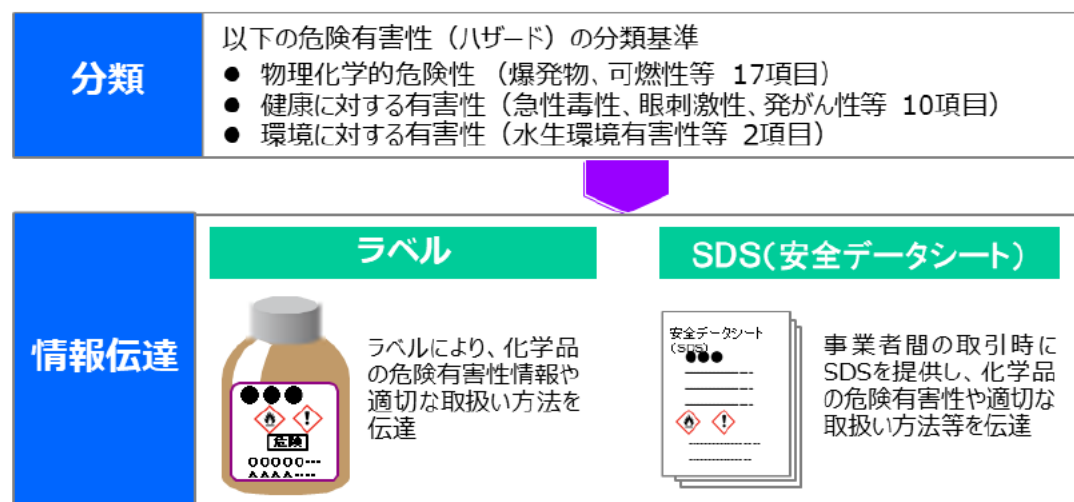
2.1 国連 GHS 制定の背景

近年、多種多様な化学品が全世界で広く利用されており、その中には人や環境に対する危険有害性を有するものも多く含まれています。一方で、こうした危険有害性の情報を伝達するための規則等は国や機関によって様々であり、同じ化学品であっても異なる危険有害性情報が表示されたり、伝達されることもあります。しかし、化学品が世界中に流通している今日、国や機関によって表示内容等が異なる状況では、化学品の安全な使用・輸送・廃棄は困難です。

このような状況から、国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されるようになり、2003 年 7 月には、国連経済社会理事会において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) 」(GHS) の実施促進のための決議が採択されました。

2.2 国連 GHS の概要

目的
GHS は、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としています。
規定内容
GHS には以下の内容が含まれます。 - 危険有害性を判定するための国際的に調和された基準（分類基準） - 分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段（ラベルや SDS）



2.3 GHS の危険有害性クラス及び GHS で使用する絵表示

GHS の危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して以下の「危険有害性クラス」が設定されており、それぞれについて、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和された分類基準が定められています。

国連GHS（改訂6版）の危険有害性クラス

物理化学的危険性

- | | | |
|-------------------------------|-----------|------------|
| ●爆発物 | ●引火性液体 | ●水反応可燃性化学品 |
| ●可燃性ガス(自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む) | ●可燃性固体 | ●酸化性液体 |
| ●エアゾール | ●自己反応性化学品 | ●酸化性固体 |
| ●酸性ガス | ●自然発火性液体 | ●有機過酸化物 |
| ●高圧ガス | ●自然発火性固体 | ●金属腐食性化学品 |
| | ●自己発熱性化学品 | ●鈍性化爆発物 |

健康に対する有害性

- | | | |
|-------------------|-----------|------------------|
| ●急性毒性 | ●生殖細胞変異原性 | ●特定標的臓器毒性（単回ばく露） |
| ●皮膚腐食性／刺激性 | ●発がん性 | ●特定標的臓器毒性（反復ばく露） |
| ●眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | ●生殖毒性 | ●誤えん有害性 |
| ●呼吸器感作性または皮膚感作性 | | |

環境に対する有害性

- | | |
|----------|------------|
| ●水生環境有害性 | ●オゾン層への有害性 |
|----------|------------|

絵表示について

GHS では、9 種類の絵表示（ピクトグラム）が決められており、危険有害性クラス及び危険有害性区分に応じ表示することとなっています。

注）本表示の説明は JIS Z 7252:2019 に引用された GHS 文書第 6 版に基づくものです。

【爆弾の爆発】



爆発物(不安定爆発物、等級1.1～1.4)
自己反応性化学品(タイプA、B)
有機過酸化物(タイプA、B)

【炎】



可燃性ガス(区分1)
自然発火性ガス
エアゾール(区分1、区分2)
引火性液体(区分1～3)
可燃性固体
自己反応性化学品(タイプB～F)
自然発火性液体
自然発火性固体
自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品
有機過酸化物(タイプB～F)
鈍性化爆発物

【円上の炎】



酸化性ガス
酸化性液体
酸化性固体

【ガスボンベ】



高圧ガス

【腐食性】



金属腐食性化学品
皮膚腐食性(区分1)
眼に対する重篤な損傷性(区分1)

【どくろ】



急性毒性
(区分1～区分3)

【感嘆符】



急性毒性(区分4)
皮膚刺激性(区分2)
眼刺激性(区分2/2A)
皮膚感作性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)(区分3)
オゾン層への有害性

【健康有害性】



呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性(区分1、区分2)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)(区分1、区分2)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)
誤えん有害性

【環境】



水生環境有害性
(短期(急性)区分1、
長期(慢性)区分1、
長期(慢性)区分2)

区分とラベル要素の関係について

GHS では、分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じて絵表示等のラベル要素が決まります。以下の例は、急性毒性（経口）の区分とラベル要素の関係を図にしたものです。

例) 急性毒性(経口)

ATE (Acute Toxicity Estimates) ※のデータから健康有害性の区分を決定	大 危険有害性の程度 小			
	危険有害性区分			
	区分1	区分2	区分3	区分4
	ATE ≤ 5 [mg/kg体重]	5 [mg/kg体重] < ATE ≤ 50 [mg/kg体重]	50 [mg/kg体重] < ATE ≤ 300 [mg/kg体重]	300 [mg/kg体重] < ATE ≤ 2000 [mg/kg体重]
ラベル要素				
絵表示				
注意喚起語	危険	危険	危険	警告
危険有害性情報	飲みこむと生命に危険 (H300)	飲みこむと生命に危険 (H300)	飲みこむと有毒 (H301)	飲みこむと有害 (H302)

(さらに、区分に応じた「注意書き」があります)

※ATEは、急性毒性値又は急性毒性推定値の両方を指します。

絵表示の優先順位

GHS では、絵表示の種類によって一部表示が優先されるものがあります。以下の図は絵表示における優先関係を示したものです。

 > 
 =  の絵表示は全ての  より優先
 =  の絵表示が付いた場合、 は付かない
 (オゾン層への有害性がある場合は付ける)

 > 
 =  の絵表示は  より優先
 =  の絵表示が付いた場合、
皮膚・眼刺激性に関する  は付かない

 > 
 =  の絵表示は  より優先
 = 呼吸器感作性に関する  の絵表示が付いた場合、
皮膚感作性と皮膚・眼刺激性に関する  は付かない

3 化管法に基づく SDS 制度について

3.1 化管法に基づく SDS 制度の対象となる事業者

化管法に基づく SDS の提供義務やラベルによる表示の努力義務は、指定化学物質（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質）又は、指定化学物質を 1 質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量%以上）含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する全ての事業者に課せられます（化管法第 14 条第 1 項）。

化管法では、第 15 条において、経済産業大臣は、化管法に基づく SDS 提供の義務に違反する事業者に対して、勧告することができ、それに従わない場合は、その旨を公表することができると定められています。また、第 16 条で、経済産業大臣は情報の提供に関し報告させることができることとされており、第 24 条において、この報告をしない、又は虚偽の報告をした者に対して 20 万円以下の過料に処することが定められています。

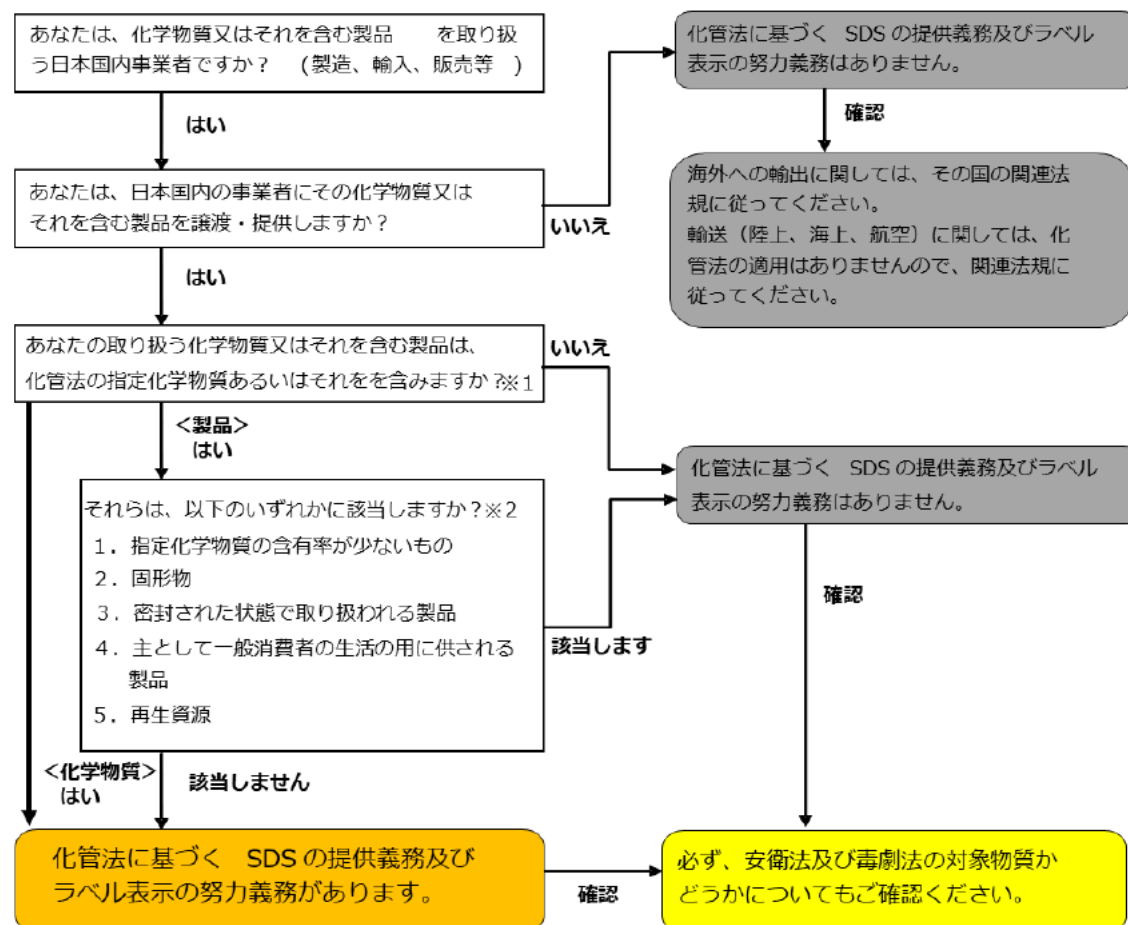
化管法の他にも厚生労働省が所管する「労働安全衛生法（安衛法）⁶」及び「毒物及び劇物取締法（毒劇法）⁷」において SDS 制度が規定されています。次のページでは、化管法に基づく判定フローを表していますので、必要であれば、別途、安衛法及び毒劇法についてもご確認ください。

⁶ 安衛法に基づく SDS 制度に関するお問合せ先（厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課）

⁷ 毒劇法に基づく SDS 制度に関するお問合せ先（厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課化学物質安全対策室）厚生労働省 代表 TEL:03-5253-1111 (代)

化管法に基づく SDS 制度対象事業者 判定フロー

スタート



※1 化管法指定化学物質については 3.2 項をご確認ください。

※2 化管法の適用を受けない製品については 3.3 項をご確認ください。

注1：化管法の第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を規定含有率以上含有する製品については、PRTR 届出が必要な場合があります。判定フローは、PRTR 制度対象事業者ページ⁸にてご確認ください。

注2：化管法は、任意での SDS 提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係で SDS を提供する場合には、SDS の提供等は取引先の事業者とご相談ください。

⁸ PRTR 制度対象事業者：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html

3.2 化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質

化管法に基づく SDS 制度の対象となる指定化学物質は、化管法政令で定める「第一種指定化学物質」及び「第二種指定化学物質」です。人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する又は将来的に広く存在する可能性があるものと認められる物質を指定しています。

	対象制度	政令改正後	政令改正前
第一種指定化学物質 (特定第一種指定化学物質を含む)	PRTR 制度 及び SDS 制度	515 物質 (特定第一種指定化学物質は 23 物質)	462 物質 (特定第一種指定化学物質は 15 物質)
第二種指定化学物質	SDS 制度	134 物質	100 物質
合計	—	649 物質	562 物質

指定化学物質のリストについては、本ガイド 59 ページ以降（参考）をご参照ください。

管理番号を導入しました

化管法政令改正（本ガイド 1.4 項参照）に際して、事業者における指定化学物質の把握・管理の利便性向上を目的に、指定化学物質に管理番号の付与を行いました。

管理番号とは、政令番号（※）とは異なり、1 物質が固有の 1 番号を維持するもので、今後の政令改正により指定化学物質の追加・削除があった場合にも管理番号は維持される予定です。なお、管理番号の SDS への記載は事業者の任意となり、必須ではありません。

（※）政令番号とは、政令改正ごとに指定化学物質に 1 から順番に番号をつけたもので、政令改正の前と後で同じ物質でも政令番号が異なる場合があります。

3.3 化管法に基づく SDS 制度の対象製品

指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を 1 質量 %以上（特定第一種指定化学物質は 0.1 質量 %以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品が化管法に基づく SDS 制度の対象製品となります（化管法政令第 5 条、第 6 条）。

＜化管法 SDS 制度の対象とならないもの＞

含有率が少ないもの	指定化学物質の含有率が 1 質量 %未満（特定第一種指定化学物質の場合は 0.1 質量%未満）の製品
固形物	事業者による取扱いの過程において固体以外の状態とならず、かつ粉状又は粒状にならない製品 ⁹ 例：管、板、組立部品等
密封された状態で使用される製品	例：コンデンサー、乾電池等
一般消費者用の製品	専ら家庭生活に使用されるものとして、容器等に包装された状態で流通し、かつ、小売店等で主として一般消費者を対象に販売されている製品 ¹⁰ 例：家庭用殺虫剤・防虫剤、家庭用洗剤等
再生資源	資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう ¹¹ 例：空き缶、金属くず等（廃棄物として処理しないもの）

安衛法の対象除外製品

安衛法での SDS 作成除外製品は以下のとおり

	安衛法
対象除外製品	① 対象物質の含有量が法令で定める裾切値未満の製品（ラベル・SDS の裾切値は、原則として国による GHS 分類結果における有害性区分に応じて規定） ② 主として一般消費者の生活の用に供するための製品 ア 医薬品医療機器等法に定められている医薬品、医薬部外品、化粧品 イ 農薬取締法に定められている農薬 ウ 労働者による取扱いの過程で固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品 エ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品 オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品 カ 家庭用品品質表示法に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品

⁹ 事業者の取扱いの過程において、溶融等の加工又は切断・研磨等を行って切削屑等が発生するような製品の場合には、化管法上、SDS の提供義務及びラベルによる表示の努力義務の対象となります。

¹⁰ 専ら業務用として事業者向けに販売していることが明らかな場合、化管法上、SDS の提供義務及びラベルによる表示の努力義務の対象となります。

¹¹ 再生資源に該当するか否かについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第 2 条第 4 項（再生資源の定義）をご確認ください。

3.4 化管法に基づく SDS の提供について

令和 4 年 3 月 31 日、昨今のデジタル化の進展を踏まえ、SDS 省令を改正し、情報の提供方法等の見直しを実施しました。

これまでの、原則、文書又は磁気ディスクの交付に、相手方の承諾を要件とせずにメールの送信又はインターネットを利用した情報の提供等、相手方が容易に閲覧できる方法を追加しました（化管法第 14 条第 1 項、化管法 SDS 省令第 2 条）。

【令和 4 年度から提供方法が柔軟化】



文書の交付



光ディスク等の交付



FAXの送信



電子メールの送信、インターネット掲載

相手方が容易に閲覧できる方法を追加

提供時期等

- ・ 化管法に基づく SDS は、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者譲渡、提供する時までに提供しなければなりません（化管法第 14 条第 1 項）。
- ・ 原則、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者譲渡、提供するごとに化管法に基づく SDS を提供しなければなりません。同一の事業者譲渡に同一の指定化学物質等を継続的又は反復して譲渡提供する場合はこの限りではありません。ただし、相手方から SDS の提供を求められた際には提供義務が生じます（化管法 SDS 省令第 6 条）。

SDS の内容に変更が生じた場合はどうする？

化管法に基づく SDS の内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに、当該指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を譲渡・提供した相手方に対し、変更後の内容を含む SDS の提供に努めなければなりません（化管法第 14 条第 2 項）。

3.5 化管法に基づく SDS 及びラベルの記載項目

3.5.1 化管法に基づく SDS の記載項目

化管法に基づく SDS は、日本語で記載することと規定されています（化管法 SDS 省令第 4 条第 2 項）。また、化管法に基づく SDS に記載しなければならない情報について、化管法 SDS 省令第 3 条で以下のとおり規定しています。

化管法に基づく SDS の作成に際しては、JIS Z 7253 に適合する方法で記載を行うよう努めることとしています。JIS Z 7253 に関する努力義務規定については、指定化学物質は平成 24 年 6 月 1 日から、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品は平成 27 年 4 月 1 日から適用されています。

化管法に基づく SDS の記載項目	JIS Z 7253
指定化学物質又は製品の名称、指定化学物質等取扱い事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先 ※ 1	項目 1 化学品及び会社情報
危険有害性の要約	項目 2 危険有害性の要約
製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称及びその含有率（有効数字 2 桁） ※ 2 ※ 3	項目 3 組成及び成分情報
指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急措置	項目 4 応急措置
指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置	項目 5 火災時の措置
指定化学物質等が漏出した際に必要な措置	項目 6 漏出時の措置
指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意	項目 7 取扱い及び保管上の注意
指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等にはく露されることの防止に関する措置	項目 8 ばく露防止及び保護措置
指定化学物質等の物理的・化学的性状	項目 9 物理的及び化学的性質
指定化学物質等の安定性及び反応性	項目 10 安定性及び反応性
指定化学物質等の有害性	項目 11 有害性情報
指定化学物質等の環境影響	項目 12 環境影響情報
指定化学物質等の廃棄上の注意	項目 13 廃棄上の注意
指定化学物質等の輸送上の注意	項目 14 輸送上の注意
指定化学物質等について適用される法令	項目 15 適用法令
指定化学物質等取扱い事業者が必要と認める事項	項目 16 その他の情報

※1 記載する名称は、ラベルと一致するようにしてください。なお、指定化学物質において、政令で規定している名称以外の名称を記載する場合、項目 3 もしくは項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。

※2 化管法の指定化学物質を規定含有率以上含有している製品については、政令で規定している指定化学物質名称、指定化学物質の種別、含有率（有効数字 2 桁）を記載してください。

※3 政令で規定している名称が「●●化合物」のような場合には、化学物質を特定できる名称を記載しても問題ありません。なお、政令で規定している名称以外の名称を記載した場合、項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。

3.5.2 化管法に基づくラベルの記載項目

化管法に基づくラベルに記載する情報について、化管法 SDS 省令第 5 条で以下のとおり規定しています。化管法に基づくラベルの作成に際しては、JIS Z 7253 に適合する方法で表示を行うよう努めることとしています。ラベル表示及び JIS Z 7253 に関する努力義務規定については、指定化学物質は平成 24 年 6 月 1 日から、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品は平成 27 年 4 月 1 日から適用されています。

化管法に基づくラベルの記載項目	JIS Z 7253
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示	危険有害性を表す絵表示
注意喚起語	注意喚起語
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響	危険有害性情報
指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意	注意書き
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称 ※1	化学品の名称
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品の名称 ※1	
表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号 ※2	供給者を特定する情報
—	その他国内法令によって表示が求められる事項

※1：SDS の名称と一致させてください。なお、製品の名称として略式名を記載する場合にはその名称を SDS にも記載してください。

※2：緊急連絡先についても記載することが望ましいです。

4 化管法に基づく GHS 分類と SDS 及びラベルの作成

4.1 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成にあたり確認・準備すべきこと

① 化管法に基づく SDS 及びラベルを作成するにあたっての確認

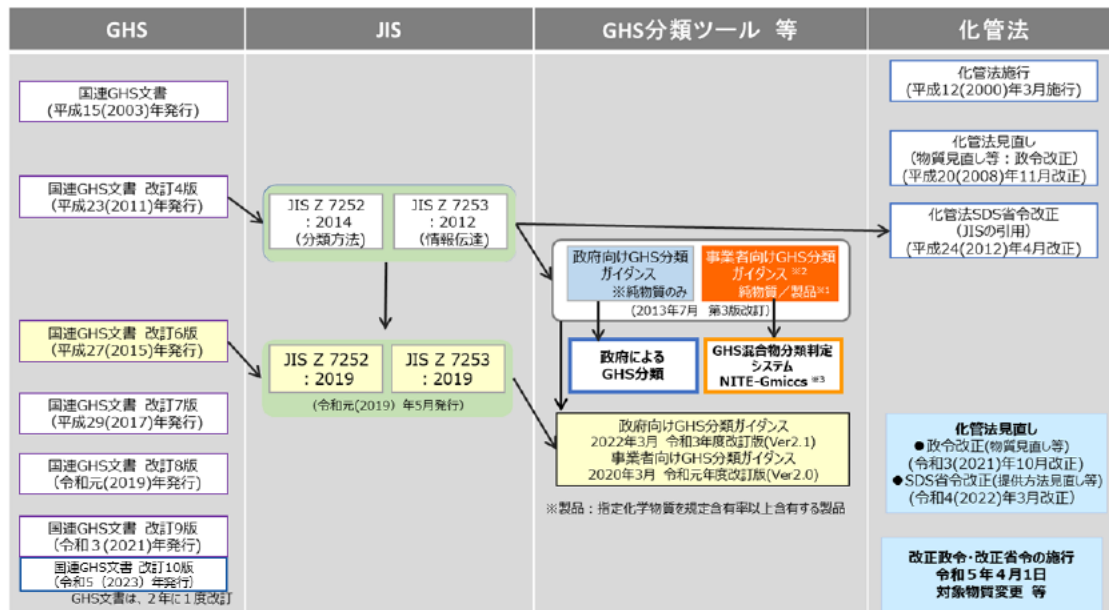
- ・「対象事業者」の確認（本ガイド 3.1 項）
- ・「指定化学物質」の確認（本ガイド 3.2 項）
- ・指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の場合には、「対象製品」の確認（本ガイド 3.3 項）
- ・SDS 及びラベルの記載項目の確認（本ガイド 4.3 項及び 4.4 項）

注 1：化管法の他にも厚生労働省が所管する安衛法及び毒劇法において SDS 制度が規定されています。必要であれば、別途、安衛法及び毒劇法についてもご確認ください。

注 2：化管法は、任意での SDS 提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係で SDS を提供する場合には、SDS の提供等は取引先の事業者とご相談ください。

② 化管法に基づく SDS 及びラベルの作成の際の参考資料

【分類に使用する JIS、GHS 分類ガイダンス等の位置付け】



※1¹²、※2¹³、※3¹⁴の詳細については、脚注を参照してください。

¹² 指定化学物質を規定含有率以上含有する製品

¹³ 政府向け GHS 分類ガイダンス及び事業者向け GHS 分類ガイダンス

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

¹⁴ NITE-Gmiccs については、本ガイド 53 ページ以降「4.5 GHS 混合物分類判定システム/SDS 作成支援システム (NITE-Gmiccs)」を参照してください。

次の<1>～<4>に示すものを参考に化管法に基づく SDS 及びラベルを作成してください。

<1> 化学品の情報	取引先から提供される SDS、 情報源（NITE-CHRIP ¹⁵ 、BIGDr ¹⁶ など）から調べた 化学品の情報等
<2> GHS 分類を行う手順書	JIS Z 7252、事業者向け GHS 分類ガイダンス
<3> 混合物の GHS 分類を行うツール	GHS 混合物分類判定システム（NITE-Gmiccs） ¹⁷
<4> SDS 及びラベル作成の手順書	JIS Z 7253、GHS 対応ガイドライン ¹⁸ （参考）経済産業省 HP で公開されている項目 ¹⁹ 、 モデル SDS（職場のあんぜんサイト） ²⁰ 、令和 4 年 労働安全衛生法政省令改正に対応した SDS 記載 例 ²¹ 等

混合物の場合、有害性情報等はどう記載する？

化管法に基づく SDS 及びラベルに記載する化学物質の情報は、原則、製品自体（混合物）の情報について記述することとなっております。

¹⁵ NITE が提供する「化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）」は、化学物質の番号や名称等から、有害性情報、法規制情報及び国際機関によるリスク評価情報等を検索することができるシステムです。

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

¹⁶ JCIA BIGDr（ビッグドクター）は、一般社団法人日本化学工業協会が提供する「化学物質リスク評価支援ポータルサイト」です。<https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top>

¹⁷ NITE-Gmiccs については、本ガイド 53 ページ以降「4.5 GHS 混合物分類判定システム／SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs）」を参照してください。

¹⁸ GHS 対応ガイドラインは、一般社団法人日本化学工業協会が作成、日本規格協会から販売されている「ラベル及び表示・安全データシート作成指針」となります。

¹⁹ 化管法 SDS 標準的な書式（JIS Z 7253 対応版）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html

²⁰ 職場のあんぜんサイト：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS MSD FND.aspx

²¹ 令和 4 年労働安全衛生法政省令改正に対応した SDS 記載例は、一般社団法人 日本化学工業協会が作成し、HP にて無料公表しています。<https://www.nikkakyo.org/news/page/9617>

4.2 化管法に基づく GHS 分類について

4.2.1 事業者向け GHS 分類ガイダンス

事業者が JIS Z 7252 に基づいて、GHS 分類をより正確かつ効率的に実施するための手引きとなることを目指して、「事業者向け GHS 分類ガイダンス」が作成されました。本ガイダンスは、事業者が製造販売する製品は混合物が主であるため、混合物の GHS 分類の方法も含んだガイダンスとなっています。

本ガイダンスでは、物理化学的危険性、健康有害性、環境有害性の観点から化学品に関する危険性の分類のための分類基準、化学品に関する有害性の分類基準について規定されています。GHS 分類を事業者が自ら実施できるように、分類方法及び信頼できる情報源についても記載されていますが、本ガイダンスを参考に事業者が行った GHS 分類結果については、事業者が責任を負うこととなっています。

GHS 分類に必要な有害性情報はどこから入手する？

化管法、安衛法及び毒劇法において、SDS の提供やラベルによる表示の対象とされている化学物質については、国が GHS に基づいて分類を行い、その結果を NITE のホームページから公表しています。また、政府による GHS 分類結果²²は、NITE が提供する NITE-CHRIP においても確認することができます。

ただし、この GHS 分類結果は、GHS 関係省庁等連絡会議において策定した「政府向け GHS 分類ガイダンス」に従い、GHS 関係省庁等連絡会議、分類実施省庁が収集したデータに基づいて分類した結果であり、あくまでも「GHS 分類結果の参考」です。事業者が SDS の作成やラベル表示を行う場合には、政府による GHS 分類結果、事業者が“信頼性が高い”と判断する外部試験データ、自社データ等いずれを用いてもかまいません。また、政府による GHS 分類が実施されていない化学物質についても、試験データ等があればそれらを基に「事業者向け GHS 分類ガイダンス」を参考に分類を行うことができます。

²² 政府による GHS 分類結果は NITE の HP にて公表しています。

政府による GHS 分類結果（Excel、HTML）https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html
NITE 統合版 GHS 分類結果 https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html

4.2.2 GHS 分類判定に利用可能な情報源

物理化学的危険性の情報源

GHS における物理化学的危険性の分類は、従来から国際的な合意の下に用いられてきた分類システムである国連危険物輸送勧告による分類（UNRTDG 分類²³）を基にしています。そのため、原則として GHS における分類と UNRTDG 分類とは一致します。ただし、GHS では、輸送が禁止されている危険物（不安定火薬類等）や UNRTDG 分類では危険物に該当しない物質も分類対象となるため、こうした物質が該当する区分は、UNRTDG 分類にはない区分となります。

GHS における物理化学的危険性の分類は、所定の試験を行った結果（又は同等の価値がある情報）に基づいて行うものですが、多くの項目で UNRTDG の試験方法が採用されているので、物理化学的危険性の分類にあたって、対象とする物質が UNRTDG 分類で既に分類されていれば、その結果を参考にすることができます。

物理化学的危険性の情報源の詳細については、事業者向け GHS 分類ガイダンスの第 2 部をご確認ください。

健康有害性及び環境有害性の情報源

健康有害性及び環境有害性の情報源においては、得られた情報の確からしさを確認することができるかどうかによって、List 1 から 3 の優先順位を付け（List 1 は優先度が高）、分類への適用順位が示されています。

健康有害性及び環境有害性の情報源の詳細については、事業者向け GHS 分類ガイダンスの第 3 部及び第 4 部をご確認ください。

- ・ List1：国際機関、主要各国等で作成され、専門家等によるレビューがされている情報源であり、原則として、一次資料に遡ることができ、必要な場合に情報の確からしさを確認できる評価書や成書。
- ・ List2：List1 に記載された評価書以外の有用な文書やデータベースを提供している情報源。
- ・ List3：一次文献及び参考データベース。List 1、2 から十分な情報が得られなかった場合、あるいは原著を確認する場合に、必要に応じて参照する。

²³ UN Recommendations on the Transport of Dangerous Goods - Model Regulations Twenty-first revised edition
<https://unece.org/transport/dangerous-goods/un-model-regulations-rev-23>

4.2.3 GHS 分類ガイダンスにおける区分が決定しない場合の考え方

事業者向け GHS 分類ガイダンスでは、分類 JIS に基づく分類の結果、危険有害性の区分が決定しないときの表現を以下のとおりとしています。

判定論理又は 段階的評価での語句 (国連 GHS 改訂 6 版 英語原文での表記)	分類根拠での語句	説明
分類できない (Classification not possible)	データがなく分類できない	各種の情報源及び自社保有データ等を検討した結果、GHS 分類の判断を行うためのデータが全くない場合。
	データ不足のため分類できない	GHS 分類を行うための十分な情報が得られなかった場合。
区分に該当しない (Not classified 又は No classification)	区分に該当しない (分類対象外)	・GHS 分類の手順で用いられる物理的状態、化学構造、化学的性質、危険有害性項目の優先順位が該当しないため、当該区分での分類の対象となっていない場合。例えば、危険有害性区分が「〇〇性固体」となっているもので、物質の状態が液体や気体のもの。
	区分に該当しない	・GHS 分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行った結果、JIS で規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しない場合。(JIS では採用していない国連 GHS 急性毒性区分 5 に該当することを示すデータがあり、区分 1 から区分 4 には該当しない場合なども含む。)。 ・発がん性など証拠の確からしさで分類する有害性クラスにおいて、専門家による総合的な判断から当該毒性を有さないと判断される場合や、得られた証拠が区分に分類するには不十分な場合。

注 1) : 国連 GHS の物理化学的危険性の大部分は国連危険物輸送勧告 (UNRTDG) の区分を採用している。危険物は適切な容器に収納されて運送されるもので、危険性は火災、あるいは容器が破損する事故での漏洩等の際に発現する。結果として危険物輸送のあるクラスにおいては、より高い危険有害性を対象とし、比較的低い危険有害性は考慮されていない場合がある。(2.4 参照)

注 2) : UNRTDG で規定した試験方法で、区分に入らない結果が得られている場合は、区分に該当しないとなる。

注 3) : GHS で、区分に該当しないものは危険有害性がないことを必ずしも示さない。「区分に入るだけの危険有害性は認められなかった」という意味である。

注 4) : ビルディングブロックアプローチ (選択可能方式) によって、国内に GHS が導入されているため、国連 GHS による分類基準と分類 JIS による分類基準は異なる点にも注意が必要である。例えば、「3.5.1 急性毒性」で示すように、国連 GHS における「急性毒性」の区分 5 は、分類 JIS では区分に該当しないと判断されることとなる。

注 5) : 本表現については、分類 JIS の、「GHS 分類に基づく化学品の分類方法解説」に記載されている背景を踏まえて策定されている

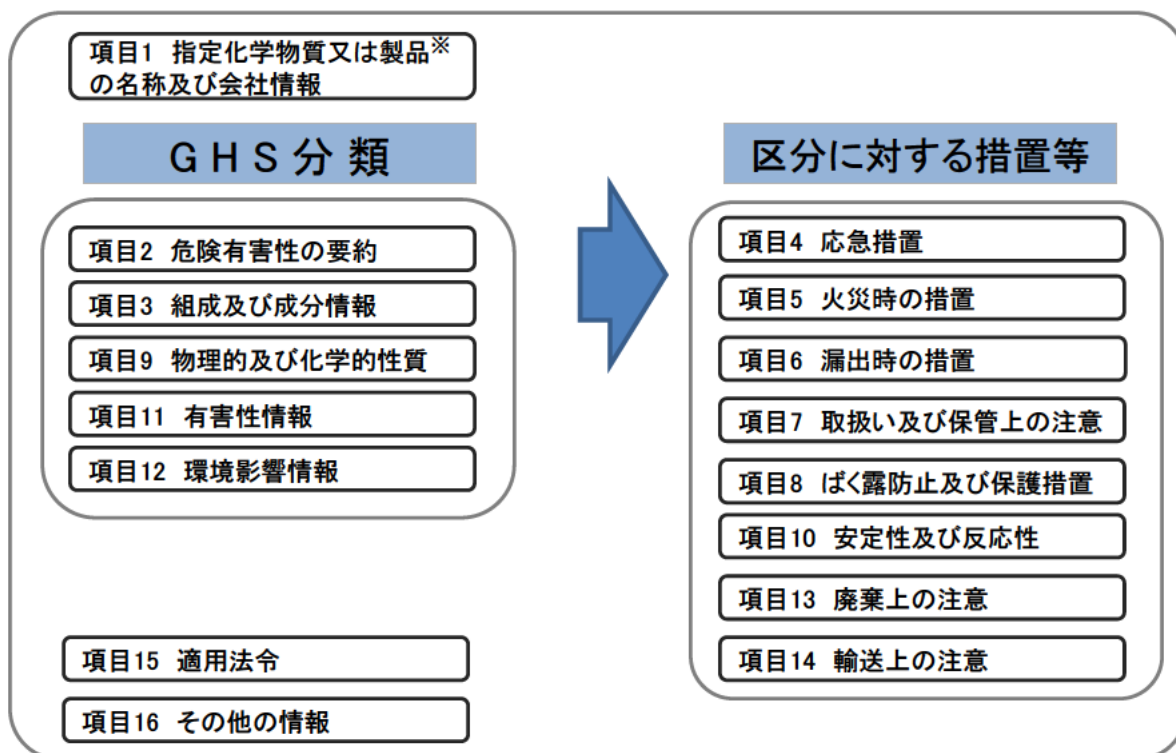
注 6) : 「国連文書英語原文での表記」において、国連 GHS における表記と本ガイダンスでの日本語表記とは厳密に対応するものではない。

「分類できない」は、「区分 1」と同じこともある？

化学物質等の GHS 分類に際しては、危険有害性に関するデータが入手できず分類できない場合は「分類できない」となります。また、入手した危険有害性に関連するデータが信頼できず評価できない場合も「分類できない」となります。「分類できない」は、有害性試験を行った際に「区分 1」と分類される可能性が否定できないことから、その物質等の取扱い時には十分注意をする必要があります。

4.3 化管法に基づく SDS の作成方法

化管法に基づく SDS には、化管法 SDS 省令第 3 条にて規定されている 16 項目について記載する必要があります（3.5.1 項参照）。16 項目は以下のような位置付けとなっています。



※製品：指定化学物質を規定含有率以上含有する製品

化管法に基づく SDS 作成 Step

Step 1	SDS 作成の目的を確認
Step 2	成分情報の同定
Step 3	製品の危険有害性（GHS 分類）、成分情報を確認
Step 4	製品の安全な取扱いのための注意事項等を整理
Step 5	必要項目（法令情報、許容濃度等）の記載

化管法に基づく SDS の記載項目

SDS の記載の詳細な内容につきましては、JIS Z 7253 附属書 D（規定）「SDS の編集及び作成」に適合するよう努めてください。また、化管法に基づく SDS 及びラベルの作成方法について事業者等からよくある質問をまとめた「化管法 SDS 制度に関する Q&A²⁴」をご参照ください。

項目 1 化学品及び会社情報

化管法に基づく SDS の対象となる指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の名称とその提供者に関する情報を記載する項目です。

記載 内容	【化学品の名称】 ＜化学物質名＞・・・指定化学物質の場合 ＜製品名＞・・・指定化学物質を規定含有率以上含有する製品（以下「製品」）の場合 ※記載する名称は、ラベルと一致するようにしてください。なお、指定化学物質において、政令で規定している名称以外の名称を記載する場合、項目 3 もしくは項目 15 において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。
	【提供者の情報】 ＜社名、住所と連絡先＞・・・法人の場合 ＜氏名、住所と連絡先＞・・・個人事業者の場合 なお、当該化学品の国内製造事業者等の情報を、当該事業者の了解を得た上で、追記してもよい。

項目 2 危険有害性の要約

化学品の重要危険有害性及び影響（人の健康に対する有害な影響、環境への影響、物理的及び化学的危険性）、並びに特有の危険有害性があればその旨を明確、かつ、簡潔に記載する項目です。

記載 内容	＜GHS 分類結果＞ 化学物質／製品について、4.1②で示した事業者向け GHS 分類ガイダンス等を用いて GHS 分類を実施し得られたものを記載します。
	＜GHS ラベル要素＞ GHS ラベル要素とは、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報、注意書きをいいます。 危険有害性の情報を要する際、GHS 分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じたラベル要素が決定されます。独自の判断で絵表示等は選べません。

²⁴ 経済産業省 化管法 SDS 制度に関する Q & A
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/ga/3.html

項目 3 組成及び成分情報

化学品に含まれる化管法指定化学物質の組成、含有率等を記載する項目です。

記載 内容	＜化学物質・混合物の区別＞ ＜組成及び成分情報＞ GHS 分類に基づき、危険有害性があると判断された化学物質については、分類に寄与するすべての不純物及び安定化添加物を含め、化学名又は一般名及び濃度を記載することが望ましいです。混合物の場合は、組成の全部を記載する必要はありません。GHS 分類に基づき、危険有害性があると判断され、かつ、GHS における濃度限界（カットオフ値）以上含有する成分については、すべての危険有害成分を記載することが望ましいです。 化管法の指定化学物質を規定含有率以上含有している製品については、以下事項を記載ください。 ①政令で規定している指定化学物質名称 ※政令で規定している名称が「●●化合物」のような場合 →化学物質を特定できる名称を記載しても問題ありません。なお、政令で規定している名称以外の名称を記載した場合、「項目 15 適用法令」において、政令で規定している名称がわかるよう記載してください。 ②指定化学物質の種別（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質） ③含有率 ※化管法施行令第 4 条に定める指定化学物質（「金属及びその化合物」等）について →金属元素等の量に換算して規定含有率以上含有しているか確認し、金属元素等の量に換算した含有率を記載ください。 ※有効数字について →有効数字は 2 桁で記載しなければなりません（化管法 SDS 省令第 4 条第 3 項）。化管法では、含有率について、一定の幅を持たせて記載することは認められていませんが、製造の際、成分にばらつきが出るなど、有効数字 2 桁の精度では含有率を特定できない場合については、適切な推計式を用いてその推計値を算出し、その結果を有効数字 2 桁で記載してください。この場合、「項目 16 その他の情報」に推計方法の説明を併せて記載してください。
----------	---

項目 4 応急措置

化学品に従業員等がばく露した時などの応急時に取りべき措置の内容を記載する項目です。

記載 内容	＜吸入した場合＞ ＜皮膚に付着した場合＞ ＜眼に入った場合＞ ＜飲み込んだ場合＞
----------	---

項目 5 火災時の措置

火災が発生した際の対処法、注意すべき点について記載する項目です。

記載 内容	<適切な消火剤> <使ってはならない消火剤>
----------	---------------------------

項目 6 漏出時の措置

化学品が漏出した際の対処法、注意すべき点について記載する項目です。

記載 内容	<人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置> <環境に対する注意事項>・・・浸透防止措置等 <封じ込め、浄化の方法及び機材>・・・防液堤、側溝等
----------	---

項目 7 取扱い及び保管上の注意

化学品を取扱う際及び保管する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載 内容	<取扱い上の注意事項> 取扱者のばく露防止策 火災、爆発の防止などの適切な技術的対策 エアロゾル・粉じんの発生防止策 排出の抑制・・・設備等の密閉構造化、排ガス又は排水処理設備の設置等 <保管上の注意事項> 混合接触させてはならない化学物質 保管条件（適切な保管条件及び避けるべき保管条件）など
----------	--

項目 8 ばく露防止及び保護措置

事業所内において労働者が化学物質による被害を受けないようにするため、ばく露防止に関する情報や必要な保護措置について記載する項目です。

記載 内容	<ばく露防止> ばく露限界値、生物学的指標などの許容濃度 可能な限り、ばく露を軽減するための設備対策 （設備の密閉、洗浄設備の設置など） <保護措置> 適切な保護具（マスク、ゴーグル、手袋の着用など）
----------	---

項目 9 物理的及び化学的性質

化学品の物理的な性質、化学的な性質について記載する項目です。

記載 内容	<物理状態> <色> <臭い> <融点／凝固点>＊ <沸点又は初留点及び沸点範囲> <可燃性> <爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界> <引火点> <自然発火点> <分解温度>
----------	---

	<pH> <動粘性率> <溶解度>* <n-オクタノール／水分配係数 (log 値)>* <蒸気圧> <密度及び／又は相対密度> <相対ガス密度> <粒子特性> ※製品の場合は、製品の物理化学的性状を記入します。JIS Z 7253:2019 では、原則、製品自体の情報を記載することとなっており、また、混合物については、*の項目は記載しなくてもよいとなっています。
--	--

項目 10 安定性及び反応性

化学品の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について記載する項目です。

記載内容	<避けるべき条件（熱（特定温度以上の加熱など）、衝撃、静電放電、振動など）> <混触危険物質> <既知の予測可能な有害な分解生成物>など
------	---

項目 11 有害性情報

化学品の人に対する各種の有害性について記載する項目です。

記載内容	<急性毒性> <皮膚腐食性／皮膚刺激性> <眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性> <呼吸器感作性又は皮膚感作性> <生殖細胞変異原性> <発がん性> <生殖毒性> <特定標的臓器毒性（単回ばく露）> <特定標的臓器毒性（反復ばく露）> <誤えん有害性>
------	---

項目 12 環境影響情報

化学品の環境中での影響や挙動に関する情報を記載する項目です。

記載内容	<生態毒性> <残留性・分解性> <生体蓄積性> <土壌中の移動性> <オゾン層への有害性>など
------	---

項目 13 廃棄上の注意

化学品を廃棄する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載 内容	<安全で環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報> <容器・包装の適正な処理方法>など
----------	---

項目 14 輸送上の注意

化学品を輸送する際に注意すべき点について記載する項目です。

記載 内容	・輸送に関する国際規制の情報 <国連番号> <品名> <国連分類> <容器等級>など ・国内規制がある場合には、その情報
----------	--

項目 15 適用法令

化学品が化管法に基づく SDS 提供義務の対象となる旨を記載するとともに、適用される他法令についての情報を記載する項目です。

記載 内容	国内で SDS の提供を求めている 3 法（化管法、安衛法、毒劇法）の適用を受ける場合、化学品の名称と共に該当法令の名称及び該当法令に基づく規制に関する情報を記載します。 また、その他の適用される国内法令の名称及びその国内法令に基づく規制に関する情報を、化学品の名称と共に含めることが望ましいです。
----------	--

項目 16 その他の情報

項目 1 から 15 までの項目以外で、必要と考えられる情報を記載する項目です。

記載 内容	項目 3 で含有率について推計式を用いて算出した場合の説明、特定の訓練の必要性、化学品の推奨される扱い、制約を受ける事項、改訂内容、出典等を記載してもよいです。
----------	--

化管法に基づく SDS 作成例（溶剤 A | トルエン/ベンゼンの混合物）
～NITE-Gmmics を活用～

作成日 2010 年 3 月 10 日
改訂日 2024 年 10 月 1 日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

製品名

溶剤 A

会社情報

会社名

####株式会社

担当部署

####部

住所

〒123-#### 東京都#####

電話番号

03-####-####

Fax 番号

03-####-####

電子メールアドレス

ABC@##

緊急連絡電話番号

03-####-####

会社情報は、国内製造事業者等から了解が得られている場合、当該事業者の情報を追記していただいてもかまいません。

推奨用途及び使用上の制限

一般工業用途

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

引火性液体 区分 2

健康に対する有害性

急性毒性（吸入：蒸気） 区分 4

皮膚腐食性／刺激性 区分 2

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分 2

生殖細胞変異原性 区分 1B

発がん性 区分 1A

生殖毒性 区分 1A

生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分

特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分 1（中枢神経系、心血管系）、区分 3（気道刺激性、麻酔作用）

特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分 1（中枢神経系、造血系、免疫系、腎臓）

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期（急性）

区分 2

水生環境有害性 長期（慢性）

区分 2

GHS ラベル要素

絵表示

絵表示は、表示に優先順位が存在するものがあるため、注意する必要があります。詳細は、p.21 をご参照ください。



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気
皮膚刺激
強い眼刺激
吸入すると有害
呼吸器への刺激のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
遺伝性疾患のおそれ
発がんのおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
授乳中の子に害を及ぼすおそれ
中枢神経系、心血管系の障害
長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、造血系、免疫系、腎臓の障害
水生生物に毒性
長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地しアースをとること。
防爆型の【電気機器／換気装置／照明機器／…】を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。
取扱い後は…をよく洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
環境への放出を避けること。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

注意書き【応急措置】

飲み込んだ場合：気分が悪いときは医師／…に連絡すること。
皮膚に付着した場合：多量の水／…で洗うこと。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。
気分が悪いときは医師／…に連絡すること。
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。
特別な処置が必要である（このラベルの…を見よ）。
口をすすぐこと。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
漏出物を回収すること。

注意書き【保管（貯蔵）】

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
施錠して保管すること。

注意書き【廃棄】

内容物／容器を…に廃棄すること。

他の危険有害性

情報なし

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ、皮膚刺激、強い眼刺激、吸入すると有害、呼吸器への刺激のおそれ、眠気又はめまいのおそれ、発がんのおそれの疑い、生殖能又は胎児への悪影響のおそれ、授乳中の子に害を及ぼすおそれ、中枢神経系の障害、長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓の障害

3. 組成及び成分情報**化学物質・混合物の区別**

混合物

化管法では、指定化学物質の政令名称及び濃度を有効数字 2 桁で記載いただくことになっております。本項目への記載が難しい場合、項目 15 に記載いただいてもかまいません。

組成及び成分情報

化学名又は一般名	化管法指定化学物質の種別	管理番号 (任意)	CAS 番号	化審法 官報公示 整理番号	安衛法 官報公示 整理番号	濃度又は濃度 範囲 (wt%)
トルエン	第一種 指定化学物質	300	108- 88-3	3-2	—	25
ベンゼン	特定第一種 指定化学物質	400	71-43- 2	3-1	—	75

4. 応急措置**ばく露経路による応急措置**

吸入した場合

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

症状が続く場合には、医師に連絡すること。

眼に入った場合

大量の水で洗うこと。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

水で 15～20 分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。症状が続く場合には、医師に連絡すること。

水で口をすすぎ、直ちに医師の診断を受けること。

予想される急性症状

情報なし

遅発性症状の最も重要な徴候症状

情報なし

応急措置をする者の保護

救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項 情報なし	
5. 火災時の措置	
適切な消火剤 水噴霧、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素を使用する。 使ってはならない消火剤 火災が周辺に広がる恐れがあるため、直接の棒状注水を避ける。 特有の危険有害性 火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。 特有の消火方法 火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。 延焼の恐れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却をする。 消火活動は風上から行う。 火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火を行う者の保護 消火作業の際は、適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服（耐熱性）を着用する。	
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具（「8.ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 環境に対する注意事項 周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける（浸透防止措置、防液堤、側溝の設置等）。 封じ込め、浄化の方法及び機材 危険でなければ漏れを止める。 少量の場合、ウエス、雑巾等でよく拭き取り適切な廃棄容器に回収する。 大量の場合、盛土等で囲って流出を防止する。 取扱いや保管場所の近傍での飲食の禁止。 すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。	
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い 技術的対策 安全取扱注意事項 接触回避	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。 設備等の密閉構造化、排ガス又は排水処理設備の設置等により排出を抑制する。 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。 容器を接地すること、アースをとること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。 混触禁止物質

衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	
技術的対策	保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
混触禁止物質	酸化剤、還元剤等
保管条件	直射日光を避け、冷暗所に保管する。高温物を近づけない。
容器包装材料	破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。
8. ばく露防止及び保護措置	
管理濃度	
トルエン 20 ppm	
ベンゼン 1 ppm	
許容濃度（ばく露限界値、生物学的指標）	
ACGIH TLV-TWA (2015)	20 ppm（トルエン） TLV-TWA 0.5ppm Skin;A1 TLV-STEL 2.5ppm
日本産業衛生学会（2015）	50 ppm、188 mg/m ³ （トルエン） 1ppm 過剰発がん生涯リスクレベル 10 ⁻³ 0.1ppm 過剰発がん生涯リスクレベル 10 ⁻⁴
設備対策	
取り扱いの場所の近くに、洗眼および身体洗浄剤のための設備を設ける。	
高温下や、ミストが発生する場合は換気装置を使用する。	
保護具	
呼吸用保護具	必要に応じて保護マスクや呼吸用保護具を着用する。
手の保護具	手に接触する恐れがある場合、保護手袋を着用する。
眼の保護具	眼に入る恐れがある場合、保護眼鏡やゴーグルを着用する。
皮膚及び身体の一部の保護具	必要に応じて保護衣、保護エプロン等を着用する。
9. 物理的及び化学的性質	
物理状態、色	無色透明液体
臭い（閾値）	芳香族臭
融点／凝固点	情報なし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	△△℃
可燃性	情報なし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	情報なし
引火点	〇〇℃（密閉式）
自然発火点	情報なし
分解温度	情報なし
pH	情報なし
動粘性率	情報なし
溶解度	水：不溶
n-オクタノール／水分配係数	情報なし
蒸気圧	情報なし
密度及び／又は相対密度	情報なし
相対ガス密度	情報なし
粒子特性	情報なし
10. 安定性及び反応性	
反応性、化学的安定性	通常の取扱い条件下では安定である。

危険有害反応可能性 避けるべき条件 混触危険物質 有害な分解生成物	通常の取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。 直射日光を避け、冷暗所に保管する。 酸化剤、還元剤等 火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。
1 1. 有害性情報	Gmiccs を用いて SDS 作成を行う場合、混合物の GHS 分類が実施されるため、参考の上記載ください。 本事例では、NITE-Gmiccs の出力結果を参考に記載しております。 CAS 番号は必要に応じ、化学物質名に変換してください。
急性毒性（経口）	<u>各成分の有害性情報</u> 区分に該当しない: CAS 番号: 71-43-2(毒性値=5960mg/kg 含有率=75% 出典: NITE), CAS 番号: 108-88-3(毒性値=5000mg/kg 含有率=25% 出典: NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> ATEmix=100 / ((75% / 5960mg/kg) + (25% / 5000mg/kg)) 計算結果が 5687mg/kg のため、区分に該当しないに該当。
急性毒性（経皮）	<u>各成分の有害性情報</u> 区分に該当しない: CAS 番号: 71-43-2(毒性値=8200mg/kg 含有率=75% 出典: NITE), CAS 番号: 108-88-3(毒性値=12000mg/kg 含有率=25% 出典: NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> ATEmix=100 / ((75% / 8200mg/kg) + (25% / 12000mg/kg)) 計算結果が 8905mg/kg のため、区分に該当しないに該当。
急性毒性（吸入：蒸気）	<u>各成分の有害性情報</u> 区分に該当しない（分類対象外）: CAS 番号: 71-43-2(含有率=75% 出典: NITE), CAS 番号: 108-88-3(含有率=25% 出典: NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> GHS 定義による気体ではない。
皮膚腐食性／皮膚刺激性	<u>各成分の有害性情報</u> 区分 2: CAS 番号: 71-43-2(含有率=75% 出典: NITE), CAS 番号: 108-88-3(含有率=25% 出典: NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> 加成方式が適用できる成分からの判定: (区分 1+1A+1B+1C) × 10 + 区分 2 の成分合計が 100% であり、濃度限界(10%)以上のため、区分 2 に該当。 危険有害性情報: H315 皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	<u>各成分の有害性情報</u> 区分 2A: CAS 番号: 71-43-2(含有率=75% 出典: NITE) 区分 2B: CAS 番号: 108-88-3(含有率=25% 出典: NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> 加成方式が適用できる成分からの判定: 10 × (眼区分 1 + 皮膚区分 1) + 眼区分 2A + 眼区分 2B + 眼区分 2 の成分合計が 100% であり、濃度限界(10%)以上のため、区分 2 に該当。 危険有害性情報: H319 強い眼刺激

呼吸器感作性	<u>各成分の有害性情報</u> 分類できない: CAS 番号: 71-43-2 (含有率=75% 出典: NITE), CAS 番号: 108-88-3 (含有率=25% 出典: NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> データ不足のため分類できない。 毒性が未知の成分を 100% 含有。
皮膚感作性	<u>各成分の有害性情報</u> 区分に該当しない: CAS 番号: 71-43-2 (含有率=75% 出典: NITE), CAS 番号: 108-88-3 (含有率=25% 出典: NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないに該当。
生殖細胞変異原性	<u>各成分の有害性情報</u> 区分 1B: CAS 番号: 71-43-2 (含有率=75% 出典: NITE) 区分に該当しない: CAS 番号: 108-88-3 (含有率=25% 出典: NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> CAS 番号: 71-43-2 が 75%$\geq$0.1% のため、区分 1B に該当。 危険有害性情報: H340 遺伝性疾患のおそれ
発がん性	<u>各成分の有害性情報</u> 分類できない: CAS 番号: 108-88-3 (含有率=25% 出典: NITE) 区分 1A: CAS 番号: 71-43-2 (含有率=75% 出典: NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> CAS 番号: 71-43-2 が 75%$\geq$0.1% のため、区分 1A に該当。 毒性が未知の成分を 25% 含有。 危険有害性情報: H350 発がんのおそれ
生殖毒性	<u>各成分の有害性情報</u> 区分 2: CAS 番号: 71-43-2 (含有率=75% 出典: NITE) 区分 1A: CAS 番号: 108-88-3 (含有率=25% 出典: NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> CAS 番号: 108-88-3 が 25%$\geq$0.3% のため、区分 1A に該当。 危険有害性情報: H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
生殖毒性・授乳影響	<u>各成分の有害性情報</u> 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分: CAS 番号: 108-88-3 (含有率=25% 出典: NITE) データなし: CAS 番号: 71-43-2 (含有率=75% 出典: NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> CAS 番号: 108-88-3 が 25%$\geq$0.3% のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分に該当。 毒性が未知の成分を 75% 含有。 危険有害性情報: H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	<u>各成分の有害性情報</u> 区分 3: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=気道刺激性 出典:NITE), CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=麻酔作用 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=気道刺激性 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=麻酔作用 出典:NITE) 区分 1: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=中枢神経系 出典:NITE), CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=心血管系 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=中枢神経系 出典:NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> 区分 3(気道刺激性)の成分合計が 100%であり、濃度限界(20%)以上のため、区分 3(気道刺激性)に該当する。 CAS 番号:108-88-3, CAS 番号:71-43-2 が 100%$\geq$10%のため、区分 1(中枢神経系)に該当。 区分 3(麻酔作用)の成分合計が 100%であり、濃度限界(20%)以上のため、区分 3(麻酔作用)に該当する。 CAS 番号:71-43-2 が 75%$\geq$10%のため、区分 1(心血管系)に該当。 危険有害性情報:H370 中枢神経系の障害 危険有害性情報:H370 心血管系の障害 危険有害性情報:H335 呼吸器への刺激のおそれ 危険有害性情報:H336 眠気又はめまいのおそれ
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	<u>各成分の有害性情報</u> 区分 1: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=中枢神経系 出典:NITE), CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=造血系 出典:NITE), CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 臓器=免疫系 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=中枢神経系 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 臓器=腎臓 出典:NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> CAS 番号:108-88-3, CAS 番号:71-43-2 が 100%$\geq$10%のため、区分 1(中枢神経系)に該当。 CAS 番号:71-43-2 が 75%$\geq$10%のため、区分 1(造血系)に該当。 CAS 番号:71-43-2 が 75%$\geq$10%のため、区分 1(免疫系)に該当。 CAS 番号:108-88-3 が 25%$\geq$10%のため、区分 1(腎臓)に該当。 危険有害性情報:H372 長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、造血系、免疫系、腎臓の障害
誤えん有害性	<u>各成分の有害性情報</u> 動粘性率:不明 区分 1: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 出典:NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> 動粘性率が不明のため、分類できないに該当。

1 2. 環境影響情報	前項同様、Gmiccs を用いて SDS 作成を行う場合、混合物の GHS 分類が実施されるため、参考の上記載ください。なお、残留性・分解性、生体蓄積性、土壌中の移動性については、出力されないため適宜追記ください。 本事例では、NITE-Gmiccs の出力結果を参考に記載しております。残留性・分解性、生体蓄積性、土壌中の移動性については、各成分の情報を記載しております。
水生環境急性有害性	=5.3mg/l 毒性値（甲殻類）=なし 毒性値（藻類）=29mg/l 出典:NITE), CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 毒性値（魚類）=なし 毒性値（甲殻類）=3.78mg/l 毒性値（藻類）=なし 出典:NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> 方式 1:栄養段階ごとの区分 データ不足のため分類できない。 方式 2:加算式 $100\% / ((75\% / 5.3\text{mg/l}) + (25\% / 3.78\text{mg/l}))$ 計算結果=計算値:4.81586538mg/l、分類区分:区分 2 加算法 (毒性乗率×10×区分 1)+区分 2 が 100%であり、濃度限界（25%）以上のため、区分 2 に該当。 方式 3: 加算法 (毒性乗率×10×区分 1)+区分 2 が 100%であり、濃度限界（25%）以上のため、区分 2 に該当。 方式 1=分類できない、方式 2=区分 2、方式 3=区分 2 より区分 2 に該当。 危険有害性情報:H401 水生生物に毒性
水生環境慢性有害性	<u>各成分の有害性情報</u> 区分 2: CAS 番号:71-43-2(含有率=75% 毒性値（魚類）=0.8mg/l 毒性値（甲殻類）=なし 毒性値（藻類）=なし 急速分解性=無 出典:NITE) 区分 3: CAS 番号:108-88-3(含有率=25% 毒性値（魚類）=なし 毒性値（甲殻類）=0.74mg/l 毒性値（藻類）=なし 急速分解性=有 出典:NITE) <u>混合物の GHS 分類</u> ・方式 1:栄養段階ごとの区分 データ不足のため分類できない。 ・方式 2:加算式 $100\% / ((75\% / (0.8\text{mg/l} \times 0.1)) + (25\% / 0.74\text{mg/l}))$ 計算結果=計算値:0.10295652mg/l、分類区分:区分 3 加算法 (毒性乗率×100×区分 1)+(10×区分 2)+区分 3 が 100%であり、濃度限界（25%）以上のため、区分 3 に該当。 ・方式 3:加算法 (毒性乗率×10×区分 1)+区分 2 が 75%であり、濃度限界（25%）以上のため、区分 2 に該当。 方式 1=分類できない、方式 2=区分 3、方式 3=区分 2 より区分 2 に該当。 危険有害性情報:H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性
残留性・分解性	<u>各成分の情報</u> BOD による分解度：123%：CAS 番号: 108-88-3

生体蓄積性	BODによる分解度：40%：CAS 番号: 71-43-2 <u>各成分の情報</u> log Kow = 2.73：CAS 番号: 108-88-3 log Kow = 2.13：CAS 番号: 71-43-2
土壌中の移動性	いずれの成分についても情報なし。
オゾン層への有害性	<u>各成分の有害性情報</u> 分類できない: CAS 番号: 71-43-2 (含有率=75% 出典: NITE), CAS 番号: 108-88-3 (含有率=25% 出典: NITE) データ不足のため分類できない。
1 3. 廃棄上の注意：	
残余廃棄物 廃棄においては、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、または地方公共団体が廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理する。	
汚染容器及び包装 容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。	
1 4. 輸送上の注意	
国際規制 陸上輸送（ADR/RID の規定に従う） 国連番号 1993 品名 その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの 国連分類 3 副次危険性 該当しない 容器等級 II 海上輸送（IMO の規定に従う） 国連番号 1993 品名 その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの 国連分類 3 副次危険性 該当しない 容器等級 II 海洋汚染物質 該当しない IBC コード ベンゼン 351、トルエン 260 航空輸送（ICAO/IATA の規定に従う） 国連番号 1993 品名 その他の引火性液体、他に品名が明示されていないもの 国連分類 3 副次危険性 該当しない 容器等級 II 国内規制 陸上規制情報 消防法、道路法に従う 海上規制情報 船舶安全法に従う	

海洋汚染物質 航空規制情報	該当しない 航空法に従う
緊急時応急措置指針（容器イエローカード）番号	127
特別の安全対策：	輸送に際しては、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
15. 適用法令	
＊化学品に SDS の提供が求められる国内法令（化管法、安衛法、毒劇法）について記載する。 化学物質排出把握管理促進法 労働安全衛生法	・特定第1種指定化学物質（ベンゼン）（0.1 質量%以上を含有する製品） ・第1種指定化学物質（トルエン）（1 質量%以上を含有する製品） ・名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（トルエンを 0.3 重量%以上含有する製剤その他の物、ベンゼンを 0.1 重量%以上を含有する製剤その他の物） ・リスクアセスメントを実施すべき危険有害物（トルエン、ベンゼン） ・作業環境評価基準（トルエン、ベンゼン） ・危険物 引火性の物（引火点が 0℃以上 30℃未満のもの） ・特定化学物質第2類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物） ・特定化学物質特定第2類物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物） ・特別管理物質（ベンゼンを含有する製剤その他の物） ・第2種有機溶剤（トルエンを 5%を超えて含有するもの） ・皮膚等障害化学物質等（皮膚吸収性有害物質）（トルエン）
毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物取締法については、毒劇法別表第1、2、毒物及び劇物指定令第1、2条に記載されている物質を確認してください。 毒劇法では、原体、製剤等によって条件が異なることがありますので、ご注意ください。詳細は「化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度」p.45をご参照ください。
＊その他の適用される法令の名称を含めることが望ましい。	
化学物質審査規制法	・優先評価化学物質（トルエン、ベンゼン）
労働基準法	・疾病化学物質（トルエン、ベンゼン）
消防法	・第4類引火性液体 ・第一石油類 非水溶性液体
大気汚染防止法	・特定物質（ベンゼン） ・指定物質（ベンゼン） ・有害大気汚染物質、優先取組物質（トルエン、ベンゼン）排気
水質汚濁防止法	・有害物質（ベンゼン） ・指定物質（トルエン）
悪臭防止法	・特定悪臭物質（トルエン）排気
海洋汚染防止法	・危険物（トルエン、ベンゼン） ・有害液体物質（Y 類物質）（トルエン、ベンゼン）
航空法	・引火性液体
船舶安全法	・引火性液体類
港則法	・その他の危険物・引火性液体類
土壌汚染対策法	・特定有害物質（ベンゼン）
高圧ガス保安法	・圧縮ガス ・可燃性ガス ・毒性ガス（ベンゼン）
麻薬及び向精神薬取締法	・麻薬向精神薬原料（トルエン）（50%を超える含有物）

1 6. その他の情報
改訂内容 3. 組成及び成分情報 ・ 管理番号の追加 1 5. 適用法令 ・ 労働安全衛生法指定物質の追加 - 皮膚等障害化学物質等（皮膚吸収性有害物質）（トルエン） 参考文献 ####株式会社提供資料 NITE GHS 分類結果一覧（2024） 日本産業衛生学会（2015）許容濃度等の勧告 ACGIH, American Conference of Governmental Industrial Hygienists (2015) TLVs and BEIs. 【注意】本 SDS は、JIS Z 7253:2019 に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分ではない可能性がありますので、取扱いにはご注意ください。本 SDS の記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更してください。また、注意事項等は通常の実施を前提としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全対策を実施の上、取扱い願います。

4.4 化管法に基づくラベルの作成方法

化管法に基づくラベルには、化管法 SDS 省令第 5 条にて規定されている 6 項目について記載する必要があります（3.5.2 項参照）。

化管法に基づくラベルの記載項目

ラベルの記載の詳細な内容につきましては、JIS Z 7253 「6 ラベルに必要な情報及びその内容の決定手順」に適合するよう努めてください。

なお、GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意喚起語、絵表示、危険有害性情報及び注意書きの詳細については、JIS Z 7253 附属書 A（規定）「危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素」、附属書 B（規定）「危険有害性情報の文言及び危険有害性情報のコード」及び附属書 C（規定）「注意書きの文言及び注意書きのコード」をご参照ください。

項目 1 指定化学物質の名称／製品名称

化管法指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の名称を記載する項目です。

記載内容	<化学物質名>・・・指定化学物質の場合 <製品名>・・・指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の場合 ※SDS の名称と一致させてください。なお、製品の名称として略式名を記載する場合にはその名称を SDS にも記載してください。
------	---

項目 2 注意喚起語

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意喚起語を記載します。

記載内容	GHS で使用する注意喚起語は、“危険” 及び “警告” です。
------	----------------------------------

項目 3 絵表示

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた絵表示（2.3 項参照）を記載します。

記載内容	ラベルに用いる絵表示は、はっきり見えるように、一つの頂点で正立させた正方形の背景の上に黒いシンボルを置き、十分に幅広い赤い枠で囲みます。赤い枠だけの表示はしないでください。危険有害性の絵表示は、1 cm ² 以上の面積をもつことが望ましいです。
------	---

項目 4 危険有害性情報

GHS の各危険有害性区分に割り当てられた危険有害性情報を記載します。

記載 内容	危険有害性情報とは、GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた文言で、該当化学品の危険有害性の性質及びその程度を示します。
----------	---

項目 5 注意書き

GHS の各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意書きを記載します。

記載 内容	注意書きは、危険有害性をもつ化学品へのばく露又はその不適切な貯蔵及び取扱いから生じる被害を防止するため、又は最小にするために取るべき推奨措置について規定した文言です。 ラベルには、表示を行う者が適切な注意書きを選択し、記載します。
----------	--

項目 6 会社情報

化管法指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の提供者に関する情報を記載する項目です。

記載 内容	<社名、住所と連絡先>・・・法人の場合 <氏名、住所と連絡先>・・・個人事業者の場合 ※緊急連絡先についても記載することが望ましいです。
----------	--

化管法に基づくラベル作成例（溶剤 A | トルエン/ベンゼンの混合物）

製品名称： 溶剤 A	
    * 化管法では、成分の記載は不要です。 絵表示は、表示に優先順位が存在するものがあるため、注意する必要があります。 詳細は、p.21 をご参照ください。	
危険	
危険有害性情報：	注意喚起語
皮膚刺激(H315) 強い眼刺激(H319) 吸入すると有害(H332) 呼吸器への刺激のおそれ(H335) 眠気又はめまいのおそれ(H336) 遺伝性疾患のおそれ(H340) 発がんのおそれ (H350) 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)	

授乳中の子に害を及ぼすおそれ(H362)
中枢神経系、心血管系の障害(H370)
長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、造血系、免疫系、腎臓の障害(H372)
長期継続的影響によって水生生物に毒性(H411)

注意書き：

【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地しアースをとること。
防爆型の【電気機器／換気装置／照明機器／…】を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
妊娠中授乳期中は接触を避けること。
取扱い後は…をよく手を洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
環境への放出を避けること。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

気分が悪いときは医師／…に連絡すること。
気分が悪いときは、医師の診察／手当を受けること。
特別な処置が必要である（このラベルの…を見よ）。
皮膚に付着した場合：多量の水／…で洗うこと。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当を受けること。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当を受けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当を受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
火災の場合：消火するために…を使用すること。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
漏出物を回収すること。

【保管】

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

会社：####株式会社
住所：〒123-#### 東京都#####
Tel：03-####-####
Fax：03-####-####

4.5 GHS 混合物分類判定システム／SDS 作成支援システム(NITE-Gmiccs)

4.5.1 システムの概要

GHS 混合物分類判定ラベル／SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs：NITE GHS Mixture Classification and Labels/SDS Creation System）は、事業者による混合物の GHS 分類の実施を支援することを目的として独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）から公開されているシステムであり、インターネット環境が整っていれば誰でも簡便に混合物の GHS 分類を行うことができます。経済産業省が作成したインストール型の GHS 混合物分類判定システムをリニューアルしたシステムとなります。

本システムは、国連 GHS 文書改訂 6 版、JIS Z 7252：2019 及び事業者向け GHS 分類ガイダンスの内容に基づいた混合物（製品）の GHS 分類判定、GHS ラベル及び SDS 様式への出力等に対応した機能を備えています。また、NITE で公開している約 3,300 物質の政府による GHS 分類結果を予め搭載しており、毎年度、自動的に追加・更新されます。詳細については操作説明書²⁵をご確認ください。

システムの利用にあたっての免責事項

NITE は本システムから得られた結果等に起因して被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。本システムから得られた結果等については、本システムの利用者の責任において活用して下さい。

【システムのアクセス方法】

以下の URL からリンクされるページにアクセスすることで使用することができます。



<https://www.ghs.nite.go.jp>

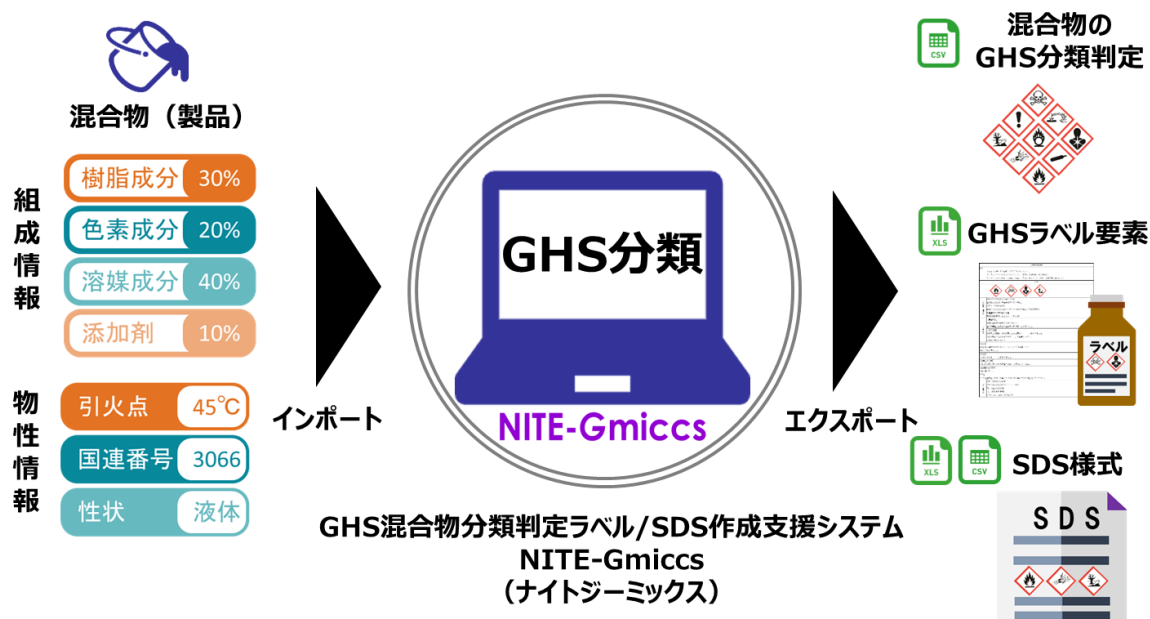
また各種の Web ブラウザより検索する方法でアクセスすることもできますが、推奨環境は Microsoft Edge です。



²⁵ NITE-Gmiccs の使い方

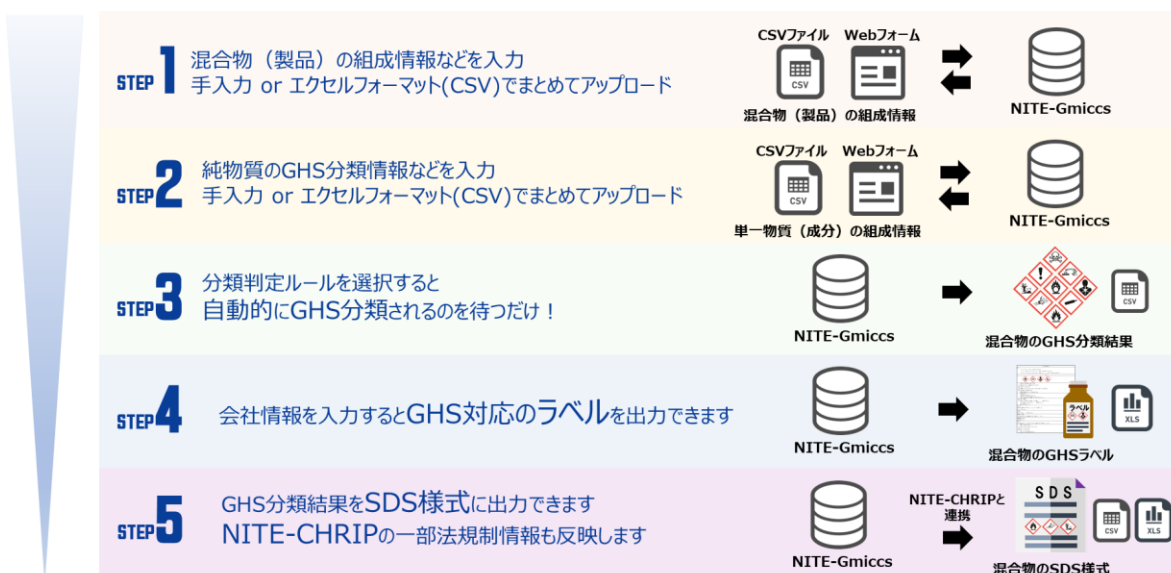
https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_Howtouse.html

【システムの使用イメージ】



【システムの利用フロー】

本システムは以下の 5 つの Step で混合物の GHS 分類を行い、ラベル及び SDS 様式を出力します。



【システムの独自機能について】

以下に示す本システムの独自機能を用いることで、データの簡便な取り扱いや GHS 分類やラベル要素や SDS 様式の出力をする際に細かな設定をすることが可能です。

独自機能	概要
臓器種名統合機能	特定標的臓器毒性（単回ばく露、反復ばく露）の分類判定の際に表示される臓器の名称を本システム独自の統合ルールに基づいて系統ごとに統合することが可能です。これによりラベル要素の簡略化をすることが可能です。
注意書き絞り込み機能	本システム独自のルールに則り注意書きのフレーズを 4 段階に絞り込む事が可能です。これによりラベル要素の簡略化をすることが可能です。
複数データの入出力	複数の混合物（製品）情報や単一物質（成分）情報を CSV ファイルで入出力することができます。
分類結果及びラベルの日英対応	データの日英変換を自由に行うことができます。英語での作業入力も可能です。
一部法規制情報の SDS 様式への出力機能	混合物（製品）に含まれる単一物質（成分）の CAS 登録番号から NITE-CHRIP に収載されている一部法規制情報を自動で判定し、SDS 様式に該非を表示することができます。

4.5.2 システム利用にあたっての留意点

本システム利用にあたっての注意
・ 本システムは、経済産業省が開発した「GHS 混合物分類判定システム」の仕組みを基盤としています。GHS 分類のロジック等は全て共通ですが、Web ブラウザでできるように再構築したのが GHS 混合物分類判定ラベル／SDS 作成支援システム（NITE-Gmiccs）です。 ・ 本システムに未搭載の化学物質がある場合は Step1 で混合物（製品）を登録する前に Step2 から単一物質（成分）の GHS 情報の新規登録が必要です。 ・ 本システムでは GHS において既知の成分に関する試験データ等を用いて分類する方法（加算式、カットオフ値／濃度限界など）を採用しています。混合物自体の試験データが使用できる場合やつなぎの原則が適用できる場合については対応しておりませんのでご注意ください。 ・ 物理化学的危険性については原則として混合物の試験データが必要であり、混合物としてのデータ（引火点、初留点、国連番号等）がある場合に限り、本システムにおいて、一部の物理化学的危険性の分類が判定可能です。本システムの主な対象は健康有害性と環境有害性です。詳細については、分類ロジックを参照してください。
本システム独自のロジック
・ 本システムでは、システム化のため、GHS 分類の原則に一部独自のロジックを追加した仕様となっています。本システムで採用しているロジックについては、「NITE-Gmiccs の分類ロジック」²⁶をご参照ください。 ・ 本システムに標準搭載されている政府による GHS 分類結果に関して、区分が細分化されていない分類結果については、システム独自で細区分を行っています。 ※システムでは細区分を採用していますので、自社情報等を採用して分類実行する場合、入力情報としては細区分結果が必要となります。 ・ エアゾールの判定については、本システムでは便宜的に「気体」として分類する仕様となっています。

²⁶ NITE-Gmiccs 分類ロジック

https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_ClassificationLogic.html

参考：指定化学物質リスト（新旧対照表）

1. 第一種指定化学物質（新旧対照表）

●令和 3 年 10 月に化管法改正施行令が公布、令和 5 年 4 月 1 日に施行されました。指定化学物質が見直しされ、第一種指定化学物質は 462 物質から 515 物質となっています。令和 5 年度の化学物質の排出量等の把握物質（令和 6 年度の届出物質）は改正後物質（2021（令和 3）年度改正施行令第一種指定化学物質）です。

●改正により、除外された物質、新たに追加された物質等がありますのでご注意ください。

●令和 5 年 4 月 1 日からの物質（2021（令和 3）年度改正施行令第一種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

●令和 5 年 3 月 31 日までの物質（2008（平成 20）年度改正施行令第一種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/pdf/sin1shu.pdf

注 1：指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を 1 質量 % 以上（特定第一種指定化学物質は 0.1 質量 % 以上）含む製品が化管法適用対象です。

注 2：  グレー着色：2021 年度見直しにおいて除外された物質

 黄色着色：2021 年度見直しにおいて統合、範囲拡大、分解等、範囲変更に伴い名称変更された物質

 緑着色：2021 年度見直しにおいて第二種指定化学物質となった物質

 水色着色：2021 年度見直しにおいて指定範囲の変更がなく名称のみ変更された物質

（令和 5 年 4 月）

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	
1	1		1	亜鉛の水溶性化合物		1	1		亜鉛の水溶性化合物		
1	2		563	亜鉛=ビス（2－メチルプロパー2－エノ アート）							
1	3		2	アクリルアミド		1	2		アクリルアミド		
1	4		3	アクリル酸エチル		1	3		アクリル酸エチル		
1	5		564	アクリル酸2－エチルヘキシル							
1	6		4	アクリル酸及びその水溶性塩		1	4		アクリル酸及びその水溶性塩		
1	7		5	アクリル酸2－（ジメチルアミノ）エチル		1	5		アクリル酸2－（ジメチルアミノ）エチル		
1	8		565	アクリル酸重合物							
			6			1	6		アクリル酸2－ヒドロキシエチル		
1	9		7	アクリル酸ブチル		1	7		アクリル酸ノルマルブチル		
1	10		8	アクリル酸メチル		1	8		アクリル酸メチル		
1	11		9	アクリロニトリル		1	9		アクリロニトリル		
1	12		10	アクロレイン		1	10		アクロレイン		
			11			1	11		アジ化ナトリウム		
1	13		566	アジピン酸、（N－（2－アミノエチル）エ タン－1、2－ジアミン又はN、N’－ビス （2－アミノエチル）エタン－1、2－ジア ミン）と2－（クロロメチル）オキシランの 重縮合物							
1	14		567	アジピン酸ジ－2－エチルヘキシル							
1	15		568	アセチルアセトン							

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	
1	16		569	1－アセチル－1, 2, 3, 4－テトラヒド ロ－3－〔(3－ピリジルメチル) アミノ〕 －6－〔1, 2, 2, 2－テトラフルオロ－ 1－(トリフルオロメチル) エチル〕 キナゾ リン－2－オン	ピリフルキ ナゾン						
1	17	○	12	アセトアルデヒド		1	12		アセトアルデヒド		
			13			1	13		アセトニトリル		
1	18		14	アセトンシアノヒドリン		1	14		アセトンシアノヒドリン		
1	19		15	アセナフテン		1	15		アセナフテン		
			16			1	16		2, 2'－アゾビスイソブチロニトリル		
			17			1	17		オルト－アニシジン		
1	20		18	アニリン		1	18		アニリン		
			19			1	19		1－アミノ－9, 10－アントラキノン		
1	21		20	2－アミノエタノール		1	20		2－アミノエタノール		
1	22		21	5－アミノ－4－クロロ－2－フェニルピリ ダジン－3 (2 H)－オン	クロリダゾ ン	1	21		5－アミノ－4－クロロ－2－フェニルピリ ダジン－3 (2 H)－オン	クロリダゾ ン	
1	23		22	5－アミノ－1－〔2, 6－ジクロロ－4－ (トリフルオロメチル) フェニル〕－3－シ アノ－4－〔(トリフルオロメチル) スル フィニル〕ピラゾール	フィプロニ ル	1	22		5－アミノ－1－〔2, 6－ジクロロ－4－ (トリフルオロメチル) フェニル〕－3－シ アノ－4－〔(トリフルオロメチル) スル フィニル〕ピラゾール	フィプロニ ル	
1	24		570	オルト－アミノフェノール							
1	25		23	パラ－アミノフェノール		1	23		パラ－アミノフェノール		
			24			1	24		メタ－アミノフェノール		
1	26		25	4－アミノ－6－ターシャリ－ブチル－3－ メチルチオ－1, 2, 4－トリアジン－5 (4 H)－オン	メトリブジ ン	1	25		4－アミノ－6－ターシャリ－ブチル－3－ メチルチオ－1, 2, 4－トリアジン－5 (4 H)－オン	メトリブジ ン	
			26			1	26		3－アミノ－1－プロペン		
1	27		27	4－アミノ－3－メチル－6－フェニル－ 1, 2, 4－トリアジン－5 (4 H)－オン	メタミトロ ン	1	27		4－アミノ－3－メチル－6－フェニル－ 1, 2, 4－トリアジン－5 (4 H)－オン	メタミトロ ン	
1	28		28	アリルアルコール		1	28		アリルアルコール		
1	29		29	1－アリルオキシ－2, 3－エポキシプロパ ン		1	29		1－アリルオキシ－2, 3－エポキシプロパ ン		
1	30		571	3－アリルオキシ－1, 2－ベンゾイソチア ゾール－1, 1－ジオキシド	プロベナ ゾール						
1	31		468	4－アリル－1, 2－ジメトキシベンゼン		2	6				
1	32		572	アリル＝ヘキサノアート							
1	33		573	アリル＝ヘプタノアート							
1	34		257	アルカノール (炭素数が10のものに限 る。)	デカノール	1	257		デシルアルコール	デカノール	
1	35		574	〔(3－アルカンアミドプロピル) (ジメチ ル) アンモニオ〕アセタート (アルカンの構 造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素 数が8, 10, 12, 14, 16又は18の もの及びその混合物に限る。) 及び (Z)－ 〔〔3－(オクタデカ－9－エンアミド) プロ ピル〕 (ジメチル) アンモニオ〕アセタート 並びにこれらの混合物							
1	36		575	(3－アルカンアミドプロピル) (メチル) 〔2－(アルカノイルオキシ) エチル〕アン モニウム＝クロリド (アルカン及びアルカノ イルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカ ン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数 が14, 16又は18のもの及びその混合物 に限る。)							
1	37		576	アルカン－1－アミン (アルカンの構造が直 鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8, 10, 12, 14, 16又は18のもの 及びその混合物に限る。), (Z)－オクタ デカ－9－エン－1－アミン及び (9Z, 1 2Z)－オクタデカ－9, 12－ジエン－1 －アミン並びにこれらの混合物							

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管理 番号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名
1	38		577	アルカン-1-アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。）のオキシラン重付加物、（Z）-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び（9Z、12Z）-オクタデカ-9、12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物						
1	39		578	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ（オキシエタン-1、2-ジイル）（アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。）及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ（オキシエタン-1、2-ジイル）（アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。）並びにこれらの混合物						
1	40		579	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ〔オキシエタン-1、2-ジイル／オキシ（メチルエタン-1、2-ジイル）〕（アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物（当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。）に限る。）						
1	41		580	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。）						
1	42		320	アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）		1	320		ノニルフェノール	
1	43		74	パラ-アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が8のものに限る。）		1	74		パラ-オクチルフェノール	
1	44		581	アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩（アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。）						
1	45		30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）		1	30		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）	
1	46		582	アルミニウム＝トリス（エチル＝ホスホナート）	ホセチル又はホセチルアルミニウム					
1	47		583	安息香酸ベンジル						
1	48		31	アンチモン及びその化合物		1	31		アンチモン及びその化合物	
1	49		32	アントラセン		1	32		アントラセン	
1	50		584	アントラセン-9、10-ジオン	アントラキノ					
1	51	○	33	石綿		1	33	○	石綿	
1	52		585	アルファ（イソシアナトベンジル）-オメガ（イソシアナトフェニル）ポリ〔（イソシアナトフェニレン）メチレン〕						
1	53		34	3-イソシアナトメチル-3、5、5-トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート		1	34		3-イソシアナトメチル-3、5、5-トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名
			35			1	35		イソブチルアルデヒド	
1	54		36	イソブレン		1	36		イソブレン	
1	55		37	4, 4' -イソプロピリデンジフェノール	ビスフェ ノールA	1	37		4, 4' -イソプロピリデンジフェノール	ビスフェ ノールA
			38			1	38		2, 2' - [イソプロピリデンビス [(2, 6-ジプロモ-4, 1-フェニレン) オキシ]] ジエタノール	
			39			1	39		N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O- (3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェナミホ ス
1	56		586	イソプロピル=3-クロロカルバニラート	クロルプロ ファミ又は I P C					
1	57		587	3- (4-イソプロピルフェニル) -2-メ チルプロパナール						
1	58		588	4-イソプロピル-3-メチルフェノール						
1	59		40	イソプロピル=2- (4-メトキシビフェニ ル-3-イル) ヒドラジノホルマート	ビフェナ ゼート	1	40		イソプロピル=2- (4-メトキシビフェニ ル-3-イル) ヒドラジノホルマート	ビフェナ ゼート
1	60		41	3' -イソプロポキシ-2-トリフルオロメ チルベンズアニリド	フルトラニ ル	1	41		3' -イソプロポキシ-2-トリフルオロメ チルベンズアニリド	フルトラニ ル
			42			1	42		2-イミダゾリジンチオン	
			43			1	43		1, 1' - [イミノジ (オクタメチレン)] ジグアニジン	イミノクタ ジン
1	61		589	1, 1' - (イミノジオクタメチレン) ジグ アニジン=トリアセート	イミノクタ ジン酢酸塩					
1	62		44	インジウム及びその化合物		1	44		インジウム及びその化合物	
			45			1	45		エタンチオール	
1	63		590	エチリデンノルボルネン						
1	64		46	エチル=2- [4- (6-クロロ-2-キノ キサリニルオキシ) フェノキシ] プロピオ ナート	キザロホッ プエチル	1	46		エチル=2- [4- (6-クロロ-2-キノ キサリニルオキシ) フェノキシ] プロピオ ナート	キザロホッ プエチル
1	65		591	エチルシクロヘキサン						
1	66		592	5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキシ - [1, 3] ジオキソロ [4, 5-g] キノ リン-7-カルボン酸	オキシリ ニック酸					
1	67		593	N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン -1-アミニウムの塩						
1	68		47	O-エチル=O- (6-ニトロメタートリ ル) =セカンダリーブチルホスホルアミドチ オアート	ブタミホス	1	47		O-エチル=O- (6-ニトロメタートリ ル) =セカンダリーブチルホスホルアミドチ オアート	ブタミホス
1	69		48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェ ニルホスホノチオアート	E P N	1	48		O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェ ニルホスホノチオアート	E P N
1	70		49	N- (1-エチルプロピル) -2, 6-ジニ トロ-3, 4-キシリジン	ベンディメ タリン	1	49		N- (1-エチルプロピル) -2, 6-ジニ トロ-3, 4-キシリジン	ベンディメ タリン
1	71		50	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン -1-カルボチオアート	モリネート	1	50		S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン -1-カルボチオアート	モリネート
			51			1	51		2-エチルヘキサン酸	
1	72		52	エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチオエチリデンアミ ノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミ ノ] プロピオナート	アラニカル ブ	1	52		エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチオエチリデンアミ ノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミ ノ] プロピオナート	アラニカル ブ
1	73		53	エチルベンゼン		1	53		エチルベンゼン	
1	74		54	O-エチル=S-1-メチルプロピル= (2 -オキソ-3-チアゾリジニル) ホスホノチ オアート	ホスチア ゼート	1	54		O-エチル=S-1-メチルプロピル= (2 -オキソ-3-チアゾリジニル) ホスホノチ オアート	ホスチア ゼート
			55			1	55		エチレンイミン	

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管理 番号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	
1	75	○	56	エチレンオキシド		1	56	○	エチレンオキシド		
1	76		57	エチレングリコールモノエチルエーテル		1	57		エチレングリコールモノエチルエーテル		
1	77		594	エチレングリコールモノブチルエーテル	ブチルセロ ソルブ						
1	78		58	エチレングリコールモノメチルエーテル		1	58		エチレングリコールモノメチルエーテル		
1	79		59	エチレンジアミン		1	59		エチレンジアミン		
1	80		595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム 塩及びナトリウム塩		1	60		エチレンジアミン四酢酸		
1	81		61	N，N′－エチレンビス（ジチオカルバミン 酸）マンガン	マンネブ	1	61		N，N′－エチレンビス（ジチオカルバミン 酸）マンガン	マンネブ	
1	82		62	N，N′－エチレンビス（ジチオカルバミン 酸）マンガんとN，N′－エチレンビス（ジ チオカルバミン酸）亜鉛の錯化合物	マンコゼブ 又はマンゼ ブ	1	62		N，N′－エチレンビス（ジチオカルバミン 酸）マンガんとN，N′－エチレンビス（ジ チオカルバミン酸）亜鉛の錯化合物	マンコゼブ 又はマンゼ ブ	
1	83		63	1，1′－エチレン－2，2′－ビピリジニ ウム＝ジプロミド	ジクアトジ プロミド又 はジクワッ ト	1	63		1，1′－エチレン－2，2′－ビピリジニ ウム＝ジプロミド	ジクアトジ プロミド又 はジクワッ ト	
1	84		596	（4－エトキシフェニル）〔3－（4－フル オロ－3－フェノキシフェニル）プロピル〕 ジメチルシラン	シラフルオ フェン						
1	85		64	2－（4－エトキシフェニル）－2－メチル プロピル＝3－フェノキシベンジルエーテル	エトフェン ブロックス	1	64		2－（4－エトキシフェニル）－2－メチル プロピル＝3－フェノキシベンジルエーテル	エトフェン ブロックス	
1	86		65	エピクロロヒドリン		1	65		エピクロロヒドリン		
1	87		66	1，2－エポキシブタン		1	66		1，2－エポキシブタン		
			67			1	67		2，3－エポキシ－1－プロパノール		
1	88		68	1，2－エポキシプロパン	酸化プロピ レン	1	68		1，2－エポキシプロパン	酸化プロピ レン	
			69			1	69		2，3－エポキシプロピル＝フェニルエー テル		
			70			1	70		エマメクチン安息香酸塩	エマメクチ ンB1a安 息香酸塩 及びエマメ クチンB1b 安息香酸塩 の混合物	
			71			1	71		塩化第二鉄		
1	89		72	塩化パラフィン（炭素数が10から13まで のもの及びその混合物に限る。）		1	72		塩化パラフィン（炭素数が10から13まで のもの及びその混合物に限る。）		
1	90		597	塩化直鎖パラフィン（炭素数が14から17 までのもの及びその混合物に限る。）							
1	91		598	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム 塩							
1	92		599	オキサシクロヘキサデカン－2－オン							
1	93		477	4，4′－オキシビスベンゼンスルホニルヒ ドラジド		2	15				
1	94		73	1－オクタノール		1	73		1－オクタノール		
1	95		600	オクタプロモジフェニルエーテル							
1	96		601	オクタメチルシクロテトラシロキサン							
1	97		602	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウ ム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリ チウム塩							
1	98		603	過酢酸							
1	99	○	75	カドミウム及びその化合物		1	75	○	カドミウム及びその化合物		
			76			1	76		イブシロン－カプロラクタム		
1	100		604	カリウム＝ジエチルジチオカルバマート							
			77			1	77		カルシウムシアナミド		
1	101		78	2，4－キシレノール		1	78		2，4－キシレノール		
1	102		79	2，6－キシレノール		1	79		2，6－キシレノール		
1	103		80	キシレン		1	80		キシレン		

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名
1	104		81	キノリン		1	81		キノリン	
1	105		82	銀及びその水溶性化合物		1	82		銀及びその水溶性化合物	
1	106		83	クメン		1	83		クメン	
1	107		84	グリオキサール		1	84		グリオキサール	
1	108		605	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩						
1	109		85	グルタルアルデヒド		1	85		グルタルアルデヒド	
1	110		86	クレゾール		1	86		クレゾール	
1	111		87	クロム及び三価クロム化合物		1	87		クロム及び三価クロム化合物	
1	112	○	88	六価クロム化合物		1	88	○	六価クロム化合物	
1	113		89	クロロアニリン		1	89		クロロアニリン	
1	114		606	1－（2－クロロイミダゾ〔1，2－a〕ピリジン－3－イルスルホニル）－3－（4，6－ジメトキシピリミジン－2－イル）尿素	イマゾスルフロ ン					
1	115		90	2－クロロ－4－エチルアミノ－6－イソプロピルアミノ－1，3，5－トリアジン	アトラジン	1	90		2－クロロ－4－エチルアミノ－6－イソプロピルアミノ－1，3，5－トリアジン	アトラジン
1	116		91	2－（4－クロロ－6－エチルアミノ－1，3，5－トリアジン－2－イル）アミノ－2－メチルプロピオニトリル	シアナジン	1	91		2－（4－クロロ－6－エチルアミノ－1，3，5－トリアジン－2－イル）アミノ－2－メチルプロピオニトリル	シアナジン
1	117		92	4－クロロ－3－エチル－1－メチル－N－〔4－（パラトリルオキシ）ベンジル〕ピラゾール－5－カルボキサミド	トルフェン ピラド	1	92		4－クロロ－3－エチル－1－メチル－N－〔4－（パラトリルオキシ）ベンジル〕ピラゾール－5－カルボキサミド	トルフェン ピラド
1	118		93	2－クロロ－2’－エチル－N－（2－メトキシ－1－メチルエチル）－6’－メチルアセトアニリド	メトラク ロール	1	93		2－クロロ－2’－エチル－N－（2－メトキシ－1－メチルエチル）－6’－メチルアセトアニリド	メトラク ロール
1	119		607	2－クロロ－2’－エチル－N－〔（1S）－2－メトキシ－1－メチルエチル〕－6’－メチルアセトアニリド及び2－クロロ－2’－エチル－N－〔（1R）－2－メトキシ－1－メチルエチル〕－6’－メチルアセトアニリドの混合物（2－クロロ－2’－エチル－N－〔（1S）－2－メトキシ－1－メチルエチル〕－6’－メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。）	S－メトラ クロール					
1	120	○	94	クロロエチレン	塩化ビニル	1	94	○	クロロエチレン	塩化ビニル
1	121		95	3－クロロ－N－（3－クロロ－5－トリフルオロメチル－2－ピリジル）－アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－2，6－ジニトロ－パラ－トルイジン	フルアジナ ム	1	95		3－クロロ－N－（3－クロロ－5－トリフルオロメチル－2－ピリジル）－アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－2，6－ジニトロ－パラ－トルイジン	フルアジナ ム
1	122		96	1－〔〔2－〔2－クロロ－4－（4－クロロフェノキシ）フェニル〕－4－メチル－1，3－ジオキサソラン－2－イル〕メチル〕－1H－1，2，4－トリアゾール	ジフェノコ ナゾール	1	96		1－〔〔2－〔2－クロロ－4－（4－クロロフェノキシ）フェニル〕－4－メチル－1，3－ジオキサソラン－2－イル〕メチル〕－1H－1，2，4－トリアゾール	ジフェノコ ナゾール
			97			1	97		1－クロロ－2－（クロロメチル）ベンゼン	
1	123		98	クロロ酢酸		1	98		クロロ酢酸	
			99			1	99		クロロ酢酸エチル	
1	124		100	2－クロロ－2’，6’－ジエチル－N－（2－プロポキシエチル）アセトアニリド	ブレチラク ロール	1	100		2－クロロ－2’，6’－ジエチル－N－（2－プロポキシエチル）アセトアニリド	ブレチラク ロール
1	125		101	2－クロロ－2’，6’－ジエチル－N－（メトキシメチル）アセトアニリド	アラクロー ル	1	101		2－クロロ－2’，6’－ジエチル－N－（メトキシメチル）アセトアニリド	アラクロー ル
1	126		608	3－（4－クロロ－5－シクロペンチルオキシ－2－フルオロフェニル）－5－イソプロピリデン－1，3－オキサゾリジン－2，4－ジオン	ペントキサ ゾン					
1	127		609	5－クロロ－2－（2，4－ジクロロフェノキシ）フェノール	トリクロサ ン					
			102			1	102		1－クロロ－2，4－ジニトロベンゼン	
1	128		610	（RS）－5－クロロ－N－（1，3－ジヒドロ－1，1，3－トリメチルイソベンゾフラン－4－イル）－1，3－ジメチル－1H－ピラゾール－4－カルボキサミド	フラメトビ ル					

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	
1	129		103	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	H C F C- 1 4 2 b	1	103		1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	H C F C- 1 4 2 b	
1	130		104	クロロジフルオロメタン	H C F C- 2 2	1	104		クロロジフルオロメタン	H C F C- 2 2	
1	131		611	3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド	チアジニル						
1	132		612	(RS)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル) アセトアミド	ジメテナミ ド						
1	133		613	(S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル) アセトアミド	ジメテナミ ドP						
1	134		614	3-クロロ-N-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル) ピラゾール-5-スルホンアミド	メタゾスル フロ						
1	135		615	3-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イミン	チアメトキ サム						
1	136		616	(E)-1-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン	クロチアニ ジン						
1	137		105	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	H C F C- 1 2 4	1	105		2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	H C F C- 1 2 4	
1	138		106	クロロトリフルオロエタン	H C F C- 1 3 3	1	106		クロロトリフルオロエタン	H C F C- 1 3 3	
			107			1	107		クロロトリフルオロメタン	C F C-1 3	
1	139		108	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ) プロピオン酸	メコブロッ プ	1	108		(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ) プロピオン酸	メコブロッ プ	
			109			1	109		オルト-クロロトルエン		
			110			1	110		パラ-クロロトルエン		
			111			1	111		2-クロロ-4-ニトロアニリン		
			112			1	112		2-クロロニトロベンゼン		
1	140		113	2-クロロ-4, 6-ビス (エチルアミノ) -1, 3, 5-トリアジン	シマジン又 はCAT	1	113		2-クロロ-4, 6-ビス (エチルアミノ) -1, 3, 5-トリアジン	シマジン又 はCAT	
1	141		617	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン	アセタミブ リド						
1	142		618	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン	イミダクロ ブリド						
1	143		619	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1, 3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド	チアクロブ リド						
			114			1	114		(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン	インダノ ファン	
1	144		115	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラ ザミド	1	115		4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラ ザミド	
			116			1	116		(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチア ゾクス	
1	145		117	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) ペンタン-3-オール	テブコナ ゾール	1	117		(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) ペンタン-3-オール	テブコナ ゾール	
			118			1	118		2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) ヘキサニトリル	ミクロブタ ニル	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別 名
			119			1	119		(RS) - 4 - (4 - クロロフェニル) - 2 - フェニル - 2 - (1H - 1, 2, 4 - トリ アゾール - 1 - イルメチル) ブチロニトリル	フェンブコ ナゾール
			120			1	120		オルト - クロロフェノール	
1	146		121	パラ - クロロフェノール		1	121		パラ - クロロフェノール	
			122			1	122		2 - クロロプロピオン酸	
1	147		123	3 - クロロプロペン	塩化アリル	1	123		3 - クロロプロペン	塩化アリル
1	148		124	1 - (2 - クロロベンジル) - 3 - (1 - メ チル - 1 - フェニルエチル) 尿素	クミロン	1	124		1 - (2 - クロロベンジル) - 3 - (1 - メ チル - 1 - フェニルエチル) ウレア	クミロン
1	149		125	クロロベンゼン		1	125		クロロベンゼン	
1	150		126	クロロペンタフルオロエタン	CFC - 1 15	1	126		クロロペンタフルオロエタン	CFC - 1 15
1	151		127	クロロホルム		1	127		クロロホルム	
1	152		620	2 - [2 - クロロ - 4 - メシル - 3 - [(テ トラヒドロフラン - 2 - イルメトキシ) メチ ル] ベンゾイル] シクロヘキサ - 1, 3 - ジオン	テフリルト リオン					
1	153		621	3 - (2 - クロロ - 4 - メシルベンゾイル) - 4 - フェニルスルファニルビスクロ [3, 2, 1] オクタ - 3 - エン - 2 - オン	ベンゾビシ クロン					
1	154		128	クロロメタン	塩化メチル	1	128		クロロメタン	塩化メチル
1	155		622	(E) - N - [2 - クロロ - 5 - [1 - (6 - メチルピリジン - 2 - イルメトキシイミ ノ) エチル] ベンジル] カルバミン酸メチル	ピリベンカ ルブ					
			129			1	129		4 - クロロ - 3 - メチルフェノール	
			130			1	130		(4 - クロロ - 2 - メチルフェノキシ) 酢酸	MCP又は MCPA
			131			1	131		3 - クロロ - 2 - メチル - 1 - プロペン	
1	156		132	コバルト及びその化合物		1	132		コバルト及びその化合物	
1	157		133	酢酸2 - エトキシエチル	エチレング リコールモ ノエチル エーテルア セテート	1	133		酢酸2 - エトキシエチル	エチレング リコールモ ノエチル エーテルア セテート
1	158		134	酢酸ビニル		1	134		酢酸ビニル	
1	159		623	酢酸ヘキシル						
1	160		135	酢酸2 - メトキシエチル	エチレング リコールモ ノメチル エーテルア セテート	1	135		酢酸2 - メトキシエチル	エチレング リコールモ ノメチル エーテルア セテート
1	161		624	サリチル酸メチル					サリチルアルデヒド	
			136			1	136		シアミド	
			137			1	137		(RS) - 2 - シアノ - N - [(R) - 1 - (2, 4 - ジクロロフェニル) エチル] - 3, 3 - ジメチルブチラミド	ジクロシ メット
			138			1	138		(S) - アルファー - シアノ - 3 - フェノキシ ベンジル = (1R, 3S) - 2, 2 - ジメチ ル - 3 - (1, 2, 2, 2 - テトラブromoエ チル) シクロプロパンカルボキシラート	トラロメト リン
			139			1	139		(RS) - アルファー - シアノ - 3 - フェノキシ ベンジル = 2, 2, 3, 3 - テトラメチル シクロプロパンカルボキシラート	フェンブ パトリン
1	162		141	トランス - 1 - (2 - シアノ - 2 - メトキシ イミノアセチル) - 3 - エチル尿素	シモキサニ ル	1	141		トランス - 1 - (2 - シアノ - 2 - メトキシ イミノアセチル) - 3 - エチルウレア	シモキサニ ル
			142			1	142		2, 4 - ジアミノアニソール	
1	163		143	4, 4' - ジアミノジフェニルエーテル		1	143		4, 4' - ジアミノジフェニルエーテル	
1	164		144	無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除 く。)		1	144		無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除 く。)	
1	165		625	ジイソプロピルナフタレン						
1	166		626	ジエタノールアミン						
			145			1	145		2 - (ジエチルアミノ) エタノール	
1	167		146	O - 2 - ジエチルアミノ - 6 - メチルピリミ ジン - 4 - イル = O, O - ジメチル = ホスホ ロチオアート	ピリミホス メチル	1	146		O - 2 - ジエチルアミノ - 6 - メチルピリミ ジン - 4 - イル = O, O - ジメチル = ホスホ ロチオアート	ピリミホス メチル

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名	種	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別 名	
1	168		147	N， N－ジエチルチオカルバミン酸S－4－クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	1	147		N， N－ジエチルチオカルバミン酸S－4－クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	
1	169		148	N， N－ジエチル－3－（2， 4， 6－トリメチルフェニルスルホニル）－1 H－1， 2， 4－トリアゾール－1－カルボキサミド	カフェンストロール	1	148		N， N－ジエチル－3－（2， 4， 6－トリメチルフェニルスルホニル）－1 H－1， 2， 4－トリアゾール－1－カルボキサミド	カフェンストロール	
1	170		627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル							
1	171		149	四塩化炭素		1	149		四塩化炭素		
1	172		628	1， 4－ジオキサシクロヘプタデカン－5， 17－ジオン							
1	173		150	1， 4－ジオキササン		1	150		1， 4－ジオキササン		
			151			1	151		1， 3－ジオキサラン		
1	174		152	1， 3－ジカルバモイルチオ－2－（N， N－ジメチルアミノ）－プロパン	カルタップ	1	152		1， 3－ジカルバモイルチオ－2－（N， N－ジメチルアミノ）－プロパン	カルタップ	
1	175		153	シクロヘキサ－1－エン－1， 2－ジカルボキシミドメチル＝（1 RS）－シス－トランス－2， 2－ジメチル－3－（2－メチルプロパ－1－エニル）シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン	1	153		シクロヘキサ－1－エン－1， 2－ジカルボキシミドメチル＝（1 RS）－シス－トランス－2， 2－ジメチル－3－（2－メチルプロパ－1－エニル）シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン	
1	176		629	シクロヘキササン							
1	177		630	シクロヘキシリデン（フェニル）アセトニトリル							
1	178		154	シクロヘキシルアミン		1	154		シクロヘキシルアミン		
			155			1	155		N－（シクロヘキシルチオ）フタルイミド		
1	179		631	シクロヘキセン							
1	180		156	ジクロロアニリン		1	156		ジクロロアニリン		
1	181		157	1， 2－ジクロロエタン		1	157		1， 2－ジクロロエタン		
1	182		158	1， 1－ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	1	158		1， 1－ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	
1	183		632	1， 2－ジクロロエチレン		1	159		シス－1， 2－ジクロロエチレン		
						2	24				
1	184		633	4， 5－ジクロロ－2－オクチルイソチアゾール－3（2 H）－オン							
1	185		634	3， 4－ジクロロ－2’－シアノ－1， 2－チアゾール－5－カルボキサニリド	イソチアニル						
1	186	○	160	3， 3’－ジクロロ－4， 4’－ジアミノジフェニルメタン		1	160		3， 3’－ジクロロ－4， 4’－ジアミノジフェニルメタン		
1	187		161	ジクロロジフルオロメタン	C F C－1 2	1	161		ジクロロジフルオロメタン	C F C－1 2	
1	188		162	3， 5－ジクロロ－N－（1， 1－ジメチル－2－プロピニル）ベンズアミド	プロビザミド	1	162		3， 5－ジクロロ－N－（1， 1－ジメチル－2－プロピニル）ベンズアミド	プロビザミド	
1	189		163	ジクロロテトラフルオロエタン	C F C－1 1 4	1	163		ジクロロテトラフルオロエタン	C F C－1 1 4	
1	190		164	2， 2－ジクロロ－1， 1， 1－トリフルオロエタン	H C F C－1 2 3	1	164		2， 2－ジクロロ－1， 1， 1－トリフルオロエタン	H C F C－1 2 3	
1	191		635	2’， 4－ジクロロ－アルファ， アルファ， アルファ－トリフルオロ－4’－ニトロメタートルエンスルホンアニリド	フルスルファミド						
1	192		636	O－（2， 6－ジクロロ－パラ－トリル）＝O， O－ジメチル＝ホスホロチオアート	トルクロホスメチル						
			165			1	165		2， 4－ジクロロトルエン		
1	193		490	2－〔4－（2， 4－ジクロロ－メタートルオイル）－1， 3－ジメチル－5－ピラゾリルオキシ〕－4－メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ	2	28				
			166			1	166		1， 2－ジクロロ－4－ニトロベンゼン		
			167			1	167		1， 4－ジクロロ－2－ニトロベンゼン		
1	194		168	3－（3， 5－ジクロロフェニル）－N－イソプロピル－2， 4－ジオキソイミダゾリジン－1－カルボキサミド	イブロジオン	1	168		3－（3， 5－ジクロロフェニル）－N－イソプロピル－2， 4－ジオキソイミダゾリジン－1－カルボキサミド	イブロジオン	
1	195		637	1－（2， 4－ジクロロフェニル）－N－（2， 4－ジフルオロフェニル）－N－イソプロピル－5－オキソ－4， 5－ジヒドロ－1 H－1， 2， 4－トリアゾール－4－カルボキサミド	イブフェンカルバゾン						

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名	種	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別 名	
1	196		638	N－（3，5－ジクロロフェニル）－1，2－ジメチルシクロプロパン－1，2－ジカルボキシミド	プロシミドン						
1	197		169	3－（3，4－ジクロロフェニル）－1，1－ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU	1	169		3－（3，4－ジクロロフェニル）－1，1－ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU	
			170			1	170		（RS）－2－（2，4－ジクロロフェニル）－3－（1H－1，2，4－トリアゾール－1－イル）プロピル＝1，1，2，2－テトラフルオロエチル＝エーテル	テトラコナゾール	
1	198		171	（2RS，4RS）－1－〔2－（2，4－ジクロロフェニル）－4－プロピル－1，3－ジオキサラン－2－イルメチル〕－1H－1，2，4－トリアゾール及び（2RS，4SR）－1－〔2－（2，4－ジクロロフェニル）－4－プロピル－1，3－ジオキサラン－2－イルメチル〕－1H－1，2，4－トリアゾールの混合物	プロビコナゾール	1	171		（2RS，4RS）－1－〔2－（2，4－ジクロロフェニル）－4－プロピル－1，3－ジオキサラン－2－イルメチル〕－1H－1，2，4－トリアゾール及び（2RS，4SR）－1－〔2－（2，4－ジクロロフェニル）－4－プロピル－1，3－ジオキサラン－2－イルメチル〕－1H－1，2，4－トリアゾールの混合物	プロビコナゾール	
1	199		172	3－〔1－（3，5－ジクロロフェニル）－1－メチルエチル〕－3，4－ジヒドロ－6－メチル－5－フェニル－2H－1，3－オキサジン－4－オン	オキサジクロメホン	1	172		3－〔1－（3，5－ジクロロフェニル）－1－メチルエチル〕－3，4－ジヒドロ－6－メチル－5－フェニル－2H－1，3－オキサジン－4－オン	オキサジクロメホン	
			173			1	173		（RS）－3－（3，5－ジクロロフェニル）－5－メチル－5－ビニル－1，3－オキサゾリジン－2，4－ジオン	ピンクロゾリン	
1	200		174	3－（3，4－ジクロロフェニル）－1－メトキシ－1－メチル尿素	リニュロン	1	174		3－（3，4－ジクロロフェニル）－1－メトキシ－1－メチル尿素	リニュロン	
1	201		175	2，4－ジクロロフェノキシ酢酸	2，4－D 又は2，4－PA	1	175		2，4－ジクロロフェノキシ酢酸	2，4－D 又は2，4－PA	
1	202		176	1，1－ジクロロ－1－フルオロエタン	HCFCl ₄ b	1	176		1，1－ジクロロ－1－フルオロエタン	HCFCl ₄ b	
1	203		639	2，3－ジクロロ－N－4－フルオロフェニルマレイミド	フルオルイミド						
1	204		177	ジクロロフルオロメタン	HCF ₂ Cl ₂	1	177		ジクロロフルオロメタン	HCF ₂ Cl ₂	
1	205		498	1，3－ジクロロ－2－プロパノール		2	36				
1	206	○	178	1，2－ジクロロプロパン		1	178		1，2－ジクロロプロパン		
1	207		179	1，3－ジクロロプロペン	D－D	1	179		1，3－ジクロロプロペン	D－D	
			180			1	180		3，3’－ジクロロベンジジン		
1	208		181	ジクロロベンゼン		1	181		ジクロロベンゼン		
1	209		182	2－〔4－（2，4－ジクロロベンゾイル）－1，3－ジメチル－5－ピラゾリルオキシ〕アセトフェノン	ピラゾキシフェン	1	182		2－〔4－（2，4－ジクロロベンゾイル）－1，3－ジメチル－5－ピラゾリルオキシ〕アセトフェノン	ピラゾキシフェン	
1	210		183	4－（2，4－ジクロロベンゾイル）－1，3－ジメチル－5－ピラゾリル＝4－トルエンスルホナート	ピラゾレート	1	183		4－（2，4－ジクロロベンゾイル）－1，3－ジメチル－5－ピラゾリル＝4－トルエンスルホナート	ピラゾレート	
1	211		184	2，6－ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル 又はDBN	1	184		2，6－ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル 又はDBN	
1	212		185	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCF ₂ Cl ₂ F ₂	1	185		ジクロロペンタフルオロプロパン	HCF ₂ Cl ₂ F ₂	
1	213		186	ジクロロメタン	塩化メチレン	1	186		ジクロロメタン	塩化メチレン	
1	214		640	2－（2，4－ジクロロ－3－メチルフェノキシ）プロピオンアニリド	クロメプロップ						
1	215		187	2，3－ジシアノ－1，4－ジチアアントラキノン	ジチアノン	1	187		2，3－ジシアノ－1，4－ジチアアントラキノン	ジチアノン	
1	216		188	N，N－ジシクロヘキシルアミン		1	188		N，N－ジシクロヘキシルアミン		
			189			1	189		N，N－ジシクロヘキシル－2－ベンゾチアゾールスルフェンアミド		
1	217		190	ジシクロペンタジェン		1	190		ジシクロペンタジェン		

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管理 番号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	
1	218		191	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン	1	191		1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン	
			192			1	192		ジチオリン酸O-エチル-S, S-ジフェニル	エディフェンホス又はEDDP	
			193			1	193		ジチオリン酸O, O-ジエチル-S- (2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン又はジスルホトン	
			194			1	194		ジチオリン酸O, O-ジエチル-S- [(6-クロロ-2, 3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル) メチル]	ホサロン	
1	219		195	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス	1	195		ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス	
1	220		196	ジチオリン酸S- (2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル) メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP	1	196		ジチオリン酸S- (2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル) メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP	
1	221		197	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル	マラソン又はマラチオン	1	197		ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル	マラソン又はマラチオン	
1	222		198	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S- [(N-メチルカルバモイル) メチル]	ジメトエート	1	198		ジチオリン酸O, O-ジメチル-S- [(N-メチルカルバモイル) メチル]	ジメトエート	
1	223		641	(3R, 4S, 5S, 6R, 7R, 9R, 11R, 12R, 13S, 14R)-4-[(2, 6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファー-L-リボヘキソピラノシル) オキシ]-14-エチル-12, 13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3, 5, 7, 9, 11, 13-ヘキサメチル-6-[[3, 4, 6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ペクター-D-キシローヘキソピラノシル] オキシ] オキサシクロトラデカン-2, 10-ジオン	クラリスロマイシン						
1	224		642	ジデシル (ジメチル) アンモニウムの塩							
1	225		643	四ナトリウム=5, 8-ビス (カルボジチオアート)-2, 5, 8, 11, 14-ペンタアザペンタデカンビス (ジチオアート)							
1	226		199	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス [5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ペンゼンシルホナート]	C1フルオレスセント260	1	199		ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス [5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ペンゼンシルホナート]	C1フルオレスセント260	
1	227		200	ジニトロトルエン		1	200		ジニトロトルエン		
1	228		201	2, 4-ジニトロフェノール		1	201		2, 4-ジニトロフェノール		
			202			1	202		ジビニルベンゼン		
1	229		203	ジフェニルアミン		1	203		ジフェニルアミン		
1	230		644	5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジンジオン							
			204			1	204		ジフェニルエーテル		
			205			1	205		1, 3-ジフェニルグアニジン		
1	231		206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ペンゾ [b] フラニル	カルボスルファン	1	206		N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ペンゾ [b] フラニル	カルボスルファン	
1	232		207	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール		1	207		2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール		
			208			1	208		2, 4-ジターシャリーブチルフェノール		
1	233		645	4-(2, 2-ジフルオロ-1, 3-ペンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロール-3-カルボニトリル	フルジオキソニル						
1	234		646	N, N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル	プロスルホカルブ						
1	235		45	1, 2-ジプロモエタン	二臭化エチレン又はEDB	2	45				

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別名
1	236		209	ジブロモクロロメタン		1	209		ジブロモクロロメタン	
1	237		210	2, 2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド		1	210		2, 2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド	
1	238		211	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン-2 4 0 2	1	211		ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン-2 4 0 2
1	239		647	2', 6'-ジブロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアゾール-5-カルボキサニリド	チフルザミド					
1	240		511	ジベンジルエーテル		2	49			
1	241		212	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート	1	212		(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート
1	242		213	N, N-ジメチルアセトアミド		1	213		N, N-ジメチルアセトアミド	
			214			1	214		2, 4-ジメチルアニリン	
			215			1	215		2, 6-ジメチルアニリン	
			216			1	216		N, N-ジメチルアニリン	
1	243		217	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアム	チオシクラム	1	217		5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアム	チオシクラム
1	244		648	(4S, 4aR, 5S, 5aR, 6S, 12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3, 5, 6, 10, 12, 12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1, 11-ジオキソ-1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a-オクタヒドロテトラセ-2-カルボキサミド	オキシテトラサイクリン					
1	245		218	ジメチルアミン		1	218		ジメチルアミン	
1	246		649	3-(3, 3-ジメチルウレイド)フェニル=ターシャリーブチルカルバマート	カルブチレート					
1	247		650	(2E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエニル=アセタート	酢酸ゲラニル					
1	248		651	N, N-ジメチルオクタデシルアミン						
1	249		652	3, 7-ジメチルオクタ-3-オール						
1	250		219	ジメチルジスルフィド		1	219		ジメチルジスルフィド	
			220			1	220		ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	
1	251		221	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ	1	221		2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ
			222			1	222		N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル	フェノチオカルブ
1	252		223	N, N-ジメチルドデシルアミン		1	223		N, N-ジメチルドデシルアミン	
1	253		224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド		1	224		N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	
1	254		225	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン又はDEP	1	225		ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロロホン又はDEP
			226			1	226		1, 1-ジメチルヒドラジン	
1	255		227	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	バラコート又はバラコートジクロリド	1	227		1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	バラコート又はバラコートジクロリド
			228			1	228		3, 3'-ジメチルビフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート	
1	256		653	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン						
1	257		229	ジメチル=4, 4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル	1	229		ジメチル=4, 4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル
1	258		654	3, 3-ジメチルブタン酸=3-メシチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4, 4]ノナ-3-エン-4-イル	スピロメシフェン					
1	259		655	(RS)-N-[2-(1, 3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	ペンチオピラド					

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	
1	260		230	N－（1， 3－ジメチルブチル）－N’－ フェニル－パラ－フェニレンジアミン		1	230		N－（1， 3－ジメチルブチル）－N’－ フェニル－パラ－フェニレンジアミン		
1	261		656	2’－〔（RS）－1， 3－ジメチルブチ ル〕－5－フルオロ－1， 3－ジメチルピラ ゾール－4－カルボキサニド	ペンフル フェン						
1	262		657	2， 2－ジメチルプロパン酸＝（E）－2－ （4－ターシャリーブチルフェニル）－2－ シアノ－1－（1， 3， 4－トリメチルピラ ゾール－5－イル）ビニル	シエノピラ フェン						
1	263		658	N－（1， 2－ジメチルプロピル）－N－エ チルチオカルバミン酸S－ベンジル	エスプロカ ルブ						
			231			1	231		3， 3’－ジメチルベンジジン	オルトート リジン	
1	264		232	N， N－ジメチルホルムアミド		1	232		N， N－ジメチルホルムアミド		
1	265		659	2， 2－ジメチル－3－メチリデンピシクロ 〔2， 2， 1〕ヘプタン	カンフェン						
1	266		660	N’－〔1， 1－ジメチル－2－（メチルス ルホニル）エチル〕－3－ヨード－N－〔2 －メチル－4－〔1， 2， 2， 2－テトラフ フルオロ－1－（トリフルオロメチル）エチ ル〕フェニル〕フタルアミド	フルベンジ アミド						
1	267		661	1， 2－ジメトキシエタン							
1	268		662	アルファー（4， 6－ジメトキシ－2－ピリ ミジニルカルバモイルスルファモイル）－オル トートリル酸メチル	ペンスルフ ロンメチル						
1	269		663	（RS）－7－（4， 6－ジメトキシピリミ ジン－2－イルチオ）－3－メチル－2－ベン ゾフラン－1（3H）－オン	ピリフタリ ド						
1	270		233	2－〔（ジメトキシホスフィノチオイル）チ オ〕－2－フェニル酢酸エチル	フェント エート又は P A P	1	233		2－〔（ジメトキシホスフィノチオイル）チ オ〕－2－フェニル酢酸エチル	フェント エート又は P A P	
			234			1	234		臭素		
			235			1	235		臭素酸の水溶性塩		
1	271		236	3， 5－ジヨード－4－オクタノイルオキシ ベンゾニトリル	アイオキシ ニル	1	236		3， 5－ジヨード－4－オクタノイルオキシ ベンゾニトリル	アイオキシ ニル	
1	272		237	水銀及びその化合物		1	237		水銀及びその化合物		
	273		238	水素化テルフェニル		1	238		水素化テルフェニル		
1	274		664	有機スズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝ オキシドを除く。）		1	239		有機スズ化合物		
1	275		240	ステレン		1	240		ステレン		
			241			1	241		2－スルホヘキサデカン酸－1－メチルエス テルナトリウム塩		
1	276		665	セリウム及びその化合物							
1	277		242	セレン及びその化合物		1	242		セレン及びその化合物		
1	278	○	243	ダイオキシソ類		1	243	○	ダイオキシソ類		
1	279		666	タリウム及びその化合物							
1	280		667	炭化けい素							
1	281		668	炭酸リチウム							
1	282		244	2－チオキソ－3， 5－ジメチルテトラヒド ロ－2H－1， 3， 5－チアジアジン	ダゾメット	1	244		2－チオキソ－3， 5－ジメチルテトラヒド ロ－2H－1， 3， 5－チアジアジン	ダゾメット	
1	283		669	チオシアン酸銅（I）							
1	284		245	チオ尿素		1	245		チオ尿素		
			246			1	246		チオフェノール		
			247			1	247		チオリン酸O－1－（4－クロロフェニル） －4－ピラゾリル－O－エチル－S－プロピ ル	ピラクロホ ス	
1	285		670	チオリン酸O－4－シアノフェニル－O， O －ジメチル	シアノホス 又はC Y A P						
1	286		248	チオリン酸O， O－ジエチル－O－（2－イ ソプロピル－6－メチル－4－ピリミジニ ル）	ダイアジノ ン	1	248		チオリン酸O， O－ジエチル－O－（2－イ ソプロピル－6－メチル－4－ピリミジニ ル）	ダイアジノ ン	
1	287		249	チオリン酸O， O－ジエチル－O－（3， 5， 6－トリクロロ－2－ピリジニル）	クロルピリ ホス	1	249		チオリン酸O， O－ジエチル－O－（3， 5， 6－トリクロロ－2－ピリジニル）	クロルピリ ホス	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	
1	288		250	チオリン酸O、OージエチルーOー（5ーフェニルー3ーイソオキサゾリル）	イソキサチオン	1	250		チオリン酸O、OージエチルーOー（5ーフェニルー3ーイソオキサゾリル）	イソキサチオン	
1	289		251	チオリン酸O、OージメチルーOー（3ーメチルー4ーニトロフェニル）	フェニトロチオン又はMEP	1	251		チオリン酸O、OージメチルーOー（3ーメチルー4ーニトロフェニル）	フェニトロチオン又はMEP	
1	290		252	チオリン酸O、OージメチルーOー（3ーメチルー4ーメチルチオフェニル）	フェンチオン又はMP P	1	252		チオリン酸O、OージメチルーOー（3ーメチルー4ーメチルチオフェニル）	フェンチオン又はMP P	
			253			1	253		チオリン酸Oー4ーブromoー2ークロロフェニルーOーエチルーSープロピル	プロフェノホス	
1	291		254	チオリン酸SーベンジルーO、Oージイソプロピル	イプロベンホス又はIBP	1	254		チオリン酸SーベンジルーO、Oージイソプロピル	イプロベンホス又はIBP	
1	292		671	1, 1'ー〔（1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S）ー4ー〔〔5ーデオキシー2ーOー〔2ーデオキシー2ー（メチルアミノ）ーアルファーーLーグルコピラノシル〕ー3ーCーホルミルーアルファーーLーリキソフラノシル〕オキシ〕ー2, 5, 6ートリヒドロキシシクロヘキサンー1, 3ージイル〕ジグアニジン	ストレプトマイシン						
1	293		672	（2R, 3a S, 5a R, 5b S, 9S, 13S, 14R, 16a S, 16b R）ー2ー〔（6ーデオキシー2, 3, 4ートリーOーメチルーアルファーーLーマンノピラノシル）オキシ〕ー13ー〔〔4ー（ジメチルアミノ）ー2, 3, 4, 6ーテトラデオキシーベーターDーエリトローヘキソピラノシル〕オキシ〕ー9ーエチルー14ーメチルー2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16bーテトラデカヒドロー1Hーa sーインダセノ〔3, 2ーd〕オキサシクロデシンー7, 15ージオン（別名スピノシンA）及び（2S, 3a R, 5a S, 5b S, 9S, 13S, 14R, 16a S, 16b S）ー2ー〔（6ーデオキシー2, 3, 4ートリーOーメチルーアルファーーLーマンノピラノシル）オキシ〕ー13ー〔〔4ー（ジメチルアミノ）ー2, 3, 4, 6ーテトラデオキシーベーターDーエリトローヘキソピラノシル〕オキシ〕ー9ーエチルー4, 14ージメチルー2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16bーテトラデカヒドロー1Hーa sーインダセノ〔3, 2ーd〕オキサシクロドデシンー7, 15ージオン（別名スピノシンD）の混合物	スピノサド						
1	294		673	デカナール	デシルアルデヒド						
1	295		255	デカブromोजフェニルエーテル		1	255		デカブromोजフェニルエーテル		
			256			1	256		デカン酸		
1	296		258	1, 3, 5, 7ーテトラアザトリシクロ〔3. 3. 1. 1（3, 7）〕デカン	ヘキサメチレンテトラミン	1	258		1, 3, 5, 7ーテトラアザトリシクロ〔3. 3. 1. 1（3, 7）〕デカン	ヘキサメチレンテトラミン	
1	297		259	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム	1	259		テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム	
1	298		260	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はTPN	1	260		テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はTPN	
1	299		261	4, 5, 6, 7ーテトラクロロイソベンゾフランー1（3H）ーオン	フサライド	1	261		4, 5, 6, 7ーテトラクロロイソベンゾフランー1（3H）ーオン	フサライド	
1	300		60	1, 1, 2, 2ーテトラクロロエタン	四塩化アセチレン	2	60				
1	301		262	テトラクロロエチレン		1	262		テトラクロロエチレン		
			263			1	263		テトラクロロジフルオロエタン	CFCー112	
			264			1	264		2, 3, 5, 6ーテトラクロローパラベンゾキノ		

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名	種	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別 名
1	302		674	テトラヒドロフラン						
1	303		265	テトラヒドロメチル無水フタル酸		1	265		テトラヒドロメチル無水フタル酸	
1	304		675	テトラフルオロエチレン						
1	305		676	2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム	テトラピオン又はフルプロバネートナトリウム塩					
1	306		266	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z) -3- (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン	1	266		2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z) -3- (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル) -2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン
1	307		677	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド						
1	308		267	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ	1	267		3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ
1	309		268	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム	1	268		テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム
1	310		678	1- [(1R, 2R, 5S, 7R) -2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ [5. 3. 1. 0 (1, 5)] ウンデカ-8-エン-9-イル] エタノン						
			269			1	269		3, 7, 11, 15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	イソフィートール
1	311		679	テルル及びその化合物						
1	312		270	テレフタル酸		1	270		テレフタル酸	
1	313		271	テレフタル酸ジメチル		1	271		テレフタル酸ジメチル	
1	314		272	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)		1	272		銅水溶性塩 (錯塩を除く。)	
1	315		273	1-ドデカノール	ノルマルドデシルアルコール	1	273		1-ドデカノール	ノルマルドデシルアルコール
1	316		680	ドデカン-1-チオール						
			274			1	274		ターシャリドデカンチオール	
1	317		681	2- (N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ) アセタート						
1	318		275	ドデシル硫酸ナトリウム		1	275		ドデシル硫酸ナトリウム	
			276			1	276		3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン	テトラエチレンペンタミン
1	319		682	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン	メラミン					
1	320		683	トリイソプロパノールアミン						
1	321		277	トリエチルアミン		1	277		トリエチルアミン	
			278			1	278		トリエチレンテトラミン	
1	322		684	トリオクチルアミン						
1	323		279	1, 1, 1-トリクロロエタン		1	279		1, 1, 1-トリクロロエタン	
1	324		280	1, 1, 2-トリクロロエタン		1	280		1, 1, 2-トリクロロエタン	
1	325	○	281	トリクロロエチレン		1	281		トリクロロエチレン	
			282			1	282		トリクロロ酢酸	
			283			1	283		2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン	
1	326		284	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	1	284		トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113
1	327		285	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン	1	285		トリクロロニトロメタン	クロロピクリン
1	328		286	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸	トリクロピル	1	286		(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸	トリクロピル
1	329		287	2, 4, 6-トリクロロフェノール		1	287		2, 4, 6-トリクロロフェノール	
1	330		288	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	1	288		トリクロロフルオロメタン	CFC-11
1	331		289	1, 2, 3-トリクロロプロパン		1	289		1, 2, 3-トリクロロプロパン	
1	332		290	トリクロロベンゼン		1	290		トリクロロベンゼン	
1	333		685	N- (トリクロロメチルチオ) -1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド	キャプタン					
1	334		686	トリシクロ [5. 2. 1. 0 (2, 6)] デカ-4-エン-3-イル=プロピオナート						

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名	種	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別 名	
			291			1	291		1, 3, 5-トリス (2, 3-エポキシプロピル) -1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6 (1H, 3H, 5H) -トリオン		
1	335		292	トリブチルアミン		1	292		トリブチルアミン		
1	336		293	アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラートルイジン	トリフルラリン	1	293		アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラートルイジン	トリフルラリン	
			294			1	294		2, 4, 6-トリブプロモフェノール		
1	337		66	トリブプロモメタン	ブロモホルム	2	66				
1	338		687	トリメチルアミン							
1	339		688	トリメチル (オクタデシル) アンモニウムの塩							
1	340		689	(E) -4- (2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル) プター-3-エン-2-オン							
1	341		690	N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩							
			295			1	295		3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール		
1	342		691	トリメチルベンゼン		1	296		1, 2, 4-トリメチルベンゼン		
						1	297		1, 3, 5-トリメチルベンゼン		
1	343		692	2, 4, 4-トリメチルペンター-1-エン及び2, 4, 4-トリメチルペンター-2-エンの混合物							
1	344		693	トリメトキシ- [3- (オキシラン-2-イルメトキシ) プロピル] シラン							
1	345		298	トリレンジイソシアネート		1	298		トリレンジイソシアネート		
1	346	○	299	トルイジン		1	299		トルイジン		
1	347		300	トルエン		1	300		トルエン		
			301			1	301		トルエンジアミン		
1	348		694	ナトリウム=アルケンスルホナート (アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。) 及びナトリウム=ヒドロキシアルカンスルホナート (アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。) 並びにこれらの混合物							
1	349		695	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ (5) -ピリジン-2-チオラート							
1	350		696	ナトリウム= (ドデカノイルオキシ) ベンゼンスルホナート							
1	351		530	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート		2	68				
1	352		302	ナフタレン		1	302		ナフタレン		
			303			1	303		1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート		
1	353	○	697	鉛及びその化合物		1	304		鉛		
			306			1	305	○	鉛化合物		
			307			1	306		ニアクリル酸ヘキサメチレン		
1	354		308	ニッケル		1	307		二塩酸化ジルコニウム		
1	355	○	309	ニッケル化合物		1	308		ニッケル		
1	356		698	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩		1	309	○	ニッケル化合物		
			311			1	310		ニトリロ三酢酸		
1	357		312	オルト-ニトロアニリン		1	311		オルト-ニトロアニソール		
			313			1	312		オルト-ニトロアニリン		
1	358		314	パラ-ニトロクロロベンゼン		1	313		ニトログリセリン		
			315			1	314		パラ-ニトロクロロベンゼン		
1	359		316	ニトロベンゼン		1	315		オルト-ニトロトルエン		
1	360		317	ニトロメタン		1	316		ニトロベンゼン		
1	361		318	二硫化炭素		1	317		ニトロメタン		
						1	318		二硫化炭素		
1	362		319	1-ノナノール	ノルマル-ノニルアルコール	1	319		1-ノナノール	ノルマル-ノニルアルコール	
1	363		321	バナジウム化合物		1	321		バナジウム化合物		
1	364		699	パラホルムアルデヒド							
			322			1	322		5'- [N, N-ビス (2-アセチルオキシエチル) アミノ] -2'- (2-ブromo-4, 6-ジニトロフェニルアゾ) -4'-メトキシアセトアニリド		

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特 定 第 一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名	種	号 番 号	特 定 第 一 種	物 質 名 称	別 名	
1	365		700	ビス (アルキル) (ジメチル) アンモニウムの塩 (アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20のもの及びその混合物に限る。)							
1	366		701	2, 4-ビス (イソプロピルアミノ) -6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	プロメトリン						
1	367		323	2, 4-ビス (エチルアミノ) -6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	シメトリン	1	323		2, 4-ビス (エチルアミノ) -6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	シメトリン	
1	368		702	ビス (2-エチルヘキシル) = (Z) -ブタ-2-エンジオアート							
			324			1	324		1, 3-ビス [(2, 3-エポキシプロピル) オキシ] ベンゼン		
1	369		325	ビス (8-キノリノラト) 銅	オキシ銅 又は有機銅	1	325		ビス (8-キノリノラト) 銅	オキシ銅 又は有機銅	
			326			1	326		3, 6-ビス (2-クロロフェニル) -1, 2, 4, 5-テトラジン	クロフェンチジン	
			327			1	327		1, 2-ビス (2-クロロフェニル) ヒドラジン		
1	370		328	ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛	ジラム	1	328		ビス (N, N'-ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛	ジラム	
1	371		329	ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) N, N'-エチレンビス (チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート	1	329		ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) N, N'-エチレンビス (チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート	
1	372		703	ビス (2-スルフィドピリジン-1-オラト) 銅							
1	373		704	(T-4) -ビス [2- (チオキソ-カップバ S) -ピリジン-1 (2H) -オラト-カップバ O] 亜鉛 (II)							
1	374		705	ビス (2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ヒペリジル) =セバケート							
1	375	○	706	ビス (トリブチルスズ) =オキシド		1	239		有機スズ化合物		
1	376		707	N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) アルカンアミド (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z) -N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z, 12Z) -N, N-ビス (2-ヒドロキシエチル) オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物							
			330			1	330		ビス (1-メチル-1-フェニルエチル) =ベルオキシド		
1	377		331	S, S-ビス (1-メチルプロピル) =O-エチル=ホスホロジチオアート	カズサホス	1	331		S, S-ビス (1-メチルプロピル) =O-エチル=ホスホロジチオアート	カズサホス	
1	378	○	332	砒素及びその無機化合物		1	332	○	砒素及びその無機化合物		
1	379		333	ヒドラジン		1	333		ヒドラジン		
			334			1	334		4-ヒドロキシ安息香酸メチル		
1	380		708	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル) ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩							
			335			1	335		N-(4-ヒドロキシフェニル) アセトアミド		
1	381		336	ヒドロキノ		1	336		ヒドロキノ		
1	382		337	4-ビニル-1-シクロヘキセン		1	337		4-ビニル-1-シクロヘキセン		
			338			1	338		2-ビニルピリジン		
			339			1	339		N-ビニル-2-ピロリドン		
1	383		340	ビフェニル		1	340		ビフェニル		
1	384		341	ビペラジン		1	341		ビペラジン		
1	385		709	ビペロナール	ヘリオトロピン						
1	386		342	ピリジン		1	342		ピリジン		
1	387		343	ピロカテコール	カテコール	1	343		ピロカテコール	カテコール	
			344			1	344		フェニルオキシラン		
			345			1	345		フェニルヒドラジン		
1	388		346	2-フェニルフェノール		1	346		2-フェニルフェノール		
1	389		347	N-フェニルマレイミド		1	347		N-フェニルマレイミド		
1	390		348	フェニレンジアミン		1	348		フェニレンジアミン		
1	391		349	フェノール		1	349		フェノール		

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	
1	392		350	3－フェノキシベンジル＝3－（2，2－ジクロロビニル）－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン	1	350		3－フェノキシベンジル＝3－（2，2－ジクロロビニル）－2，2－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン	
1	393	○	351	1，3－ブタジエン		1	351	○	1，3－ブタジエン		
			352			1	352		フタル酸ジアリル		
			353			1	353		フタル酸ジエチル		
1	394		710	フタル酸ジブチル							
1	395		354	フタル酸ジブチル		1	354		フタル酸ジノルマルブチル		
1	396		355	フタル酸ビス（2－エチルヘキシル）		1	355		フタル酸ビス（2－エチルヘキシル）		
1	397		356	フタル酸ブチル＝ベンジル		1	356		フタル酸ノルマルブチル＝ベンジル		
1	398		711	2－ターシャリーブチルアミノ－4－シクロプロピルアミノ－6－メチルチオ－1，3，5－トリアジン							
1	399		357	2－ターシャリーブチルイミノ－3－イソプロピル－5－フェニルテトラヒドロ－4H－1，3，5－チアジアジン－4－オン	ブプロフェジン	1	357		2－ターシャリーブチルイミノ－3－イソプロピル－5－フェニルテトラヒドロ－4H－1，3，5－チアジアジン－4－オン	ブプロフェジン	
1	400		712	ターシャリーブチル＝2－エチルペルオキシヘキサノアート							
1	401		358	N－ターシャリーブチル－N’－（4－エチルベンゾイル）－3，5－ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド	1	358		N－ターシャリーブチル－N’－（4－エチルベンゾイル）－3，5－ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド	
			359			1	359		ノルマルブチル－2，3－エポキシプロピルエーテル		
1	402		360	N－〔1－（N－ブチルカルバモイル）－1H－2－ベンゾイミダゾリル〕カルバミン酸メチル	ペノミル	1	360		N－〔1－（N－ノルマルブチルカルバモイル）－1H－2－ベンゾイミダゾリル〕カルバミン酸メチル	ペノミル	
1	403		361	ブチル＝（R）－2－〔4－（4－シアノ－2－フルオロフェノキシ）フェノキシ〕プロピオナート	シハロホップブチル	1	361		ブチル＝（R）－2－〔4－（4－シアノ－2－フルオロフェノキシ）フェノキシ〕プロピオナート	シハロホップブチル	
1	404		362	1－ターシャリーブチル－3－（2，6－ジイソプロピル－4－フェノキシフェニル）チオ尿素	ジアフェンチウロン	1	362		1－ターシャリーブチル－3－（2，6－ジイソプロピル－4－フェノキシフェニル）チオ尿素	ジアフェンチウロン	
1	405		713	2－ターシャリーブチルシクロヘキシル＝アセタート							
1	406		714	4－ターシャリーブチルシクロヘキシル＝アセタート							
1	407		363	5－ターシャリーブチル－3－（2，4－ジクロロ－5－イソプロポキシフェニル）－1，3，4－オキサジアゾール－2（3H）－オン	オキサジアゾン	1	363		5－ターシャリーブチル－3－（2，4－ジクロロ－5－イソプロポキシフェニル）－1，3，4－オキサジアゾール－2（3H）－オン	オキサジアゾン	
			364			1	364		ターシャリーブチル＝4－〔〔（1，3－ジメチル－5－フェノキシ－4－ピラゾリル）メチリデン〕アミノオキシ〕メチル〕ベンゾアート	フェンピロキシメート	
1	408		715	1－（5－ターシャリーブチル－1，3，4－チアジアゾール－2－イル）－1，3－ジメチル尿素	テブチウロン						
			365			1	365		ブチルヒドロキシアニソール	BHA	
			366			1	366		ターシャリーブチル＝ヒドロペルオキシド		
1	409		716	2－（4－ターシャリーブチルフェニル）－2－シアノ－3－オキソ－3－（2－トリフルオロメチルフェニル）プロパン酸＝2－メトキシエチル	シフルメトフェン						
1	410		717	3－（4－ターシャリーブチルフェニル）プロパナール							
1	411		718	3－（4－ターシャリーブチルフェニル）－2－メチルプロパナール							
			367			1	367		オルト－セカンダリーブチルフェノール		
1	412		719	2－ターシャリーブチルフェノール							
			368			1	368		4－ターシャリーブチルフェノール		
1	413		369	2－（4－ターシャリーブチルフェノキシ）シクロヘキシル＝2－プロピニル＝スルフィット	プロバルギット又はBPPS	1	369		2－（4－ターシャリーブチルフェノキシ）シクロヘキシル＝2－プロピニル＝スルフィット	プロバルギット又はBPPS	
			370			1	370		2－ターシャリーブチル－5－（4－ターシャリーブチルベンジルチオ）－4－クロロ－3（2H）－ピリダジノン	ピリダベン	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別 名	
			371			1	371		N-（4-ターシャリーブチルベンジル）- 4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラ ゾール-5-カルボキサミド	テブフェン ピラド	
			372			1	372		N-（ターシャリーブチル）-2-ベンゾチ アゾールスルフェニアミド		
			373			1	373		2-ターシャリーブチル-5-メチルフェ ノール		
1	414		374	ふっ化水素及びその水溶性塩		1	374		ふっ化水素及びその水溶性塩		
1	415		375	2-ブテナール		1	375		2-ブテナール		
1	416		720	2-ターシャリーブトキシエタノール							
1	417		376	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2' , 6' -ジエチルアセトアニリド	ブタクロール	1	376		N-ブトキシメチル-2-クロロ-2' , 6' -ジエチルアセトアニリド	ブタクロール	
			377			1	377		フラン		
1	418		721	フルフラール							
1	419		378	N, N' -プロピレンビス（ジチオカルバミ ン酸）と亜鉛の重合物	プロピネブ	1	378		N, N' -プロピレンビス（ジチオカルバミ ン酸）と亜鉛の重合物	プロピネブ	
			379			1	379		2-プロピン-1-オール		
1	420		380	プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1 211	1	380		プロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1 211	
1	421		722	4-ブロモ-2-（4-クロロフェニル）- 1-エトキシメチル-5-（トリフルオロメ チル）ピロール-3-カルボニトリル	クロルフェ ナビル						
1	422		723	3-ブロモ-N-〔4-クロロ-2-メチル -6-（メチルカルバミル）フェニル〕- 1-（3-クロロピリジン-2-イル）-1 H-ピラゾール-5-カルボキサミド	クロラント ラニリブ ロール						
1	423		381	プロモジクロロメタン		1	381		プロモジクロロメタン		
1	424		382	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1 301	1	382		プロモトリフルオロメタン	ハロン-1 301	
1	425		383	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6- メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリ ミジン-2, 4-ジオン	プロマシル	1	383		5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6- メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリ ミジン-2, 4-ジオン	プロマシル	
1	426		724	3-（3-ブロモ-6-フルオロ-2-メチ ルインドール-1-イルスルホニル）-N, N-ジメチル-1, 2, 4-トリアゾール- 1-スルホニアミド	アミスルブ ロム						
1	427		384	1-ブロモプロパン		1	384		1-ブロモプロパン		
1	428	○	385	2-ブロモプロパン		1	385	○	2-ブロモプロパン		
1	429		386	プロモメタン	臭化メチル	1	386		プロモメタン	臭化メチル	
			387			1	387		ヘキサキス（2-メチル-2-フェニルプロ ピル）ジスタノキサン	酸化フェン ブタスズ	
1	430		388	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ -1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒド ロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジ オキサチエピン=3-オキシド	エンドスル ファン又は ベンゾエビ ン	1	388		6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ -1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒド ロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジ オキサチエピン=3-オキシド	エンドスル ファン又は ベンゾエビ ン	
1	431		389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロ リド		1	389		ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロ リド		
1	432		725	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリス（2-ヒ ドロキシエチル）-1, 3, 5-トリアジン							
1	433		726	4, 6, 6, 7, 8, 8-ヘキサメチル- 1, 3, 4, 6, 7, 8-ヘキサヒドロシク ロペンタ〔g〕イソクロメン							
1	434		390	ヘキサメチレンジアミン		1	390		ヘキサメチレンジアミン		
1	435		391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		1	391		ヘキサメチレン=ジイソシアネート		
1	436		392	ヘキサン		1	392		ノルマル-ヘキサン		
1	437		727	ヘキサンジヒドラジド							
1	438		728	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート							
1	439		729	1-ヘキセン							
1	440		393	ベタナフトール		1	393		ベタナフトール		
1	441		730	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ -2, 3-エポキシ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ- 1H-インデン	ヘプタクロ ルエポキシ ド						
1	442		731	ヘプタン							
1	443		732	5-ヘプチルオキシラン-2-オン							

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	
1	444	○	394	ベリリウム及びその化合物		1	394	○	ベリリウム及びその化合物		
1	445		395	ベルオキシニ硫酸の水溶性塩		1	395		ベルオキシニ硫酸の水溶性塩		
1	446		733	ペルフルオロオクタン酸及びその塩	PFOA 及びその塩	2	89				
1	447		396	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）	PFO S	1	396		ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）	PFO S	
1	448	○	397	ベンジリジン=トリクロリド		1	397	○	ベンジリジン=トリクロリド		
1	449		734	2-ベンジリデンオクタナール							
1	450		398	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	1	398		ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	
1	451		399	ベンズアルデヒド		1	399		ベンズアルデヒド		
1	452	○	400	ベンゼン		1	400	○	ベンゼン		
1	453		401	1， 2， 4-ベンゼントリカルボン酸 1， 2-無水物		1	401		1， 2， 4-ベンゼントリカルボン酸 1， 2-無水物		
1	454		735	3-（1， 3-ベンゾジオキソール-5-イル）-2-メチルプロパナール							
1	455		402	2-（2-ベンゾチアゾリルオキシ）-N-メチルアセトアニリド	メフェナセット	1	402		2-（2-ベンゾチアゾリルオキシ）-N-メチルアセトアニリド	メフェナセット	
1	456		403	ベンゾフェノン		1	403		ベンゾフェノン		
1	457	○	404	ペンタクロロフェノール		1	404		ペンタクロロフェノール		
1	458		405	ほう素化合物		1	405		ほう素化合物		
1	459	○	406	ポリ塩化ビフェニル	P C B	1	406		ポリ塩化ビフェニル	P C B	
1	460		407	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）		1	407		ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）		
1	461		408	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が8のものに限る。）		1	408		ポリ（オキシエチレン）＝オクチルフェニルエーテル		
1	462		410	ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）		1	410		ポリ（オキシエチレン）＝ノニルフェニルエーテル		
1	463		409	ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		1	409		ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		
1	464	○	411	ホルムアルデヒド		1	411	○	ホルムアルデヒド		
1	465		412	マンガン及びその化合物		1	412		マンガン及びその化合物		
1	466		736	無水酢酸							
1	467		413	無水フタル酸		1	413		無水フタル酸		
			414			1	414		無水マレイン酸		
1	468		415	メタクリル酸		1	415		メタクリル酸		
			416			1	416		メタクリル酸 2-エチルヘキシル		
			417			1	417		メタクリル酸 2， 3-エポキシプロピル		
			418			1	418		メタクリル酸 2-（ジメチルアミノ）エチル		
			419			1	419		メタクリル酸ノルマル-ブチル		
1	469		420	メタクリル酸メチル		1	420		メタクリル酸メチル		
			421			1	421		4-メチリデンオキセタン-2-オン		
1	470		422	（Z）-2'-メチルアセトフェノン＝4， 6-ジメチル-2-ビリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン	1	422		（Z）-2'-メチルアセトフェノン＝4， 6-ジメチル-2-ビリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン	
			423			1	423		メチルアミン		
1	471		424	メチル＝イソチオシアネート		1	424		メチル＝イソチオシアネート		
1	472		737	メチルイソブチルケトン							
1	473		738	メチル＝2-（3-オキソ-2-ベンチルシクロペンチル）アセタート							
1	474		739	2-〔メチル-〔（Z）-オクタデカ-9-エノイル〕アミノ〕酢酸	オレオイルザルコシン						
			425			1	425		N-メチルカルバミン酸 2-イソプロピルフェニル	イソプロカルブ又はMIPC	
1	475		426	N-メチルカルバミン酸 2， 3-ジヒドロ-2， 2-ジメチル-7-ベンゾ〔b〕フラニル	カルボフラン	1	426		N-メチルカルバミン酸 2， 3-ジヒドロ-2， 2-ジメチル-7-ベンゾ〔b〕フラニル	カルボフラン	
1	476		427	N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル	カルバリル又はNAC	1	427		N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル	カルバリル又はNAC	
1	477		428	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC	1	428		N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC	

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008（H20）年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	
			429			1	429		メチル＝3－クロロ－5－（4，6－ジメトキシ－2－ピリミジニルカルバモイルスルファモイル）－1－メチルピラゾール－4－カルボキシラート	ハロスルフロンメチル	
			430			1	430		メチル＝（S）－7－クロロ－2，3，4a，5－テトラヒドロ－2－〔メトキシカルボニル（4－トリフルオロメトキシフェニル）カルバモイル〕インデノ〔1，2－e〕〔1，3，4〕オキサジアジン－4a－カルボキシラート	インドキサカルブ	
1	478		431	メチル＝（E）－2－〔2－〔6－（2－シアノフェノキシ）ピリミジン－4－イルオキシ〕フェニル〕－3－メトキシアクリラート	アゾキシストロビン	1	431		メチル＝（E）－2－〔2－〔6－（2－シアノフェノキシ）ピリミジン－4－イルオキシ〕フェニル〕－3－メトキシアクリラート	アゾキシストロビン	
			432			1	432		3－メチル－1，5－ジ（2，4－キシリル）－1，3，5－トリアザベンター－1，4－ジエン	アミトラズ	
1	479		433	N－メチルジチオカルバミン酸	カーバム	1	433		N－メチルジチオカルバミン酸	カーバム	
1	480		740	N－メチルジチオカルバミン酸ナトリウム	メタムナトリウム塩						
1	481		741	N－メチルジデカン－1－イルアミン							
			434			1	434		メチル－N'，N'－ジメチル－N－〔（メチルカルバモイル）オキシ〕－1－チオオキサミイミデート	オキサミル	
			435			1	435		メチル＝2－（4，6－ジメトキシ－2－ピリミジニルオキシ）－6－〔1－（メトキシイミノ）エチル〕ベンゾアート	ピリミノバックメチル	
1	482		436	アルファ－メチルスチレン		1	436		アルファ－メチルスチレン		
1	483		742	2－メチルチオ－4－エチルアミノ－6－（1，2－ジメチルプロピルアミノ）－s－トリアジン	ジメタメトリン						
			437			1	437		3－メチルチオプロパナール		
1	484		743	メチル＝ドデカノアート							
1	485		744	（E）－3－メチル－4－（2，6，6－トリメチルシクロヘキサ－2－エン－1－イル）プター－3－エン－2－オン							
1	486		438	メチルナフタレン		1	438		メチルナフタレン		
1	487		745	（RS）－1－メチル－2－ニトロ－3－（テトラヒドロ－3－フリルメチル）グアニジン	ジノテフラン						
1	488		439	3－メチルピリジン		1	439		3－メチルピリジン		
1	489		746	N－メチル－2－ピロリドン							
			440			1	440		1－メチル－1－フェニルエチル＝ヒドロペルオキシド		
1	490		747	2－メチルプロパン－2－チオール							
			441			1	441		2－（1－メチルプロピル）－4，6－ジニトロフェノール		
1	491		95	メチル＝ベンゾイミダゾール－2－イルカルバマート	カルベンダジム	2	95				
1	492		748	3－メチルペンター－3－エン－2－オンと3－メチリデン－7－メチルオクター－1，6－ジエンの反応生成物であって、1－（2，3，8，8－テトラメチル－1，2，3，4，5，6，7，8－オクタヒドロ－2－ナフチル）エタノン、1－（2，3，8，8－テトラメチル－1，2，3，4，6，7，8，8a－オクタヒドロ－2－ナフチル）エタノン及び1－（2，3，8，8－テトラメチル－1，2，3，5，6，7，8，8a－オクタヒドロ－2－ナフチル）エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの							
1	493		442	2－メチル－N－〔3－（1－メチルエトキシ）フェニル〕ベンズアミド	メブロンル	1	442		2－メチル－N－〔3－（1－メチルエトキシ）フェニル〕ベンズアミド	メブロンル	
1	494		443	S－メチル－N－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミデート	メソミル	1	443		S－メチル－N－（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミデート	メソミル	
1	495		444	メチル＝（E）－メトキシイミノ－〔2－〔〔〔（E）－1－〔3－（トリフルオロメチル）フェニル〕エチリデン〕アミノ〕オキシ〕メチル〕フェニル〕アセタート	トリフロキシストロビン	1	444		メチル＝（E）－メトキシイミノ－〔2－〔〔〔（E）－1－〔3－（トリフルオロメチル）フェニル〕エチリデン〕アミノ〕オキシ〕メチル〕フェニル〕アセタート	トリフロキシストロビン	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第一種指定化学物質						改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令第一種指定化学物質					
種	号 番 号	特定 第一 種	管理 番号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	特定 第一 種	物 質 名 称	別名	
1	496		445	メチル＝（E）－メトキシイミノ〔2－（オルトートリルオキシメチル）フェニル〕アセタート	クレソキシムメチル	1	445		メチル＝（E）－メトキシイミノ〔2－（オルトートリルオキシメチル）フェニル〕アセタート	クレソキシムメチル	
1	497		446	4， 4′－メチレンジアニリン		1	446		4， 4′－メチレンジアニリン		
			447			1	447		メチレンビス（4， 1－シクロヘキシレン）＝ジイソシアネート		
1	498		448	メチレンビス（4， 1－フェニレン）＝ジイソシアネート		1	448		メチレンビス（4， 1－フェニレン）＝ジイソシアネート		
1	499		749	3－メトキシアニリン							
1	500		750	（E）－2－メトキシイミノ－N－メチル－2－（2－フェノキシフェニル）アセトアミド	メトミノストロビン						
1	501		751	2－（2－メトキシエトキシ）エタノール							
1	502		449	3－メトキシカルボニルアミノフェニル＝3′－メチルカルバニラート	フェンメディファム	1	449		3－メトキシカルボニルアミノフェニル＝3′－メチルカルバニラート	フェンメディファム	
1	503		450	N－（6－メトキシ－2－ピリジル）－N－メチルチオカルバミン酸O－3－ターシャリーブチルフェニル	ピリブチカルブ	1	450		N－（6－メトキシ－2－ピリジル）－N－メチルチオカルバミン酸O－3－ターシャリーブチルフェニル	ピリブチカルブ	
			451			1	451		2－メトキシ－5－メチルアニリン		
1	504		752	1－メトキシ－2－（2－メトキシエトキシ）エタン							
			452			1	452		2－メルカプトベンゾチアゾール		
1	505		453	モリブデン及びその化合物		1	453		モリブデン及びその化合物		
			454			1	454		2－（モルホリノジチオ）ベンゾチアゾール		
			455			1	455		モルホリン		
1	506		753	硫化（2， 4， 4－トリメチルペンテン）							
1	507		754	硫酸ジメチル							
1	508		456	りん化アルミニウム		1	456		りん化アルミニウム		
1	509		562	りん酸ジブチル＝フェニル		2	100				
1	510		457	りん酸ジメチル＝2， 2－ジクロロビニル	ジクロロボス又はDDVP	1	457		りん酸ジメチル＝2， 2－ジクロロビニル	ジクロロボス又はDDVP	
1	511		458	りん酸トリス（2－エチルヘキシル）		1	458		りん酸トリス（2－エチルヘキシル）		
1	512		459	りん酸トリス（2－クロロエチル）		1	459		りん酸トリス（2－クロロエチル）		
1	513		460	りん酸トリトリル		1	460		りん酸トリトリル		
1	514		461	りん酸トリフェニル		1	461		りん酸トリフェニル		
1	515		462	りん酸トリブチル		1	462		りん酸トリノルマルブチル		

2. 第二種指定化学物質（新旧対照表）

●令和3年10月に化管法改正施行令が公布、令和5年4月1日に施行されました。指定化学物質が見直しされ、第二種指定化学物質は現行の100物質から134物質となっています。

●改正により、除外された物質、新たに追加された物質等がありますのでご注意ください。

●令和5年4月1日からの物質（2021（令和3）年度改正施行令第二種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015reflist.pdf

●令和5年3月31日までの物質（2008（平成20）年度改正施行令第二種指定化学物質）の一覧リストは以下をご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/pdf/sin2shu.pdf

注1： 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）を1質量％以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量％以上）含む製品が化管法適用対象です。

注2：  グレー着色：2021年度見直しにおいて除外された物質

 黄色着色：2021年度見直しにおいて統合、範囲拡大、分解等、範囲変更に伴い名称変更された物質

 緑着色：2021年度見直しにおいて第二種指定化学物質となった物質

 水色着色：2021年度見直しにおいて指定範囲の変更がなく名称のみ変更された物質

（令和5年4月）

改正後物質 2021（R3）年度改正施行令第二種指定化学物質					改正前物質 2008（H20）年度改正施行令指定化学物質				
種	号 番 号	管 理 番 号	物 質 名 称	別 名	種	号 番 号	物 質 名 称	別 名	
2	1	6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		1	6			
2	2	755	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル						
		463			2	1	アセトアミド		
		464			2	2	パラ-アニシジン		
2	3	19	1-アミノ-9, 10-アントラキノ		1	19			
2	4	756	2-アミノ-3-クロロ-1, 4-ナフトキノ	ACN					
		465			2	3	5-アミノ-1-（2, 6-ジクロロ-4-トリ フルオロメチルフェニル）-4-エチルスルフィ ニル-1H-ピラゾール-3-カルボニトリル	エチプロール	
		466			2	4	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール	アミトロール	
		467			2	5	3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド		
		468			2	6	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン		
		469			2	7	アルキル硫酸エステルナトリウム（アルキル基の 炭素数16から18までのもの及びその混合物に 限る。）		
2	5	757	イソプロピルアンモニウム＝（RS）-2-（4- イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2- イミダゾリン-2-イル）ニコチナート	イマザビル又は イマザビル イソプロピル アミン塩					
2	6	42	2-イミダゾリジンチオン		1	42			
2	7	43	1, 1'-[イミノジ（オクタメチレン）]ジゲ アニジン	イミノクタジ ン	1	43			
		470			2	8	ウレタン		
		471			2	9	N-エチルアニリン		
		472			2	10	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6- メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	アメトリン	
		473			2	11	エチル＝3-フェニルカルバモイルオキシカルバ ニラート	デスメディ ファム	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号 番 号	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	物 質 名 称	別名	
2	8	758	エチルメチルケトンペルオキシド						
		474			2	12	N- [3- (1-エチル-1-メチルプロピル)-1, 2-オキサゾール-5-イル] -2, 6-ジメトキシベンズアミド	イソキサベン	
2	9	759	6-エトキシ-1, 2-ジヒドロ-2, 2, 4-トリメチルキノリン	エトキシキン					
		475			2	13	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1, 2, 4-チアジアゾール	エクロメゾール	
2	10	476	1, 2-エポキシ-3- (トリルオキシ) プロパン		2	14	1, 2-エポキシ-3- (トリルオキシ) プロパン		
2	11	67	2, 3-エポキシ-1-プロパノール		1	67			
2	12	70	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物	1	70			
2	13	760	塩化ベンゾイル						
		477			2	15	4, 4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド		
2	14	761	オクタン						
2	15	762	オクタン-1-チオール						
		478			2	16	クロロアセトアルデヒド		
2	16	763	(2-クロロエチル) トリメチルアンモニウム＝クロリド						
2	17	764	クロロシクロヘキサン						
2	18	479	(RS) -1- [3-クロロ-4- (1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ) フェニル] -3- (2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	ノバルロン	2	17	(RS) -1- [3-クロロ-4- (1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ) フェニル] -3- (2, 6-ジフルオロベンゾイル) ウレア	ノバルロン	
2	19	765	1- [4- [2-クロロ-4- (トリフルオロメチル) フェノキシ] -2-フルオロフェニル] -3- (2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	フルフェノクスロン					
		480			2	18	(1' S-トランス) -7-クロロ-2', 4, 6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ [ベンゾフラン-2 (3H), 1' -シクロヘキサ-2'-エン] -3, 4'-ジオン	グリセオフルビン	
2	20	109	オルトクロロトルエン		1	109			
2	21	110	パラクロロトルエン		1	110			
		481			2	19	1-クロロナフタレン		
2	22	766	(E) -N- [(6-クロロ-3-ピリジル) メチル] -N-エチル-N' -メチル-2-ニトロエテン-1, 1-ジアミン	ニテンピラム					
2	23	114	(RS) -2- [2- (3-クロロフェニル) -2, 3-エポキシプロピル] -2-エチルインダン-1, 3-ジオン	インダノファン	1	114			
2	24	116	(4RS, 5RS) -5- (4-クロロフェニル) -N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス	1	116			
2	25	767	N- (4-クロロフェニル) -1-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド	クロルフタリム					
2	26	768	1- (4-クロロフェニル) -3- (2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	ジフルベンズロン					
2	27	769	4- [3- (4-クロロフェニル) -3- (3, 4-ジメトキシフェニル) アクリロイル] モルホリン	ジメトモルフ					
2	28	118	2- (4-クロロフェニル) -2- (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) ヘキサニトリル	ミクロブタニル	1	118			
2	29	770	4-クロロフェニル=2, 4, 5-トリクロロフェニル＝スルホン	テトラジホン					
2	30	119	(RS) -4- (4-クロロフェニル) -2-フェニル-2- (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル) プチロニトリル	フェンブコナゾール	1	119			
2	31	771	[2- [3- (4-クロロフェニル) プロピル] -2, 4, 4-トリメチル-1, 3-オキサゾリジン-3-イル] (1H-イミダゾール-1-イル) メタノン						
2	32	772	3-クロロ-1, 2-プロパンジオール						

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号 番号	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番号	物 質 名 称	別名	
2	33	131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン		1	131			
2	34	773	(5-クロロ-2-メトキシ-4-メチルピリジン-3-イル) (2, 3, 4-トリメトキシ-6-メチルフェニル) メタノン	ピリオフェノン					
2	35	482	酢酸ベンジル		2	20	酢酸ベンジル		
		483			2	21	サフロール		
2	36	137	シアナミド		1	137			
2	37	138	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2, 4-ジクロロフェニル) エチル]-3, 3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット	1	138			
2	38	774	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロパラトリル)-D-バリナート	フルバリナート					
		484			2	22	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート	エスフェンバレート	
2	39	775	アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シベルメトリン					
2	40	139	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3S)-2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラプロモエチル) シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン	1	139			
2	41	140	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプロバトリン	1	140			
2	42	485	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリン	2	23	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリン	
2	43	776	1-[2-(シクロプロピルカルボニル) アニリノスルホニル]-3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル) 尿素	シクロスルファミロン					
2	44	777	4-シクロプロピル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン	シプロジニル					
2	45	155	N-(シクロヘキシルチオ) フタルイミド		1	155			
1	183	632			2	24	トランス-1, 2-ジクロロエチレン		
		487			2	25	ジクロ酢酸		
2	46	488	1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	テフルベンズロン	2	26	1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	テフルベンズロン	
2	47	489	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン		2	27	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン		
		490			2	28	2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ	
		491			2	29	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン		
		492			2	30	2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル) エチル] アセトアミド	クロラムフェニコール	
2	48	493	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサンカルボキサミド	フェンヘキサミド	2	31	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサンカルボキサミド	フェンヘキサミド	
		494			2	32	2, 4'-ジクロロ-アルファ-(5-ピリミジニル) ベンズヒドリル=アルコール	フェナリモル	
2	49	170	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール	1	170			
		495			2	33	2-(2, 4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール	ヘキサコナゾール	
		496			2	34	2, 4-ジクロロフェノール		
		497			2	35	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ) プロピオン酸	ジクロプロップ	
		498			2	36	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール		
2	50	499	(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ) フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素	ルフェヌロン	2	37	(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ) フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) ウレア	ルフェヌロン	
		500			2	38	3, 3'-ジクロロベンジジン二塩酸塩		

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号	管	物 質 名 称	別名	種	号	物 質 名 称	別名	
	51	189	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		1	189			
2	52	193	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S- (2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン又はジスルホトン	1	193			
2	53	501	ジナトリウム=4-アミノ-3- [4'- (2, 4-ジアミノフェニルアゾ) -1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ] -5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート	C Iダイレクトブラック38	2	39	ジナトリウム=4-アミノ-3- [4'- (2, 4-ジアミノフェニルアゾ) -1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ] -5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート	C Iダイレクトブラック38	
		502			2	40	ジナトリウム=8- [3, 3'-ジメチル-4'- [4- [(パラトリル) スルホニルオキシ] フェニルアゾ] -1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ] -7-ヒドロキシ-1, 3-ナフタレンジスルホナート	C Iアシッドレッド114	
		503			2	41	2, 4-ジニトロアニリン		
		504			2	42	ジニトロナフタレン		
		505			2	43	メタ-ジニトロベンゼン		
2	54	778	[3- (4, 5-ジヒドロイソオキサゾール-3-イル) -4-メチル-2-メチルフェニル] (5-ヒドロキシ-1-メチルピラゾール-4-イル) メタノン						
		506			2	44	2, 3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4 (1H) -ピリミジノン	プロピルチオウラシル	
2	55	204	ジフェニルエーテル		1	204			
2	56	205	1, 3-ジフェニルグアニジン		1	205			
2	57	779	2', 4'-ジフルオロ-2- (3-トリフルオロメチルフェノキシ) ニコチンアニリド						
		507			2	45	1, 2-ジプロモエタン	E D B又は二臭化エチレン	
		508			2	46	1, 4-ジプロモブタン		
		509			2	47	2, 3-ジプロモ-1-プロパノール		
		510			2	48	1, 3-ジプロモプロパン		
		511			2	49	ジベンジルエーテル		
		512			2	50	2, 3-ジメチルアニリン		
2	58	216	N, N-ジメチルアニリン		1	216			
		513			2	51	[4- [[4- (ジメチルアミノ) フェニル] (フェニル) メチリデン] シクロヘキサ-2, 5-ジエン-1-イルイデン] (ジメチル) アンモニウム=クロリド	マラカイトグリーン塩酸塩	
2	59	780	3, 7-ジメチルオクタ-1, 6-ジエン-3-イル=アセタート	酢酸リナリル					
2	60	781	(E) -3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエン-1-オール	ゲラニオール					
		514			2	52	ジメチルカルバモイル=クロリド		
2	61	782	S, S'-ジメチル=2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3, 5-ジカルボチオアート	ジチオビル					
2	62	783	N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミン						
2	63	784	(RS) -N- [2- (3, 5-ジメチルフェノキシ) -1-メチルエチル] -6- (1-フルオロ-1-メチルエチル) -1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジアミン	トリアジフラム					
2	64	785	2, 2-ジメチルブタン酸=3- (2, 4-ジクロロフェニル) -2-オキソ-1-オキサスピロ [4, 5] デカ-3-エン-4-イル	スピロジクロフェン					
		515			2	53	O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル) -チオホスフェイト	メスルフェンホス	
2	65	234	臭素		1	234			
		516			2	54	臭素化ビフェニル (臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)		
2	66	235	臭素酸の水溶性塩		1	235			
		517			2	55	2- (1, 3-チアゾール-4-イル) -1H-ベンゾイミダゾール		
		518			2	56	チオアセトアミド		
		519			2	57	2- (チオシアナートメチルチオ) -1, 3-ベンゾチアゾール	T C M T B	
		520			2	58	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (6-オキソ-1-フェニル-1, 6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)	ピリダフェンチオン	

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号	管	物 質 名 称	別 名	種	号	物 質 名 称	別 名	
		521			2	59	テオリン酸O-3, 5, 6-トリクロロ-2-ビ リジル-O, O-ジメチル	クロルビリホ スメチル	
2	67	253	テオリン酸O-4-ブromo-2-クロロフェニ ル-O-エチル-S-ブロピル	ブロフェノ ス	1	253			
2	68	786	デカヒドロナフタレン						
		522			2	60	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン		
		523			2	61	テトラナトリウム=3, 3'-[(3, 3'-ジ メトキシ-4, 4'-ビフェニレン)ビス(ア ゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジルスホナート)	C Iダイレク トブルー15	
		524			2	62	テトラブロモメタン		
		525			2	63	オルト-テルフェニル		
2	69	276	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジ アミン	テトラエチ レンペンタ ミン	1	276			
2	70	278	トリエチレンテトラミン		1	278			
		526			2	64	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メ トキシフェニル)エタン	メトキシクロ ル	
2	71	291	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピ ル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1 H, 3H, 5H)-トリオン		1	291			
2	72	787	1, 3, 5-トリス[3-(ジメチルアミノ)ブ ロピル]ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリアジン						
		527			2	65	トリス(N, N-ジメチルジチオカルバメート) 鉄	ファーバム	
2	73	788	2, 4, 6-トリニトロトルエン						
2	74	294	2, 4, 6-トリブロモフェノール		1	294			
		528			2	66	トリブロモメタン	ブロモホルム	
2	75	789	(1R, 2R, 4R)-1, 7, 7-トリメチル ビシクロ[2. 2. 1]ヘプタン-2-イル=ア セタート及び(1S, 2S, 4S)-1, 7, 7- トリメチルビシクロ[2. 2. 1]ヘプタン- 2-イル=アセタートの混合物	イソボルニル =アセタート					
2	76	295	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール		1	295			
2	77	301	トルエンジアミン		1	301			
		529			2	67	ナトリウム=3-[[N-[[4-[[4-(ジメ チルアミノ)フェニル][4-[[N-エチル-N -[[3-スルホナトフェニル)メチル]アミ ノ]フェニル]メチレン]-2, 5-シクロヘキ サジエン-1-イリデン]-N-エチルアンモニ オ]メチル]ベンゼンスルホナート	C Iアシッド バイオレット 49	
		530			2	68	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラ ート		
2	78	306	ニアクリル酸ヘキサメチレン		1	306			
		531			2	69	メタ-ニトロアニリン		
2	79	790	ニトロエタン						
		532			2	70	N-ニトロソジフェニルアミン		
2	80	315	オルト-ニトロトルエン		1	315			
		533			2	71	メタ-ニトロトルエン		
		534			2	72	パラ-ニトロフェノール		
2	81	791	ノナン						
		535			2	73	バリゴルスカイト	アタバルジャ イト	
		536			2	74	3, 3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1, 3-ジヒドロイソベンゾフラン-1-オン	フェノールフ タレイン	
2	82	792	2, 2-ビス(ブロモメチル)プロパン-1, 3- ジオール	ジブromoネオ ペンチルグリ コール					
2	83	330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペル オキシド		1	330			
2	84	793	ビス(りん酸)三垂鉛						
2	85	794	4-ヒドロキシ安息香酸ブロピル	パラオキシ安 息香酸ブロピ ル					
2	86	795	2-ヒドロキシ安息香酸(Z)-3-ヘキセニル						
2	87	334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル		1	334			
2	88	338	2-ビニルピリジン		1	338			

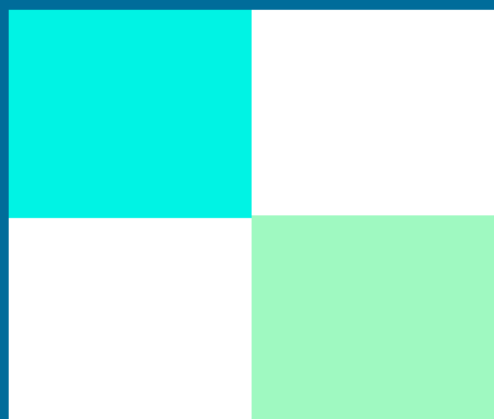
改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号 番号	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番号	物 質 名 称	別名	
		537			2	75	4, 4' -ビビリジル		
		538			2	76	1- (4-ビフェニルオキシ) -3, 3-ジメチル-1- (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル) -2-ブタノール	ビテルタノール	
		539			2	77	パラフェネチジン		
2	89	796	2-フェノキシエチル=イソブチレート						
2	90	797	フェノチアジン						
2	91	798	ブター-2-イン-1, 4-ジオール						
2	92	352	フタル酸ジアリル		1	352			
2	93	799	フタル酸ジイソブチル						
2	94	353	フタル酸ジエチル		1	353			
		540			2	78	フタル酸ジシクロヘキシル		
2	95	800	フタル酸ジトリデシル						
2	96	801	N-ブチル-N-エチル-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン	ベスロジン又はベンフルラリン					
2	97	359	ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル		1	359			
2	98	802	3- (5-ターシャリーブチル-1, 2-オキサゾール-3-イル) -1, 1-ジメチル尿素	イソウロン					
2	99	803	N-ブチルカルバミド酸=3-ヨード-2-プロピニル						
2	100	804	3-ターシャリーブチル-5-クロロ-6-メチルウラシル	ターバシル					
2	101	805	5-ターシャリーブチル-3- [2, 4-ジクロロ-5- (プロパー-2-イン-1-イルオキシ) フェニル] -1, 3, 4-オキサジアゾール-2 (3H) -オン	オキサジアルギル					
2	102	806	1- (4-ターシャリーブチル-2, 6-ジメチル-3, 5-ジニトロフェニル) エタノン						
2	103	364	ターシャリーブチル=4- [[(1, 3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル) メチリデン] アミノオキシ] メチル] ベンゾアート	フェンピロキシメート	1	364			
2	104	807	1-ターシャリーブチル-1- (3, 5-ジメチルベンゾイル) -2- (3-メトキシ-2-メチルベンゾイル) ヒドラジン	メトキシフェノジド					
2	105	366	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド		1	366			
2	106	368	4-ターシャリーブチルフェノール		1	368			
2	107	370	2-ターシャリーブチル-5- (4-ターシャリーブチルベンジルチオ) -4-クロロ-3 (2H) -ピリダジノン	ピリダベン	1	370			
2	108	371	N- (4-ターシャリーブチルベンジル) -4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド	1	371			
2	109	372	N- (ターシャリーブチル) -2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		1	372			
2	110	377	フラン		1	377			
2	111	808	4'-フルオロ-N-イソプロピル-2- (5-トリフルオロメチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イルオキシ) アセトアニリド	フルフェナセツト					
2	112	809	5-プロパン-1-イル-6- (2, 5, 8-トリオキサデカン-1-イル) -1, 3-ベンゾジオキソール	ビペロニルブトキシド					
		541			2	79	1, 3-プロパンスルトン		
		542			2	80	N-プロピル-N- [2- (2, 4, 6-トリクロロフェノキシ) エチル] イミダゾール-1-カルボキサミド	プロクロラズ	
2	113	810	3-プロモ-1- (3-クロロピリジン-2-イル) -N- [4-シアノ-2-メチル-6- (メチルカルバモイル) フェニル] -1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	シアントラニリプロール					
		543			2	81	3-プロモ-1-プロペン	臭化アリル	
		544			2	82	ヘキサクロロエタン		
		545			2	83	ヘキサクロロシクロペンタジエン		
		546			2	84	1, 4, 5, 6, 7, 7-ヘキサクロロビスクロ [2, 2, 1] -5-ヘプテン-2, 3-ジカルボン酸	クロレンド酸	
		547			2	85	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=プロミド		

改正後物質 2021 (R3) 年度改正施行令第二種指定化学物質					改正前物質 2008 (H20) 年度改正施行令指定化学物質				
種	号 番 号	管 理 番 号	物 質 名 称	別名	種	号 番 号	物 質 名 称	別名	
2	114	811	ヘキサフルオロプロベン						
2	115	812	ヘキサン酸エチル	カブロン酸エチル					
2	116	813	2-ベンジリデンヘプタナール						
		548			2	86	5-ベンジル-3-フリルメチル= (1RS)-シーストランス-2, 2-ジメチル-3- (2-メチルプロパ-1-エニル) シクロプロパンカルボキシラート	レスメトリン	
2	117	814	ベンゼン-1, 2, 4, 5-テトラカルボン酸						
		549			2	87	パラベンゾキノ		
		550			2	88	ペンタクロロニトロベンゼン	キントゼン又はPCNB	
1	446	733			2	89	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム		
2	118	815	ホルムアミド						
2	119	414	無水マレイン酸		1	414			
2	120	417	メタクリル酸2, 3-エボキシプロピル		1	417			
2	121	419	メタクリル酸ブチル		1	419			
		552			2	90	N-メチルアニリン		
2	122	429	メチル=3-クロロ-5- (4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロンメチル	1	429			
2	123	432	3-メチル-1, 5-ジ (2, 4-キシリル)-1, 3, 5-トリアザベンター-1, 4-ジエン	アミトラズ	1	432			
2	124	816	2- (4-メチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル) プロパン-2-イル=アセタート	酢酸テルピニル					
2	125	553	6-メチル-1, 3-ジチオ [4, 5-b] キノキサリン-2-オン		2	91	6-メチル-1, 3-ジチオ [4, 5-b] キノキサリン-2-オン		
2	126	817	4-メチル-2, 4-ジフェニルベンター-1-エン						
2	127	434	メチル-N', N'-ジメチル-N- [(メチルカルバモイル) オキシ]-1-チオオキササミデート	オキサミル	1	434			
		554			2	92	2-メチル-5-ニトロアニリン		
2	128	818	2-メチル-N- [4-ニトロ-3- (トリフルオロメチル) フェニル] プロパンアミド	フルタミド					
		555			2	93	メチルヒドラジン		
		556			2	94	2-メチル-1, 1'-ビフェニル-3-イルメチル= (2)-3- (2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロベニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ビフェントリン	
2	129	440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド		1	440			
		557			2	95	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート	カルベンダジム	
2	130	819	7-メチル-3-メチレンオクター-1, 6-ジエン	ミルセン					
		558			2	96	4, 4'-メチレンビス (N, N-ジメチルアニリン)		
		559			2	97	4, 4'-メチレンビス (2-メチルシクロヘキサミン)		
2	131	820	2-メルカプトエタノール						
2	132	452	2-メルカプトベンゾチアゾール		1	452			
2	133	821	ラクトニトリル						
2	134	822	硫酸ジエチル						
		560			2	98	硫酸ヒドラジン		
		561			2	99	りん酸 (2-エチルヘキシル) ジフェニル		
		562			2	100	りん酸ジ-ノルマル-ブチル=フェニル		

参考：化管法関連の参考資料一覧

目的	コンテンツ	URL	
令和3年度 化管法政令改正 について知りたい	経済産業省 HP	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html	経済産業省
PRTR について 知りたい	経済産業省 HP	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html	経済産業省
	PRTR について	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html	経済産業省
	PRTR に関する Q&A	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html	経済産業省
SDS について 知りたい	経済産業省 HP	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html	経済産業省
	化管法 SDS 標準的な書式 (JIS Z 7253 対応版)	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html	経済産業省
	JIS Z 7253:2019 GHS に基づく化学品の危険有害性 情報の伝達方法ーラベル、作業場 内の表示及び安全データシート (SDS)	⇒ 日本産業標準調査会 HP から検索してください。	日本産業標準調査会
	GHS ガイドライン ラベル及び 表示・安全データシート作成指針	⇒ 一般社団法人日本規格協会から購入できます。	一般社団法人日本化学工業協会
	化管法に基づく SDS・ラベル作 成ガイド(本資料)	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/SDS_guidance.pdf	経済産業省
	ーGHS 対応ー化管法・安衛法 におけるラベル表示・SDS 提 供制度	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/GHS_pamphlet.pdf	経済産業省
	化管法 SDS 制度に関する Q&A	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html	経済産業省
GHS 分類につ いて知りたい	政府向け GHS 分類ガイダンス	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html	経済産業省
	事業者向け GHS 分類ガイダ ンス		
	JIS Z 7252:2019 GHS に基づく化学品の分類方 法	⇒ 日本産業標準調査会 HP から検索してください。	日本産業標準調査会
	GHS 分類結果	https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	GHS 混合物分類判定ラベル／ SDS 作成支援システム(NITE- Gmiccs)	https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html https://www.ghs.nite.go.jp	独立行政法人製品評価技術基盤機構

目的	コンテンツ	URL	
評価基準値を 検索したい	NITE-CHRIIP(化学物質総合情報提供システム)	https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop	独立行政法人製品評価技術基盤機構
		※NITE-CHRIIP は、国内法規制情報、外国法規制情報、有害性・リスク評価情報(GHS 分類結果など)、試験結果・試験報告書などの情報を検索することができます。	
	JCIA BIGDr(ビクドクター)	https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/top	一般社団法人日本化学工業協会
	chemi COCO(ケミココ)-基準値・指針値	https://www.chemicoco.env.go.jp/reference.html	環境省
事業所周辺の 環境中濃度を 推計したい	地図情報システム(GIS)を利用した PRTR データの地図上表示方法	https://www.nite.go.jp/chem/prtr/mapdata/GIS-manual.html	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	METI-LIS(経済産業省低煙源工場拡散モデル)	https://www.jemai.or.jp/tech/meti-lis/download.html	産業環境管理協会
	AIST-ADMER(産総研-曝露・リスク評価大気拡散モデル)	https://riss.aist.go.jp/admer/intro/	国立研究開発法人産業技術総合研究所
化学物質管理 の新着情報に ついて知りたい	NITE ケミマガ	https://www.nite.go.jp/chem/chemimaga/chemimaga_index.html	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	ケミマガ(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)	https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/others/0013.html	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社



化学物質排出把握管理促進法（化管法）

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質リスク評価室
〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

TEL : 03-3501-1511（代）

【化管法に関する HP】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

【GHS に関する HP】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html

【化管法に基づく SDS の提供に関するお問い合わせ】

bzl-sds-meyasubako@meti.go.jp

付属資料

付属資料 1	化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド（2024 年更新版）
付属資料 2-1	化管法 SDS 制度に基づく輸入事業者における SDS 提供時の留意点
付属資料 2-2	【解説資料 本紙】 Introduction to the SDS System in Japan
付属資料 2-3	【解説資料 別紙 1】 Appendix1 PRTR-SDS Law Chemical List
付属資料 2-4	【解説資料 別紙 2】 Appendix2 SDS format (JIS Z 7253 2019)
付属資料 2-5	【解説資料 別紙 3】 Appendix3 Methods for Verifying Target Substances Using NITE-CHRIP
付属資料 2-6	【解説資料 本紙（日本語版）】 日本における SDS 制度の紹介
付属資料 2-7	【解説資料 別紙 3（日本語版）】 NITE-CHRIP による対象物質の確認方法

化管法 SDS 制度に基づく輸入事業者における SDS 提供時の留意点

～輸入品の SDS については輸入事業者自身に作成責任があります！～

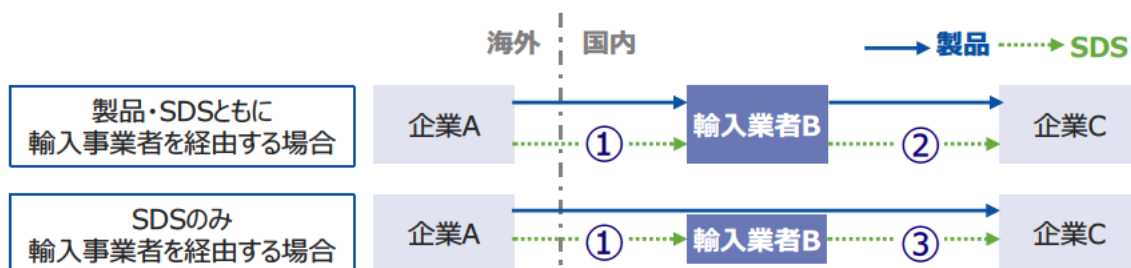
経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課

1. 輸入業者における SDS 提供義務及びラベル表示の努力義務

化管法における指定化学物質、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を輸入し、国内で他の事業者へ譲渡・提供する場合、輸入業者には、化管法に基づく SDS の提供義務及びラベルによる表示の努力義務があります。

2. 輸入時の SDS 提供時の留意点

輸入時の化学品・SDS の流れは大きく分けると下図の 2 通りが考えられます。どちらのパターンに属するかご確認の上、後段の留意点をご参照ください。



①輸入時の SDS 授受

輸入品の SDS については、輸入事業者に対して作成義務があるため、輸入事業者は海外事業者に対して、SDS の提供を求める必要があります。ただし、海外事業者から SDS が提供されたとしても、SDS に記載されている情報が日本の法令に準拠していない可能性があるため、別途情報の提供を求める必要がある等、留意が必要です。特に、SDS 提供義務がかかる対象物質が海外と日本では大きく異なるため、化管法をはじめ SDS3 法の対象物質について SDS を作成いただかなければならない点にはご注意ください。

経済産業省では、海外事業者に対して日本の SDS 制度をご理解いただけるよう「日本における SDS 制度の紹介」という資料を作成しておりますので、必要に応じてご活用ください。

②、③輸入業者から国内企業への SDS 提供

輸入事業者は、化管法を始めとした SDS3 法に対応した SDS を作成しなければならず、化管法に基づく SDS は、日本語で表記しなければなりません。輸入業者は、製品について加工等を行うことはないですが、輸入事業者の責任で SDS を作成する必要があります。

また、③のように製品が輸入事業者を経由しない場合であっても、輸入事業者は SDS の提供義務がかかり、作成・提供する SDS の責任は輸入事業者にあるため、製品が輸入事業者を経由する場合と同様に注意が必要です。

付属資料

付属資料 1	化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド（2024 年更新版）
付属資料 2-1	化管法 SDS 制度に基づく輸入事業者における SDS 提供時の留意点
付属資料 2-2	【解説資料 本紙】 Introduction to the SDS System in Japan
付属資料 2-3	【解説資料 別紙 1】 Appendix1 PRTR-SDS Law Chemical List
付属資料 2-4	【解説資料 別紙 2】 Appendix2 SDS format (JIS Z 7253 2019)
付属資料 2-5	【解説資料 別紙 3】 Appendix3 Methods for Verifying Target Substances Using NITE-CHRIP
付属資料 2-6	【解説資料 本紙（日本語版）】 日本における SDS 制度の紹介
付属資料 2-7	【解説資料 別紙 3（日本語版）】 NITE-CHRIP による対象物質の確認方法

Introduction to the SDS System in Japan

Chemical Management Policy Division,
Manufacturing Industries Bureau,
Ministry of Economy, Trade and Industry

1. Background of the GHS and Its Application in Japan

As an international framework for the labeling and communication of hazards and toxicity information pertaining to chemicals, the Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (GHS) was adopted and has been implemented in accordance with the relevant UNECE GHS.

In Japan, the provision of Safety Data Sheets (SDS) for designated substances is mandated by three laws:

- The Act on Confirmation, etc. of Release Amounts of Specific Chemical Substances in the Environment and Promotion of Improvements to the Management Thereof (commonly referred to as the PRTR-SDS Law),¹
- The Industrial Safety and Health Act (ISHA), and
- The Poisonous and Deleterious Substances Control Act (PDSCA).

2. Overview of the SDS System in Japan

In Japan, the specific methods for implementing SDS are prescribed in the Japanese Industrial Standard (JIS) “JIS Z 7253:2019 – Hazard Communication of Chemicals Based on GHS – Labelling and Safety Data Sheet (SDS).”²

Furthermore, under the GHS, a “building block approach” is adopted, allowing each country to tailor the degree of implementation of GHS rules to its particular legal framework, without necessarily incorporating all requirements set forth in the GHS. Japan’s system is based on the sixth revised edition of the GHS.

For detailed information on how SDS are managed in Japan, please refer to JIS Z 7253:2019 and the GHS sixth revised edition³.

2.1. Overview of the PRTR-SDS Law and Points to Note When Providing Information via

¹ Act on the Assessment of Releases of Specified Chemical Substances in the Environment and the Promotion of Management Improvement (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4041>)

² the Japanese Industrial Standard (JIS) “JIS Z 7253:2019 – Hazard Communication of Chemicals Based on GHS – Labelling and Safety Data Sheet (SDS)” (https://webdesk.jsa.or.jp/books/W11M0090/index/?bunsyo_id=JIS+Z+7253%3A2019)

³ UNECE 「Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (GHS) Sixth revised edition」 (<https://unece.org/ghs-rev6-2015>)

SDS

The Act on Confirmation, etc. of Release Amounts of Specific Chemical Substances in the Environment and Promotion of Improvements to the Management Thereof (hereinafter referred to as the “PRTR-SDS Law”) is designed to encourage business operators to voluntarily improve their management of chemical substances and to prevent environmental damage before it occurs. Under the SDS system mandated by the PRTR-SDS Law, designated chemical substances (Class I or Class II Designated Chemical Substances) or products containing such substances at or above a specified concentration must be accompanied by advance provision of information (SDS) concerning their properties and handling prior to transfer or supply to another domestic business operator. The law also stipulates that efforts should be made to ensure labeling. A list of the designated chemical substances covered by the PRTR-SDS Law is included in Appendix 1 for reference as necessary.

Additionally, business operators are required to make every effort to prepare SDS in accordance with JIS Z 7253. Appendix 2 provides an example SDS format in compliance with JIS Z 7253:2019; please refer to it as needed.

When preparing your SDS, please pay attention to the following points:

- For products containing designated chemical substances stipulated by the PRTR-SDS Law at or above the specified concentration, please include in Section 3 or Section 15 the official name of the designated chemical substance as specified under government ordinance, the category of designated chemical substance, and the concentration (with two significant figures).
- Note: Regardless of any confidentiality agreements or similar arrangements, please be aware that you must use the official name specified by government ordinance. For frequently asked questions, please refer to the Ministry of Economy, Trade and Industry website⁴.

2.2. Overview of the Industrial Safety and Health Act and Points to Note When Providing Information via SDS

The Industrial Safety and Health Act (ISHA) is intended to ensure the safety and health of workers in the workplace and to promote the creation of comfortable working environments. The Act requires that, for substances which may pose a risk of hazards or adverse health effects to workers, both business operators and workers be fully aware of their hazardous properties, and that business operators conduct risk assessments and implement any necessary measures based on the outcomes. To facilitate this, the Act mandates communication of relevant information through both labeling and SDS.

⁴ Ministry of Economy, Trade and Industry: Q&A on the SDS System under the PRTR-SDS Law (https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html)

Please note that the substances covered and the information required under ISHA differ from those covered by the PRTR-SDS Law. For frequently asked questions, please refer to the Ministry of Health, Labour and Welfare website⁵.

2.3. Overview of the Poisonous and Deleterious Substances Control Act and Points to Note

Poisonous and Deleterious Substances Control Act (PDSCA) designates, from a public health perspective, certain commonly distributed substances with a high potential risk of health damage due primarily to acute toxicity as poisonous or deleterious, and imposes necessary regulations. Under the PDSCA, measures are prescribed to prevent improper distribution and leakage of these substances, including:

- A registration system for enterprises dealing in poisonous and deleterious substances,
- Labeling requirements for containers,
- Provision of information on poisonous and deleterious substances,
- Procedures to be followed when selling or transferring such substances,
- Measures to guard against theft, loss, and leakage, and
- Standards for transport and disposal.

Because the substances subject to regulation and the information required under the PDSCA differ from those under the PRTR-SDS Law, please take particular care with respect to these differences.

3. Substances and Products Requiring SDS Provision

Designated chemical substances subject to the PRTR-SDS Law can be verified through the “NITE-CHRIP” database, operated by the National Institute of Technology and Evaluation (NITE). For instructions on how to use NITE-CHRIP⁶, please refer to Appendix 3 as needed.

4. Related Laws and Regulations Concerning SDS

Other treaties and legislation related to the transportation of hazardous substances may not specifically require the use of an SDS format; however, they do mandate the communication of necessary information to ensure safe transport. For example, under the Civil Aeronautics Act and the Ship Safety Act (Regulations for the Carriage and Storage of Dangerous Goods by Ship), consignors are obliged to provide the captain with a Dangerous Goods Manifest. The information contained in an SDS can be utilized to fulfill this requirement.

Please consult the following reference if needed:

4.1. Reference Material

Japan Association for Simplification of International Trade Procedures, “Standard Forms for the Statement of Dangerous Goods and Guidelines for Completing Shipping Documents” ([202106151005158407.pdf \(jastpro.org\)](https://www.jastpro.org/202106151005158407.pdf))

⁵ Ministry of Health, Labour and Welfare: Q&A on Chemical Substance Measures (Labeling and SDS) (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html)

⁶ NITE-CHRIP (https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrp/chrp_search/systemTop)

付属資料

付属資料 1	化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド（2024 年更新版）
付属資料 2-1	化管法 SDS 制度に基づく輸入事業者における SDS 提供時の留意点
付属資料 2-2	【解説資料 本紙】 Introduction to the SDS System in Japan
付属資料 2-3	【解説資料 別紙 1】 Appendix1 PRTR-SDS Law Chemical List
付属資料 2-4	【解説資料 別紙 2】 Appendix2 SDS format (JIS Z 7253 2019)
付属資料 2-5	【解説資料 別紙 3】 Appendix3 Methods for Verifying Target Substances Using NITE-CHRIP
付属資料 2-6	【解説資料 本紙（日本語版）】 日本における SDS 制度の紹介
付属資料 2-7	【解説資料 別紙 3（日本語版）】 NITE-CHRIP による対象物質の確認方法

Act on Confirmation, etc. of Release Amounts of Specific Chemical Substances in the Environment and Promotion of Improvements to the Management Thereof (PRTR-SDS Law) Chemical List

JPSN (Japan PRTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
1	I	1-001	Water-soluble compounds of zinc
2	I	1-003	Acrylamide
3	I	1-004	Ethyl acrylate
4	I	1-006	Acrylic acid and its water-soluble salts
5	I	1-007	2-(Dimethylamino)ethyl acrylate
6	II	2-001	2-Hydroxyethyl acrylate
7	I	1-009	Butyl acrylate
8	I	1-010	Methyl acrylate
9	I	1-011	Acrylonitrile
10	I	1-012	Acrolein
12	Specified Class I	1-017	Acetaldehyde
14	I	1-018	Acetone cyanohydrin
15	I	1-019	Acenaphthene
18	I	1-020	Aniline
19	II	2-003	1-Amino-9,10-anthraquinone
20	I	1-021	2-Aminoethanol
21	I	1-022	5-Amino-4-chloro-2-phenylpyridazin-3(2H)-one (synonym: Chloridazon)
22	I	1-023	5-Amino-1-[2,6-dichloro-4-(trifluoromethyl)phenyl]-3-cyano-4-[(trifluoromethyl)sulfinyl]pyrazole (synonym: Fipronil)
23	I	1-025	p-Aminophenol
25	I	1-026	4-Amino-6-tert-butyl-3-methylthio-1,2,4-triazin-5(4H)-one (synonym: Metribuzin)
27	I	1-027	4-Amino-3-methyl-6-phenyl-1,2,4-triazin-5(4H)-one (synonym: Metamitron)
28	I	1-028	Allyl alcohol
29	I	1-029	1-Allyloxy-2,3-epoxypropane
30	I	1-045	Linear alkylbenzenesulfonic acid and its salt (limited to those the alkyl group is C-10-14 and mixture thereof)
31	I	1-048	Antimony and its compounds
32	I	1-049	Anthracene
33	Specified Class I	1-051	Asbestos
34	I	1-053	3-Isocyanatomethyl-3,5,5-trimethylcyclohexyl isocyanate
36	I	1-054	Isoprene
37	I	1-055	4,4'-Isopropylidenediphenol (synonym: Bisphenol A)
40	I	1-059	Isopropyl 2-(4-methoxybiphenyl-3-yl)hydrazinoformate (synonym: Bifenazate)
41	I	1-060	3'-Isopropoxy-2-trifluoromethylbenzimidazole (synonym: Flutolanil)
42	II	2-006	2-Imidazolidinethione
43	II	2-007	1,1'-[iminodi(octamethylene)]diguanidine (synonym: Iminoctadine)
44	I	1-062	Indium and its compounds
46	I	1-064	Ethyl 2-[4-(6-chloro-2-quinoxalinyloxy)phenoxy]propionate (synonym: Quisalofop-ethyl)
47	I	1-068	O-Ethyl O-(6-nitro-m-tolyl) sec-butylphosphoramidothioate (synonym: Butanifos)
48	I	1-069	O-Ethyl O-4-nitrophenyl phenylphosphonothioate (synonym: EPN)
49	I	1-070	N-(1-Ethylpropyl)-2,6-dinitro-3,4-xylidine (synonym: Pendimethalin)
50	I	1-071	S-Ethyl hexahydro-1H-azepine-1-carbothioate (synonym: Molinate)
52	I	1-072	Ethyl (Z)-3-[N-benzyl-N-[(methyl(1-methylthioethylideneamino)oxycarbonyl)amino]thio]amino]propionate (synonym: Alanycarb)
53	I	1-073	Ethylbenzene
54	I	1-074	O-Ethyl S-1-methylpropyl (2-oxo-3-thiazolidinyl)phosphonothioate (synonym: Fosthiazate)
56	Specified Class I	1-075	Ethylene oxide
57	I	1-076	Ethylene glycol monoethyl ether
58	I	1-078	Ethylene glycol monomethyl ether
59	I	1-079	Ethylenediamine
61	I	1-081	Manganese N,N'-ethylenebis(dithiocarbamate) (synonym: Maneb)
62	I	1-082	Complex compounds of manganese N,N'-ethylenebis(dithiocarbamate) and zinc N,N'-ethylenebis(dithiocarbamate) (synonym: Mancozeb or Manzab)
63	I	1-083	1,1'-Ethylene-2,2'-bipyridinium dibromide (synonym: Diquat dibromide or Diquat)
64	I	1-085	2-(4-Ethoxyphenyl)-2-methylpropyl 3-phenoxybenzyl ether (synonym: Etofenprox)
65	I	1-086	Epichlorohydrin
66	I	1-087	1,2-Epoxybutane
67	II	2-011	2,3-Epoxy-1-propanol
68	I	1-088	1,2-Epoxypropane (synonym: Propylene oxide)
70	II	2-012	Enametol benzoate (synonym: Mixture of Enametol B1a benzoate and Enametol B1b benzoate)
72	I	1-089	Chlorinated paraffin (limited to those C-10-13 and the mixtures thereof)
73	I	1-094	1-Octanol
74	I	1-043	p-Alkylphenol (limited to those the alkyl group is C-8)
75	Specified Class I	1-099	Cadmium and its compounds
78	I	1-101	2,4-Xylenol
79	I	1-102	2,6-Xylenol
80	I	1-103	Xylene
81	I	1-104	Quinoline
82	I	1-105	Silver and its water-soluble compounds
83	I	1-106	Cumene
84	I	1-107	Glyoxal
85	I	1-109	Glutaraldehyde
86	I	1-110	Cresol
87	I	1-111	Chromium and chromium(III) compounds
88	Specified Class I	1-112	Chromium(VI) compounds
89	I	1-113	Chloroaniline
90	I	1-115	2-Chloro-4-ethylamino-6-isopropylamino-1,3,5-triazine (synonym: Atrazine)
91	I	1-116	2-(4-Chloro-6-ethylamino-1,3,5-triazin-2-yl)amino-2-methylpropionitrile (synonym: Cyanazine)
92	I	1-117	4-Chloro-3-ethyl-1-methyl-N-[4-(p-tolyl)oxy]benzyl]pyrazole-5-carboxamide (synonym: Tolfenpyrad)
93	I	1-118	2-Chloro-2'-ethyl-N-(2-methoxy-1-methylethyl)-6'-methylacetanilide (synonym: Metolachlor)
94	Specified Class I	1-120	Chloroethylene (synonym: Vinyl chloride)
95	I	1-121	3-Chloro-N-(3-chloro-5-trifluoromethyl-2-pyridyl)-alpha,alpha,alpha-trifluoro-2,6-dinitro-p-toluidine (synonym: Fluazinam)
96	I	1-122	1-[[[2-[2-chloro-4-(4-chlorophenoxy)phenyl]-4-methyl-1,3-dioxolan-2-yl]methyl]-1H-1,2,4-triazole (synonym: Difenoconazole)
98	I	1-123	Chloroacetic acid
100	I	1-124	2-Chloro-2',6'-diethyl-N-(2-propoxyethyl)acetanilide (synonym: Pretilachlor)
101	I	1-125	2-Chloro-2',6'-diethyl-N-(methoxymethyl)acetanilide (synonym: Alachlor)
103	I	1-129	1-Chloro-1,1-difluoroethane (synonym: HCFO-142b)
104	I	1-130	Chlorodifluoromethane (synonym: HCFO-22)
105	I	1-137	2-Chloro-1,1,1,2-tetrafluoroethane (synonym: HCFO-124)
106	I	1-138	Chlorotrifluoroethane (synonym: HCFO-133)
108	I	1-139	(RS)-2-(4-Chloro-o-tolyl)oxypropionic acid (synonym: Mecoprop)
109	II	2-020	o-Chlorotoluene
110	II	2-021	p-Chlorotoluene
113	I	1-140	2-Chloro-4,6-bis(ethylamino)-1,3,5-triazine (synonym: Simazine or GAT)
114	II	2-023	(RS)-2-[2-(3-Chlorophenyl)-2,3-epoxypropyl]-2-ethylindane-1,3-dione (synonym: Indanofan)
115	I	1-144	4-(2-Chlorophenyl)-N-cyclohexyl-N-ethyl-4,5-dihydro-5-oxo-1H-tetrazole-1-carboxamide (synonym: Fentrazamide)
116	II	2-024	(4RS,5RS)-5-(4-Chlorophenyl)-N-cyclohexyl-4-methyl-2-oxo-1,3-thiazolidine-3-carboxamide (synonym: Hexythiazox)
117	I	1-145	(RS)-1-p-Chlorophenyl-4,4-dimethyl-3-(1H-1,2,4-triazol-1-ylmethyl)pentan-3-ol (synonym: Tebuconazole)
118	II	2-028	2-(4-Chlorophenyl)-2-(1H-1,2,4-triazol-1-ylmethyl)hexanenitrile (synonym: Myclobutanil)
119	II	2-030	(RS)-4-(4-Chlorophenyl)-2-phenyl-2-(1H-1,2,4-triazol-1-ylmethyl)butyronitrile (synonym: Fenbuconazole)

Act on Confirmation, etc. of Release Amounts of Specific Chemical Substances in the Environment and Promotion of Improvements to the Management Thereof (PRTR-SDS Law) Chemical List

JPSN (Japan PRTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
121	I	1-146	p-Chlorophenol
123	I	1-147	3-Chloropropene (synonym: Allyl chloride)
124	I	1-148	1-(2-Chlorobenzyl)-3-(1-methyl-1-phenylethyl)urea (synonym: Qumyluron)
125	I	1-149	Chlorobenzene
126	I	1-150	Chloropentafluoroethane (synonym: CFC-115)
127	I	1-151	Chloroform
128	I	1-154	Chloromethane (synonym: Methyl chloride)
131	II	2-033	3-Chloro-2-methyl-1-propene
132	I	1-156	Cobalt and its compounds
133	I	1-157	2-Ethoxyethyl acetate (synonym: Ethylene glycol monoethyl ether acetate)
134	I	1-158	Vinyl acetate
135	I	1-160	2-Methoxyethyl acetate (synonym: Ethylene glycol monomethyl ether acetate)
137	II	2-036	Guanamide
138	II	2-037	(RS)-2-Gyano-N-[(R)-1-(2,4-dichlorophenyl)ethyl]-3,3-dimethylbutyramide (synonym: Diclomet)
139	II	2-040	(S)-alpha-Gyano-3-phenoxybenzyl (1R,3S)-2,2-dimethyl-3-(1,2,2,2-tetrabromoethyl)cyclopropanecarboxylate (synonym: Tralomethrin)
140	II	2-041	(RS)-alpha-Gyano-3-phenoxybenzyl 2,2,3,3-tetramethylcyclopropanecarboxylate (synonym: Fenpropethrin)
141	I	1-162	trans-1-(2-Gyano-2-methoxyiminoacetyl)-3-ethylurea (synonym: Gynoxanil)
143	I	1-163	4,4'-Diaminodiphenyl ether
144	I	1-164	Inorganic cyanide compounds (except for complex salts and cyanates)
146	I	1-167	0-2-Diethylamino-6-methylpyrimidin-4-yl 0,0-dimethyl phosphorothioate (synonym: Pirimiphos-methyl)
147	I	1-168	S-4-Chlorobenzyl N,N-diethylthiocarbamate (synonym: Thiobencarb or Benthicarb)
148	I	1-169	N,N-Diethyl-3-(2,4,6-trimethylphenylsulfonyl)-1H-1,2,4-triazole-1-carboxamide (synonym: Cafenstroala)
149	I	1-171	Tetrachloromethane
150	I	1-173	1,4-Dioxane
152	I	1-174	1,3-Dicarbonylthio-2-(N,N-dimethylamino)-propane (synonym: Oartap)
153	I	1-175	Cyclohex-1-ene-1,2-dicarboximidomethyl (1RS)-cis-trans-2,2-dimethyl-3-(2-methylprop-1-enyl)cyclopropanecarboxylate (synonym: Tetramethrin)
154	I	1-178	Cyclohexylamine
155	II	2-045	N-(Cyclohexylthio)phthalimide
156	I	1-180	Dichloroaniline
157	I	1-181	1,2-Dichloroethane
158	I	1-182	1,1-Dichloroethylene (synonym: Vinylidene chloride)
160	Specified Class I	1-186	3,3'-Dichloro-4,4'-diaminodiphenylmethane
161	I	1-187	Dichlorodifluoroethane (synonym: CFC-12)
162	I	1-188	3,5-Dichloro-N-(1,1-dimethyl-2-propenyl)benzamide (synonym: Propyzamide)
163	I	1-189	Dichlorotetrafluoroethane (synonym: CFC-114)
164	I	1-190	2,2-Dichloro-1,1,1-trifluoroethane (synonym: HCFC-123)
166	I	1-194	3-(3,5-Dichlorophenyl)-N-isopropyl-2,4-dioximidazolidine-1-carboxamide (synonym: Iprodione)
169	I	1-197	3-(3,4-Dichlorophenyl)-1,1-dimethylurea (synonym: Diuron or DDMU)
170	II	2-049	(RS)-2-(2,4-Dichlorophenyl)-3-(1H-1,2,4-triazol-1-yl)propyl 1,1,2,2-tetrafluoroethyl ether (synonym: Tetraconazole)
171	I	1-196	Mixture of (2RS,4RS)-1-[2-(2,4-dichlorophenyl)-4-propyl-1,3-dioxolan-2-ylmethyl]-1H-1,2,4-triazole and (2RS,4SR)-1-[2-(2,4-dichlorophenyl)-4-propyl-1,3-dioxolan-2-ylmethyl]-1H-1,2,4-triazole (synonym: Propiconazole)
172	I	1-199	3-[1-(3,5-Dichlorophenyl)-1-methylethyl]-3,4-dihydro-6-methyl-5-phenyl-2H-1,3-oxazin-4-one (synonym: Oxaziclofene)
174	I	1-200	3-(3,4-Dichlorophenyl)-1-methoxy-1-methylurea (synonym: Linuron)
175	I	1-201	2,4-Dichlorophenoxyacetic acid (synonym: 2,4-D or 2,4-PA)
176	I	1-202	1,1-Dichloro-1-fluoroethane (synonym: HCFC-141b)
177	I	1-204	Dichlorodifluoroethane (synonym: HCFC-21)
178	Specified Class I	1-206	1,2-Dichloropropene
179	I	1-207	1,3-Dichloropropene (synonym: D-D)
181	I	1-208	Dichlorobenzene
182	I	1-209	2-[4-(2,4-Dichlorobenzoyl)-1,3-dimethyl-5-pyrazolyl]oxyacetophenone (synonym: Pyrazoxyfen)
183	I	1-210	4-(2,4-Dichlorobenzoyl)-1,3-dimethyl-5-pyrazolyl 4-toluenesulfonate (synonym: Pyrazolate)
184	I	1-211	2,6-Dichlorobenzonitrile (synonym: Dichlobenil or DEM)
185	I	1-212	Dichloropentafluoropropane (synonym: HCFC-225)
186	I	1-213	Dichloromethane (synonym: Methylene chloride)
187	I	1-215	2,3-Dicyano-1,4-dithianthraquinone (synonym: Dithianon)
188	I	1-216	N,N-Dicyclohexylamine
189	II	2-051	N,N-Dicyclohexyl-2-benzothiazolesulfenamide
190	I	1-217	Dicyclopentadiene
191	I	1-218	Diisopropyl 1,3-dithiolan-2-ylidenemalonate (synonym: Isoprothiolane)
193	II	2-052	0,0-Diethyl S-2-(ethylthio)ethyl phosphorodithioate (synonym: Ethythiometon or Disulfoton)
195	I	1-219	0-2,4-Dichlorophenyl 0-ethyl S-propyl phosphorodithioate (synonym: Prothiofos)
196	I	1-220	S-(2,3-Dihydro-5-methoxy-2-oxo-1,3,4-thiadiazol-3-yl)methyl 0,0-dimethyl phosphorodithioate (synonym: Methidathion or DMTP)
197	I	1-221	0,0-Dimethyl S-1,2-bis(ethoxycarbonyl)ethyl phosphorodithioate (synonym: Malathion or Malathion)
198	I	1-222	0,0-Dimethyl S-[(N-methylcarbamoyl)methyl] phosphorodithioate (synonym: Dimethoate)
199	I	1-226	Disodium 2,2'-vinylenebis[5-(4-morpholino-6-anilino-1,3,5-triazin-2-ylamino)benzenesulfonate] (synonym: C. I. Fluorescent 260)
200	I	1-227	Dinitrotoluene
201	I	1-228	2,4-Dinitrophenol
203	I	1-229	Diphenylamine
204	II	2-055	Diphenyl ether
205	II	2-056	1,3-Diphenylguanidine
206	I	1-231	2,3-Dihydro-2,2-dimethyl-7-benz[b]furyl N-(diethylamino)thio-N-methylcarbamate (synonym: Carbosulfan)
207	I	1-232	2,6-Di-tert-butyl-4-cresol
209	I	1-236	Dibromochloromethane
210	I	1-237	2,2-Dibromo-2-cyanoacetamide
211	I	1-238	Dibromotetrafluoroethane (synonym: Halon-2402)
212	I	1-241	(RS)-0,0-Dimethyl acetylphosphoramidothioate (synonym: Acephate)
213	I	1-242	N,N-Dimethylacetamide
216	II	2-058	N,N-Dimethylaniline
217	I	1-243	5-Dimethylamino-1,2,3-trithiane (synonym: Thiocyclam)
218	I	1-245	Dimethylamine
219	I	1-250	Dimethyl disulfide
221	I	1-251	2,2-Dimethyl-2,3-dihydro-1-benzofuran-7-yl N-[(N-(2-ethoxycarbonyl)ethyl)-N-isopropylsulfenamoyl]-N-methylcarbamate (synonym: Benfuracarb)
223	I	1-252	N,N-Dimethyldodecylamine
224	I	1-253	N,N-Dimethyldodecylamine N-oxide
225	I	1-254	Dimethyl 2,2,2-trichloro-1-hydroxyethylphosphonate (synonym: Trichlorfon or DEP)
227	I	1-255	1,1'-Dimethyl-4,4'-bipyridinium dichloride (synonym: Paraquat or Paraquat dichloride)
229	I	1-257	Dimethyl 4,4'-(p-phenylene)bis(3-thioallophanate) (synonym: Thiophanate-methyl)
230	I	1-260	N-(1,3-Dimethylbutyl)-N'-phenyl-p-phenylenediamine
232	I	1-264	N,N-Dimethylformamide
233	I	1-270	Ethyl 2-[(dimethoxyphosphinothioyl)thio]-2-phenylacetate (synonym: Phenthoate or PAP)
234	II	2-065	Bromine
235	II	2-066	Water-soluble salts of bromic acid
236	I	1-271	3,5-Diiodo-4-octanoyloxybenzonitrile (synonym: Ioxynil)
237	I	1-272	Mercury and its compounds
238	I	1-273	Hydrogenated terphenyl
240	I	1-275	Styrene

Act on Confirmation, etc. of Release Amounts of Specific Chemical Substances in the Environment and Promotion of Improvements to the Management Thereof (PRTR-SDS Law) Chemical List

JPSN (Japan PRTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
242	I	1-277	Selenium and its compounds
243	Specified Class I	1-278	Dioxins
244	I	1-282	2-Thioxo-3,5-dimethyltetrahydro-2H-1,3,5-thiadiazine (synonym: Dazomet)
245	I	1-284	Thiourea
248	I	1-286	0,0-Diethyl 0-(2-isopropyl-6-methyl-4-pyrimidinyl) phosphorothioate (synonym: Diazinon)
249	I	1-287	0,0-Diethyl 0-(3,5,6-trichloro-2-pyridyl) phosphorothioate (synonym: Chlorpyrifos)
250	I	1-288	0,0-Diethyl 0-(5-phenyl-3-isoxazolyl) phosphorothioate (synonym: Isoxathion)
251	I	1-289	0,0-Dimethyl 0-(3-methyl-4-nitrophenyl) phosphorothioate (synonym: Fenitrothion or MEP)
252	I	1-290	0,0-Dimethyl 0-(3-methyl-4-methylthiophenyl) phosphorothioate (synonym: Fenthion or MFP)
253	II	2-067	0-4-Bromo-2-chlorophenyl 0-ethyl S-propyl phosphorothioate (synonym: Profenofos)
254	I	1-291	S-Benzyl 0,0-diisopropyl phosphorothioate (synonym: Iprobenfos or IBP)
255	I	1-295	Decabromodiphenyl ether
257	I	1-034	Alkanol (limited to those C=10) (synonym: Decanol)
258	I	1-296	1,3,5,7-Tetraazatricyclo[3.3.1.1(3,7)]decane (synonym: Hexamethylenetetramine)
259	I	1-297	Tetraethylthiuram disulfide (synonym: Disulfiram)
260	I	1-298	Tetrachloroisophthalonitrile (synonym: Chlorothalonil or TPN)
261	I	1-299	4,5,6,7-Tetrachloroisobenzofuran-1(3H)-one (synonym: Fthalide)
262	I	1-301	Tetrachloroethylene
265	I	1-303	Tetrahydromethylphthalic anhydride
266	I	1-306	2,3,5,6-Tetrafluoro-4-methylbenzyl (Z)-3-(2-chloro-3,3,3-trifluoro-1-propenyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate (synonym: Tefluthrin)
267	I	1-308	3,7,9,13-Tetramethyl-5,11-dioxo-2,8,14-trithia-4,7,9,12-tetraazapentadeca-3,12-diene-6,10-dione (synonym: Thiodicarb)
268	I	1-309	Tetramethylthiuram disulfide (synonym: Thiuram or Thiram)
270	I	1-312	Terephthalic acid
271	I	1-313	Dimethyl terephthalate
272	I	1-314	Water-soluble copper salts (except for complex salts)
273	I	1-315	1-Dodecanol (synonym: n-Dodecyl alcohol)
275	I	1-318	Sodium dodecyl sulfate
276	II	2-069	3,6,9-Triazaundecane-1,11-diamine (synonym: Tetraethylenepentamine)
277	I	1-321	Triethylamine
278	II	2-070	Triethylenetetramine
279	I	1-323	1,1,1-Trichloroethane
280	I	1-324	1,1,2-Trichloroethane
281	Specified Class I	1-325	Trichloroethylene
284	I	1-326	Trichlorotrifluoroethane (synonym: CFC-113)
285	I	1-327	Trichloronitromethane (synonym: Chloropicrin)
286	I	1-328	(3,5,6-Trichloro-2-pyridyl)oxyacetic acid (synonym: Triclopyr)
287	I	1-329	2,4,6-Trichlorophenol
288	I	1-330	Trichlorofluoromethane (synonym: CFC-11)
289	I	1-331	1,2,3-Trichloropropane
290	I	1-332	Trichlorobenzene
291	II	2-071	1,3,5-Triis(2,3-epoxypropyl)-1,3,5-triazine-2,4,6-trihydro-2,4,6-trione
292	I	1-335	Tributylamine
293	I	1-336	alpha, alpha, alpha-Trifluoro-2,6-dinitro-N,N-dipropyl-p-toluidine (synonym: Trifluralin)
294	II	2-074	2,4,6-Tribromophenol
295	II	2-076	3,5,5-Trimethyl-1-hexanol
298	I	1-345	Tolylene diisocyanate
299	Specified Class I	1-346	Toluidine
300	I	1-347	Toluene
301	II	2-077	Toluenediamine
302	I	1-352	Naphthalene
306	II	2-078	Hexamethylene diacrylate
308	I	1-354	Nickel
309	Specified Class I	1-355	Nickel compounds
312	I	1-357	o-Nitroaniline
314	I	1-358	p-Nitrochlorobenzene
315	II	2-080	o-Nitrotoluene
316	I	1-359	Nitrobenzene
317	I	1-360	Nitromethane
318	I	1-361	Carbon disulfide
319	I	1-362	1-Nonanol (synonym: n-Nonyl alcohol)
320	I	1-042	Alkylphenol (limited to those the alkyl group is C=9)
321	I	1-363	Vanadium compounds
323	I	1-367	2,4-Bis(ethylamino)-6-methylthio-1,3,5-triazine (synonym: Simetryn)
325	I	1-369	Bis(8-quinololato)copper (synonym: Oxine-copper or organic copper)
328	I	1-370	Zinc bis(N,N-dimethyldithiocarbamate) (synonym: Ziram)
329	I	1-371	N,N'-Ethylenebis(thiocarbonylthiozinc) bis(N,N-dimethyldithiocarbamate) (synonym: Polycarbamate)
330	II	2-083	Bis(1-methyl-1-phenylethyl) peroxide
331	I	1-377	S,S-Bis(1-methylpropyl) 0-ethyl phosphorodithioate (synonym: Cadusafos)
332	Specified Class I	1-378	Arsenic and its inorganic compounds
333	I	1-379	Hydrazine
334	II	2-087	Methyl 4-hydroxybenzoate
336	I	1-381	Hydroquinone
337	I	1-382	4-Vinyl-1-cyclohexene
338	II	2-088	2-Vinylpyridine
340	I	1-383	Biphenyl
341	I	1-384	Piperazine
342	I	1-386	Pyridine
343	I	1-387	Pyrocatechol (synonym: Catechol)
346	I	1-388	2-Phenylphenol
347	I	1-389	N-Phenylmaleimide
348	I	1-390	Phenylenediamine
349	I	1-391	Phenol
350	I	1-392	3-Phenoxybenzyl 3-(2,2-dichlorovinyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate (synonym: Permethrin)
351	Specified Class I	1-393	1,3-Butadiene
352	II	2-092	Diallyl phthalate
353	II	2-094	Diethyl phthalate
354	I	1-395	Dibutyl phthalate
355	I	1-396	Bis(2-ethylhexyl) phthalate
356	I	1-397	Butyl benzyl phthalate
357	I	1-399	2-tert-Butylimino-3-isopropyl-5-phenyltetrahydro-4H-1,3,5-thiadiazin-4-one (synonym: Buprofezin)
358	I	1-401	N-tert-Butyl-N'-(4-ethylbenzoyl)-3,5-dimethylbenzohydrazide (synonym: Tebufenozide)
359	II	2-097	Butyl-2,3-epoxypropyl ether
360	I	1-402	Methyl N-[1-(N-butylcarbamoyl)-1H-2-benzimidazolyl]carbamate (synonym: Benomyl)
361	I	1-403	Butyl (R)-2-[4-(4-cyano-2-fluorophenoxy)phenoxy]propionate (synonym: Cyhalofop-butyl)
362	I	1-404	1-tert-Butyl-3-(2,6-diisopropyl-4-phenoxyphenyl) thiourea (synonym: Diafenthiuron)
363	I	1-407	5-tert-Butyl-3-(2,4-dichloro-5-isopropoxyphenyl)-1,3,4-oxadiazol-2(3H)-one (synonym: Oxadiazon)

Act on Confirmation, etc. of Release Amounts of Specific Chemical Substances in the Environment and Promotion of Improvements to the Management Thereof (PRTR-SDS Law) Chemical List

JPSN (Japan PRTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
364	II	2-103	tert-Butyl 4-[[[(1,3-dimethyl-5-phenoxy-4-pyrazolyl)methylidene]aminoxy]methyl]benzoate (synonym: Fenpyroximate)
366	II	2-105	tert-Butyl hydroperoxide
368	II	2-106	4-tert-Butylphenol
369	I	1-413	2-(4-tert-Butylphenoxy)cyclohexyl 2-propynyl sulfite (synonym: Propargite or BPPS)
370	II	2-107	2-tert-Butyl-5-(4-tert-butylbenzylthio)-4-chloro-3(2H)-pyridazinone (synonym: Pyridaben)
371	II	2-108	N-(4-tert-Butylbenzyl)-4-chloro-3-ethyl-1-methylpyrazole-5-carboxamide (synonym: Tebufenpyrad)
372	II	2-109	N-(tert-Butyl)-2-benzothiazolesulfenamide
374	I	1-414	Hydrogen fluoride and its water-soluble salts
375	I	1-415	2-Butenal
376	I	1-417	N-Butoxymethyl-2-chloro-2',6'-diethylacetanilide (synonym: Butachlor)
377	II	2-110	Furan
378	I	1-419	Polymer of N,N'-propylenebis(dithiocarbamic acid) and zinc (synonym: Propineb)
380	I	1-420	Bromochlorodifluoromethane (synonym: Halon-1211)
381	I	1-423	Bromodichloromethane
382	I	1-424	Bromotrifluoromethane (synonym: Halon-1301)
383	I	1-425	5-Bromo-3-sec-butyl-6-methyl-1,2,3,4-tetrahydropyrimidine-2,4-dione (synonym: Bromacil)
384	I	1-427	1-Bromopropane
385	Specified Class I	1-428	2-Bromopropane
386	I	1-429	Bromomethane (synonym: Methyl bromide)
388	I	1-430	6,7,8,9,10,10-Hexachloro-1,5,5a,6,9,9a-hexahydro-6,9-methano-2,4,3-benzodioxathiepine 3-oxide (synonym: Endosulfan or Benzoepin)
389	I	1-431	Hexadecyltrimethylammonium chloride
390	I	1-434	Hexamethylenediamine
391	I	1-435	Hexamethylene diisocyanate
392	I	1-436	Hexane
393	I	1-440	beta-Naphthol
394	Specified Class I	1-444	Beryllium and its compounds
395	I	1-445	Water-soluble salts of peroxodisulfuric acid
396	I	1-447	Perfluoro(octane-1-sulfonic acid) (synonym: PFOS)
397	Specified Class I	1-448	Benzylidene trichloride
398	I	1-450	Benzyl chloride
399	I	1-451	Benzaldehyde
400	Specified Class I	1-452	Benzene
401	I	1-453	1,2,4-Benzanetricarboxylic 1,2-anhydride
402	I	1-455	2-(2-Benzothiazolyl)oxy-N-methylacetanilide (synonym: Mefenacet)
403	I	1-456	Benzophenone
404	Specified Class I	1-457	Pentachlorophenol
405	I	1-458	Boron compounds
406	Specified Class I	1-459	Polychlorinated biphenyls (synonym: PCBs)
407	I	1-460	Poly(oxyethylene) alkyl ether (limited to those the alkyl group is C-12-15 and mixture thereof)
408	I	1-461	Poly(oxyethylene) alkylphenyl ether (limited to those the alkyl group is C-8)
409	I	1-463	Sodium poly(oxyethylene) dodecyl ether sulfate
410	I	1-462	Poly(oxyethylene) alkylphenyl ether (limited to those the alkyl group is C-9)
411	Specified Class I	1-464	Formaldehyde
412	I	1-465	Manganese and its compounds
413	I	1-467	Phthalic anhydride
414	II	2-119	Maleic anhydride
415	I	1-468	Methacrylic acid
417	II	2-120	2,3-Epoxypropyl methacrylate
419	II	2-121	Butyl methacrylate
420	I	1-469	Methyl methacrylate
422	I	1-470	(Z)-2'-Methylacetophenone 4,6-dimethyl-2-pyrimidinylhydrazone (synonym: Ferimzone)
424	I	1-471	Methyl isothiocyanate
426	I	1-475	2,3-Dihydro-2,2-dimethyl-7-benzo[b]furan N-methylcarbamate (synonym: Carbofuran)
427	I	1-476	1-Naphthyl N-methylcarbamate (synonym: Carbaryl or NAC)
428	I	1-477	2-sec-Butylphenyl N-methylcarbamate (synonym: Fenobucarb or BPNC)
429	II	2-122	Methyl 3-chloro-5-(4,6-dimethoxy-2-pyrimidinylcarbamoylsulfamoyl)-1-methylpyrazole-4-carboxylate (synonym: Halosulfuron-methyl)
431	I	1-478	Methyl (E)-2-[2-[6-(2-cyanophenoxy)pyrimidin-4-yl]oxy]phenyl]-3-methoxycrylate (synonym: Azoxystrobin)
432	II	2-123	3-Methyl-1,5-di(2,4-xylyl)-1,3,5-triazapenta-1,4-diene (synonym: Amitraz)
433	I	1-479	N-Methyldithiocarbamic acid (synonym: Carban)
434	II	2-127	Methyl-N,N'-dimethyl-N-[(methylcarbamoyl)oxy]-1-thioxanimidate (synonym: Oxamyl)
436	I	1-482	alpha-Methylstyrene
438	I	1-486	Methylnaphthalene
439	I	1-488	3-Methylpyridine
440	II	2-129	1-Methyl-1-phenylethyl hydroperoxide
442	I	1-493	2-Methyl-N-[3-(1-methylethoxy)phenyl]benzamide (synonym: Mepronil)
443	I	1-494	S-Methyl-N-(methylcarbamoyloxy)thioacetimidate (synonym: Methomyl)
444	I	1-495	Methyl (E)-methoxyimino[2-[[[(E)-1-[3-(trifluoromethyl)phenyl]ethylidene]amino]oxy]methyl]phenyl]acetate (synonym: Trifloxystrobin)
445	I	1-496	Methyl (E)-methoxyimino[2-(o-tolylloxymethyl)phenyl]acetate (synonym: Kresoxim-methyl)
446	I	1-497	4,4'-Methylenedianiline
448	I	1-498	Methylenebis(4,1-phenylene) diisocyanate
449	I	1-502	3-Methoxycarbonylaminoethyl 3'-methylcarbanilate (synonym: Pharmediphan)
450	I	1-503	O-3-tert-Butylphenyl N-(6-methoxy-2-pyridyl)-N-methylthiocarbamate (synonym: Pyributicarb)
452	II	2-132	2-Mercaptobenzothiazole
453	I	1-505	Molybdenum and its compounds
456	I	1-508	Aluminium phosphide
457	I	1-510	Dimethyl 2,2-dichlorovinyl phosphate (synonym: Dichlorvos or DDVP)
458	I	1-511	Tris(2-ethylhexyl) phosphate
459	I	1-512	Tris(2-chloroethyl) phosphate
460	I	1-513	Tritolyl phosphate
461	I	1-514	Triphenyl phosphate
462	I	1-515	Tributyl phosphate
468	I	1-031	4-Allyl-1,2-dimethoxybenzene
476	II	2-010	1,2-Epoxy-3-(tolyl)oxy)propane
477	I	1-093	4,4'-Oxybisbenzenesulfonylhydrazide
479	II	2-018	(RS)-1-[3-Chloro-4-(1,1,2-trifluoro-2-trifluoromethoxyethoxy)phenyl]-3-(2,6-difluorobenzoyl)urea (synonym: Novaluron)
482	II	2-035	Benzyl acetate
485	II	2-042	alpha-Cyano-4-fluoro-3-phenoxybenzyl 3-(2,2-dichlorovinyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate (synonym: Cyfluthrin)
488	II	2-046	1-(3,5-Dichloro-2,4-difluorophenyl)-3-(2,6-difluorobenzoyl)urea (synonym: Teflubenzuron)
489	II	2-047	1,3-Dichloro-5,5-dimethylimidazolidine-2,4-dione
490	I	1-193	2-[4-(2,4-Dichloro-m-toluyloxy)-1,3-dimethyl-5-pyrazolyl]oxy]-4-methylacetophenone (synonym: Benzofenap)
493	II	2-048	N-(2,3-Dichloro-4-hydroxyphenyl)-1-methylcyclohexanecarboxamide (synonym: Fenhexamid)
498	I	1-205	1,3-Dichloro-2-propanol
499	II	2-050	(RS)-1-[2,5-Dichloro-4-(1,1,2,3,3,3-hexafluoropropoxy)phenyl]-3-(2,6-difluorobenzoyl)urea (synonym: Lufenuron)
501	II	2-053	Disodium 4-amino-3-[4'-(2,4-diaminophenylazo)-1,1'-biphenyl-4-ylazo]-5-hydroxy-6-phenylazo-2,7-naphthalenedisulfonate (synonym: G.I. Direct Black 38)
507	I	1-235	1,2-Dibromomethane (synonym: Ethylene dibromide or EDB)
511	I	1-240	Dibenzyl ether

Act on Confirmation, etc. of Release Amounts of Specific Chemical Substances in the Environment and Promotion of Improvements to the Management Thereof (PRTR-SDS Law) Chemical List

JPSN (Japan PRTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
522	I	1-300	1,1,2,2-Tetrachloroethane (synonym: Acetylene tetrachloride)
528	I	1-337	Trichloromethane (synonym: Bromoform)
530	I	1-351	Sodium 1,1'-biphenyl-2-olate
553	II	2-125	6-Methyl-1,3-dithiol[4,5-b]quinoxalin-2-one
557	I	1-491	Methyl benzimidazol-2-ylcarbamate (synonym: Carbendazim)
562	I	1-509	Dibutyl phenyl phosphate
563	I	1-002	Zinc bis(2-methylprop-2-enoate)
564	I	1-005	2-Ethylhexyl acrylate
565	I	1-008	Polymer of acrylic acid
566	I	1-013	Polycondensation products of adipic acid / (N-(2-aminoethyl)ethane-1,2-diamine or N,N'-bis(2-aminoethyl)ethane-1,2-diamine) / 2-(chloromethyl)oxirane
567	I	1-014	Di-2-ethylhexyl adipate
568	I	1-015	Acetylacetone
569	I	1-016	1-Acetyl-1,2,3,4-tetrahydro-3-[(3-pyridylmethyl)amino]-6-[1,2,2,2-tetrafluoro-1-(trifluoromethyl)ethyl]quinazolin-2-one (synonym: Pyrifluquinazon)
570	I	1-024	o-Aminophenol
571	I	1-030	3-Allyloxy-1,2-benzisothiazole-1,1-dioxide (synonym: Probenazole)
572	I	1-032	Allyl hexanoate
573	I	1-033	Allyl heptanoate
574	I	1-035	[(3-Alkanamidopropyl)(dimethyl)ammonio]acetate (limited to those the alkane is linear chain and C=8, 10, 12, 14, 16 or 18 and the mixture thereof) and (Z)-[[3-(octadec-9-enamido)propyl](dimethyl)ammonio]acetate and the mixture thereof
575	I	1-036	(3-Alkanamidopropyl) (methyl) [2-(alkanyloxy)ethyl]ammonium chloride (limited to those the alkane and alkanoyl are linear chain and C=14, 16 or 18 and the mixture thereof)
576	I	1-037	Alkan-1-amine (limited to those the alkane is linear chain and C=8, 10, 12, 14, 16 or 18 and the mixture thereof), (Z)-octadec-9-en-1-amine and (9Z,12Z)-octadeca-9,12-dien-1-amine and the mixture thereof
577	I	1-038	Mixture of polyaddition products of oxirane to alkan-1-amine (limited to those the alkane is linear chain and C=8, 10, 12, 14, 16 or 18 and the mixture thereof), polyaddition products of oxirane to (Z)-octadec-9-en-1-amine and polyaddition products of oxirane to (9Z,12Z)-octadeca-9,12-dien-1-amine
578	I	1-039	alpha-Alkyl-omega-hydroxypoly(oxyethane-1,2-diyl) (limited to those the alkyl group is C=16-18 and the mixture thereof, and the number average molecular weight is less than 1,000) and alpha-alkenyl-omega-hydroxypoly(oxyethane-1,2-diyl) (limited to those the alkenyl group is C=16-18 and the mixture thereof, and the number average molecular weight is less than 1,000) and the mixture thereof
579	I	1-040	alpha-Alkyl-omega-hydroxypoly(oxyethane-1,2-diyl/oxy(methylethane-1,2-diyl)) (limited to mixture of those the alkyl group is branched chain and C=9-11 (limited to those the alkyl group is consists of C=10 as a major component))
580	I	1-041	alpha-Alkyl-omega-hydroxypoly(oxyethylene) (limited to those the alkyl group is C=9-11 and mixture thereof, and the number average molecular weight is less than 1,000)
581	I	1-044	Salt of alkyl (benzyl) (dimethyl) ammonium (limited to those the alkyl group is C=12-16 and mixture thereof)
582	I	1-046	Aluminium tris(ethyl phosphonate) (synonym: Fosetyl or Phosethyl aluminum)
583	I	1-047	Benzyl benzoate
584	I	1-050	Anthracene-9,10-dione (synonym: Anthraquinone)
585	I	1-052	alpha-(Isocyanatobenzyl)-omega-(isocyanatophenyl)poly[(isocyanatophenylene)methylene]
586	I	1-056	Isopropyl 3-chlorocarbanilate (synonym: Chlorpropham or IPC)
587	I	1-057	3-(4-Isopropylphenyl)-2-methylpropanal
588	I	1-058	4-Isopropyl-3-methylphenol
589	I	1-061	1,1'-(Iminodisubstituted ethylene)diguanidine triacetate (synonym: Iminodactine acetate)
590	I	1-063	Ethylidene norbornene
591	I	1-065	Ethylcyclohexane
592	I	1-066	5-Ethyl-5,8-dihydro-9-oxo-[1,3]dioxole[4,5-g]quinoline-7-carboxylic acid (synonym: Oxolinic acid)
593	I	1-067	Salt of N-ethyl-N,N-dimethyltetradecan-1-aminium
594	I	1-077	Ethylene glycol monobutyl ether (synonym: Butyl cellosolve)
595	I	1-080	Ethylendiaminetetraacetic acid and its potassium and sodium salts
596	I	1-084	(4-Ethoxyphenyl)[3-(4-fluoro-3-phenoxyphenyl)propyl]dimethylsilane (synonym: Silafluofen)
597	I	1-090	Chlorinated normal paraffins (limited to those C=14-17 and the mixtures thereof)
598	I	1-091	Chloric acid and its potassium and sodium salt
599	I	1-092	Oxacyclohexadecan-2-one
600	I	1-095	Octabromodiphenyl ether
601	I	1-096	Octamethylcyclotetrasiloxane
602	I	1-097	Perchloric acid and its ammonium, potassium, sodium, magnesium and lithium salt
603	I	1-098	Peracetic acid
604	I	1-100	Potassium diethyldithiocarbamate
605	I	1-108	Glyphosate and its ammonium, isopropylamine, potassium and sodium salt
606	I	1-114	1-(2-Chloroisimidazo[1,2-a]pyridin-3-ylsulfonyl)-3-(4,6-dimethoxypyrimidin-2-yl)urea (synonym: Imazosulfuron)
607	I	1-119	Mixture of 2-chloro-2'-ethyl-N-[(1S)-2-methoxy-1-methylethyl]-6'-methylacetanilide and 2-chloro-2'-ethyl-N-[(1R)-2-methoxy-1-methylethyl]-6'-methylacetanilide (limited to those the content of 2-chloro-2'-ethyl-N-[(1S)-2-methoxy-1-methylethyl]-6'-methylacetanilide is 80 wt% or more) (synonym: S-Metolachlor)
608	I	1-126	3-(4-Chloro-5-cyclopentylidene-2-fluorophenyl)-5-isopropylidene-1,3-oxazolidine-2,4-dione (synonym: Pentoxazone)
609	I	1-127	5-Chloro-2-(2,4-dichlorophenoxy)phenol (synonym: Triclosan)
610	I	1-128	(RS)-5-Chloro-N-(1,3-dihydro-1,1,3-trimethylisobenzofuran-4-yl)-1,3-dimethyl-1H-pyrazole-4-carboxamide (synonym: Fumetpyr)
611	I	1-131	3'-Chloro-4,4'-dimethyl-1,2,3-thiadiazol-5-carboxanilide (synonym: Tiadinil)
612	I	1-132	(RS)-2-Chloro-N-(2,4-dimethyl-3-thienyl)-N-(2-methoxy-1-methylethyl)acetamide (synonym: Dimethenamid)
613	I	1-133	(S)-2-Chloro-N-(2,4-dimethyl-3-thienyl)-N-(2-methoxy-1-methylethyl)acetamide (synonym: Dimethenamid-P)
614	I	1-134	3-Chloro-N-(4,6-dimethoxypyrimidin-2-ylcarbonyl)-1-methyl-4-(5-methyl-5,6-dihydro-1,4,2-dioxazin-3-yl)pyrazole-5-sulfonamide (synonym: Metazosulfuron)
615	I	1-135	3-(2-Chloro-1,3-thiazol-5-ylmethyl)-5-methyl-N-nitro-1,3,5-oxadiazinan-4-imine (synonym: Thiamethoxan)
616	I	1-136	(E)-1-(2-Chloro-1,3-thiazol-5-ylmethyl)-3-methyl-2-nitroguanidine (synonym: Clothianidin)
617	I	1-141	trans-N-(6-Chloro-3-pyridylmethyl)-N'-cyano-N-methylacetanilide (synonym: Acetaniprid)
618	I	1-142	1-(6-Chloro-3-pyridylmethyl)-N-nitroimidazolidin-2-ylideneamine (synonym: Imidacloprid)
619	I	1-143	3-(6-Chloropyridin-3-ylmethyl)-1,3-thiazolidin-2-ylideneacetamide (synonym: Thiacloprid)
620	I	1-152	2-[2-Chloro-4-methyl-3-[(tetrahydrofuran-2-ylmethoxy)methyl]benzoyl]cyclohexane-1,3-dione (synonym: Tefuryltrione)
621	I	1-153	3-(2-Chloro-4-methylbenzoyl)-4-phenylsulfanylbicyclo[3.2.1]oct-3-en-2-one (synonym: Benzobicyclon)
622	I	1-155	Methyl (E)-N-[2-chloro-5-[1-(6-methylpyridin-2-ylmethoxyimino)ethyl]benzyl]carbamate (synonym: Pyribencarb)
623	I	1-159	Hexyl acetate
624	I	1-161	Methyl salicylate
625	I	1-165	Diisopropynaphthalene
626	I	1-166	Diethanolamine
627	I	1-170	Diethylene glycol monobutyl ether
628	I	1-172	1,4-Dioxacycloheptadecane-5,17-dione
629	I	1-176	Cyclohexane
630	I	1-177	Cyclohexylidene(phenyl)acetone
631	I	1-179	Cyclohexene
632	I	1-183	1,2-Dichloroethylene
633	I	1-184	4,5-Dichloro-2-octylisothiazol-3(2H)-one
634	I	1-185	3,4-Dichloro-2'-cyano-1,2-thiazole-5-carboxanilide (synonym: Isotianil)
635	I	1-191	2',4-Dichloro-alpha,alpha,alpha-trifluoro-4'-nitro-m-toluenesulfononilide (synonym: Flusulfamide)
636	I	1-192	0-(2,6-Dichloro-p-tyl) 0,0-dimethyl phosphorothioate (synonym: Tolclofos-methyl)
637	I	1-195	1-(2,4-Dichlorophenyl)-N-(2,4-difluorophenyl)-N-isopropyl-5-oxo-4,5-dihydro-1H-1,2,4-triazole-4-carboxamide (synonym: Ipencarbazone)
638	I	1-196	N-(3,5-Dichlorophenyl)-1,2-dimethylcyclopropane-1,2-dicarboximide (synonym: Procymidone)
639	I	1-203	2,3-Dichloro-N-4-fluorophenylmaleimide (synonym: Fluorimide)
640	I	1-214	2-(2,4-Dichloro-3-methylphenoxy)propionanilide (synonym: Clomeprop)
641	I	1-223	(3R,4S,5S,6R,7R,8R,11R,12R,13S,14R)-4-[(2,6-Dideoxy-3-O-methyl-3-O-methyl-alpha-L-ribo-hexopyranosyl)oxy]-14-ethyl-12,13-dihydroxy-7-methoxy-3,5,7,9,11,13-hexamethyl-6-[[[3,4,6-trideoxy-3-(dimethylamino)-beta-D-xylo-hexopyranosyl]oxy]oxacyclotetradecan-2,10-dione (synonym: Glaritraxoyin)
642	I	1-224	Salt of didecyl(dimethyl)ammonium
643	I	1-225	Tetrasodium 5,8-bis(carbodithioato)-2,5,8,11,14-pentazapentadecanebis(dithioate)
644	I	1-230	5,5-Diphenyl-2,4-imidazolidinedione
645	I	1-233	4-(2,2-Difluoro-1,3-benzodioxol-4-yl)-1H-pyrrole-3-carbonitrile (synonym: Fludioxonil)
646	I	1-234	S-Benzyl N,N-dipropylthiocarbamate (synonym: Prosulfocarb)
647	I	1-239	2',6'-Dibromo-2-methyl-4'-trifluoromethoxy-4-trifluoromethyl-1,3-thiazole-5-carboxanilide (synonym: Thifluzamide)

Act on Confirmation, etc. of Release Amounts of Specific Chemical Substances in the Environment and Promotion of Improvements to the Management Thereof (PRTR-SDS Law) Chemical List

JPSN (Japan PRTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
648	I	1-244	(4S, 4aR, 5S, 5aR, 6S, 12aS)-4-(Dimethylamino)-3, 5, 6, 10, 12, 12a-hexahydroxy-6-methyl-1, 11-dioxo-1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a-octahydrotetracene-2-carboxamide (synonym: Oxytetracycline)
649	I	1-246	3-(3, 3-Dimethylureido)phenyl tert-butylcarbamate (synonym: Karbutilate)
650	I	1-247	(2E)-3, 7-Dimethylocta-2, 6-dienyl acetate (synonym: Geranyl acetate)
651	I	1-248	N,N-Dimethyloctadecylamine
652	I	1-249	3, 7-Dimethyloctan-3-ol
653	I	1-256	Dimethyl (1-phenylethyl)benzene
654	I	1-258	3-Mesityl-2-oxo-1-oxaspiro[4.4]non-3-en-4-yl 3, 3-dimethylbutanoate (synonym: Spiromesifen)
655	I	1-259	(RS)-N-[2-(1, 3-Dimethylbutyl)-3-thienyl]-1-methyl-3-(trifluoromethyl)-1H-pyrazole-4-carboxamide (synonym: Penhiopyrad)
656	I	1-261	2'-[(RS)-1, 3-Dimethylbutyl]-5-fluoro-1, 3-dimethylpyrazole-4-carboxanilide (synonym: Penflufen)
657	I	1-262	(E)-2-(4-tert-Butylphenyl)-2-cyano-1-(1, 3, 4-trimethylpyrazol-5-yl)vinyl 2, 2-dimethylpropanoate (synonym: Gynopgyrafen)
658	I	1-263	S-Benzyl N-(1, 2-dimethylpropyl)-N-ethylthiocarbamate (synonym: Esprocarb)
659	I	1-265	2, 2-Dimethyl-3-methylidenebicyclo[2.2.1]heptane (synonym: Camphene)
660	I	1-266	N'-[1, 1-Dimethyl-2-(methylsulfonyl)ethyl]-3-iodo-N-[2-methyl-4-[[1, 2, 2, 2-tetrafluoro-1-(trifluoromethyl)ethyl]phenyl]phthalamide (synonym: Flubendiamide)
661	I	1-267	1, 2-Dimethoxyethane
662	I	1-268	Methyl alpha-(4, 6-dimethoxy-2-pyrimidinylcarbamoylsulfamoyl)-o-toluate (synonym: Bensulfuron-methyl)
663	I	1-269	(RS)-7-(4, 6-Dimethoxypyrimidin-2-ylthio)-3-methyl-2-benzofuran-1(3H)-one (synonym: Pyrifthalid)
664	I	1-274	Organic tin compounds (except for Bis(tributyltin) oxide)
665	I	1-276	Cerium and its compounds
666	I	1-279	Thallium and its compounds
667	I	1-280	Silicon carbide
668	I	1-281	Lithium carbonate
669	I	1-283	Copper (I) thiocyanate
670	I	1-285	O-4-Cyanophenyl O, 0-dimethyl thiophosphate (synonym: Cyanophos or CYAP)
671	I	1-292	1, 1'-[[(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S)-4-[[5-Deoxy-2-O-[2-deoxy-2-(methylamino)-alpha-L-glucofuranosyl]-3-O-formyl-alpha-L-lyxofuranosyl]oxy]-2, 5, 6-trihydroxycyclohexane-1, 3-diy]]diguandine (synonym: Streptomycin)
672	I	1-293	Mixture of (2R, 3aS, 5aR, 6aS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR)-2-[(6-deoxy-2, 3, 4-tri-O-methyl-alpha-L-mannopyranosyl)oxy]-13-[[[4-(dimethylamino)-2, 3, 4, 6-tetra-deoxy-beta-D-erythro-hexopyranosyl]oxy]-9-ethyl-14-methyl-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-tetradecahydro-1H-as-indaceno[3, 2-d]oxacyclododecine-7, 15-dione (synonym: SpinosynA) and (2S, 3aR, 5aS, 6aS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS)-2-[(6-deoxy-2, 3, 4-tri-O-methyl-alpha-L-mannopyranosyl)oxy]-13-[[[4-(dimethylamino)-2, 3, 4, 6-tetra-deoxy-beta-D-erythro-hexopyranosyl]oxy]-9-ethyl-4, 14-dimethyl-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-tetradecahydro-1H-as-indaceno[3, 2-d]oxacyclododecine-7, 15-dione (synonym: SpinosynR) (synonym: Spinosad)
673	I	1-294	Decanal (synonym: Decyl aldehyde)
674	I	1-302	Tetrahydrofuran
675	I	1-304	Tetrafluoroethylene
676	I	1-305	Sodium 2, 2, 3, 3-tetrafluoropropionate (synonym: Tetrapion or Fluoropropionate-sodium)
677	I	1-307	Tetramethylammonium hydroxide
678	I	1-310	1-[(1R, 2R, 3S, 7R)-2, 6, 6, 8-Tetramethyltricyclo[5.3.1.0(1,5)]undec-8-en-9-yl]ethanone
679	I	1-311	Tellurium and its compounds
680	I	1-316	Dodecane-1-thiol
681	I	1-317	2-(N-Dodecyl-N,N-dimethylammonio)acetate
682	I	1-319	1, 3, 5-Triazine-2, 4, 6-triamine (synonym: Melamine)
683	I	1-320	Triisopropanolamine
684	I	1-322	Triethylamine
685	I	1-333	N-(Trichloromethylthio)-1, 2, 3, 6-tetrahydrophthalimide (synonym: Captan)
686	I	1-334	Tricyclo[5.2.1.0(2,6)]dec-4-en-3-yl propionate
687	I	1-338	Trimethylamine
688	I	1-339	Salt of trimethyl(octadecyl)ammonium
689	I	1-340	(E)-4-(2, 6, 6-Triethylcyclohex-1-en-1-yl)but-3-en-2-one
690	I	1-341	Salt of N,N,N-trimethyldodecan-1-aminium
691	I	1-342	Trimethylbenzene
692	I	1-343	Mixture of 2, 4, 4-trimethylpent-1-ene and 2, 4, 4-trimethylpent-2-ene
693	I	1-344	Trimethoxy-[3-(oxiran-2-ylmethoxy)propyl]silane
694	I	1-348	Sodium alkane sulfonate (limited to those alkene is C14-16 and mixture thereof) and sodium hydroxyalkane sulfonate (limited to those alkene is C14-16 and mixture thereof) and mixture thereof
695	I	1-349	Sodium 1-oxo-11ambda(5)-pyridine-2-thiolate
696	I	1-350	Sodium (dodecanoyloxy)benzenesulfonate
697	Specified Class I	1-353	Lead and its compounds
698	I	1-356	Nitrilotriacetic acid and its sodium salt
699	I	1-364	Paraformaldehyde
700	I	1-365	Salt of bis(alkyl) (dimethyl)ammonium (limited to those the alkyl group is linear chain and C12, 14, 16, 18 or 20 and the mixture thereof)
701	I	1-366	2, 4-Bis(isopropylamino)-6-methylthio-1, 3, 5-triazine (synonym: Prometryn)
702	I	1-368	Bis(2-ethylhexyl) (Z)-but-2-enedioate
703	I	1-372	Bis(2-sulfidopyridin-1-olato)copper
704	I	1-373	(1'-Bis[2-(thioxo-kappaS)-pyridin-1(2H)-olato-kappaO]zinc(II)
705	I	1-374	Bis(2, 2, 6, 6-tetramethyl-4-piperidyl) sebacate
706	Specified Class I	1-375	Bis(tributyltin) oxide
707	I	1-376	N,N-Bis(2-hydroxyethyl)alkanamide (limited to those the alkene is linear chain and C=8, 10, 12, 14, 16 or 18 and mixture thereof), (Z)-N,N-bis(2-hydroxyethyl)octadec-9-enamide and (9Z, 12Z)-N-bis(2-hydroxyethyl)octadec-9, 12-dienamide and mixture thereof
708	I	1-380	(1-Hydroxyethane-1, 1-diyl)diphosphonic acid and its potassium salt and sodium salt
709	I	1-385	Piperonal (synonym: Heliotropine)
710	I	1-394	Diocetyl phthalate
711	I	1-398	2-tert-Butylamino-4-cyclopropylamino-6-methylthio-1, 3, 5-triazine
712	I	1-400	tert-Butyl 2-ethylperoxyhexanoate
713	I	1-405	2-tert-Butylcyclohexyl acetate
714	I	1-406	4-tert-Butylcyclohexyl acetate
715	I	1-408	1-(5-tert-Butyl-1, 3, 4-thiadiazol-2-yl)-1, 3-dimethylurea (synonym: Tebuthiuron)
716	I	1-409	2-Methoxyethyl 2-(4-tert-butylphenyl)-2-cyano-3-oxo-3-(2-trifluoromethylphenyl)propanoate (synonym: Cyflumetofen)
717	I	1-410	3-(4-tert-Butylphenyl)propanal
718	I	1-411	3-(4-tert-Butylphenyl)-2-methylpropanal
719	I	1-412	2-tert-Butylphenol
720	I	1-416	2-tert-Butoxyethanol
721	I	1-418	Furfural
722	I	1-421	4-Bromo-2-(4-chlorophenyl)-1-ethoxymethyl-5-(trifluoromethyl)pyrrole-3-carbonitrile (synonym: Chlorfenapyr)
723	I	1-422	3-Bromo-N-(4-chloro-2-methyl-6-(methylcarbamoyl)phenyl)-1-(3-chloropyridin-2-yl)-1H-pyrazole-5-carboxamide (synonym: Chlorantraniliprole)
724	I	1-426	3-(3-Bromo-6-fluoro-2-methylindol-1-yl)sulfonyl-N,N-dimethyl-1, 2, 4-triazole-1-sulfonamide (synonym: Anisulbrom)
725	I	1-432	Hexahydro-1, 3, 5-tris(2-hydroxyethyl)-1, 3, 5-triazine
726	I	1-433	4, 6, 6, 7, 8-Hexamethyl-1, 3, 4, 6, 7, 8-hexahydrocyclopenta[<i>g</i>]isochromene
727	I	1-437	Hexanedihydrazide
728	I	1-438	Hexyl 2-hydroxybenzoate
729	I	1-439	1-Hexene
730	I	1-441	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-Heptachloro-2, 3-epoxy-2, 3, 3a, 4, 7a-hexahydro-4, 7-methano-1H-indene (synonym: Heptachlor epoxide)
731	I	1-442	Heptane
732	I	1-443	5-Heptyloxolan-2-one
733	I	1-446	Perfluorooctanoic acid (synonym: PFOA) and its salts
734	I	1-449	2-Benzylideneoctanal
735	I	1-454	3-(1, 3-Benzodioxol-5-yl)-2-methylpropanal
736	I	1-466	Acetic anhydride
737	I	1-472	Methyl isobutyl ketone
738	I	1-473	Methyl 2-(3-oxo-2-pentylcyclopentyl)acetate

JPSM (Japan PKTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
739	I	1-474	2-[Methyl-[(Z)-octadec-9-enoyl]amino]acetic acid (synonym: Oleoylsarcosine)
740	I	1-480	Sodium N-methyldithiocarbamate (synonym: Metam-sodium)
741	I	1-481	N-Methyldidecan-1-ylamine
742	I	1-483	2-Methylthio-4-ethylamino-6-(1,2-dimethylpropylamino)-s-triazine (synonym: Dimethametryn)
743	I	1-484	Methyl dodecanoate
744	I	1-485	(E)-3-Methyl-4-(2,6,6-trimethylcyclohex-2-en-1-yl)but-3-en-2-one
745	I	1-487	(RS)-1-Methyl-2-nitro-3-(tetrahydro-3-furylmethyl)guanidine (synonym: Dinotefuran)
746	I	1-489	N-Methyl-2-pyrrolidone
747	I	1-490	2-Methylpropane-2-thiol
748	I	1-492	Reaction products of 3-methylpent-3-en-2-one and 3-methylidene-7-methylocta-1,6-diene which contains 80 wt% or more of the mixture of 1-(2,3,8,8-tetramethyl-1,2,3,4,5,6,7,8-octahydro-2-naphthyl)ethanone, 1-(2,3,8,8-tetramethyl-1,2,3,4,6,7,8,8a-octahydro-2-naphthyl)ethanone and 1-(2,3,8,8-tetramethyl-1,2,3,5,6,7,8,8a-octahydro-2-naphthyl)ethanone
749	I	1-499	3-Methoxyaniline
750	I	1-500	(E)-2-Methoxymino-N-methyl-2-(2-phenoxyphenyl)acetamide (synonym: Metoninostrobin)
751	I	1-501	2-(2-Methoxyethoxy)ethanol
752	I	1-504	1-Methoxy-2-(2-methoxyethoxy)ethane
753	I	1-506	(2,4,4-Trimethylpentane) sulfide
754	I	1-507	Dimethyl sulfate
755	II	2-002	2-Hydroxypropyl acrylate
756	II	2-004	2-Amino-3-chloro-1,4-naphthoquinone (synonym: AQN)
757	II	2-005	Isopropylammonium (RS)-2-(4-isopropyl-4-methyl-5-oxo-2-imidazolin-2-yl)nicotinate (synonym: Imazapyr or Imazapyr-isopropylammonium)
758	II	2-008	Ethyl methyl ketone peroxide
759	II	2-009	6-Ethoxy-1,2-dihydro-2,2,4-trimethylquinoline (synonym: Ethoxiquin)
760	II	2-013	Benzoyl chloride
761	II	2-014	Octane
762	II	2-015	Octane-1-thiol
763	II	2-016	(2-Chloroethyl)triethylammonium chloride
764	II	2-017	Chlorocyclohexane
765	II	2-019	1-[4-[2-Chloro-4-(trifluoromethyl)phenoxy]-2-fluorophenyl]-3-(2,6-difluorobenzoyl)urea (synonym: Flufenoxuron)
766	II	2-022	(E)-N-[(6-Chloro-3-pyridyl)methyl]-N-ethyl-N-methyl-2-nitroethene-1,1-diamine (synonym: Nitenpyram)
767	II	2-025	N-(4-Chlorophenyl)-1-cyclohexene-1,2-dicarboximide (synonym: Chlorphthalim)
768	II	2-026	1-(4-Chlorophenyl)-3-(2,6-difluorobenzoyl)urea (synonym: Diflubenzuron)
769	II	2-027	4-[3-(4-Chlorophenyl)-2-(3,4-dimethoxyphenyl)acryloyl]morpholine (synonym: Dimethomorph)
770	II	2-029	4-Chlorophenyl 2,4,5-trichlorophenyl sulfone (synonym: Tetradifon)
771	II	2-031	[2-[3-(4-Chlorophenyl)propyl]-2,4,4-trimethyl-1,3-oxazolidin-3-yl] (1H-imidazol-1-yl)methanone
772	II	2-032	3-Chloro-1,2-propanediol
773	II	2-034	(5-Chloro-2-methoxy-4-methylpyridin-3-yl) (2,3,4-trimethoxy-6-methylphenyl)methanone (synonym: Pyriofenone)
774	II	2-038	(RS)-alpha-Cyano-3-phenoxybenzyl N-(2-chloro-alpha, alpha, alpha-trifluoro-p-tolyl)-D-valinate (synonym: Fluralinata)
775	II	2-039	alpha-Cyano-3-phenoxybenzyl 3-(2,2-dichlorovinyl)-2,2-dimethylcyclopropanecarboxylate (synonym: Cypermethrin)
776	II	2-043	1-[2-(Cyclopropylcarbonyl)anilinosulfonyl]-3-(4,6-dimethoxypyrimidin-2-yl)urea (synonym: Cyclosulfamuron)
777	II	2-044	4-Cyclopropyl-6-methyl-N-phenylpyrimidin-2-amine (synonym: Cyprodinil)
778	II	2-054	[3-(4,5-Dihydroisoxazol-3-yl)-4-methyl-2-methylphenyl] (5-hydroxy-1-methylpyrazol-4-yl)methanone
779	II	2-057	2',4'-Difluoro-2-(3-trifluoromethylphenoxy)nicotinamide
780	II	2-059	3,7-Dimethylocta-1,6-dien-3-yl acetate (synonym: Linalyl acetate)
781	II	2-060	(E)-3,7-Dimethylocta-2,6-dien-1-ol (synonym: Geraniol)
782	II	2-061	S,S'-Dimethyl 2-difluoromethyl-4-isobutyl-6-trifluoromethylpyridine-3,5-dicarbothioate (synonym: Dithiopyr)
783	II	2-062	N,N-Dimethyltetradecan-1-amine
784	II	2-063	(RS)-N-[(2-(3,5-Dimethylphenoxy)-1-methylethyl)-6-(1-fluoro-1-methylethyl)-1,3,5-triazine-2,4-diamine (synonym: Triaziflam)
785	II	2-064	3-(2,4-Dichlorophenyl)-2-oxo-1-oxaspiro[4.5]dec-3-en-4-yl 2,2-dimethylbutanoate (synonym: Spirodiclofen)
786	II	2-068	Decahydronaphthalene
787	II	2-072	1,3,5-Tri[3-(dimethylamino)propyl]hexahydro-1,3,5-triazine
788	II	2-073	2,4,6-Trinitrotoluene
789	II	2-075	Mixture of (1R,2R,4R)-1,7,7-trimethylbicyclo[2.2.1]heptan-2-yl acetate and (1S,2S,4S)-1,7,7-trimethylbicyclo[2.2.1]heptan-2-yl acetate (synonym: Isobornyl acetate)
790	II	2-079	Nitroethane
791	II	2-081	Nonane
792	II	2-082	2,2-Bis(bromomethyl)propane-1,3-diol (synonym: Dibromoneopentyl glycol)
793	II	2-084	Trizinc bis(phosphate)
794	II	2-085	Propyl 4-hydroxybenzoate (synonym: Propyl p-hydroxybenzoate)
795	II	2-086	(Z)-3-Hexenyl 2-hydroxybenzoate
796	II	2-089	2-Phenoxyethyl isobutyrate
797	II	2-090	Phenothiazine
798	II	2-091	But-2-yne-1,4-diol
799	II	2-093	Diisobutyl phthalate
800	II	2-095	Diisodecyl phthalate
801	II	2-096	N-Butyl-N-ethyl-alpha, alpha, alpha-trifluoro-2,6-dinitro-p-toluidine (synonym: Bethrodine or Benfluralin)
802	II	2-098	3-(5-tert-Butyl-1,2-oxazol-3-yl)-1,1-dimethylurea (synonym: Isouron)
803	II	2-099	3-Iodo-2-propenyl N-butylcarbamate

A list annotated with CAS Registry Numbers (CAS RNs) is publicly available from the National Institute of Technology and Evaluation (NITE), an independent administrative agency.

https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/cmplinflist_e_trans-654dnNm-654SiNCNm-654SiRgNm-654CtFl-654MdDpt-654DfPcT-654MdT-654dDelMd-654ngLmgMd-1

付属資料

付属資料 1	化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド（2024 年更新版）
付属資料 2-1	化管法 SDS 制度に基づく輸入事業者における SDS 提供時の留意点
付属資料 2-2	【解説資料 本紙】 Introduction to the SDS System in Japan
付属資料 2-3	【解説資料 別紙 1】 Appendix1 PRTR-SDS Law Chemical List
付属資料 2-4	【解説資料 別紙 2】 Appendix2 SDS format (JIS Z 7253 2019)
付属資料 2-5	【解説資料 別紙 3】 Appendix3 Methods for Verifying Target Substances Using NITE-CHRIP
付属資料 2-6	【解説資料 本紙（日本語版）】 日本における SDS 制度の紹介
付属資料 2-7	【解説資料 別紙 3（日本語版）】 NITE-CHRIP による対象物質の確認方法

Product ID
Created date
Updated date
Judgment rule
Corresponding UN GHS Rev.6

Safety Data Sheet (SDS)

1. Chemical product and company identification

Chemical product name
Product code
The supplier company name
Address
Telephone number
E-mail address
Fax number
Emergency telephone number
Recommended uses
Restrictions on use
The information on domestic man
Notes

2. Hazard identification

GHS classification

Physical hazards

Explosives
Flammable gases
Aerosols
Oxidizing gases
Gas under pressure
Flammable liquids
Flammable solids
Self-reactive substance and mixtures
Pyrophoric liquids
Pyrophoric solids
Self-heating substances and mixtures
Substances and mixtures which, in contact with water, emit flammable gases
Oxidizing liquids
Oxidizing solids
Organic peroxides
Corrosive to metals
Desensitize explosives
Acute toxicity (oral)
Acute toxicity (dermal)
Acute toxicity (Inhalation Gases)

Health hazards

Acute toxicity (Inhalation Vapors)

Acute toxicity (Inhalation Dusts and mists)
Skin corrosion/irritation
Serious eye damage/eye irritation

Respiratory sensitization
Skin sensitization
Germ cell mutagenicity
Carcinogenicity
Reproductive toxicity
Reproductive toxicity, effects on or via lactation
Specific target organ toxicity (single exposure)
Specific target organ toxicity (repeated exposure)
Aspiration hazard

Environmental hazards

Hazardous to the aquatic environment Short-term(acute)

Hazardous to the aquatic environment Long-term(chronic)

Hazardous to the ozone layer

GHS Label element

Pictograms

Signal words
Hazard statement
Precautionary statement
Safety measures
First-Aid Measures
Storage
Disposal
Other hazards which do not relate to or result in GHS classification
Important symptoms
Overview of anticipated emergency
Notes

3. Composition/information on ingredients

Substance or mixture

Substance name/Mixture (product) name General name Common name Synonym CAS Registry Number Other identifiers Concentration or concentration ranges Conditions Molecular formula (Molecular weight) Structure MITI number ISHA number Impurities and stabilizing additives Notes
4 . First-aid measures If inhaled If on skin If in eyes If swallowed Most important symptoms of acute Most important symptoms of delayed Advice for the protection of first-aid Special notes to an attending doctor Notes
5 . Fire-fighting measures Suitable extinguishing media Unsuitable extinguishing media Specific hazards arising from the chemical Specific fire-fighting measures Special protective equipment for fire-fighting Precautionary measures for fire-fighting Notes
6 . Accidental release measures Personal precautions Protective equipment Emergency procedures Environmental precautions Method and materials for containment Method and materials for cleaning Secondary disaster prevention measures Notes
7 . Handling and storage Handling technical measures Handling safe handling practice Handling prevention of contact Handling sanitary measures Storage conditions for safe storage Storage safe packaging material Notes
8 . Exposure controls and personal protection Permissible concentration Administrative levels Engineering controls PPE (Respiratory protection) PPE (Hand protection) PPE (Eye/face protection) PPE (Skin protection) Special requirements Notes
9 . Physical and chemical properties Physical state Colour Odour Melting point/freezing point Boiling point or initial boiling point Flammability Lower and upper explosion limit/flash Flash point Auto-ignition temperature Decomposition temperature pH Kinematic viscosity Solubility Partition coefficient n-octanol/water Vapour pressure Density and/or relative density Relative vapour density Particle characteristics Other data Notes
10 . Stability and reactivity Reactivity Chemical stability Possibility of hazardous reactions Conditions to avoid Incompatible materials Hazardous decomposition product Notes

1 1 . Toxicological information Acute toxicity (oral) Acute toxicity (dermal) Acute toxicity (Inhalation Gases) Acute toxicity (Inhalation Vapors) Acute toxicity (Inhalation Dusts and mists) Skin corrosion/irritation Serious eye damage/eye irritation Respiratory sensitization Skin sensitization Germ cell mutagenicity Carcinogenicity Reproductive toxicity Reproductive toxicity, effects on or via lactation Specific target organ toxicity (single exposure) Specific target organ toxicity (repeated exposure) Aspiration hazard Notes											
1 2 . Ecological information Hazardous to the aquatic environment Short-term(acute) Hazardous to the aquatic environment Long-term(chronic) Toxicity Persistence Degradability Bioaccumulative potential Mobility in soil Hazardous to the ozone layer Notes											
1 3 . Disposal consideration Information for environmentally p Waste from residues (chemical prc Contaminated container/packagin Notes											
1 4 . Transport information International regulations <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>UN Number</td></tr> <tr><td>UN proper shipping name</td></tr> <tr><td>UN classification (Hazard class or division)</td></tr> <tr><td>UN classification (Subsidiary hazard)</td></tr> <tr><td>UN Packing group</td></tr> <tr><td>Marine pollutant (Applicable or Not applicable)</td></tr> <tr><td>Noxious liquid substances transported in bulk according to MARPOL 7378, Annex II, and the IBC Code (Applicable or Not applicable)</td></tr> </table> Domestic regulations <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>Maritime transport</td></tr> <tr><td>Air transport</td></tr> <tr><td>Land transport</td></tr> </table> ERG guide No. * *Based on the Emergency Response Guidebook (ERG) A Guidebook for First Responders During the Initial Phase of a Dangerous Goods/Hazardous Materials Transportation Incident published by Department of Transportation (US DOT). Special safety measures with trans Other precautions Notes		UN Number	UN proper shipping name	UN classification (Hazard class or division)	UN classification (Subsidiary hazard)	UN Packing group	Marine pollutant (Applicable or Not applicable)	Noxious liquid substances transported in bulk according to MARPOL 7378, Annex II, and the IBC Code (Applicable or Not applicable)	Maritime transport	Air transport	Land transport
UN Number											
UN proper shipping name											
UN classification (Hazard class or division)											
UN classification (Subsidiary hazard)											
UN Packing group											
Marine pollutant (Applicable or Not applicable)											
Noxious liquid substances transported in bulk according to MARPOL 7378, Annex II, and the IBC Code (Applicable or Not applicable)											
Maritime transport											
Air transport											
Land transport											
1 5 . Regulatory information Industrial Safety and Health Act (ISHA) Law concerning PRTR-SDS Poisonous and Deleterious Substances Control Act (PDSCA) Other regulations in Japan Regulations in other countries Notes											
1 6 . Other information Information which may be important from a safety point of view but not specifically relevant to previous headings Literature references Notes											

付属資料

付属資料 1	化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド（2024 年更新版）
付属資料 2-1	化管法 SDS 制度に基づく輸入事業者における SDS 提供時の留意点
付属資料 2-2	【解説資料 本紙】 Introduction to the SDS System in Japan
付属資料 2-3	【解説資料 別紙 1】 Appendix1 PRTR-SDS Law Chemical List
付属資料 2-4	【解説資料 別紙 2】 Appendix2 SDS format (JIS Z 7253 2019)
付属資料 2-5	【解説資料 別紙 3】 Appendix3 Methods for Verifying Target Substances Using NITE-CHRIP
付属資料 2-6	【解説資料 本紙（日本語版）】 日本における SDS 制度の紹介
付属資料 2-7	【解説資料 別紙 3（日本語版）】 NITE-CHRIP による対象物質の確認方法

Methods for Verifying Target Substances Using NITE-CHRIP

1. Substances and Products Requiring SDS Provision

Designated chemical substances subject to the PRTR-SDS Law can be confirmed through “NITE-CHRIP,” a database operated by the National Institute of Technology and Evaluation (NITE). The specific steps for verification are as follows:

1.1. Act on Confirmation, etc. of Release Amounts of Specific Chemical Substances in the Environment and Promotion of Improvements to the Management Thereof (PRTR-SDS Law)

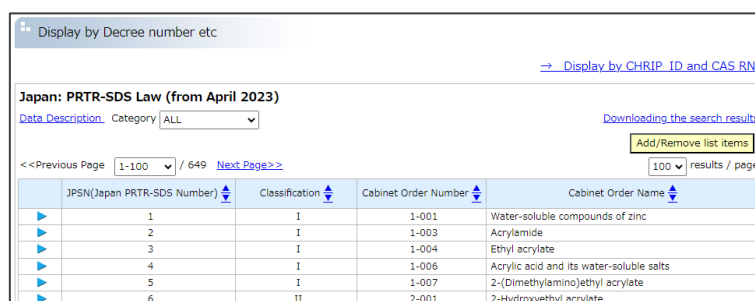
Under the PRTR-SDS Law, for products that contain designated chemical substances (Class I Designated Chemical Substances or Class II Designated Chemical Substances) and do not fall under any of the categories listed below, the provision of an SDS is required:

- Products with a low content of designated chemical substances,
- Solid products (excluding powders or granules),
- Products used in a sealed condition,
- Consumer products,
- Recycled resources.

To verify whether a substance is regulated under the PRTR-SDS Law, please refer to the list provided on NITE-CHRIP (Figure 1). For threshold values, check the “Classification” column and compare it against the following criteria:

[Correspondence Between Classification and Threshold Values]

- Specified Class I: 0.1 mass% or higher
- Class I, Class II: 1 mass% or higher



JPSN(Japan PRTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
1	I	1-001	Water-soluble compounds of zinc
2	I	1-003	Acrylamide
3	I	1-004	Ethyl acrylate
4	I	1-006	Acrylic acid and its water-soluble salts
5	I	1-007	2-(Dimethylamino)ethyl acrylate
6	II	2-001	2-Hydroxyethyl acrylate

Figure 1 Japan: PRTR-SDS Law (from April 2023)¹

1.2. Industrial Safety and Health Act (ISHA)

Under the Industrial Safety and Health Act (ISHA), products containing hazardous or harmful substances for which labeling and notification are required (i.e., substances subject

¹ NITE-CHRIP (https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhcSpLst?e_trans=&slScNm=RJ_02_002)

to labeling and SDS provision) fall within the scope of regulation. However, products primarily intended for general consumer use are excluded, including:

- 1) Pharmaceuticals, quasi-drugs, and cosmetics regulated under the Act on Pharmaceuticals and Medical Devices (PMD Act).
- 2) Pesticides regulated under the Pesticide Control Act.
- 3) Products that remain in a solid state during their handling by workers and do not convert into powder or granules.
- 4) Products that remain sealed during handling.
- 5) Foodstuffs in the condition in which they are supplied to general consumers. However, if the product and its labeling present a potential risk of worker exposure, such products are not exempt.
- 6) Products labeled in accordance with the Household Goods Quality Labeling Act or other products intended for personal or household use by general consumers. However, products intended for professional use—such as industrial detergents—are not exempt, even if general consumers are able to purchase them through normal channels.

For details on which substances are regulated, please refer to the NITE-CHRIIP list shown in Figure 3. Thresholds and other detailed information can be found by checking the “Japan ISHA: Chemical Substances Requiring Labeling and Delivery of Documents, etc.” in the individual substance listings (Figure 4).

Implementation	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
Effective on or before March 31, 2025	Attached Table 3-1-1 of Cabinet order	Dichlorobenzidine and its salts
Effective on or before March 31, 2025	Attached Table 3-1-2 of Cabinet order	alpha-Naphthylamine and its salts
Effective on or before March 31, 2025	Attached Table 3-1-3 of Cabinet order	Polychlorinated biphenyl (synonym: PCB)
Effective on or before March 31, 2025	Attached Table 3-1-4 of Cabinet order	o-Tolidine and its salts
Effective on or before March 31, 2025	Attached Table 3-1-5 of Cabinet order	Dianisidine and its salts

Figure 2 Japan ISHA: Chemical Substances Requiring Labeling and Delivery of Documents, etc.²

Cabinet Order Number	Attached Table 3-1-1 of Cabinet order	Implementation	Effective on or before March 31, 2025
Cabinet Order Name	Dichlorobenzidine and its salts		
Range of Application for Label (weight %)	>=0.1		
Range of Application for SDS (weight %)	>=0.1		

Figure 3 Detailed Information on Substances Subject to SDS Requirements

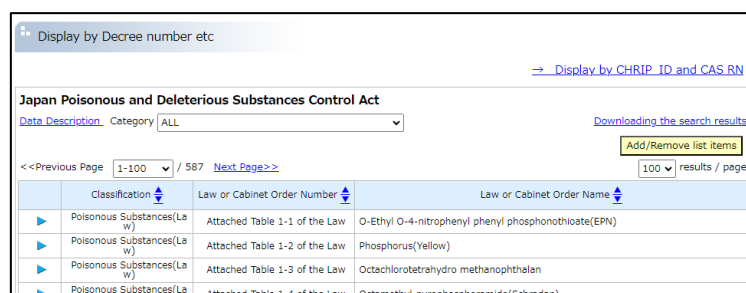
² NITE-CHRIIP (https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?e_trans=&slScNm=RJ_04_021&cngLngMd=1)

1.3. Poisonous and Deleterious Substances Control Act

Under the Poisonous and Deleterious Substances Control Act (PDSCA), the provision of an SDS is required for any substance classified as either “poisonous” or “deleterious.” However, the following cases are exempt from coverage:

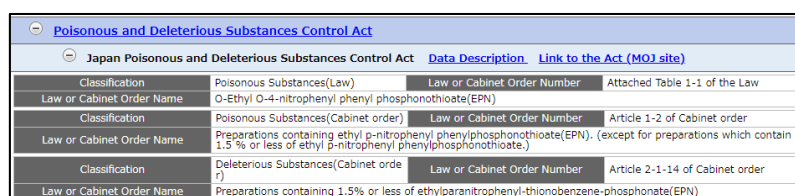
- 1) Cases where 200 milligrams or less of a deleterious substance is sold or otherwise transferred in a single transaction.
- 2) Cases where products listed in the upper column of Appendix 1 of the Enforcement Order for the Poisonous and Deleterious Substances Control Act are sold or otherwise transferred primarily for general consumer use in daily life.

For information on which substances are regulated, please refer to the NITE-CHRIP list shown in Figure 5. Detailed threshold values and other information can be found by checking the “Japan Poisonous and Deleterious Substances Control Act” entry within the individual substance listings (Figure 6).



Classification	Law or Cabinet Order Number	Law or Cabinet Order Name
Poisonous Substances(Law)	Attached Table 1-1 of the Law	O-Ethyl O-4-nitrophenyl phenyl phosphonothioate(EPN)
Poisonous Substances(Law)	Attached Table 1-2 of the Law	Phosphorus(Yellow)
Poisonous Substances(Law)	Attached Table 1-3 of the Law	Octachlorotetrahydro methanophthalan
Poisonous Substances(Law)	Attached Table 1-4 of the Law	Octamethyl-pyrophosphoramide(Schradan)

Figure 4 Japan Poisonous and Deleterious Substances Control Act³



Classification	Law or Cabinet Order Number	Law or Cabinet Order Name
Poisonous Substances(Law)	Attached Table 1-1 of the Law	O-Ethyl O-4-nitrophenyl phenyl phosphonothioate(EPN)
Poisonous Substances(Cabinet order)	Article 1-2 of Cabinet order	Preparations containing ethyl p-nitrophenyl phenylphosphonothioate(EPN). (except for preparations which contain 1.5 % or less of ethyl p-nitrophenyl phenylphosphonothioate.)
Deleterious Substances(Cabinet order)	Article 2-1-14 of Cabinet order	Preparations containing 1.5% or less of ethylparanitrophenyl-thionobenzene-phosphonate(EPN)

Figure 5 Detailed Information on Substances Subject to SDS Requirements

³ NITE-CHRIP (https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?e_trans=&slScNm=RJ_03_001&cngLngMd=1)

付属資料

付属資料 1	化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド（2024 年更新版）
付属資料 2-1	化管法 SDS 制度に基づく輸入事業者における SDS 提供時の留意点
付属資料 2-2	【解説資料 本紙】 Introduction to the SDS System in Japan
付属資料 2-3	【解説資料 別紙 1】 Appendix1 PRTR-SDS Law Chemical List
付属資料 2-4	【解説資料 別紙 2】 Appendix2 SDS format (JIS Z 7253 2019)
付属資料 2-5	【解説資料 別紙 3】 Appendix3 Methods for Verifying Target Substances Using NITE-CHRIP
付属資料 2-6	【解説資料 本紙（日本語版）】 日本における SDS 制度の紹介
付属資料 2-7	【解説資料 別紙 3（日本語版）】 NITE-CHRIP による対象物質の確認方法

日本における SDS 制度の紹介

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課

1. GHS の背景と日本での取り扱い

化学品における危険有害性情報の表示・伝達に関する国際的なルールとして「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(GHS) が採択されており、国連 GHS 文書に基づき運用されています。

日本では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)¹及び「労働安全衛生法」(安衛法)並びに「毒物及び劇物取締法」(毒劇法)の3法令で、対象物質について **SDS の提供が義務**付けられています。

2. 日本における SDS 制度の概要

日本において SDS の運用方法は、日本産業規格 (JIS) 「JIS Z 7253 : 2019 Hazard Communication of Chemicals Based on GHS - Labelling and Safety Data Sheet(SDS)」² で規定されています。

なお、国連 GHS 文書では Building block approach という、各国の法令の実情を考慮して、国連 GHS 文書に記載されている全てのルールを必ずしも取り入れなくてもよいとする方式が採用されています。国連 GHS 文書改訂 6 版³に準拠しています。

日本における SDS 運用方法の詳細につきましては、JIS Z 7253 : 2019、国連 GHS 文書第 6 版をご参照ください。

2.1. 化管法の概要と SDS による情報伝達時の留意点

化管法は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律である。化管法に基づく SDS 制度では、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、指定化学物質 (第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質) 又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する時までに、その特性及び取扱いに関する情報 (SDS) を事前に提供することを義務付けるとともに、ラベルによる表示に努めるよう規定しています。別紙 1 に化管法の指定化学物質の一覧を記載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

また、SDS の作成は JIS Z 7253 に準拠することを努力義務としています。別紙 2 に JIS Z 7253 : 2019 に準拠した SDS のフォーマットを記載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

SDS 記載時には以下の事項にご留意ください。

化管法の指定化学物質を規定含有率以上含有している製品については、項目 3 もしくは

¹ Act on the Assessment of Releases of Specified Chemical Substances in the Environment and the Promotion of Management Improvement (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/4041>)

² 日本規格協会「JIS Z 7253:2019 GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)」(https://webdesk.jsa.or.jp/books/W11M0090/index/?bunsyo_id=JIS+Z+7253%3A2019)

³ UNECE「Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (GHS) Sixth revised edition」(<https://unece.org/ghs-rev6-2015>)

項目 15 において、政令で規定している指定化学物質名称、指定化学物質の種別、含有率（有効数字 2 桁）を記載してください。

※物質の名称については、秘密保持契約等の締結に関わらず、政令で規定している名称を記載しなければならない点にご留意ください。よくある質問については経済産業省 HP⁴をご参照ください。

2.2. 安衛法の概要と SDS による情報伝達時の留意点

安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的とした法律です。安衛法では、労働者に危険や健康障害を及ぼすおそれのある物質について、事業者及び労働者がその危険有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みとして、ラベル・SDS による情報伝達及びリスクアセスメントを行うべきことを規定しています。

化管法とは対象となる物質や要求される記載事項が異なるため、注意してください。よくある質問については厚生労働省 HP⁵をご参照ください。

2.3. 毒劇法の概要と留意点

毒劇法は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことを目的とした法律です。毒劇法では、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないよう、毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、毒劇物の情報提供、販売又は授与（譲渡）の際の手續、盗難・紛失・漏洩等防止の対策、運搬・廃棄時の基準等を規定しています。

毒劇法の表示が必要となるなど、化管法とは対象となる物質や要求される記載事項が異なるため、注意してください。

3. SDS 提供対象物質・製品

対象となる指定化学物質は独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）が運営する NITE-CHRIP⁶にて確認することができます。NITE-CHRIP を用いた確認方法は、別紙 3 に記載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

4. SDS 関連法令

その他輸送関連の条約・法令では、SDS の形式には限らないものの、安全な運送に必要な情報の通知義務が存在します。例えば、航空法及び船舶安全法（危険物船舶運送及び貯蔵規則）では、荷送人から船長に対して危険物明細書の交付義務があるため、SDS の記載情報を活用することができます。

必要に応じて、参考資料をご活用ください。

⁴ 経済産業省 化管法 SDS 制度に関する Q & A
(https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html)

⁵ 厚生労働省 化学物質対策に関する Q & A（ラベル・SDS 関係）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html)

⁶ NITE-CHRIP (https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrp/chrp_search/systemTop)

4.1. 参考資料

日本貿易関係手続簡易化協会「危険物明細書標準書式及び輸送文書記載要領」
([202106151005158407.pdf \(jastpro.org\)](#))

付属資料

付属資料 1	化管法に基づく SDS・ラベル作成ガイド（2024 年更新版）
付属資料 2-1	化管法 SDS 制度に基づく輸入事業者における SDS 提供時の留意点
付属資料 2-2	【解説資料 本紙】 Introduction to the SDS System in Japan
付属資料 2-3	【解説資料 別紙 1】 Appendix1 PRTR-SDS Law Chemical List
付属資料 2-4	【解説資料 別紙 2】 Appendix2 SDS format (JIS Z 7253 2019)
付属資料 2-5	【解説資料 別紙 3】 Appendix3 Methods for Verifying Target Substances Using NITE-CHRIP
付属資料 2-6	【解説資料 本紙（日本語版）】 日本における SDS 制度の紹介
付属資料 2-7	【解説資料 別紙 3（日本語版）】 NITE-CHRIP による対象物質の確認方法

NITE-CHRIIP による対象物質の確認方法

1. SDS 提供対象物質・製品

対象となる指定化学物質は独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）が運営する **NITE-CHRIIP¹**にて確認することができます。

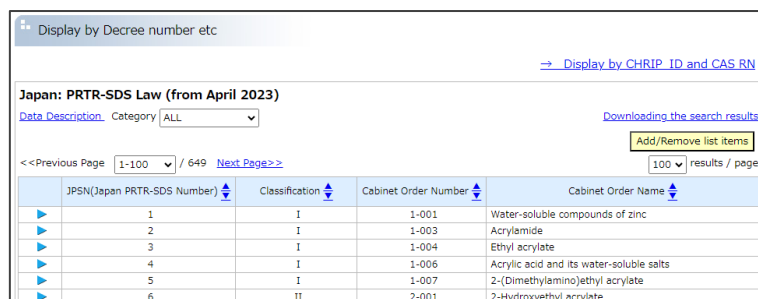
具体的な確認方法は以下のとおりです。

1.1. Act on Confirmation, etc. of Release Amounts of Specific Chemical Substances in the Environment and Promotion of Improvements to the Management Thereof (PRTR-SDS Law)

化管法では、**指定化学物質（第一種指定化学物質、第二種指定化学物質）**を含み、以下のいずれにも該当しない製品が SDS 制度の対象製品となります。

- ✓ 対象化学物質の含有量が少ないもの
- ✓ 固形物（粉状や粒上のものを除く）
- ✓ 密封された状態で使用する製品
- ✓ 一般消費者用の製品
- ✓ 再生資源

対象物質については、図 1 に示す NITE-CHRIIP のリストを参照し、閾値については Classification 列と以下の対応関係を照合してください。



JPSN(Japan PRTR-SDS Number)	Classification	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
1	I	1-001	Water-soluble compounds of zinc
2	I	1-003	Acrylamide
3	I	1-004	Ethyl acrylate
4	I	1-006	Acrylic acid and its water-soluble salts
5	I	1-007	2-(Dimethylamino)ethyl acrylate
6	II	2-001	2-Hydroxyethyl acrylate

図 1 Japan: PRTR-SDS Law (from April 2023)²

【Classification と閾値の対応関係】

Specified Class I : 0.1 質量%以上

I、II : 1 質量%以上

1.2. Industrial Safety and Health Act (ISHA)

安衛法では、**名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（ラベル表示・SDS 交付義務対象物質）**を含むものが該当します。

なお、主として一般消費者の生活の用に供するための製品は対象外となります。

- ① 医薬品医療機器等法に定められている医薬品、医薬部外品、化粧品
- ② 農薬取締法に定められている農薬

¹ NITE-CHRIIP (https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/systemTop)

² NITE-CHRIIP (https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpcLst?e_trans=&slScNm=RJ_02_002)

- ③ 労働者による取扱いの過程で固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品
- ④ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品
- ⑤ 一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、労働者が表示対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては適用除外となりません。
- ⑥ 家庭用品品質表示法に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品。ただし、いわゆる業務用洗剤等の業務に使用することが想定されている製品は、一般消費者も入手可能な方法で譲渡・提供されているものであっても適用除外とはなりません。

対象物質については、図 2 に示す NITE-CHRIP のリストを参照し、閾値等の詳細は図 3 に示す個別物質の「Japan ISHA: Chemical Substances Requiring Labeling and Delivery of Documents, etc」を確認してください。

Implementation	Cabinet Order Number	Cabinet Order Name
Effective on or before March 31, 2025	Attached Table 3-1-1 of Cabinet Order	Dichlorobenzidine and its salts
Effective on or before March 31, 2025	Attached Table 3-1-2 of Cabinet Order	alpha-Naphthylamine and its salts
Effective on or before March 31, 2025	Attached Table 3-1-3 of Cabinet Order	Polychlorinated biphenyl (synonym: PCB)
Effective on or before March 31, 2025	Attached Table 3-1-4 of Cabinet Order	o-Tolidine and its salts
Effective on or before March 31, 2025	Attached Table 3-1-5 of Cabinet Order	Dianisidine and its salts
Effective on or before March 31, 2025	Attached Table 3-1-6 of Cabinet Order	

図 2 Japan ISHA: Chemical Substances Requiring Labeling and Delivery of Documents, etc.³

Cabinet Order Number	Attached Table 3-1-1 of Cabinet Order	Implementation	Effective on or before March 31, 2025
Cabinet Order Name	Dichlorobenzidine and its salts		
Range of Application for Label (weight %)	≥0.1		
Range of Application for SDS (weight %)	≥0.1		

図 3 SDS 提供義務がかかる物質の詳細

1.3. Poisonous and Deleterious Substances Control Act

毒劇法では、毒物又は劇物に該当する場合 SDS の提供が義務となります。

なお、以下に該当する場合、対象外となります。

- ① 一回につき二百ミリグラム以下の劇物を販売し、又は授与する場合
- ② 毒物及び劇物取締法施行令別表第一の上欄に掲げる物を主として生活の用に供する一般消費者に対して販売し、又は授与する場合

対象物質については、図 4 に示す NITE-CHRIP のリストを参照し、閾値等の詳細は図 5 に示す個別物質の「Japan Poisonous and Deleterious Substances Control Act」を確認してください。

³ NITE-CHRIP (https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpcLst?e_trans=&slScNm=RJ_04_021&cngLngMd=1)

Display by Decree number etc

[→ Display by CHRIP ID and CAS RN](#)

Japan Poisonous and Deleterious Substances Control Act

Data Description Category: ALL

[Downloading the search results](#)

Add/Remove list items

<<Previous Page 1-100 / 587 Next Page>>

Classification	Law or Cabinet Order Number	Law or Cabinet Order Name
Poisonous Substances(Law)	Attached Table 1-1 of the Law	O-Ethyl O-4-nitrophenyl phenyl phosphonothioate(EPN)
Poisonous Substances(Law)	Attached Table 1-2 of the Law	Phosphorus(Yellow)
Poisonous Substances(Law)	Attached Table 1-3 of the Law	Octachlorotetrahydro methanophthalan
Poisonous Substances(Law)	Attached Table 1-4 of the Law	Octamethyl-pyrophosphoramide(Schradan)

図 4 Japan Poisonous and Deleterious Substances Control Act⁴

Poisonous and Deleterious Substances Control Act			
Japan Poisonous and Deleterious Substances Control Act			
Classification	Law or Cabinet Order Number	Law or Cabinet Order Name	
Poisonous Substances(Law)	Attached Table 1-1 of the Law	O-Ethyl O-4-nitrophenyl phenyl phosphonothioate(EPN)	
Classification	Law or Cabinet Order Number	Law or Cabinet Order Name	
Poisonous Substances(Cabinet order)	Article 1-2 of Cabinet order	Preparations containing ethyl p-nitrophenyl phenylphosphonothioate(EPN). (except for preparations which contain 1.5 % or less of ethyl p-nitrophenyl phenylphosphonothioate.)	
Classification	Law or Cabinet Order Number	Law or Cabinet Order Name	
Deleterious Substances(Cabinet order)	Article 2-1-14 of Cabinet order	Preparations containing 1.5% or less of ethylparanitrophenyl-thionobenzene-phosphonate(EPN)	

図 5 SDS 提供義務がかかる物質の詳細

⁴ NITE-CHRIP (https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrp/chrp_search/intSrhSpLst?e_trans=&slScNm=RJ_03_001&cngLngMd=1)